

平成 29 年度文化庁委託事業

「ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンシング環境等に関する調査研究」

ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度
及びライセンシング環境等に関する調査研究
報告書

平成 30 年 3 月

株式会社博報堂

目 次

1 本調査の目的と実施方法	8
1.1 背景と目的	8
1.2 調査の実施方法	9
1.2.a 調査方法	9
1.2.b 実施体制	10
1.2.c 委員会構成員	11
2 先行調査等	12
2.1 主な先行調査	12
2.2 用語の整理	14
2.3 参考文献一覧	15
3. 各国制度等の整理	20
3.1 各国制度等の整理と比較	20
3.1.a 権利制限規定等の法制度及び運用実態	20
3.1.b 補償金・ライセンス料	24
3.1.c 補償金額等の決定方法	24
4. イギリス調査	43
4.0 サマリー	43
4.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等	43
4.0.b 運用実態等	43
4.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発	45
4.1 ICT 活用教育の概況	47
4.2 権利制限規定等の法制度	49
4.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	50
4.2.b 徴収・分配団体に係る規定	53
4.3 補償金制度	54
4.4 ライセンス制度	54
4.4.a ライセンス制度の概況	54
4.4.b 権利制限規定とライセンス制度の関係	56
4.4.c 主な集中管理団体の概況	56

4.4.d 対象教育機関	59
4.4.e ライセンス料.....	60
4.4.f ライセンス料の決定過程.....	62
4.4.g ライセンス料の徴収.....	63
4.4.h ライセンス料の分配.....	63
4.4.i 利用実態調査等.....	65
4.5 ガイドライン等	66
4.6 周知・研修・普及啓発.....	67
4.7 制度設計等の効果に関する分析	68
5. フランス調査.....	69
5.0 サマリー	69
5.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等.....	69
5.0.b. 運用実態等	70
5.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発.....	72
5.1 ICT 活用教育の概況	73
5.2 権利制限規定等の法制度.....	74
5.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	74
5.2.b 徴収・分配団体に係る規定	76
5.3 補償金制度	76
5.3.a 補償金制度及びライセンス制度の概況.....	77
5.3.b 主な補償金管理団体の概況	81
5.3.c 対象教育機関.....	82
5.3.d 補償金額及びライセンス料	82
5.3.e 補償金額及びライセンス料の決定過程.....	84
5.3.f 補償金及びライセンス料の徴収	85
5.3.g 補償金及びライセンス料の分配	87
5.3.h 利用実態調査等	87
5.4 ガイドライン等	88
5.5 周知・研修・普及啓発.....	89
6. ドイツ調査.....	90

6.0 サマリー	90
6.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等.....	90
6.0.b 運用実態等	90
6.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発.....	92
6.1 ICT 活用教育の概況	93
6.2 権利制限規定等法の制度	94
6.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	95
6.2.b 徴収・分配団体に係る規定	100
6.3 補償金制度	100
6.3.a 補償金制度の概況.....	100
6.3.b 主な補償金管理団体の概況	100
6.3.c 対象教育機関.....	102
6.3.d 補償金額	103
6.3.e 補償金額の決定過程	105
6.3.f 補償金の徴収	106
6.3.g 補償金の分配.....	106
6.3.h 利用実態調査等.....	107
6.4 ライセンス制度	108
6.5 ガイドライン等	108
6.6 周知・研修・普及啓発.....	109
7. オーストラリア調査.....	111
7.0 サマリー	111
7.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等.....	111
7.0.b 運用実態等	111
7.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発.....	113
7.1 ICT 活用教育の概況	114
7.2 権利制限規定等の法制度	115
7.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	116
7.2.b 徴収・分配団体に係る規定	120
7.3 補償金制度	121

7.3.a 補償金制度の概況.....	121
7.3.b 主な補償金管理団体の概況	123
7.3.c 対象教育機関.....	125
7.3.d 補償金額	127
7.3.e 補償金額の決定過程.....	129
7.3.f 補償金の徴収	131
7.3.g 補償金の分配	131
7.3.h 利用実態調査等	133
7.3.i 共通目的基金	135
7.4 ライセンス制度	136
7.4.a ライセンス制度の概況.....	137
7.4.b 補償金制度とライセンス制度の関係	137
7.4.c 主な集中管理団体の概況	137
7.4.d 対象教育機関	137
7.4.e ライセンス料.....	138
7.4.f ライセンス料の決定過程.....	138
7.4.g ライセンス料の徴収.....	138
7.4.h ライセンス料の分配.....	138
7.4.i 利用実態調査等.....	138
7.5 ガイドライン等	139
7.6 周知・研修・普及啓発.....	139
8. 韓国調査.....	140
8.0 サマリー	140
8.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等.....	140
8.0.b 運用実態等	140
8.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発.....	141
8.1 ICT 活用教育の概況	143
8.2 権利制限規定等の法制度.....	145
8.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	146
8.2.b 徴収・分配団体に係る規定	151

8.3 補償金制度	152
8.3.a 補償金制度の概況	152
8.3.b 主な補償金管理団体の概況	153
8.3.c 対象教育機関	154
8.3.d 補償金額	155
8.3.e 補償金額の決定過程	156
8.3.f 補償金の徴収	157
8.3.g 補償金の分配	157
8.3.h 利用実態調査等	158
8.3.i 共通目的基金・未分配金	158
8.4 ライセンス制度	159
8.5 ガイドライン等	159
8.6 周知・研修・普及啓発	160
8.7 デジタル利用に関する注記	160
9. アメリカ調査	162
9.0 サマリー	162
9.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等	162
9.0.b 運用実態等	162
9.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発	163
9.1 ICT 活用教育の概況	164
9.2 権利制限規定等の法制度	165
9.2.a 教育利用に係る権利制限規定等	166
9.2.b 徴収・分配団体に係る規定	168
9.3 補償金制度	169
9.4 ライセンス制度	169
9.4.a ライセンス制度の概況	169
9.4.b 権利制限規定とライセンス制度の関係	170
9.4.c 主な集中管理団体の概況	170
9.4.d 対象教育機関	170
9.4.e ライセンス料	170

9.4.f ライセンス料の決定過程.....	173
9.4.g ライセンス料の徴収.....	173
9.4.h ライセンス料の分配.....	173
9.4.i 利用実態調査	174
9.5 ガイドライン等	174
9.6 周知・研修・普及啓発.....	176
10. 日本の補償金制度の運用等への示唆	178
10.1 日本の制度設計の検討状況.....	178
10.2 補償金制度の運用等への示唆	178
10.2.a 補償金の算定等	178
10.2.b 補償金の徴収・分配	179
10.2.c ガイドライン	180
10.2.d 周知・研修・普及啓発	180
参考資料	181
韓国「著作物の授業目的での利用に関するガイドライン」抜粋（私訳）	187
英国著作権法関連法文.....	192
フランス知的所有権法典関連法文	197
ドイツ著作権法関連法文	202
オーストラリア著作権法関連法文	206
韓国著作権法関連条文.....	218
アメリカ合衆国著作権法関連条文	222
EU CRM ディレクティブ関連法文（抜粋）	230

ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度 及びライセンシング環境等に関する調査研究

1 本調査の目的と実施方法

1.1 背景と目的

デジタル化、ネットワーク化の急速な進展のなか、情報通信技術（ICT）を活用した教育（以下「ICT 活用教育」という。）が、教育の質の向上や教育の機会の拡大に寄与することが期待されている。また、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造することができる人材の育成にも一助となることが期待されている。

ICT 活用教育の意義については、文部科学省が平成 26 年に公表した「ICT を活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）において、①課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びの実現、②個々の能力・特性に応じた学びの実現のほか、③地理的環境に左右されない教育の質の確保を可能にするとされている。また、同報告書においては、ICT 活用教育の実践を効果的に進めるためには、ICT 活用教育に関する取組や、授業実践や教材などに関する情報等を蓄積して相互に共有するとともに、教材等を広く提供することが重要であると述べられている。このような ICT 活用教育の意義を踏まえ、政府においては、「教育の情報化加速化プラン～ICT を活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（平成 28 年 7 月文部科学大臣決定）が策定され、教育政策の分野において関連する制度改正の検討・実施や様々な振興方策が講じられている。

世界でも、新たなデジタルスキルとしてのプログラミング教育はもとより、デジタル化技術が得意とする既存資料や著作物の利活用に基づく効率的な教育や、ネットワーク化技術を活用した協働学習や遠隔学習、さらにはタブレット等のモバイル化技術を活かした課外学習、オンデマンド技術による新たな学習機会の拡充等、数々の試みが始まり、成果につながり始めている。

このように、教育の情報化の推進への取組が図られている一方、教育機関において、権利処理の事務上の負担から、著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物を ICT 活用教育において円滑に利用できないという実態が指摘されていたことを踏まえ、文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）では、学校等における授業のための著作物の公衆送信について新たに補償金付きの権利制限規定を整備することを提言するとともに、法の運用面の課題として、教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、ライセンシング環境の整備・充実、法解釈に関するガイドラインの整備に係る取組についても提言した。なお、平成 30 年 3 月現在、上記教育の情報化

の推進のため権利制限規定の整備を含む、「著作権法の一部を改正する法律案」が今国会に提出されている。

本調査研究は、これらの制度設計や新たな補償金制度の運用等にあたっての参考とするため、諸外国における ICT 活用教育に係る著作物等の補償金制度及びライセンシング環境等について調査を行ったものである。

1.2 調査の実施方法

1.2.a 調査方法

ICT 活用教育における諸外国の補償金制度及びライセンシング環境等に関して、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国及びアメリカを対象に文献調査、書面調査、ヒアリング調査を行った。

● 文献調査

外国法律等を精査するとともに、EU 指令や政府、教育機関、集中管理団体等による合意文書についても調査を行った。加えて、補償金等の徴収・分配を担っている集中管理団体等の内規等を調査し、詳細の把握に努めた。

● 書面調査

本調査研究のために設置した検討委員会の議論を踏まえて、質問項目を確定し、集中管理団体等に対して、書面調査を行った。

● ヒアリング調査

運用実態に関する調査・分析を主眼として、政府機関、集中管理団体、利用者団体等への訪問や電話会議等を通じてヒアリング調査を行なった。

▼ヒアリング対象先

国名	調査対象	属性
イギリス	Copyright Licensing Agency (CLA) Educational Recording Agency (ERA) PRS for Music Intellectual Property Office	集中管理団体 集中管理団体 集中管理団体 政府機関
フランス	Centre Français d'exploitation du droit de Copie (CFC) Ministère de la culture	集中管理団体 政府機関
ドイツ	Verwertungsgesellschaft Wort (VG WORT) Gesellschaft für musikalische Aufführungs (GEMA)	集中管理団体 集中管理団体

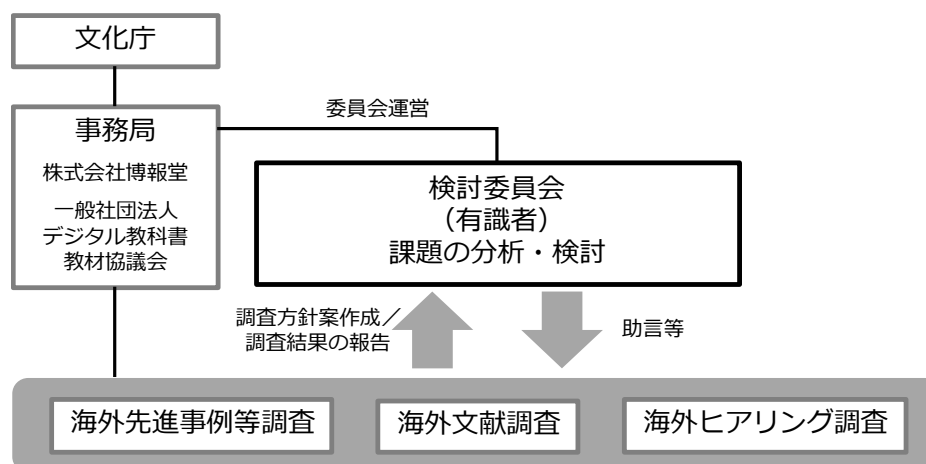
1. 本調査の目的と実施方法

オーストラリア	Copyright Agency (CA) Australian Performing Right Association Limited (APRA) Australian Mechanical Copyright Owners' Society Limited (AMCOS) Screenrights	集中管理団体 集中管理団体 集中管理団体 集中管理団体
韓国	韓国著作権委員会 (KCC) 韓国複製伝送著作権協会 (KORRA) 韓国大学教育協議会 (KCUE)	政府関係機関 集中管理団体 利用者団体
アメリカ	Copyright Clearance Center (CCC)	集中管理団体

1.2.b 実施体制

有識者による検討委員会を設置し、調査期間に 3 回の委員会を開催した。全回を通じて、日本における新たな補償金制度の制度設計や運用等の参考とする観点から、第 1 回委員会で主に調査項目・内容に対する助言を得て、第 2 回委員会で書面調査及び現地調査の進捗を報告し、第 3 回委員会で報告書の内容を諮った。

▼実施体制図



1.2.c 委員会構成員

(座長)

井上 由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(構成員)

井奈波 朋子 龍村法律事務所 弁護士

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授

上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授

小熊 良一 群馬県総合教育センター指導主事

瀬尾 太一 教育利用に関する著作権等管理協議会座長

前田 哲男 染井・前田・中川法律事務所 弁護士

宮原 俊之 帝京大学高等教育開発センター准教授

吉田 素文 国際医療福祉大学医学部副医学部長

平成30年3月31日現在

2 先行調査等

2.1 主な先行調査

本調査の参考となる複数の文献（先行調査）等があったことから、本調査の実施にあたり、以下の4つの文献調査を行った。

なお、以下の記載はいずれも各文献等の調査当時ものである。

1) 平成26年度文化庁委託事業『ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究』（2015年3月、株式会社電通）

教育の情報化の推進等に係る著作権制度等の課題について論点整理を行うため、国内のICT活用教育における著作物等の利用実態等を把握するとともに、諸外国の関連する制度及び運用実態の調査等を行ったもの。

本調査が対象とする6か国について、教育に関する権利制限規定と運用実態を調査している。この調査の時点と本調査の時点とでは、次の三点で大きく前提が異なっている。

- イギリス
イングランドの公立初等中等教育機関における包括ライセンスの普及
- ドイツ
2017年における教育の権利制限規定等の大改正と2018年3月の施行
- オーストラリア
2017年における教育の権利制限規定等の大改正と2018年3月の施行

2) 平成27年度文化庁調査研究事業『海外における著作権制度及び関連政策動向等に関する調査研究』（2016年3月、シティユーワ法律事務所）

本調査が対象とする6か国を含む諸外国における近年の著作権法改正の概要や、著作権等の集中管理制度の近年の変革・当時の検討状況等について調査等を行っている。

本調査で特に対象とした集中管理団体を含む、各国の多様な集中管理団体を調査対象とするとともに、イギリス、フランス、ドイツにおいては関連するEU指令の国内法制化等についても調査している。

3) Study on Copyright Limitations and Exceptions for Educational Activities ～教育における著作権制限規定に関する調査～（2016年11月、WIPO）

世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）が、世界各国の著作権法等における教育に関する権利制限規定について網羅的に調査したもの。

今回の調査研究では、教育における複製への補償金¹について、特に以下の各国制度の分類を重視した。

- イギリス²
補償金に関する規定はない。権利制限規定の定める範囲内での利用行為は無償。
- フランス³
合意された補償金額の支払が必要との権利制限規定。
- ドイツ⁴
補償金（複製機器と記録媒体への補償金を含む）の支払が必要との権利制限規定。
- オーストラリア⁵
集中管理団体への通知手続を経た補償金の支払が必要との権利制限規定。
- 韓国⁶
高等教育機関では補償金の支払が必要との権利制限規定（初等中等教育機関は免除）。
- アメリカ⁷
補償金に関する規定はない。権利制限規定の定める範囲内での利用行為は無償。

4) Collective Management in Reprography ～複写における集中管理～（2005年4月、IFRRO and WIPO）

複写権管理機構国際連合（以下「IFRRO」という。）と WIPO による複写における集中管理に関する調査である。今回の調査研究では、特に以下の各国の補償金・ライセンス料¹の徴収形態の分類を参考にした。

＊韓国の補償金制度が施行されたのは、この調査後の2013年1月。

- イギリス⁸（ライセンス）

¹ 本調査の「補償金」と「ライセンス」用語の整理は「2.2 用語の整理」を参照

² 当該資料 p.947

³ 当該資料 p.355

⁴ 当該資料 p.376

⁵ 当該資料 p.82

⁶ 当該資料 p.729

⁷ 当該資料 p.962

⁸ 当該資料 p.17

任意の徴収形態。

- フランス⁹（補償金）
法制度の支援を背景とする任意の徴収形態。
- ドイツ¹⁰（補償金）
法定の徴収形態。
- オーストラリア¹¹（補償金）
法定の徴収形態。
- アメリカ¹²（ライセンス）
任意の徴収形態。

2.2 用語の整理

本調査では新たな補償金制度の運用等に当たっての参考とするため、諸外国との比較がしやすいよう「補償金」と「ライセンス」を次の意味で用いることとする。

補償金 法律上一定の利用について排他権が制限されている場合において、法律により当該利用に対して支払うべきものとされている金員

本報告書においては、各国の法律で定義されているフランスの「合意された補償金（報酬）」、ドイツの「相当なる報酬」、オーストラリアの「法定ライセンス」は、補償金に含む。

ライセンス 上記以外の場合において、著作物の利用に対して当事者から金員が支払われる仕組み

⁹ 当該資料 p.20

¹⁰ 当該資料 p.24

¹¹ 当該資料 p.22

¹² 当該資料 p.17

2.3 参考文献一覧

先行調査で使用した参考文献の一覧は以下のとおりである。

掲載元	名称	URL
総務省	『教育分野における先進的なICT活用方策に関する調査研究報告書』（平成27年3月：株式会社富士通総研）	http://www.soumu.go.jp/main_content/000360824.pdf
文部科学省	平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2016/10/13/1376818_1.pdf
文化庁	『ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究』（平成27年3月：株式会社電通）	http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeiichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo_hokokusho.pdf
文化庁	『海外における著作権制度及び関連政策動向等に関する調査研究』（平成28年3月：シティユ-ワ法律事務所）	http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeiichosa/chosakuken/pdf/h28_kaigai_hokokusho.pdf
国立国会図書館	図書館に関する情報ポータル	http://current.ndl.go.jp/
国立国会図書館	TPPと著作権法改正調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 922(2016.10.12.)	http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10201645_po_0922.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
WIPO	Study on Copyright Limitations and Exceptions for Educational Activities ～教育における著作権制限規定に関する調査～（2016年11月）	http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=357756
IFRRO and WIPO	Collective Management in Reprography ～複写における集中管理～（2005年4月）	http://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_33/sccr_33_6.pdf
IMF	2017年為替平均レート調査	http://data.imf.org
OECD	PISA2015	https://www.compareyourcountry.org/pisa
公益社団法人著作権情報センター（CRIC） Copyright Reserch and Information Center	外国著作権法	http://www.cric.or.jp/db/world/index.html
（イギリス）		
UK Gov.（イギリス政府）	the Copyright, Designs and Patents Act 1988（イギリス著作権法）	https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/648444/copyright-designs-and-patents-act-1988.pdf
UK Gov.	The Collective Rights Management Directive	https://www.gov.uk/government/publications/the-collective-rights-management-directive
UK Gov.	Licensing bodies and collective management organisations	https://www.gov.uk/guidance/licensing-bodies-and-collective-management-organisations
UK Gov.	Copyright licences for schools（学校向け著作権ライセンス）	https://www.gov.uk/guidance/copyright-licences-information-for-schools
UK Gov.	Copyright licence deal to save schools time and money	https://www.gov.uk/government/news/copyright-licence-deal-to-save-schools-time-and-money
UK Gov.	Copyright deals will cut red tape and save schools £ 6.5 million	https://www.gov.uk/government/news/copyright-deals-will-cut-red-tape-and-save-schools-65-million
UK Gov.	The official home of UK legislation	https://www.legislation.gov.uk/
UK Gov.	2014 No.1372 The Copyright and Rights in Performances (Research, Education, Libraries and Archives) Regulations 2014	http://www.legislation.gov.uk/uksi/2014/1372/contents/made
Intellectual Property Office IPO（イギリス知的財産局）		https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office
IPO	Exceptions to copyright	https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-copyright-law
Copyright Tribunal（著作権法廷）		https://www.gov.uk/government/organisations/copyright-tribunal
Department for Education DfE（イギリス教育省）	copyrightandschools	http://www.copyrightandschools.org/

2. 先行調査等

▼参考文献の一覧 2

内閣府	英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）	http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html
European Commission（EU委員会）	Digital Single Market	https://ec.europa.eu/digital-single-market/
European Commission	Shaping the Digital Single Market	https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/policies/shaping-digital-single-market
European Commission	Collective rights management directive（CRMディレクティブ）	https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/collective-rights-management-directive
European Commission	Publication of collective management organisations and competent authorities	https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/publication-collective-management-organisations-competent%20authorities-collective-rights-management-directive
European Commission	List of Collective Management Organisations per Member State	http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=47376
European Commission	List of competent authorities in the Member States	http://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=47374
Copyright Licensing Agency CLA（文書著作物集中管理団体）		https://www.cla.co.uk/
CLA	Higher Education Licence, 2016-2019(Amended 1 January 2018)	https://www.cla.co.uk/sites/default/files/UUKGHELicence2018Fin.pdf
CLA	Annual Transparency Report 16/17	https://cla.co.uk/sites/default/files/ATR-2017.pdf
CLA	Our Royalties Distribution Model Report	https://www.cla.co.uk/sites/default/files/Distribution%20Model%20Report.pdf
CLA	User Guidelines Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018	https://www.cla.co.uk/sites/default/files/HE-User-Guidelines.pdf
Educational Recording Agency ERA（放送著作物集中管理団体）		http://era.org.uk/
ERA	Agenda Item 10 ERA Annual General Meeting 2016 ERA's Policy on Deductions	http://era.org.uk/wp-content/uploads/2017/01/ERAs-Policy-on-Deductions-approved-from-15-September-2016.pdf
ERA	ERA DISTRIBUTION POLICY (Including ERA Policy on non-distributable amounts) General Meeting on 10 March 2017	http://era.org.uk/wp-content/uploads/2015/08/ERA-Distribution-Policy-Updated-March-2017.pdf
PRS for Music（音楽著作物集中管理団体）		https://www.prsformusic.com/
（フランス）		
Ministère de la Culture（文化通信省）		http://www.culture.gouv.fr/
国民教育・高等教育・研究省	Repères et références statistiques [RER 2015]	http://cache.media.education.gouv.fr/file/2015/67/6/depp_rers_2015_454676.pdf
フランス教育省	"Protocole d'accord sur l'utilisation des livres, des oeuvres musicales éditées, des publications périodiques et des oeuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche". "MENE1600684X - Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche"	http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=106736
フランス教育省	"Accord sur l'interprétation vivante d'uvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'uvres musicales et l'utilisation de vidéos musicales à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche - MENJ0901121X - Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche"	http://www.education.gouv.fr/cid50450/menj0901121x.html
フランス教育省	"Accord sur l'utilisation des uvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche"	http://www.education.gouv.fr/cid50451/menj0901120x.html

▼参考文献の一覧 3

Centre Francais d'exploitaion du droit de Copie CFC (文書著作物集中管理団体)		http://www.cfcopies.com/
CFC	CONTRAT D'AUTORISATION DE REPRODUCTION PAR REPROGRAPHIE D'OEUVRES PROTÉGÉES	http://www.cfcopies.com/images/stories/pdf/Utilisateurs/Copies-pedagogiques-papier-et-numeriques/Etablissements-d-enseignement/Enseignement-superieur/Universite/Photocopie/Contrat-sup-univ.pdf
教育研究大臣、CFC、SEAM	Mise en œuvre du contrat du 22 décembre 2016 concernant la reproduction par reprographie d'œuvres protégées dans les établissements d'enseignement du 1er degré public et privé sous contrat	http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=114664
教育研究大臣、CFC、SEAM	Mise en oeuvre par les établissements d'enseignement secondaire publics et privés sous contrat d'un protocole d'accord du 17 mars 2004 sur la reproduction par reprographie d'oeuvres protégées	http://www.education.gouv.fr/bo/2004/15/MENG040637C.htm
(ドイツ)		
Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz	(VGG) Act on the Management of Copyright and Related Rights by Collecting Societies*	https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_vgg/index.html
Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz	Act on Copyright and Related Rights (Urheberrechtsgesetz, UrhG)	https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_urhg/
Federal Ministry of Justice and Consumer Protection	Federal Government Bill – Excerpt of the new core provisions	https://www.bmju.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/GesetzBeschluss-BT_UrhWissG_eng.pdf?__blob=publicationFile&v=2
VERWERTUNGSGESELLSCHAFT WORT VG WORT (文書著作物集中管理団体)		http://www.vgwort.de/startseite.html
VG WORT	annual report archives (German)	https://www.vgwort.de/publikationen-dokumente/geschaeftsberichte.html
VG WORT	HAUPTAUSSCHÜTTUNG 2017 für 2016 (MAIN PUBLICATION 2017 for 2016)	https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/quoten/Quote_n_2017_f%C3%BCr_2016.pdf
VG WORT	Rahmenvertrag zur Vergütung von Ansprüchen nach § 54c UrhG	https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/allgemeine_pdf/54c_Rahmenvertrag_BundL%C3%A4nder_Drucker.pdf
VG WORT	Copyshops und Einzelhandelsbetriebe Geräte, die unter die Betreibervergütung fallen	https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife/vervielfaeltigen/copyshops-und-einzelhandelsbetriebe.html
VG WORT	Rahmenvertrag zur Vergütung von Ansprüchen nach § 52a UrhG (Hochschulen)	https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/allgemeine_pdf/Rahmenvertrag_52a_Hochschulen.pdf
VG WORT	Verteilungsplan	https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/verteilungsplan/Verteilungsplan_2017_fuer_Ausschuetungen_ab_2018_.pdf
Gesellschaft für musikalische Aufführungs GEMA (音楽著作物集中管理団体)		https://www.gema.de/en/
GEMA	annual report archives (Eng)	https://www.gema.de/en/about-gema/publications/geschaeftsbericht/#c1875
ドイツ各州と各権利管理団体	「第52a 条（利用可能化）に基づく補償請求に関する総合契約」	https://www.schulportal-thueringen.de/get-data/0efa4f40-92bc-45a3-b8b8-1d640c8299d5/2014_gesamtvertrag_52aurhg_nutzen_an_schulen.pdf
ドイツ各州と各権利管理団体	「第53条（複製）に基づく補償請求に関する総合契約」	https://www.schulportal-thueringen.de/get-data/84766c20-7dc5-4366-b6c2-2eccff1818e4/Gesamtvertrag_nach_53_UrhG.pdf
GERMAN LAWARCHIVE	Copyright Law (Urheberrechtsgesetz, UrhG)	https://germanlawarchive.iuscomp.org/?p=855#54b
Kluwer Copyright Blog	German reform on the use of copyright protected works in the fields of education and research will come into force soon	http://copyrightblog.kluweriplaw.com/2018/01/15/german-reform-use-copyright-protected-works-fields-education-research-will-come-force-soon/

2. 先行調査等

▼参考文献の一覧 4

(オーストラリア)		
Australian Government Department of Communications and the Arts	Important changes to copyright law now a reality	https://www.communications.gov.au/departamental-news/important-changes-copyright-law-now-reality
Parliament of Australia	Copyright Amendment (Disability Access and Other Measures) Bill 2017	https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r5832
特許庁新興国等知財情報データベース	John Afaras, Lucy Hartland「オーストラリアにおける著作権に関する法規概要および運用実態」	http://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/12162/
国立国会図書館	オーストラリアの著作権法改正に関する情報	http://current.ndl.go.jp/node/34249
the Copyright Agency CA (文書著作物集中管理団体)		https://www.copyright.com.au/
CA	Distribution Policy	https://www.copyright.com.au/membership/payments/distribution-policy/
CA	Distribution Policy November 2016 分配方針 (2016/12) ・CAによる分配に関する説明ブックレット ・英文22ページ	https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2016/12/R01818-distribution-policy-Nov-2016.pdf
screenrights (放送著作物集中管理団体)		https://www.screenrights.org/
screenrights	Distribution Policy	https://www.screenrights.org/wp-content/uploads/2018/04/Dist_Policy_02112017.pdf
enhanceTV (Screenrights)		https://www.enhancetv.com.au/
APRA AMCOS (音楽著作物集中管理団体)		http://apraamcos.com.au/
University Australia UA		https://www.universitiesaustralia.edu.au
Australian Universities	Student Numbers of Australian Universities	http://www.australianuniversities.com.au/directory/student-numbers/
National Copyright Unit NCU	Smartcopying	http://www.smartcopying.edu.au
NCU	Smartcopying, Education Licence B: Statutory Text and Artistic Licence	http://www.smartcopying.edu.au/copyright-guidelines/education-licences-(statutory-and-voluntary-licences)
Benesse	TAFEとは	https://www.benesse-kaigai.com/shingaku/gca/route/tafe/ http://www.benesse-glc.com/special/global/338
(韓国)		
韓国文化体育観光部		http://www.mcst.go.kr/japanese/index.jsp
韓国著作権委員会 KCC		https://www.copyright.or.kr/eng/main.do
韓国複製権伝送権協会 KORRA (教育目的利用集中管理団体)		https://www.korra.kr/
韓国大学教育協議会 KCUE		http://english.kcue.or.kr/
(アメリカ)		
copyright.gov. (US Government)	Copyright Law of the United States	https://www.copyright.gov/title17/
Copyright Clearance Center CCC (教育目的利用のライセンス提供事業者)		http://www.copyright.com/
CCC	StudentAssessmentLicensePublisherListSeptember2017-1	http://www.copyright.com/wp-content/uploads/2015/03/student_assessment_license_publishers.pdf
CCC	Product Sheet - SAL for users	
CCC	Annual_Copyright_License_for_Academic_Institutions_Product_Sheet (AACI)	http://www.copyright.com/wp-content/uploads/2015/03/Annual_Copyright_License_for_Academic_Institutions_Product_Sheet.pdf
CCC	SelectText	http://www.copyright.com/academia/selecttext/
CCC	Pay-Per-Use Permissions	http://www.copyright.com/academia/pay-per-use/

▼参考文献の一覧 5

CCC	Annual Copyright License	http://www.copyright.com/academia/annual-copyright-license/
Info people	「非営利目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン」	https://infopeople.org/sites/default/files/webinar/2004/interlibrary-loan/ClassroomGuidelinesandMusicGuidelines.pdf
music library association mla	「教育目的による音楽著作物の使用に関するガイドライン」	http://copyright.musiclibraryassoc.org/Resources/EducationalUseOfPrintedMusic
Education Resources Information Center ERIC	「教育目的のための放送録画に関するガイドライン」	https://eric.ed.gov/?id=ED232644
Education Resources Information Center ERIC	「教育マルチメディアのためのフェアユースガイドライン」	https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED402920.pdf
公益財団法人渋沢栄一記念財団	米国でのフェアユースの解釈吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／サックラー美術館主任司書）	https://www.shibusawa.or.jp/center/network/pdf/iup061.pdf

3. 各国制度等の整理

3.1 各国制度等の整理と比較

3.1.a 権利制限規定等の法制度及び運用実態

第4章から第9章の記述により、以下のように整理できる。

- イギリス：ライセンス制度
 - ・ イギリス著作権法では、「フェアディーリング（fair dealing）」（公正利用）の考え方にに基づき権利制限の対象が規定されている。
 - ・ イギリスでは教育に関する権利制限に対応した補償金制度ではなく、ライセンスによる契約が利用可能な場合は権利制限に優先すると規定された任意のライセンス制度が広範に機能。
 - ・ 教育省は、イングランド州において、地方自治体が資金を提供する初等中等公立学校を対象に、学校の負担を軽減する政府の取組の一環として、10 の集中管理団体とライセンスを一元的に調達する合意「Central DfE Agreements」を締結している。
 - 対象行為・許容量（例）
 - ＜公立の初等中等教育機関（Central DfE Agreements）の場合＞
 - ・ 書籍、新聞、楽譜、放送、音楽¹³、映画の複製、実演、公衆送信
 - ・ 楽譜は 10%まで、その他は量的制限なし¹⁴
 - ＜高等教育機関（大学等）＞
 - ・ 書籍（CLA）・放送（ERA）の複製や公衆送信（新聞、楽譜、音楽、映画は個別ライセンス）
 - ・ 書籍・雑誌の場合は 1 つの記事や章、1 つの短編小説又は詩、あるいは全体の 5%のうち多い方まで
- フランス：補償金＋ライセンス制度
 - ・ 教育に関する権利制限に対して補償金請求権が付与されているが、実際の運用ではライセンスもあわせた合意がなされている。
 - ・ 教育省、教育機関と各業界の集中管理団体との間で教育目的で利用できる著作物について、以下の 4 つに分かれて合意が成立している。
 - ① 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品
 - ② 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ

¹³ 注 23 参照

¹⁴ 注 43 参照

③ 映像作品

④ 複写方式を用いた複製

○ 対象行為・許容量（例）

【文書関連著作物の複写複製】（補償金）

- ・ 複写機やファックスでの複製（電子データを残さないコピー）が対象
- ・ 書籍、楽譜については、全体の 10%以内
- ・ 新聞、定期刊行物については、当該出版物の記事の 30%以内
- ・ 1 年で生徒 1 人につき、初等教育では 80 ページまで、中等教育では 180 ページまで

【複写複製を除く各種合意に基づくデジタル複製、上映・演奏、公衆送信】（補償金・ライセンス）

- ・ 電子データへの複製、上演・演奏、公衆送信（生徒、教員又は研究者で構成される公衆を対象）
- ・ 許容量は教科書・楽譜を除く著作物の 10%以内
- ・ 教科書は対象外

● ドイツ：補償金制度

- ・ 教育に関する権利制限に対して補償金請求権が付与されている。
- ・ 2017 年 6 月の改正により、文書著作物の引用量が 15%まで拡大された。
- ・ 現在改正法の施行（2018 年 3 月）にむけて、新たな契約の交渉中であるが、改正前においては国や各州と各集中管理団体の間で総合契約が締結され、法律の条文により利用が許容される範囲について合意するほか、権利制限の対象とならない利用についても、利用可能とする合意が形成されている。

○ 対象行為・許容量（例）

【文書関連著作物】

- ・ 改正前までは授業での解説、研究を目的とする公衆提供（複製、配布、公衆送信）（第 52a 条）及び授業の解説、試験を目的とする著作物の複製（第 53 条 3 項）。改正後は教育施設での説明や授業での利用を目的とする紙及びデータとしての複製、配布、公衆送信（第 60a 条）。
- ・ 改正前までの許容量は法律上は「著作物の小部分」だが、ドイツ各州と各権利管理団体の間で結ばれた総合契約による。改正前までの許容量は以下のとおり。
 - 書籍、新聞、放送、音楽、映画の利用可能化と複製
 - 全体の 12%以内、映画は 5 分以内
 - 印刷された著作物は 100 ページを上限とする全体の 25%以内
 - 25 ページ以下の印刷物（音楽の著作物の場合は 6 ページ以内）、5 分以下の動画・音楽

3. 各国制度等の整理

➤ 絵画・写真等は全体

- ・ 改正後は、権利制限規定での複製量が 10%から 15%に拡大し、イラストや論文誌の記事等に関してはそのすべての利用が可能に変更されているため（第 60a 条）、許容量等について再交渉の準備が進んでいる。

● オーストラリア：補償金制度＋ライセンス制度

- ・ オーストラリア著作権法は、「フェアディーリング（fair dealing）」（公正利用）を含む数多くの権利制限規定を設けることにより、著作権の侵害に対する例外を規定している。
- ・ このほか、著作物の教育利用については公正な補償金の支払いを条件とした権利制限規定、いわゆる法定許諾（statutory licences）が導入されている。
- ・ オーストラリア著作権法は 2017 年 6 月に議会を通過し、2018 年 3 月 1 日から施行されるが、代表的な集中管理団体はすでに改正前の著作権法に基づいた 2018 年度契約を教育機関と結んでおり、改正法に準拠した契約の更新は、今後の交渉による。

○ 対象行為・許容量（例）

【文書関連著作物】

- ・ 2018 年 3 月 1 日施行の改正法から、量的制限が法律から削除され、今後は交渉により決定されることとなっている。なお、改正前の許容量は次のとおりである。
 - 演劇的作品では電子化されたものは全ワード数の 10%以内、印刷媒体では 1 つの定期刊行物につき 1 記事。
 - 音楽著作物は全体の 10%以内、芸術作品は全体。
 - 使用に際して作品名、著者名、出版社名（既知の場合）を明記。

【テレビ放送・ラジオ放送】

- ・ あらゆる番組をあらゆるフォーマットで許容量の上限なく複製できる。（enhanceTV）
- ・ インターネットにおける同時／異時送信を含み、第 113P 条第 6 項によりインターネットからの複製も認められている。
- ・ なお、教室における教育指導の一環として、教員と生徒だけの参加で行われる実演に関しては、著作権法第 28 条に権利制限規定が存在するため、ライセンスの必要はないが、APRA AMCOS が音楽関係の著作物利用に関する任意ライセンスを多くの学校に提供している。

● 韓国：補償金制度

- ・ 教育に関する権利制限に対して補償金請求権が付与されているほか、引用、営利を目的としない公演・放送、試験問題のための複製やアメリカ型のフェアユース規定等が定められている。
- ・ 文化体育観光部長官の指定を受けた KORRA が 417 の大学と包括方式による利用契約を行っている。
 - 対象行為・許容量（例）
 - 【公表された著作物すべて】
 - ・ 公表された著作物の一部を複製し、配布し、公演し、放送または伝送すること。詳細はガイドラインで定められているが、主な許容量は以下のとおりである。ただし、著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、著作物の全部を利用することがやむを得ないときは、その全部を利用することができる。
 - 書籍：10%
 - 音楽：20%（最大 5 分）
 - 映像：20%（最大 15 分）

● アメリカ：ライセンス制度

- ・ アメリカ著作権法には、権利制限の一般規定であるフェアユースが設けられているほか、利用目的に応じた個別規定による権利制限が設けられており、一定の実演（performance）及び展示（display）や、非商業的放送（noncommercial broadcasting）での一定の著作物の利用が認められている。
- ・ フェアユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しいことから、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェアユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている。
- ・ アメリカにおいては、補償金制度はなく、ライセンス制度が広範に機能しており、著作物の利用方法の違いによってライセンスの管理体制が異なり、集中管理団体も様々である。
 - 対象行為・許容量（例）
 - 【文書関連著作物】（高等教育機関を対象とした包括ライセンス（AACL））
 - ・ 教員や生徒間での共有
 - ・ 紙及びデジタルでの複製
 - ・ 電子メディアへの保管
 - ・ 紙及びデジタルでの配布（電子メール又はイントラネット経由）
 - ・ 各校とのライセンス契約の内容による

3. 各国制度等の整理

- ・ 作品全体の複製は原則禁止
- ・ ライセンス料は教育機関ごとの条件によって異なり、個別のライセンス料は公開されていない。

3.1.b 補償金・ライセンス料¹⁵

	初等中等教育	高等教育
イギリス	6.4 ポンド (約 922 円)	9.77 ポンド (約 1,407 円)
フランス	初等教育：1.21 ユーロ (約 152 円) 中等教育：1.80 ユーロ (約 227 円) ～3.5 ユーロ (約 441 円)	2.62 ユーロ (約 330 円) ～5.18 ユーロ (約 653 円)
ドイツ (改正前)	1.56 ユーロ (約 197 円)	(非公表)
オーストラリア (改正前) ¹⁶	23.5 豪ドル (約 2,021 円)	31.1 豪ドル (約 2,674 円)
韓国	無償	1,300 ウォン (約 130 円)
アメリカ	—	2～12 米ドル (約 224～約 1,344 円)

3.1.c 補償金額等の決定方法

- イギリス：ライセンス制度
 - ・ ライセンス料は、公立の初等中等教育では教育省が 10 の集中管理団体と交渉・合意する。高等教育においては、集中管理団体が大学代表機関と交渉・合意する。
 - ・ なお、金額に異議のあるものは著作権法廷に申し立てることができる。
- フランス：補償金＋ライセンス制度
 - ・ 教育省は教育機関を所掌する立場として集中管理団体と交渉する。文化省は集中管理団体の監督機関であり、交渉に関与することはない。
- ドイツ：補償金制度
 - ・ 改正前においては国や各州と各集中管理団体の間で総合契約が締結され、法律の条文により利用が許容される範囲について合意するほか、権利制限の対象とならない利用についても、利用可能とする合意が形成されている。
- オーストラリア：補償金制度＋ライセンス制度

¹⁵ 児童生徒・学生一人当たりの推計金額。各金額はヒアリング結果等に基づく推計であり、対象著作物や利用範囲等は各国の法制度やライセンス状況等によって異なることから、一概に比較することは困難。

¹⁶ 上記オーストラリアの金額は補償金の額の推計であり、音楽の著作物に係るライセンス料は 7.4.e ライセンス料参照

- ・ 補償金額は、「利用者である教育機関の運営団体と補償通知を受けた集中管理団体の合意によって決まる」と規定されており、集中管理団体である教育機関別の代表団体との間の交渉で決定され、政府機関は交渉に関与しない。
- ・ なお、補償金額等に関して当事者間で合意に達することができない場合は、補償金額は著作権法廷によって決定される。
- 韓国：補償金制度
 - ・ 法律上は利害関係者による協議に基づいて文化体育観光部が告示をすることとされているが、現在の補償金額は行政訴訟等を経たのち、大学の代表団体である韓国大学教育協議会や各著作権管理団体による交渉が行われ、文化体育観光部も同席した協議の末に決定された。
- アメリカ：ライセンス制度
 - ・ ライセンス料は、出版社が決定し、利用実態調査や教育機関が与える学位等を勘案して決められる。集中管理団体である CCC は一切関与していない。

3. 各国制度等の整理

▼各国制度等の整理と比較

	法制度
	主な権利制限規定
イギリス	第29条：研究および私的学習 ・非営利目的の研究及び私的学習を目的としたフェアディーリング規定 第32条：教育のための説明 ・著作物の提示（黒板や電子黒板に表示する行為）やその転記等 ・本条により許容される行為は、契約によって制限することができない 第33条：教育上の使用のための詩文集 ・発行済みの文芸又は演劇の著作物からの短い章句を、教育用の編集物に収載する行為 ・同一の著作者作成による著作物から3以上の抜粋を5年間にわたり、同一出版社が発行する著作物に挿入できない 第34条：教室での実演・演奏・上映 ・演劇や音楽の著作物を実演する行為、録音物映画又は放送を授業の目的として上演・上映する行為 第35条：放送の録音・録画 ・教育機関による、放送の録音録画、伝達 ・ライセンスを知り又は知りえた場合はライセンスが優先 第36条：抜粋の複製および使用 ・教育機関による、関連する著作物（「放送」又は「ほかの著作物に組み込まれていない美術の著作物」を除く（第4項））からの抜粋の複製及び伝達 ・12か月間で5%以内の複製まで ・ライセンスを知り又は知りえた場合はライセンスが優先 第36条のA：教育機関による複写物の貸与 ・教育機関による複製物の貸与 第40条のB：図書館等及び教育機関における端末装置による利用 ・図書館、教育機関などの施設内にある専用端末装置を用いた著作物の公衆への伝達や公衆利用の可能化
フランス	第122の5条第1項第3号（著作隣接権は第211条の3条で規定） (a)：著作物の批評、評論、教育、学術又は報道目的での要約および短い引用 (e)：教育・研究の説明を目的とした著作物の抜粋の上演・演奏又は複製（直接関係する生徒・学生に限定したデジタル作業空間での利用を含む） 補償金の支払いが必要 第122の10条 ・「著作物の発行に伴う、文化担当大臣から認可された集中管理機関への複写複製権の譲渡」に関して規定し、権利者の複写複製権が法律によって強制的に集中管理団体に譲渡される ・なお、本条はデジタル複製に関しては規定していない
ドイツ	（改正後） 第52条：公衆再生 ・参加者が無料で参加でき、また実演家が特別な報酬を受けない場合において、補償金の支払いを条件に公表された著作物を非営利で公衆に再生することができる ・補償金支払いの例外：当該再生が「青少年援助、社会扶助、老人介護及び福祉の事業並びに収監者監護の催し、並びに学校行事」において行われ、当該再生の対象者が明確に限定されている場合 ・オンライン上や放送による著作物の提供は本規定の対象外 第54c条：複写機器の操作者への請求権 ・複写機の操作者（教育機関の設置者）による補償金支払い義務 第60a条：授業及び教育 ・授業での使用かつ非営利の場合に公表された著作物の最大15%で複製、配布、公衆送信が可能（※集中管理団体によれば新聞、雑誌、教科書は権利制限の対象外） ・イラストその他の小規模な作品は全体利用が可能だが、ただし、教育目的のために専ら意図された著作物の複製、配布、公衆送信は除く 第60b条：教育のためのメディアコレクション ・「教育のためのメディアコレクション」は、非営利での教育機関（第60a条）において、教育に特化・意図したもので、その旨が表記された大量の著作物を集めたもの ・教育用のメディアコレクションの制作者は、公表された著作物の10%までを複製、配布、又は公開することができる 第60h条：合法的に許容された使用の適正な報酬（補償） ・権利者は適正な報酬（補償）を受ける権利を有するとしており、複製に対して、第54条から第54c条に従って補償金を支払うことを利用者に求めている ・補償金支払いの例外：第60a条第1項第1号及び第3号、第60a条第2項に基づく授業目的での著作物の15%の教育機関の構成員及びその家族への複製、配布、公衆再生（公衆への利用可能化公衆送信を除く）等 ・適正な補償金に関して、定額の場合には金額の正しい算定基準を求め、その適正性はサンプリング調査に基づく適正な補償金の計算と同様に十分でなければならない ・補償金請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる ・施設（教育機関の設置者）のみが補償金の支払いの主体となる

	法制度
	主な権利制限規定
オーストラリア	(改正後) 第28条：教育指導の過程における著作物又はその他の権利対象物の実演 ・教員又は生徒が、その教育指導の過程において、教室又は聴衆のいるその他の場所で、言語、演劇、音楽の著作物、録音物又は映画フィルムの実演（送信を含む）やテレビ放送又は音楽放送、美術の著作物の送信 ・なお、保護者などが観客となる学芸会等については適用されない ・複製を行う場合には、別途第113P条等の権利制限規定に該当するか、許諾を受ける必要がある 第113P条：著作物と放送の複製及び送信 ・放送に含まれる作品及びコンピューター・プログラム以外の著作物の教育目的での教育機関における複製及び送信 ・インターネット経由でストリーミングされた放送コンテンツに対しても適用される ・ただし「著作権所有者の正当な利益を損なわない」こと、「集中管理団体と教育機関側との関連合意の順守」、「第113P条第4項に基づく著作権法廷による関連する決定の順守」が求められる ・改正により、複製量制限は具体的に法定されずに当事者間で合意できるようになった 第113Q条：補償通知 ・教育機関を運営する団体は、書面による補償通知を集中管理団体に送り、集中管理団体がこの通知を受け取ることで、第113P条が定める、教育目的での教育機関による著作物を複製し送信する権利を得ることとなる ・補償通知により、教育機関を運営する団体は「許諾された複製及び送信のための公正な補償金（第113R条）を集中管理団体に支払うこと」、「集中管理団体の徴収と公平な分配のための合理的な支援（調査への協力等）を行うこと」（第113S条）に関する義務を負うことになる ※なお、第113T条（任意のライセンス）により教育機関における任意のライセンスを定めることが可能となっており、音楽著作物についてはライセンスで運用されている。
	第25条：学校教育目的等への利用 ・授業又はその支援のための複製、配布、公演、展示、公衆送信、又は学生に授業に必要な範囲で著作物の複製や伝送 ・著作権者に対する一定の補償金の支払いが必要（金額は文化体育観光部長官が定めて告示、高等学校以下の教育機関は免除） 第28条：公表された著作物の引用 ・公表された著作物の引用（翻訳して引用することも許容） 第29条：営利を目的としない公演・放送 ・非営利目的で、かつ聴衆、観衆又は第三者から名目の如何を問わず反対給付を得ず、実演家にも通常の報酬を支払わない、公表された著作物の公演、放送 ・販売用音盤もしくは販売用映像著作物を再生することによる公演については別途条件がある 第31条：図書館等における複製等 ・大統領令で定める図書館における複製及び図書館内でのコンピューターを利用した閲覧（他の図書館内でのコンピューター閲覧を含む） ・第25条の準用により補償金の支払いが必要 第35条の3：著作物のフェアユース ・米韓FTAにより導入されたフェアユース規定 ・ただし、権利制限規定である第23条～第35条の2等は当該フェアユースの適用除外（「補償金付権利制限規定（第25条、第31条）」、「権利制限規定（第28条、第29条、第32条）」が優先して適用される。） ＜フェアユースの4条件（第35条の3第2項）＞ 1. 営利・非営利を含む利用の目的と性格 2. 著作物の種類及び用途 3. 使用された部分が著作物全体に占める割合とその重要性 4. 著作物の利用が及ぼす、その著作物の現在の市場又は価値や、潜在的な市場や価値への影響 ※なお、補償金管理団体が教育機関向けに策定しているガイドラインにおいては、一定量以下の利用（テキストの場合は1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は5%以内で最大30秒間）については、フェアユースの範囲としており、補償金の対象から除外している。
韓国	第107条：フェアユース（4条件） (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む) (2) 著作権のある著作物の性質 (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性 (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響 第110条 (1) 対面教育活動 ・教員又は生徒が、非営利教育機関の対面教育活動の過程で、教室又は教育にあてられる同様の場所で行う著作物の実演又は展示 ・マイクの使用やプロジェクターで画像を映すなど、同じ教室内で音声を増幅、複製することや画像を投影することは可能とされている 第110条 (2) 実演、展示 ・教育においてデジタル・ネットワークによる送信を手段とする著作物等の実演・展示 ・権利制限の対象となる著作物の種類等：①非演劇的な言語・音楽の著作物の実演；量の制限なく可能②①以外の実演；合理的かつ制限された量の使用が可能③展示；典型的なリアルタイム授業の過程において展示される量の使用が可能 ・本項により、インターネットを利用した通信教育でも、著作物の実演・展示が可能となるため、通信教育の授業においても、教室の授業と大差ない著作物の利用が可能となっている 第110条 (4) 特定の非営利実演 ・要件：①公衆への送信によらない非演劇的な言語又は音楽の著作物の実演であること②直接又は間接の商業的利益を目的としていないこと③実演家、後援者又は主催者に対して手数料その他の報酬が支払われないものであること④直接又は間接の入場料を徴収しないこと（A）、又は実演の制作のための相当な費用を差し引いた収益が、教育、宗教又は慈善の目的にのみ使用され、私的な経済的利得のために使用されず、著作権者が一定の条件で実演に反対する旨の通知を送達していないこと（B） 第110条 (8) 特定の送信される実演 ・主に視覚・聴覚障害者向けに構成されたプログラムにおいて、非演劇的な言語著作物を実演した場合に、非営利目的で、政府機関、非商業的教育放送局等の設備を用いて送信される実演 第118条：排他的権利の範囲（非商業的放送に関する一定の著作物の使用） ・非営利的団体が、公表済みの非演劇的な音楽著作物、公表済みの絵画、図形及び彫刻の著作物の著作権者と交渉を行ったものの、その著作物について利用許諾が得られなかった場合に、著作権使用料審判官が条件を定めることにより、強制的に許諾することを可能とすること ・本条により、非商業的教育放送局又は非商業的教育放送局が行う送信のみを目的として、非営利的団体が送信番組の制作、当該送信番組のコピー又はレコードの複製及び当該コピー又はレコードの頒布を行うことが許諾される
アメリカ	

3. 各国制度等の整理

	法制度	運用実態
	徴収・分配に係る規定等	補償金制度と ライセンス制度
イギリス	・ EU CRM ディレクティブにより、集中管理団体が管轄権機関（NCA）より規制監督される。 ・ イギリスのNCAとして著作権法を管轄する知的財産庁がEU委員会に登録されている。また、集中管理団体として、合計12の団体がリストに掲載されている。 ・ 知的財産庁は財務管理、ガバナンス、情報公開のほか、法人組織としての各集中管理団体の規制監督を行うにとどまり、ライセンス金額の交渉や決定等については、関与していない。	ライセンス制度
フランス	・ EU CRM ディレクティブにより、集中管理団体が管轄権機関（NCA）より規制監督される。 ・ フランスではCRMディレクティブは、著作権法を所掌し、管轄権機関（NCA）である文化省（Ministère de la Culture）によって、国内法化されており、CRMディレクティブに従った規制監督も文化省が行っている。	補償金制度＋ ライセンス制度
ドイツ	・ EU CRM ディレクティブにより、集中管理団体が管轄権機関（NCA）より規制監督される。 ・ 2016年にCRMディレクティブが国内法制化されたことにより、ドイツ国内の集中管理団体は政府機関によって規制監督されることになった。	補償金制度

	法制度	運用実態
	徴収・分配に係る規定等	補償金制度と ライセンス制度
オーストラリア	・集中管理団体は司法長官により、あるいは司法長官が照会した場合には著作権法廷により、認定されることとなっている。 集中管理団体の申請、認定（第113V条）と取消（第113X条） ・集中管理団体としての認定を受けるためには、まずは司法長官への申請を行う。 ・申請を受けた司法長官は、「認定する」、「否決する」又は「著作権法廷に申請を照会し、その事実を申請団体に通知する」のいずれかの対応を行う。著作権法廷は照会を受けた場合に当該団体を集中管理団体として認定することができる。 ・認定の取り消しもまた、司法長官が行う。この際も、司法長官は著作権法廷に照会し、司法長官に代わって認定の判断を行うことができる。 第113W条：集中管理団体の要件 ・第113W条において、集中管理団体の要件が定められており、その結果としてCopyright Agency等の集中管理団体は、非営利の団体となっている。 ・なお、法定要件に係る審査基準については特段公表されていない。	補償金制度 + ライセンス制度
韓国	第25条 第4項～第7項、第9項：補償金管理団体の指定等 ・第25条第4項では「（当該権利制限規定により）著作物を利用しようとする者は、文化体育観光部長官が定め告示した額の補償金を」権利者に支払うこととされている。 ・同条第5項では権利者が補償を受ける権利は、文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されなければならないとされ、同項以降に当該団体の要件、未分配補償金の取扱、指定の取消し要件が記されている。 ＜第5項に記載されている団体要件＞ 1.大韓民国内において補償を受ける権利を有する者（補償権利者）からなる団体であること 2.営利を目的としないこと 3.補償金の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力を有していること ・なお、KORRAは著作権委託管理者でもあることから、第7章 著作権委託管理業（第105条～第111条）の規定の適応を受ける。 第25条第8項：未分配補償金の取扱 ・第25条第8項では「補償金の分配公告をした日から3年を経過した未分配補償金については、文化体育観光部長官の承認を得て、公益目的のために使用することができる」とされている。本条文中の「公益目的」に関しては、著作権法施行令第8条に規定されている。	補償金制度
アメリカ	・アメリカには基本的に2つの種類の集中管理団体が存在する。 -著作権団体（copyright collectives）：当該団体への委託著作物のために価格やライセンス条件を設定し、全体利益の最大化を図る -著作権料徴収団体（copyright collecting societies）：個々の著作権者によって設定されたライセンス条件に従ってライセンス料を徴収する ・特定の著作権団体は、反トラスト規制当局から規制を受けているが、著作権料徴収団体は、個々の著作権者により設定されることになっているライセンス条件を提供しており、一般的に、著作権団体ほど政府による規制の対象にはならない。	ライセンス制度

3. 各国制度等の整理

	主な集中管理団体	対象教育機関
イギリス	・ Copyright Licensing Agency (CLA) : 書籍、論文誌、雑誌等の文書・画像 ・ The Educational Recording Agency (ERA) : 送番組（録画と使用） ・ Christian Copyright Licensing International (CCLI) : 賛美歌やキリスト教音楽 ・ Phonographic Performance Limited (PPL) : 音楽録音（放送、ネットや公衆でのCD上演） ・ The Performing Right Society (PRS) : 音楽の演奏権 ・ Mechanical-Copyright Protection Society (MCPS) : 音楽の複製権 ・ Motion Picture Licensing Company (MPLC) : 映画の上映権 ・ Filmbankmedia (Public Video Screening Licence : PVS) : 同上 ・ NLA Media Access (newspaper licensing) : 新聞 ・ PMLL (Schools Printed Music Licence - SPML) : 楽譜	○初等中等教育 ・ 5歳-11歳を対象として教育を行うプライマリースクール ・ 11歳-16歳を対象として教育を行うセカンダリースクール ・ 16歳-18歳を対象として教育を行う継続教育 ○高等教育 ・ 18歳以上を対象として教育を行う大学、大学院等の高等教育機関
フランス	・ Centre Français d'exploitation du droit de Copie (CFC) : 書籍、新聞、雑誌、学術論文誌、その他楽譜を除くすべての定期刊行物に掲載されたテキスト及び書籍・定期刊行物に掲載されたビジュアル著作物 : ・ Société des Arts Visuels (AVA) : 美術著作物 ・ Société des Editeurs et Auteurs de Musique (SEAM) : 楽譜 ・ Société des Auteurs Compositeurs et Éditeurs de Musique (SACE) : 音楽関連	○初等中等教育 ・ 初等教育 : 6～10歳の5年間 ・ 中等教育（前期） : 11～14歳の4年間 ・ 中等教育（後期） : 「リセ (lycée)（3年）」、「職業リセ（2～3年）」 ○高等教育 ・ 高等教育 : 「大学（学士3年+修士2年+博士3年）」、「グランゼコール」等 ※義務教育は、6～16歳の10年 ※国立、公立及び私立すべての教育機関が対象
ドイツ	・ Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte(GEMA) : 作曲家、作詞家、音楽出版者 ・ Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH(GVL) : 実演家、録音製作者、レーベル等 ・ Gesellschaft zur Wahrnehmung von Film- und Fernsehrechten mbH(GWFF) : 映画及びテレビプロデューサ、俳優、配給者等 ・ Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH(VFF) : 受託プロデューサ、放送主催者（公共放送及び民間放送）等 ・ Verwertungsgesellschaft Bild – Kunst(VG Bild-Kunst) : 視覚芸術家、写真家、デザイナー、監督、フィルム編集者、映画設計者/セットデザイナー等 ・ VG Musikedition - Verwertungsgesellschaft Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung(VG Musikedition) : 楽譜等に係る音楽出版者、作曲家、作詞家、学術版及び初版の出版社 ・ Verwertungsgesellschaft für Nutzungsrechte an Filmwerken mbH(VGF) : 映画プロデューサ、監督及び映画プロデューサから権利が派生する者 ・ Verwertungsgesellschaft Wort - Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung(VG WORT) : 文学作品等の著者及び出版者に代わり使用权・報酬請求権を行使し、徴収・分配を行う	・ 初等教育 : 6歳から4年間（一部の州では6年間） ・ 中等教育 : 10歳から。能力や適正に応じて分科 ・ 高等教育 : 総合大学と専門大学がある ※初等教育機関の8割から9割は公立 ※私立学校も補償金制度の対象機関に含まれる

	主な集中管理団体	対象教育機関
オーストラリア	・ CopyrightAgency - 書籍、新聞、論文誌、雑誌、楽譜、アートワーク（写真、絵画、地図、コミック、イラスト）、ウェブページ、リーフレット、ブローシャ、レポート ・ Screenrights - 有料・無料のテレビ・ラジオの放送番組 ・ APRA ACMOS - 音楽著作物に係る作曲、作詞の演奏権、公衆送信権、録音権、シンクロ権	・ オーストラリアには多種多様な教育機関が存在するため、教育機関の定義に関しては第2編第10条（解釈）第1項内で権利制限の対象となる教育機関について定義されている。 （例） （aa）就学前又は幼稚園程度の教育が行われる機関 （a）初等教育、中等教育又はその両方の教育が行われる機関 （b）総合大学（university）、後期中等教育（college）、又は技術高等教育機関（TAFE） （c）初等教育、中等教育又は高等教育の授業を、通信教育又は課外学習により行う機関 （d）看護学校 （e）病院における 医療サービス・医療サービスの提供に付随するサービス （f）教員教育センター （g）学習や訓練のコースの提供を主たる機能とする機関
韓国	教育目的利用分野の補償金管理団体は、現在はKORRAが唯一の存在として文化体育観光部長官の指定を受け、第25条及び第31条に係る教育機関からの補償金の徴収・分配業務を行っている。 （KORRAの会員の例） ➢ 韓国文芸学術著作権協会 ➢ 大韓出版文化協会 ➢ 韓国音楽著作権協会 ➢ 韓国放送作家協会 ➢ 韓国学術団体総連合会 ➢ 韓国シナリオ作家協会 ➢ 共にする音楽著作人協会 ➢ 韓国言論振興財団 ➢ 韓国写真作家協会 ➢ 韓国美術協会	・ 一般大学（4年制）、専門大学（2年制）、遠隔教育大学 ・ 第25条第4項で初等中等教育学校においては補償金の支払いが免除されている
アメリカ	・ Copyright Clearance Center（CCC） - 新聞、学会誌、雑誌、本、ブログ、フィクション、ニュース、ノンフィクション、科学、技術、医療等専門的な書籍、ブログ等のオンライン著作物	・ 初等中等教育機関：6歳～17歳 ・ 高等教育機関：18歳～

3. 各国制度等の整理

	補償金額／ライセンス料	
	金額	金額の決定過程
イギリス	(3.1.cの「日本の著作権法の権利制限の範囲と各国の補償金額等の比較」参照)	○初等中等教育機関 ・教育省は、イングランド州において、地方自治体が資金を提供する初等中等公立学校を対象に、学校の負担を軽減する政府の取組の一環として、10の集中管理団体とライセンスを一元的に調達する合意「Central DfE Agreements」を締結している。 ・Central DfE Agreementsの場合は特定の算出方式はなく、教育省と各集中管理団体との協議によりライセンス料が決定される。 ○高等教育機関（大学等） ・CLA、ERAとはイギリスの大学代表機関であるUniversities UKとの協議によりライセンス料が決定される。 ※なお、金額に異議のあるものは著作権法廷に申し立てることができる。
フランス		・教育省所管の教育機関については教育省が集中管理団体と交渉する。 ・教育省所管外の教育機関についてはサンプリング調査を参考に教育機関の専門性や特性、利用頻度や利用量、市場価格等と照らし合わせて学生一人当たりの参加を算出している。
ドイツ		○初等中等教育機関 各州と各集中管理団体の間で総合契約が締結され、法律の条文により利用が許容される範囲について合意するほか、権利制限の対象とならない利用についても、利用可能とする合意が形成されている。 ○高等教育機関（大学等） （１）紙の複写 第54c条第2項では機器の種類や使用範囲、設置場所と通常の利用のあり方によって計算されると規定されている。 （２）公衆提供（複製、配布、公衆送信） 国、各州と各集中管理団体の間で契約が締結される。 ※なお、適正な補償金に関する当事者間合意が得られない場合、第36a条に基づき、調停所が設置される。その際、集中管理団体はその補償金額を公表する必要がある。

	補償金額／ライセンス料	
	金額	金額の決定過程
オーストラリア	(3.1.cの「日本の著作権法の権利制限の範囲と各国の補償金額等の比較」参照)	(補償金) ・補償金額は、「利用者である教育機関の運営団体と補償通知を受けた集中管理団体の合意によって決まる」と規定されており（第113R条第1項（a））、集中管理団体であるCopyrightAgency、Screenrightsと、教育機関別の代表団体である「ピークボディ」との間の交渉で決定される。 ・なお、補償金額等に関して当事者間で合意に達することができない場合は著作権法廷制度が法律で定められている（第113R条第1項（b）、第2項）。 (ライセンス) ・ライセンス料も補償金と同様にピークボディとの間の交渉で決定される。
韓国		・KORRAが利用実態調査を行って草案を策定し、それを基に関係する利害関係者が協議を行い、文化体育観光部がその結果決定した補償金基準価格を通知することとなっているが、現在告示されている補償金額は訴訟、和解及び協議を経た結果となっている。
アメリカ		・ライセンス料はCCCではなく、出版社によって決められている。

3. 各国制度等の整理

	徴収	
	徴収方法	財源
イギリス	・ Central DfE Agreementsに関しては、各集中管理団体は教育省から一括の支払いを受ける。 ・ Central DfE Agreements以外の契約では、高等教育機関（大学等）を含め、出版物に関する管理を行うCLAや放送関連のコンテンツに関する管理を行うERAなどが他の集中管理団体分を含めて契約、徴収している。	○初等中等教育機関 ・ 公立の初等中等教育機関（Central DfE Agreement）に関しては、各集中管理団体は教育省から一括の支払いを受けるが、具体的な財源は不明である。 ○高等教育機関 ・ 高等教育機関はCLAと個別に契約を締結している。支払義務者は各大学であるが、具体的な財源は不明である。
フランス	（複写複製） ・ 複写複製については初等中等教育のうち国・公立の教育機関は教育省から直接一括払いされるが、私立の教育機関は各校より支払われる。 ・ 中等教育及び高等教育は個別契約に基づいて個別で支払う。 （複写複製以外の各合意） ・ 複写複製以外は、補償金とライセンスを区別せず、4つの合意に基づき教育省から各集中管理団体へ一括払いされる。 （デジタル複製） デジタル複製に関するライセンスは一括又は個別に徴収する。	教育省、地方政府、各教育機関（5.3.f参照）
ドイツ	・ 国や各州が1つの集中管理団体（VG WORT）に支払い、VG WORTが総合契約に則り他団体へ分配する。	・ 初等中等教育機関と大学はいずれも国、各州政府が拠出し、私立大学は独自に拠出している。

	徴収	
	徴収方法	財源
オーストラリア	(補償金) ・ Copyright Agencyはすべての公立の初等中等教育機関及び39の国公立大学と補償金契約を結び、徴収している。大学向けの補償金に関しては、代表団体であるUAとの交渉を行い、3年ごとの更新を踏まえて大学毎に徴収される。 ・ Screenrightsはすべての初等中等教育機関と一部の大学と契約しており、Copyright Agency同様、補償金契約に応じて徴収される。 (ライセンス) ・ APRA ACMOSはすべての公立の初等中等教育機関に加え、その他の初等中等教育機関とも代表団体を介して任意ライセンスとして契約している。38大学とも包括ライセンス契約を結んでいる。	—
韓国	・ 各大学からKORRAが徴収し、各集中管理団体に分配している。	・ 教育機関は自らの収入から支払う。国公立の教育機関には政府からの助成があるが補償金に特化したものではない。私立の教育機関には助成金はない。
アメリカ	・ 幼稚園から初等教育機関にあたる「K-12歳」に対しては、約250校の教育機関がPay per Useでの契約をしている。 ・ CCCとPay per Useライセンスを契約している高等教育機関は1,000校以上、全米の20%を超える。包括（年間）ライセンスも用意しているが、利用しているのは高等教育機関の10%程度である。	○初等中等教育機関 ・ SelectText：教育機関もしくはその自治区や州が利用者のためにコースブック分の料金を支払うが、その支払の責任者は各団体のカリキュラム開発や財務の担当者によって異なる。 ○高等教育機関 ・ 大半が大学の図書館が窓口となってライセンス料を支払っており、大学によっては図書館から著作物を利用した学部に対して支払を求めることがある。 ・ コースブックを作成する際に大学のコピーショップや大学内の複製関連の部署が手続の窓口となる場合においては生徒が直接支払う場合や授業料に転嫁される場合がある。

3. 各国制度等の整理

	分配	利用実態調査
	分配の根拠及び分配方法	
イギリス	・CLAやERAに権利を委託している著作権者は各団体から分配を受ける。 ・CLAやERAを介して分配を受ける集中管理団体も存在する。 ・イギリスでは、出版物の版面の構成に対して著作権（版面権）が認められているため、版面権の集中管理団体も分配を受けている。 ・CLAでの分配はサンプリング調査による利用実態を参考に毎年の分配率が全団体からの承認を経て決定される。 ・ERAの分配は、会員の合意に基づいた分配比率に基づいて分配される。	<CLA（書籍）の場合> ・初等中等教育機関：114校を対象にサンプリング調査を年に3回1回は10週間 イエローボックスやウェブ入力システムを利用 ・高等教育機関（大学等）：9校を対象にサンプリング調査を年に2回1回は6週間 コースパックのコピーやイエローボックスを利用 <ERA（放送）の場合> すべての録画に関して日付・放送局名・放送番組名を記録させ、報告させている。
フランス	・サンプリング調査を参考に分配率が決定される。デジタル複製によるライセンス料は、以下の比率で分配されている。 -印刷著作物（本、楽譜、定期刊行物、芸術作品）約70% -音楽著作物（音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ）約15% -映像著作物（映像作品）約15% ・著作者・ジャーナリストと出版社については両当事者の交渉に基づき、分配比率は、30:70～40:60の間で定められている。 ・また、CFCは分配額のうち一定の少数の額いわゆる「クレーム基金」として利用実態調査から漏れてしまった権利者のため分配の機会を確保している。	<書籍の場合> ・初等中等教育機関：10%の学校を1か月間実施（各学校は10年に1回参加する） ・高等教育機関（大学）：3年ごとに実施し、教員がタイトル、ページ数、部数等を報告 ・報告率：6割程度
ドイツ	・分配総額は、必要な運営コストや経費等を差し引いた額として、会計年度ごとにボードによって決定される。分配は原則として会計年度の終了後9か月以内に行われ、サンプリングの利用実態調査や団体が定めた分配基準により翻訳者には著作権料の50%が分配される。こうした条件と設定は、定款に基づき毎年の分配計画（Distribution Plan）に定められている。	<書籍の場合> ・初等中等教育機関：500校を選び、6週間のうちの20学校日の間実施 ・高等教育機関（大学）：複製機器の台数に基づき分配するためサンプリング調査は実施せず

	分配	利用実態調査
	分配の根拠及び分配方法	
オーストラリア	(補償金) - Copyright Agencyではサンプリング調査に基づいて分配され、分配のためのデータは、使用状況に関する調査や利用可能な著作物のデータなど、様々なソースから取得する。 - Screenrightsは独自の分配方針に基づいて分配するほか、音楽著作物を取り扱う「APRA AMCOS」、「ARIA（オーストラリアレコード産業協会）」や「Phonographic Performance NZ」への再分配も行っている。 (ライセンス) - APRA ACMOSではCopyright Agencyによる楽譜に関する調査結果等に基づき分配する。	<書籍の場合> - 初等中等教育機関：125校（300名以上）を選び約30校ごとに10週間実施 - 高等教育機関（大学）：毎年8校が5年に一度12週間実施 - Screenrightsの「enhanceTV」からは、ログデータが直接得られるため、分配のための利用実態調査コストの削減が図られている。 - APRA ACMOSではCopyright Agencyによる楽譜に関する利用データを受け取っている。
韓国	- サンプリング調査による利用実態調査や専門家や関係者の意見を参考に分配率が決定される。 <調査結果から見られる補償金分配率試算> - テキスト：80 % - 写真：15 % - 音楽：3 % - 映画：2 %	一般大学・専門大学（短大相当）・遠隔教育大学の約400校が毎年100校ずつ協力する形で実施されている。6ヶ月の間、利用著作物ごとに「利用著作物タイトル×利用ページ数×学生数」を教員からKORRAIに電子メールで報告する。
アメリカ	CCCはオンライン利用許諾ページから入力されたタイトル、利用方法、ページ数等の情報に基づき分配する。	CCCの利用許諾ページからの入力が利用実態調査としての機能を果たしている。

3. 各国制度等の整理

	補償金以外のライセンス	ガイドライン、周知・研修・普及啓発
イギリス	-	○初等中等教育機関 ・CLAでは利用者向けのガイドラインを自身のウェブサイト公開している（User Guidelines CLA Education Licence）。 ・また、ライセンスの案内のために、Central DfE Agreementsを教育省と締結している各集中管理団体が、著作権と学校（copyright and schools）と題するウェブサイトを開示し、同ライセンスに基づいて利用できる範囲についてイラスト仕立ての紙芝居形式を利用し、利用者にわかりやすい簡易な記述をしている。 ○高等教育機関 ・CLAとイギリスの大学代表機関であるUniversities UKとの交渉に基づいて、個別の包括ライセンス（Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018）に、利用条件の詳細が記載されており、CLAのウェブサイトで公表されている。 ・またCLAは、詳細なライセンスを分かりやすく解説したガイドラインを提供し、著作権制度の普及啓発に関する内容を解説している（User Guidelines Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018）。
フランス	-	・以下の4つに分かれて成立している合意がガイドラインの機能を果たしている。 ①本、楽譜、定期刊行物、芸術作品 ②音楽の演奏、録音物、ミュージックビデオ ③映像作品 ④複写方式を用いた複製
ドイツ	・法定された利用量を超えての利用に関しては、別途ライセンスが必要になる。 ・GEMAが提供している教育機関向けの音楽ライセンスは0.1ユーロ（約13円）／人・年	・ドイツ各州と各集中管理団体間で結ばれた「旧第52a 条（利用可能化）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第53条（複製）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第54c条に基づく補償請求に関するフレームワーク契約」の3つの契約が、ガイドラインの役割を果たしている。 ・VG WORT、GEMA等の集中管理団体は管理する著作物の権利について関係するウェブサイト等で適切な利用を促している。

	補償金以外のライセンス	ガイドライン、周知・研修・普及啓発
オーストラリア	・第113T条（任意のライセンス）により教育機関における任意のライセンスを定めることが可能となっており、音楽著作物についてはライセンスで運用されている。	・教育機関のピークボディをサポートしているNational Copyright Unitが、教育機関向けに著作権制度とライセンスをSmartcopyingというサイトを構築している。 ・初等中等教育機関及びTAFEに関しては、NCUは教職員や生徒に対して、助言や研修を無償で提供している。
韓国	・単位認定が認められる学生以外を対象とする授業や有料での「特別講義」など、補償金の対象とならない活動については、集中管理団体が独自に提供するライセンスを用いることがある。	・KORRAは、教育目的の著作物の利用に関するガイドラインを有しているが、徴収分配に関するガイドラインは有していない。 ・韓国著作権委員会はキャラクターを作成するなど著作権法の普及・啓発に努めているが、教育分野に特化した活動は2011年の補償金制度導入時以降はなされていない。KORRAは教育機関に対してセミナーや講師の派遣を行っている。
アメリカ	—	・フェアユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しい。そのため、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェアユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている。 ・普及啓発の取組として、CCCでは認証プログラムや普及啓発イベント、オンラインセミナーを提供しているほか、大学の多くは、オンライン教育プログラム用の教材を作成する際に、著作権に対する意識を高めるため、専門サイトを設けている。

3. 各国制度等の整理

▼日本の著作権法の権利制限の範囲と各国の一人当たりの補償金額（推計）等の比較

	日本	イギリス	フランス
	(改正後) 補償金制度	ライセンス制度	補償金制度 + ライセンス制度
日本の現行著作権法第35条1項 (授業の過程における複製)	(全ての非営利教育機関) 無償 ※対象は公表された著作物すべて	(無償) 非営利目的の研究及び私的学習を目的としたフェアディーリング (有償) ●初等中等教育 6.4ポンド(約922円) * イングランドの公立学校の包括ライセンス ・書籍、新聞、放送、音楽、映画の・複製、実演、公衆送信 ・楽譜は10%、その他は量的制限なし ●高等教育(大学) 9.77ポンド(約1,407円) * 新聞、楽譜、音楽、映画は個別ライセンス ・書籍、放送の複製、公衆送信 ・書籍・雑誌は1つの記事・章、1つの短編小説・詩、又は全体の5%以内 ※イギリス著作権法では、教育機関による放送の録音録画や著作物の抜粋の複製及び使用について無償の権利制限規定があるが、ライセンスが優先されることも規定されており、全ての複製、公衆送信を上記ライセンスは包含する。	(有償) 教育省管轄の全教育機関は補償金等で四つの包括合意を締結 ●初等中等教育 初等 1.21ユーロ(約152円) 中等 1.80ユーロ(約227円)又は3.50ユーロ(約441円) ●高等教育 大学 2.62ユーロ(約330円)又は5.18ユーロ(約653円) ○上記の金額における主な対象行為及び許容量 【文書関連著作物の複写複製】(補償金) ・複写機やファックスでの複製(電子データを残さないコピー)が対象 ・書籍、楽譜については、全体の10%以内 ・新聞、定期刊行物については、当該出版物の記事の30%以内 ・1年で生徒1人につき、初等教育では80ページまで、中等教育では180ページまで 【複写複製を除く各種合意に基づくデジタル複製、上映・演奏、公衆送信】(補償金・ライセンス) ・電子データへの複製、上演・演奏、公衆送信(生徒、教員又は研究者で構成される公衆を対象) ・許容量は教科書・楽譜を除く著作物の10%以内 ・教科書は対象外
日本の現行著作権法第35条2項 (遠隔合同授業の過程における他方の会場への公衆送信)			
日本の現行法以外の授業目的での公衆送信 (例: スタジオ型授業での公衆送信、予習・復習用の公衆送信、オンデマンド授業での公衆送信)	(現行法) 個別許諾 → (改正案) 補償金 ※教材の共有は改正後も引き続き原則個別許諾		

ドイツ	オーストラリア
補償金制度	補償金制度+ライセンス制度
(有償) ※改正前 ●初等中等教育 1.56ユーロ(197円) ・書籍、新聞、放送、音楽、映画の利用可能化と複製 ・全体の12%以内、映画は5分以内 ・印刷された著作物は100ページを上限とする全体の25%以内 ・25ページ以下の印刷物(音楽の著作物の場合は6ページ以内)、5分以下の動画・音楽 ・絵画・写真等は全体 ※補償金の利用上限を超える音楽の利用(ライセンス)は一人当たり0.1ユーロ(約13円) ●高等教育(大学) (非公表) ※補償金はコピー機台数比例のため推計困難。とある大学では460ユーロ(約57,960円) / コピー機・年。 ※教育施設における説明や授業の目的での複製、配布、公衆送信を対象に、デジタルでの利用も含め補償金は0.8セント(約1円) / ページ・人だが、今後交渉予定。	※改正後、従来無償とされていた2頁又は1%以内で14日以内に同じ著作物を複製しない場合を定めていた旧第135ZG条(複製量制限)が削除され複製量制限は具体的に法定されずに当事者間で合意できるようになった (有償) ●初等中等教育 23.5豪ドル(約2,021円) ●高等教育(大学) 31.1豪ドル(約2,674円) (上記の金額における主な対象行為及び許容量) 【文書関連著作物】 ・書籍、新聞、論文誌、雑誌、楽譜、ウェブページ等の複製及び公衆送信 ・演劇的作品では電子化されたものは全ワード数の10%以内、印刷媒体では1つの定期刊行物につき1記事。 ・音楽著作物は全体の10%以内、芸術作品は全体。 ・使用に際して作品名、著者名、出版社名(既知の場合)を明記。 【テレビ放送・ラジオ放送】 ・あらゆる番組をあらゆるフォーマットで許容量の上限なく複製できる。(enhanceTV) ・インターネットにおける同時/異時送信を含み、第113P条第6項によりインターネットからの複製も認められている。 ※音楽は権利制限(第28条)の範囲内で利用できるが、以下のライセンスが提供されている。 【音楽】(ライセンス) ○ APRA Performance Licence : 学校の活動や行事に関連した公演を行うことが可能なライセンス 初等学校=0.2372豪ドル(約20円) / 人 中等学校=0.3449豪ドル(約30円) / 人 ○ AMCOS Print Music Licence (Photocopy) : 学校が持つ楽譜の補償金の対象範囲(音楽著作物全体の10%)以上の一定数までの複製及び歌詞やメロディラインの転記等が可能なライセンス 0.8919豪ドル(約77円) / 人 ○ APRA/AMCOS/ARIA Music Recording and Access Licence (A/V) : 録音したものを、費用回収のために実費で販売することが可能なライセンス。ただし、利益のための販売は認められない。 0.8184豪ドル(約70円) / 人

3. 各国制度等の整理

韓国	アメリカ
補償金制度	ライセンス制度
(無償) ●初等中等教育 無料 ●高等教育機関 ・補償金管理団体が教育機関向けに策定しているガイドラインにおいては、一定量以下の利用（テキストの場合は1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は5%以内で最大30秒間）については、フェアユースの範囲としており、補償金の対象から除外している。 (有償) ●高等教育 - 大学（4年制） 1,300ウォン（130円） - 専門大（2年制）1,200ウォン（120円） - 遠隔教育大学 1,100ウォン（110円） ・公表された著作物の一部を複製し、配布し、公演し、放送または伝送すること。詳細はガイドラインで定められているが、主な許容量は書籍：10%、音楽：20%（最大5分）、映像：20%（最大15分） ・ただし、著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、著作物の全部を利用することがやむを得ないときは、その全部を利用することができる。	(無償) ○フェアユースの4要件を満たす範囲は無償 1. 使用の目的及び性質（使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む） 2. 著作権のある著作物の性質 3. 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性 4. 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響 ※フェアユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しい。そのため、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェアユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている。 ○対面教育活動に関する第110条（1）、送信を手段とする実演・展示に関する同条（2）、非営利の実演に関する同条（4）、障害者向けの実演に関する同条（8）において、著作物の実演、展示、上映、演奏のほか、それらのリアルタイム授業での送信が権利制限の対象となっている。 (有償) 【年間包括契約の一例】 CCCは高等教育機関を対象に書籍、新聞、雑誌、専門誌、ブログ等のオンライン著作物の複製や公衆送信及び教材の共有等について学生一人当たり2～12米ドル（約224～約1,344円）の包括ライセンスを提供している。

4. イギリス調査

4.0 サマリー

4.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

イギリス著作権法¹⁷では、「フェアディーリング (fair dealing)」(公正利用) の考え方¹⁸に基づき権利制限の対象が規定されている。

イギリスでは権利制限に対応した補償金制度ではなく、ライセンスによる契約が利用可能な場合は権利制限に優先すると規定された任意のライセンス制度が広範に機能している。

教育目的の利用に関するライセンスは、基本的には著作物の種類や分野ごとにそれぞれの集中管理団体が管理を行っているが、実際の徴収等は、出版物に関する管理を行う Copyright Licensing Agency (以下「CLA」という。)や放送関連のコンテンツに関する管理を行う Educational Recording Agency (以下「ERA」という。)などが行い、間接的な分配を受ける団体が存在している。

また、教育省 (Department for Education : DfE) は、イングランド州において、地方自治体が資金を提供する初等中等公立学校を対象に、学校の負担を軽減する政府の取組の一環として、10 の集中管理団体 (Collective Management Organizations : CMO) とライセンスを一元的に調達する合意「Central DfE Agreements¹⁹」を締結している。

高等教育 (大学等) に関しては、CLA とイギリスの大学代表機関である Universities UK との交渉に基づいて、個別の包括ライセンスが提供されている。なお、大学教育用に必要な著作物の検索、コピー、共有を提供するクラウドサービスである「デジタルコンテンツストア²⁰」が CLA から提供されている。

4.0.b 運用実態等

1. 団体

¹⁷ CDPA : the Copyright, Designs and Patents Act 1988

¹⁸ イギリス著作権法では「フェアディーリング」という概念を用いて権利制限の対象となる利用形態等を定めており、教育に関する条項として第 29 条 (研究及び私的学習) と第 32 条 (教育のための説明) がある。「フェアディーリング」の定義はこの条文中には存在していないが、判例法においては、「複製により著作権者の本来の販売が妨げられるかどうか」「複製の量と割合」「侵害者がその侵害により実質的な経済的利益を取得するかどうか」等が考慮されている。

¹⁹ 4.4.a ライセンス制度の概況参照

²⁰ 4.4.c 主な集中管理団体の概況参照

イギリスの集中管理団体は、EU の CRM ディレクティブ²¹が適用された国内法に則り、知的財産庁（Intellectual Property Office : IPO）によってモニタリングされる。

CLA は書籍、論文誌、雑誌等の文書・画像作品を管理する団体であり、新聞や楽譜等、他団体の徴収も代行している。

ERA は放送番組の録画と使用を管理する団体であり、一部地域において、Centre for Education and Finance Management 経由でライセンスを提供している。

2. 金額

● 初等中等教育機関

<公立（Central DfE Agreements）の場合>

- ・ 1人当たりライセンス額：6.4 ポンド（約 922 円）²²（推計）
- ・ 対象著作物：書籍、新聞、楽譜、放送、音楽²³、映画
- ・ 利用制限：楽譜は 10%まで、その他は量的制限なし²⁴

● 高等教育機関（大学等）

- ・ 1人当たりライセンス額：9.77 ポンド（約 1,407 円）
- ・ 対象著作物：書籍（CLA）・放送（ERA）
- ・ 利用制限：書籍・雑誌の場合は 1 つの記事や章、1 つの短編小説又は詩、あるいは全体の 5%のうち多い方まで
- ・ 新聞、楽譜、音楽、映画は個別ライセンス

3. ライセンス料の決定過程

● 初等中等教育機関

Central DfE Agreements の場合は特定の算出方式はなく、教育省と各集中管理団体との協議によりライセンス料が決定される。

● 高等教育機関（大学等）

CLA、ERA とはイギリスの大学代表機関である Universities UK との協議によりライセンス料が決定される。

²¹ 4.2.b 徴収・分配団体に係る規定参照

²² 1 ポンド＝144 円（2017 年平均レート）として換算。円換算金額は概数。以下同様。

²³ 授業の過程における実演や演奏は権利制限の対象とされているが（第 34 条）、授業目的での楽曲・ミュージックビデオの複製や公衆送信は原則として権利制限の対象ではない。

Copyright and Schools, <http://www.copyrightandschools.org/>（2018 年 3 月 22 日現在）

²⁴ 注 43 参照

4. 徴収

Central DfE Agreements に関しては、各集中管理団体は教育省から一括の支払いを受ける。

Central DfE Agreements 以外の契約では、高等教育機関（大学等）を含め、出版物に関する管理を行う CLA や放送関連のコンテンツに関する管理を行う ERA などが他の集中管理団体分を含めて契約、徴収している。

5. 分配

CLA や ERA に権利を委託している著作権者は各団体から分配を受ける。

CLA や ERA を介して分配を受ける集中管理団体も存在する。

また、イギリスでは、出版物の版面の構成に対して著作権（版面権）が認められているため、版面権の集中管理団体も分配を受けている。

CLA での分配はサンプリング調査による利用実態を参考に毎年の分配率が全団体からの承認を経て決定される。

ERA の分配は、会員の合意に基づいた分配比率に基づいて分配される。

6. 利用実態調査

<CLA（書籍）の場合>

- ・ 初 等 中 等 教 育 機 関：114 校を対象にサンプリング調査を年に 3 回
1 回は 10 週間
イエローボックスやウェブ入力システムを利用
- ・ 高等教育機関（大学等）：9 校を対象にサンプリング調査を年に 2 回
1 回は 6 週間
コースパックのコピーやイエローボックスを利用

<ERA（放送）の場合>

すべての録画に関して日付・放送局名・放送番組名を記録させ、報告させている。

4.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

● 初等中等教育機関

CLA では利用者向けのガイドラインを自身のウェブサイト公開している（User Guidelines CLA Education Licence）。

また、ライセンスの案内のために、Central DfE Agreements を教育省と締結している各集中管理団体が、著作権と学校（copyright and schools）と題するウェブ

サイトを公開し、同ライセンスに基づいて利用できる範囲についてイラスト仕立ての紙芝居形式を利用し、利用者にわかりやすい簡易な記述をしている。

- **高等教育機関（大学等）**

CLA とイギリスの大学代表機関である Universities UK との交渉に基づいて、個別の包括ライセンス (Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018) に、利用条件の詳細が記載されており、CLA のウェブサイトで公表されている。また CLA は、詳細なライセンスを分かりやすく解説したガイドラインを提供し、著作権制度の普及啓発に関する内容を解説している (User Guidelines Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018)。

4.1 ICT 活用教育の概況

● 政策

イギリスの教育行政は、国と地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）の教育当局と学校とが連携して進められるが、教育分野の ICT 活用推進に関しては、1997 年に設立された政府機関 BECTA（British Educational Communications and Technology Agency：以下「BECTA」という。）が、2011 年に歳出削減のために閉鎖されるまでの間、担ってきた。

BECTA は 1998 年から学校教育の情報化に向けた戦略を策定し、教育用 PC、デジタルホワイトボード（電子黒板）、ブロードバンド、e ラーニング環境、LMS（Learning Management System）の導入といったインフラ整備、機材の拡充や、コンテンツ整備、普及啓発プログラムの推進、さらには大規模な実証事業を行ってきた。

例えば 1998 年から 2006 年まで運用された NGFL portal は、すべての学校へのブロードバンド整備、ハード・ソフト整備を推進する取り組みである NGFL（National Grid for Learning）の一環として構築されたポータルサイトで、インターネット経由で様々な学習・教育コンテンツにアクセスでき、BECTA が出資、運営を担った。

2002 年から 2008 年まで実施された Curriculum Online では、デジタル教材の拡充と質の向上に向けて、国の認証を受けたデジタル教材を搭載するポータルサイトを構築。さらに地方教育当局へ教材を購入するための補助金を配布した。このプロジェクトに対しては国が 4 億 5,800 万ポンド（約 660 億円）の補助金を拠出、BECTA が運営を担当した。

また、2002 年～2006 年に行われた ICT Test Bed Project では、教育技能省（当時）の出資のもと、BECTA が運営を担当、国内の 28 の学校と 3 つの大学に ICT 環境を導入し、その活用の効果と課題を検証した。

BECTA の閉鎖後、その機能は教育省及びビジネス革新技能省（2016 年エネルギー、気候変動省と統合後、廃止）に引き継がれたが、BECTA が実施してきた教育 ICT に関する調査研究等は、閉鎖後継続されていない。

2014 年の新学期（9 月）より、ナショナルカリキュラムの変更によって、義務教育期間の必修教科として「コンピューティング」が新設された。従来イギリスでは「ICT」が必修教科とされ、情報収集や課題解決のツールとして ICT を使うことが重視されてきたが、「コンピューティング」では、プログラミングとデジタルリテラシーを学ぶことが目的とされており、4 段階に分けて構成されたカリキュラムは、5～7 歳が対象となる「Key Stage 1」の年齢から、アルゴリズムの理解、簡単なプログラムの作成とデバッグといったプログラミングを学ぶ内容となっている。

こうした ICT 教育の方向性転換に合わせて、教員養成、教材提供、普及啓発等の分野で国や民間団体からの支援プロジェクトが行われている。

また近年の「英国の産業戦略²⁵⁾」(2017 年)では人材育成について以下のように記載されている。

- 英国の一流高等教育システムと並ぶ水準で、世界に比肩する優れた技術教育システムを確立します。
- STEM (科学・技術・工学・数学) 分野のスキル不足を解消すべく、数学、デジタル教育、テクニカル教育に 4 億 600 万ポンドの追加投資を行います。
- 新たな技術取得を支援する国民再教育スキーム (National Retraining Scheme) を新設し、まずはデジタルおよび建設分野の職業訓練に 6,400 万ポンドを投資します。

● ICT 環境の整備状況等

2012 年時点の教育用 PC の整備率は、小学校 1 台あたり 6.8 人、中学校 1 台あたり 4.2 人だが、小学校の 23%、中学校の 41%が必要な情報や入力の見学を行うことを目的とした BYOD (Bring Your Own Device) を許可しており、日本より²⁶⁾も児童生徒の教育用 PC へのアクセスは確保されている。

電子黒板を導入した教室の割合は、2010 年の時点で、小学校が 100%、中学校が 84%。

無線 LAN の導入割合は 2010 年時点で小学校が 75%、中学校が 92%。

同じく 2010 年時点の LMS (Learning Management System)、e ラーニング等のバーチャル学習環境の利用率は、小学校が 67%、中学校が 93%。

2011 年時点で、算数、数学授業の補助教材にコンピューターソフトウェアを活用する教員割合は、イングランドの小学 4 年相当で 74% (日本=35%)、中学 2 年相当で 76% (日本=27%)、理科授業の補助教材にコンピューターソフトウェアを活用する教員割合は、小学 4 年相当で 74% (日本=52%)、中学 2 年相当でも 67% (日本=49%) と、日本と比較していずれも高い割合で ICT 機器が活用されている²⁷⁾。

²⁵⁾ 在日英国大使館、<https://www.gov.uk/government/news/373457>.ja (2018 年 3 月 26 日現在)

²⁶⁾ 日本の教育用 PC の整備率は、小学校 1 台あたり 7.2 人、中学校 1 台あたり 6.2 人である。(「平成 27 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」文部科学省)

²⁷⁾ 「教育分野における先進的な ICT 利活用方策に関する調査研究報告書」(平成 27 年 3 月、株式会社富士通総研)

● 「PISA2015」における学校での ICT 機器の使用頻度²⁸

2015 年に OECD が加盟国（72 개국・地域）を対象に行った生徒の学習到達度調査（以下「PISA2015」という。）におけるイギリスの学校での ICT 機器の使用頻度は以下のとおりである。

○ 学校で電子メールを使う

40%の生徒が週に 1～2 回は学校で電子メールを使っており、OECD 加盟国の平均（23%）を大きく上回る上位に位置する。

○ 学校の勉強のためにインターネットを見る

58%の生徒が週に 1～2 回以上は学校の勉強のためにインターネットを見ており、デンマーク、スウェーデン、オーストラリア、オランダ等、70%以上を記録した国々に次ぐ上位クラスに位置する。

○ 校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードしたりする

週に 1～2 回以上の頻度で校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードをする生徒は、ダウンロードについては 30%、アップロードについては 24.5%で、OECD 加盟国の平均（20.6%）をやや上回る。

○ 学校のウェブサイトに課題を提出する。

週に 1～2 回以上の頻度で学校のウェブサイトに課題を提出する生徒は 9.3%で、OECD 加盟国の平均（13.6%）を下回る。

○ 外国語や数学などのドリルや勉強をする。

週に 1～2 回以上の頻度で学校のコンピューターを使って外国語や数学などのドリルや勉強をする生徒は 23.2%程度で、OECD 加盟国の平均（21.6%）に近い。

4.2 権利制限規定等の法制度

イギリス著作権法では、「フェアディーリング（fair dealing）」（公正利用）の考え方²⁹に基づき、権利制限の対象となる利用行為等が規定されている。2014 年の改正により、権利制限規定は拡大された。

²⁸ OECD Compare your country (2015) Great Britain,
<http://www.compareyourcountry.org/pisa/country/GBR?lg=jp>（2018 年 3 月 26 日現在）

現行では、第3章（第28条～第76条のA）で個別の利用行為に関して権利制限等が規定されている。

ただし、このようなフェアディーリングに基づく権利制限規定の利用においては、例えば教育での複製等で見られるように、ライセンスによる契約が利用可能である場合は、ライセンスでの利用が権利制限規定に基づく利用よりも優先されることとなっている（第35条第4項、第36条第6項）³⁰。

教育分野でのライセンスについては、政府機関では教育省が利用者の立場として関与し、知的財産庁が後述する集中管理団体を規制監督する立場の者として関与している。

4.2.a 教育利用に係る権利制限規定等

イギリス著作権法では、権利制限の章の「教育」の節に第32条から第36条Aがあり、教育利用に係る権利制限が規定されている。

なお、2014年以降の著作権法改正により、教育目的での著作物の利用に関しては、次の権利制限規定の拡充が行われた。

- ・ 第32条：「教育のための説明」において、対象著作物をすべての著作物に拡大
- ・ 第35条：「教育機関による放送の録音・録画」において、対象利用行為に「伝達行為」を追加

この改正の趣旨は、教育機関から遠隔地に居住する生徒が、教育機関に通学できる生徒に比べて不利な学習環境とならないようにするという点にある。なお、当該教育機関の構内での著作物の利用については、Regulation 2014による改正後の第32条「教育目的での説明」及び第40条のB「図書館等及び教育機関における端末装置による利用」に規定されている。

- ・ 第36条：「教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用」において、対象著作物をすべての著作物に拡大

第32条：教育のための説明

本条は、教育における説明を目的とした、著作物の利用についての権利制限規定である。対象となる著作物に関する限定はない。著作物の提示（黒板や電子黒板に表示する行為）やその転記等が本条で認められることとなる。

²⁹ 注18参照

³⁰ ただし、第36条第7項により、「この条により許容される行為を教育機関に許諾する場合の許諾の条件は、（有償又は無償を問わず）この条に基づいて許される（12ヶ月で作品全体の5%以内）よりも少ない割合でしか複製ができないように制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。」とされている。

本条は次の条件を満たす場合に公正利用（フェアディーリング）となる。

- 1) 非商業的な目的であること
- 2) 教育を行う者又はそれを受ける者によってなされるものであること
- 3) 不可能な場合を除き、十分な出所明示を行っていること

なお、本条により許容される行為は、契約によって制限することができないこととなっている（第3項）。

第33条：教育上の使用のための詩文集

発行済みの文芸又は演劇の著作物（a published literary or dramatic work）からの短い章句を、教育用の編集物に収載する行為についての権利制限規定である。

十分な出所表示が必要とされているほか、当該著作物が教育機関における使用が意図されていないこと、及び同一の著作者の作品からの3以上の抜粋を、5年間にわたり、同一の出版社が発行する編集物に収載することはできないとされている。

第34条：教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること

「教員、生徒及び教育機関の活動に直接関係する他の者」を聴衆に、「教員及び生徒、教育機関における授業の目的上必要な者」が、教育機関において、演劇や音楽の著作物を実演する行為、録音物映画又は放送を授業の目的として上演・上映する行為の権利制限規定である。

ただし、生徒の親等が参加した場合には、公共での演奏同様に取り扱われ、第3項による権利制限の対象にはならない。

第35条：教育機関による放送の録音録画

教育機関による、放送の録音録画、伝達についての権利制限規定である。

第1項は、教育目的が非商業的であり、かつ十分な出所明示を条件に、教育機関による放送の録音録画は著作権を侵害しないとしている。

第2項、第3項は、生徒及び教職員のみが使用可能な保護されたネットワークを利用して、第1項で作成された録音・録画物を教職員・生徒に伝達することを許容している。

ただし、当該行為に関してライセンスを受けることが可能であり、教育機関がそれを知り又は知りえた場合には、ライセンスが優先し、第4項により本条の規定が適用されない。

第36条：教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用

教育機関による、関連する著作物（「放送」又は「ほかの著作物に組み込まれていない美術の著作物」を除く（第 4 項））からの抜粋の複製及び伝達に関する権利制限規定である。

非商業目的の授業であり、十分な出所明示がされる場合には、複製は著作権侵害に当たらず（第 1 項）、また、そうして作られた複製が生徒及び教職員のみが使用可能な保護されたネットワークを利用し構外で受信する伝達もまた、侵害に当たらないとしている。（第 2 項、第 3 項）

量的な制限として、1 つの作品については、12 ヶ月間での著作物の 5%以内の複製であること（第 5 項）が求められている。

また、第 6 項では、本条により許容される行為であっても、当該行為に関してライセンスを受けることが可能であり、教育機関がそれを知り又は知りえた場合には本条の規定が適用されず、ライセンスが優先し、著作権侵害が成立するとされている。あわせて、第 7 項では、教育機関にライセンスを付与する契約条件が、本条に基づいて許される割合（1 つの作品については、12 ヶ月間での著作物の 5%以内の複製であること（第 5 項））よりも少ない割合でしか複製ができないような場合には、当該ライセンスは効力を有しないとしている。

第 36 条の A : 教育機関による複製物の貸与

教育機関が行う「複製物の貸与」についての権利制限規定である。なお、著作隣接権についても同様の権利制限が規定されている（第 189 条、附則第 2 の 6 条 A）。

「教育」の節に規定されている上記規定のほか、関連する条項として、第 29 条「研究及び私的学習」、第 40 条 B「図書館等及び教育機関における端末装置による利用」があげられる。

第 29 条 : 研究及び私的学習

非営利目的の研究及び私的学習（research and private study）についての権利制限規定である。本条のうち、教育・学習に関連するのは第 1C 項であり、私的学習を目的とする「フェアディーリング」についての権利制限規定である。

第 40 条 B : 図書館等及び教育機関における端末装置による利用

図書館、アーカイブ、博物館、教育機関などの施設内にある専用端末装置を用いて、著作物を公衆へ伝達したり、公衆利用を可能（available to the public）にしたりすることができる権利制限規定である。ただし、本条に定める著作物の利用は、当該著作物、又はその複製物が当該機関により適法に取得されたものであること、

研究、又は私的学習の目的で公衆の個々人に伝達、又は利用可能とされるものであること、当該著作物の購入条件やライセンスの条件に適合して伝達、利用可能とされるものでなければならない。

4.2.b 徴収・分配団体に係る規定

最初に、イギリスのみならず、後述するフランス、ドイツの制度の基盤である EU 指令について述べる。

● EU CRM ディレクティブ

2014 年 2 月に、EU は著作権及び関連する権利の集中管理並びに国内市場におけるオンライン使用のための音楽作品における権利の多国籍ライセンス「集中的権利の管理とオンライン音楽の多国間ライセンスに関する EU 指令 2014/26 / EU」(The European Union Directive on the collective management of copyright and multi-territorial licensing of online music : 以下「CRM ディレクティブ」という。)を採択し、この国内法制化により、EU 内の集中管理団体はすべて各国内の担当政府機関により財務管理、ガバナンス、情報公開等について規制、監視されることとなった。

これは、EU の戦略「Digital Single Market³¹」(デジタル市場を 1 つに融合し、EU 市民は EU 内のあらゆるコンテンツにどこからでもアクセスできるようにする)を推進する指令の 1 つであり、集中管理団体のガバナンス強化と共通化が意図されている。

CRM ディレクティブの具体的な目的は次の 3 つとされている。

- EU 全体の集中管理団体の組織統治（ガバナンス）、財務マネジメント及び透明性の基準の現代化及び改良により、権利者が意思決定過程においてより発言でき、正確かつ適時に報酬の支払いを受けられるようにすること
- オンラインミュージックの多国間ライセンスに寄与する基盤を設けること
- 合法的オンラインミュージックサービスの供給をさらに促進するための、革新的かつダイナミックなクロスボーダーのライセンス構造を創造すること

EU 加盟国は、CRM ディレクティブ第 36 条及び第 39 条に基づき、自国の領土内に設置された集中管理団体を規制監督する目的で指定された管轄権機関を EU 委員

³¹ European Commission, Collective rights management directive, <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/collective-rights-management-directive> (2018 年 3 月 22 日現在), p.230 CRM ディレクティブ関連法文抜粋参照

会に通知しなければならず、委員会に自国の領土内に設置された集中管理団体のリストを提供しなければならないこととされている。

したがって、先述のとおり CRM ディレクティブによって、EU 内の集中管理団体はすべて CRM ディレクティブにより改正された各国法規によって規制監督されることになる。

● 管轄権機関 National Competent Authority (NCA)

イギリスにおいては、管轄権機関（NCA）として著作権法を管轄する知的財産庁が EU 委員会に登録されている。また、集中管理団体として、合計 12 の団体がリストに掲載されている。

なお、知的財産庁は財務管理、ガバナンス、情報公開のほか、法人組織としての各集中管理団体の規制監督を行うにとどまり、ライセンス金額の交渉や決定等については、関与していない。

4.3 補償金制度

イギリスには補償金制度は存在せず、任意のライセンス制度が後述のように広範に機能している。

4.4 ライセンス制度

4.4.a ライセンス制度の概況

● Central DfE Agreements³²

教育省（DfE）は、イングランドが資金を提供する学校を対象に、学校の負担を軽減する政府の取り組みの一環として、10 の集中管理団体とライセンスを一元的に、ただし、各集中管理団体との個別交渉に基づき、合意を締結している。この合意は「Central DfE Agreements」³³と呼ばれている。

なお、ウェールズやスコットランド、北アイルランド等においては、同じライセンスがイングランドの場合と異なる団体を経由して提供されることもあり、Central

³² Copyrightandschools ,www.copyrightandschools.org/（2018 年 3 月 26 日現在）

³³ <https://www.gov.uk/guidance/copyright-licences-information-for-schools>（2018 年 3 月 26 日現在）

DfE Agreements が基準になっているものの、完全に同じ内容の契約がなされるわけではない。

<Central DfE Agreements を締結している集中管理団体>

以下の集中管理団体が Central DfE Agreements を教育省と締結している。ライセンス契約は、教育省と各集中管理団体が締結している。³⁴

- ・ Copyright Licensing Agency (CLA)
書籍、論文誌、雑誌等の文書・画像を管理
- ・ The Educational Recording Agency (ERA)
放送番組（録画と使用）を管理
- ・ Christian Copyright Licensing International (CCLI)
賛美歌やキリスト教音楽を管理
- ・ Phonographic Performance Limited (PPL)
音楽録音（放送、ネットや公衆での CD 上演）を管理
- ・ The Performing Right Society (PRS)
音楽の演奏権を管理
- ・ Mechanical-Copyright Protection Society (MCPS)
音楽の複製権を管理
- ・ Motion Picture Licensing Company (MPLC)
映画の上映権を管理
- ・ Filmbankmedia (Public Video Screening Licence : PVS)
同上
- ・ NLA Media Access (newspaper licensing)
新聞を管理
- ・ PMLL (Schools Printed Music Licence - SPML)
楽譜を管理

なお、イングランドが資金を提供する学校はすべて合意対象³⁵に含まれるため、これらの学校が本ライセンスをオプトアウト（選択しない）することはできない契約となっている。

● **CLA UUK/GuildHE Higher Education Licence**

³⁴ 例えば、CLA とは次のライセンスを締結している。

https://www.cla.co.uk/sites/default/files/EducationLicence_v1-1.pdf (2018 年 3 月 26 日現在)

³⁵ 4.4.d 対象教育機関参照

高等教育(大学等)に関しては、CLA とイギリスの大学代表機関である Universities UK との交渉に基づいて、個別の包括ライセンスが提供されている (CLA UUK/GuildHE Higher Education Licence)³⁶。

4.4.b 権利制限規定とライセンス制度の関係

先述のとおり、イギリスにおける教育目的での著作物の複製等に関しては、著作権法上にフェアディールに基づく権利制限規定が存在する。また、同法においては、ライセンス契約が著作権法の権利制限規定に優先することとなっている (第 35 条第 4 項、第 36 条第 6 項)。

その結果、教育目的での著作物の利用について、実態はライセンス制度によるものとなっている。なお、権利者側にとっては自発的な契約に基づく「任意の権利の委託」であり、法律によりすべての権利者に対して、教育目的での利用に関する許諾、利用に関する権利の移転や委託を強制するものではない。

教育目的の利用に関するライセンスは、基本的には著作物の種別や分野ごとに存在する集中管理団体等が管理を行っているが、実際の徴収等は、後述するとおり出版物に関する管理を行う CLA や放送関連のコンテンツに関する管理を行う ERA などが行い、間接的な分配を受ける団体がある。

4.4.c 主な集中管理団体の概況

イギリスにおいては、各分野に集中管理団体が存在している³⁷。

CLA は書籍、論文誌、雑誌等の文書・画像作品を管理する団体であり、他団体の徴収も代行している。

ERA は放送番組の録画と使用を管理する団体であり、一部地域において、後述する Centre for Education and Finance Management (以下「CEFM」という。: 教

³⁶ Higher Education Licence, 2016-2019(Amended 1 January 2018), <https://www.cla.co.uk/sites/default/files/UUKGHELicence2018Fin.pdf> (2018 年 3 月 26 日現在)

³⁷ CRM ディレクティブにより、イギリスからは以下の 12 の集中管理団体が EU 集中管理団体リストに登録されている。

1. Artists Collecting Society (ACS)
2. Authors' Licensing and Collecting Society (ALCS)
3. British Equity Collecting Society (BECS)
4. Design and Artists Copyright Society (DACS)
5. Directors UK
6. Eos (The Broadcasting Rights Agency)
7. NLA media access limited
8. Phonographic Performance Limited (PPL)
9. PRS for Music
10. Publishers Licensing Society (PLS)
11. The Copyright Licensing Agency Ltd (CLA)
12. The Educational Recording Agency Limited (ERA)

育財務管理センター、集中管理団体ではなく利用者を取りまとめる団体）経由でライセンスを提供している。

以下では後述するとおり、他の集中管理団体分を含めて契約、徴収している立場にあるこれらの団体について記載する。

1. CLA (Copyright Licensing Agency)

● 管理対象著作物

- CLA は、「書籍・論文・雑誌」「美術・写真・デザイン」を対象に、教育利用分野を中心としてライセンスを提供する集中管理団体である。なお、教育利用に関して、あらかじめ除外申告があった著作物は管理対象から除いている。
- 楽譜は Printed Music Licensing Ltd（以下「PMLL」という。）に代わって CLA が徴収を行う。価格はライセンサーが決定する。
- 新聞は NLA Media Access に代わって CLA が徴収を行う。価格はライセンサーが決定する。

● 規模

- 2017 年度においては、団体としての年間の総分配金額は約 6,883 万ポンド（約 99.1 億円、年間平均為替レート換算）である³⁸。
- ライセンス収入の 11%が CLA の手数料収入となる。
- ボードは 10 名で構成される。

● デジタルコンテンツストア

- 2016 年に CLA が開発し導入した、CLA が運営を行う大学向けのクラウド型のコンテンツストア&サービスである。
- 必要な著作物の検索、コピー、共有を、集中管理されたセキュリティが確保された環境で提供するクラウドサービスである。利用実態データの自動収集が実現されるため、より正確で迅速な分配にもつながっている。全体の大学数の約半数にあたる 89 大学が、2018 年 2 月の段階で CLA とデジタルコンテンツストアの契約を結んでいる。

2. ERA (Educational Recording Agency)

● 管理対象著作物

³⁸ 4.4.h ライセンス料の分配参照

4. イギリス調査

- ライセンスの対象は「テレビ放送」、「ラジオ放送」のコンテンツである。
- ビデオ、DVD、CD への保存（複製）、許可されたサーバーへのデジタル録音やダウンロード、プレゼンテーションソフト等への埋込がライセンスの対象となる。

● 規模

- 会員は 21 団体である。
- 手数料は全体の収支を踏まえてボードで毎年決せられるが非公開であった。

3. CEFM (Centre for Education and Finance Management)

CEFM は集中管理団体ではなく、教育機関の団体であるが、「映画」「音楽関連」のコンテンツに関して教育利用目的のためのライセンスを複数提供している。

- Mechanical-Copyright Protection Society (MCPS) と Phonographic Performance Limited (PPL) とのジョイントライセンスにより、学校は CD や DVD の製作の際にレパートリー内の音楽を自由に使うことができる。
- 例えば、学生のパフォーマンスの記録や、学生による映画製作といった事例が該当する。これらは、学校から学生の親へ無料で提供したり、販売することもできる。
- また、一部地域の初等中等学校 (Schools) への ERA のライセンスの提供も行っている。イングランド以外での ERA のライセンスの多くが CEFM 経由で提供されている。

4. 権利を他に委託する集中管理団体

すべての集中管理団体が直接的にライセンスを提供しているわけではない。また、先述の ERA のように、直接にも間接（CEFM を経由した提供）にもライセンスを提供している場合もある。

権利を他の集中管理団体に委託し、間接的に分配を得ている団体には次のような団体がある。

- PLS (Publishers Licensing Society Limited)

イギリスでは、出版物の版面の構成に対して版面権が認められている³⁹。出版社が有する版面権の権利委託を受ける団体が PLS である。なお、出版社には学会も含まれる。

PLS は CLA 及び NLA Media Access を経由して、出版社のライセンスを管理しており、CLA と NLA Media Access から受け取ったライセンス料を、委託出版社に分配する。

なお、PLS は自らライセンスを提供していないが、教育目的において、既存のライセンス対象とされていない利用行為について利用者から相談があれば、支援することができるとしている。

- ALCS (Authors' Licensing and Collecting Society Limited)

ALCS は、所属の作家の権利をライセンスするために CLA を使用する集中管理団体である。ALCS は、CLA から得たライセンス料の ALCS メンバーへの分配について責任を負う。

なお、ALCS も自らライセンスを提供していないが、教育目的において、既存のライセンス対象とされていない利用行為について利用者から相談があれば、支援することができるとしている。

- DACS (Design and Artists Copyright Society Limited)

出版物、広告、書籍又はウェブサイト上において芸術作品の画像を使用するためには集中管理団体 DACS のライセンスが必要となる。DACS は、幾つかの集中管理スキームのうち、特に CLA から、芸術作品の二次使用に対するライセンスの収入を得ている。

4.4.d 対象教育機関

イギリスでの教育利用目的でのライセンス制度の対象としては、以下の教育機関が想定されている⁴⁰。

³⁹ 第 1 条：著作権及び著作権のある著作物

(1) 著作権は、この部の規定に従って次に掲げる種類の著作物に存続する財産権である。

(a) 文芸、演劇、音楽又は美術の原著作物

(b) 録音物、映画又は放送

(c) 発行された版の印刷配列

第 8 条：発行された版

(1) この部において、発行された版の印刷配列の著作権に関して「発行された版」とは、1 又は 2 以上の文芸、演劇又は音楽の著作物の全体又はいずれかの部分の発行された版をいう。

(2) 発行された版の印刷配列が以前の版の印刷配列を複製している場合には、その限りにおいて、その印刷配列には著作権は存続しない。

⁴⁰ 対象となる教育機関にはフリースクール、特別支援学校、コミュニティー・スクールやボランティア・スクール等を含む公費維持学校、特別指導施設 (Pupil Referral Units: PRU) (通常学校での学習

(初等中等教育)

- ・ 5 歳-11 歳を対象として教育を行うプライマリースクール
- ・ 11 歳-16 歳を対象として教育を行うセカンダリースクール
- ・ 16 歳-18 歳を対象として教育を行う継続教育⁴¹ (Further Education: 以下「FE」という。) 等

(高等教育)

- ・ 18 歳以上を対象として教育を行う大学、大学院等の高等教育機関

4.4.e ライセンス料

1. CLA

● 対象著作物

「書籍、論文、雑誌」「一定のウェブサイト」の複製・利用（教職員、生徒を対象とする送信可能化を含む）の包括ライセンスに加え、「新聞」（NLA Media Access の委託）及び「楽譜」（PMLL の委託）のライセンスを提供している。なお、CLA によると地図や海図、学習帳や宿題帳等の複製は権利者の権利を不当に害するとの理由から、含まれない。

● 対象行為・許容量

- ・ 書籍、雑誌、論文誌や一定のウェブサイトのコピーの作成
- ・ 作成したコピーの生徒や教職員との共有
- ・ デジタルホワイトボード（電子黒板）、仮想学習環境（Virtual Learning Environment : VLE）⁴²、プレゼンテーションソフトでの利用
- ・ 1 つの記事、1 つの章、1 つの短編小説もしくは詩又は全体の 5% のうち多い方までのコピー⁴³、楽譜は 10% までとされている
- ・ イギリス及び CLA が契約を結んでいる海外の 38 の国や地域の出版物が対象

● 金額

【書籍、雑誌、論文誌や一定のウェブサイト】

が困難な児童・生徒が通う代替学校）も含まれる。ただし、以下の教育機関はこの合意には含まれていない。

- ・ 高等教育進学のための教育機関（シックスフォームカレッジ）
- ・ 16 歳から 19 歳までのみを対象とする公立学校
- ・ 16 歳から 19 歳までのみを対象とする公営独立学校
- ・ 独立学校（インディペンデント・スクール、いわゆる私立学校）

(Department for Education, Guidance: Copyright licences for schools

<https://www.gov.uk/guidance/copyright-licences-information-for-schools> (2018 年 3 月 22 日現在))

⁴¹ 義務教育後の多様な教育を指すもので、職業教育を中心とする多様な過程が提供されている。

⁴² e-learning（コンピューターやインターネット等の IT 技術を活用して行う学習）の運用を管理するためのシステム

⁴³ Central DfE Agreements においては、とくに利用制限に係る記載はない。

<1 人当たり>

- ・ 5 歳-15 歳 : 1.92 ポンド (約 276 円) /2017 年
- ・ 16 歳-18 歳 : 4.65 ポンド (約 670 円) /2017 年
- ・ FE 16 歳-18 歳 : 3.41 ポンド (約 491 円) /2017 年
- ・ 大学生 : 7.37 ポンド (約 1,061 円) /2017 年から 2019 年まで固定

【新聞】 NLA Media Access ライセンス (CLA 経由で提供)

<公立初等中等教育機関一校当たり>

- ・ 生徒数 50 人未満の学校 : 26.27 ポンド (約 3,783 円) /2017 年
 - ・ 生徒数 50 人以上 750 人未満の学校 : 52.54 ポンド (約 7,566 円) /2017 年
 - ・ 生徒数 750 人以上の学校 : 78.81 ポンド (約 11,349 円) /2017 年
- 以上から推計すると
- ・ 生徒 400 名の学校の場合、1 人当たり 0.13 ポンド (約 19 円) となる。

2. ERA

● 対象著作物

「テレビ放送、ラジオ放送」の複製・利用（教職員、生徒を対象とする送信可能化を含む）包括ライセンスを提供している。

● 対象行為・許容量

- ・ ビデオや DVD・CD への複製
 - ・ 許可されたサーバーへのアップロード
 - ・ デジタルホワイトボード（電子黒板）、仮想学習環境（VLE）での利用
- ※有料放送チャンネルを除く

● 金額

【テレビ放送、ラジオ放送】

<1 人当たり>

- ・ 5 歳～10 歳 : 0.45 ポンド (約 65 円) /2017 年
- ・ 11 歳～18 歳未満 : 0.95 ポンド (約 137 円) /2017 年
- ・ 18 歳以上で FE 履修を開始した者 : 1.50 ポンド (約 216 円) /2017 年
- ・ 18 歳以上で高等教育（大学等）履修を開始した者 : 2.40 ポンド (約 346 円) /2017 年

3. Central DfE Agreements

上記 CLA と ERA との契約を含め、イングランド州のある地方自治体では Central DfE Agreements に対して、年間に総額で 12.2 万ポンド（約 1,757 万円）を支出している。

当該地方自治体における公立初等中等教育機関の推計生徒数は 1.9 万人のため

- ・ 1 人当たり推計値 6.4 ポンド（約 922 円）
となる。

4.4.f ライセンス料の決定過程

1. CLA

● 初等中等教育機関

Central DfE Agreements でのライセンス料の交渉は、教育省が各集中管理団体と実施する形式となっており、集中管理団体相互での連携等がない状況での交渉によりライセンス料が決定される。

合意される金額は、従来の協議結果を踏まえたものであり、特定の算出式があるわけではない。

Central DfE Agreements が一種の基準となり、他の地域や独立校のライセンス契約が行われている。

なお、金額に異議のあるものは著作権法廷に申し立てることができる。

● 高等教育機関

イギリスの大学代表機関である Universities UK との協議によりライセンス料が決定される。

2. ERA

● 初等中等教育機関

イングランドの初等中等教育機関とは教育省とライセンス料を交渉した上で Central DfE Agreements を締結しているが、その他、イングランド以外へのライセンス提供の多くは CEFM 経由となっている。

● 高等教育機関

大学に関しては、ERA はイギリスの大学代表機関である Universities UK と価格交渉を行っている。大学での利用については、教育素材としてだけでなく研究にも利用され、学生は自宅でも学ぶことからコンテンツにはより多くの価値があるとの考えで交渉が行われている。

ERA とのライセンスは、公立の初等中等学校は教育省、私立の初等中等学校は私立準備学校合同協会（the Independent Association of Preparatory Schools）、大学や FE カレッジ（Further Education Colleges）は、大学協会や、英国の大学代表機関である Universities UK/Guild HE を通じて CEFM と合意・契約が行われている。

4.4.g ライセンス料の徴収

CLA は初等中等教育機関及び高等教育機関の約 29,000 校と契約を締結している。契約期間は 4 月～3 月である。

CLA は 2016/17 年に初等中等学校から 2,024 万ポンド（約 29.1 億円）、FE カレッジから 502 万ポンド（約 7.2 億円）、大学から 1,550 万ポンド（約 22.3 億円）と、教育機関から合計 4,076 万ポンド（約 58.7 億円）のライセンス収入を取得している。これは英国における利用に関する CLA のライセンス総収入である 8,106 万ポンド（約 116.7 億円）の 50%を占める額となる。

また、ERA は 2017 年 3 月末の数値で、1,210 万ポンド（約 17.4 億円）のライセンス収入を取得している⁴⁴。

● ライセンス料の財源

公立の初等中等教育機関（Central DfE Agreement）に関しては、各集中管理団体は教育省から一括の支払いを受けるが、具体的な財源は不明である。

高等教育機関は CLA と個別に契約を締結している。支払義務者は各大学であるが、具体的な財源は不明である。

4.4.h ライセンス料の分配

1. CLA

分配実績：2017 年度の分配総実績は 6,883 万ポンド（約 99.1 億円）であり、このうち教育機関からの合計支払額は 3,936 万ポンド（約 56.7 億円）である。

初等中等学校から 1,961 万ポンド（約 28.2 億円）、FE カレッジから 499 万ポンド（約 7.2 億円）、大学からは 1,476 万ポンド（約 21.3 億円）が権利者に支払われている。

分配に際しては、利用実態調査からのデータを、その他のデータと併せて解析し、CLA が各集中管理団体との協議を経たうえで、全団体の合意のもとに決定されている。また、権利者からの直接権利委任に基づく内部分配もある。

なお、教育ライセンス以外を含めた CLA の 2017 年度の総収入は 8,106 万ポンド（約 116.7 億円）、未分配金（今後分配が予定される分配金）は 1,222 万ポンド（約 17.6 億円）、手数料 824 万ポンド（約 11.9 億円）となっているが、分配への時間

⁴⁴ Annual Transparency Report of The Educational Recording Agency Limited(Company Number 02423219) (“ERA”) for the year ended 31 March 2017)

差が生じるため、毎年度の収入の総額と分配、未分配金、手数料の総額は対応していない⁴⁵。

また、全体の分配総実績のうち手数料を除いた著作権者に対する分配額の内訳と比率については、著作者が 2,000 万ポンド（31%、約 28.8 億円）、出版社が 3,020 万ポンド（46%、約 43.5 億円）、写真・美術の著作物の著作権者が 460 万ポンド（7%、約 6.6 億円）、海外の団体等が 540 万ポンド（8%、約 7.8 億円）となっている⁴⁶。

＜雑誌と論文誌の複製に関する権利者への分配比率（2016 年）＞

- 雑誌（Magazines）
 - ・ 出版社（Publishers : PLS⁴⁷） 72.5%
 - ・ 著作者（Authors : ALCS⁴⁸） 17.5%
 - ・ 写真・美術の著作物の著作権者（Visual Artists : DACS⁴⁹、PICSEL） 10.0%
- 論文誌（Journals）
 - ・ 出版社（Publishers : PLS） 76.0%
 - ・ 著作者（Authors : ALCS） 23.0%
 - ・ 写真・美術の著作物の著作権者（Visual Artists : DACS、PICSEL） 1.0%

また、書籍の複製からの収入に関して、利用者別の各権利者への分配率も公表されている。

＜書籍（雑誌や論文誌以外）の複製に関する権利者への分配比率（利用者別、2016 年）＞

- 初等中等教育
 - ・ 出版社（Publishers : PLS） 42.0%
 - ・ 著作者（Authors : ALCS） 42.0%
 - ・ 写真・美術の著作物の著作権者（Visual Artists : DACS、PICSEL） 16.0%
- 継続教育（FE）
 - ・ 出版社（Publishers : PLS） 42.5%
 - ・ 著作者（Authors : ALCS） 42.5%
 - ・ 写真・美術の著作物の著作権者（Visual Artists : DACS、PICSEL） 15.0%

⁴⁵ Annual Transparency Report 16/17, <https://cla.co.uk/sites/default/files/ATR-2017.pdf> (2018 年 3 月 26 日現在)

⁴⁶ Our Royalties Distribution Model, <https://www.cla.co.uk/sites/default/files/Distribution%20Model%20Report.pdf> (2018 年 3 月 26 日現在)

⁴⁷ PLS : Publishers Licensing Society Limited

⁴⁸ ALCS : Authors' Licensing and Collecting Society Limited

⁴⁹ DACS : Design and Artists Copyright Society Limited

- 高等教育
 - ・ 出版社（Publishers : PLS）48.0%
 - ・ 著作者（Authors : ALCS）48.0%
 - ・ 写真・美術の著作物の著作権者（Visual Artists : DACS、PICSEL）4.0%

2. ERA

ERA の分配は、会員の合意を経て決められた 5 つのカテゴリー別に行われ、ERA の 21 の会員はこの 5 つのカテゴリーに分かれている。各カテゴリーに属する会員と 2017 年の詳細な分配率に関しては「ERA Distribution Policy Updated March 2017」の Appendix1 に記されており、各カテゴリーと分配率は以下のとおり。

＜分配比率＞

- ・ Category 1 – Broadcasts | 放送 : 37.98%
- ・ Category 2 – Literary, dramatic, musical and artistic works | 文学、演劇、音楽、芸術作品 : 27.25%
- ・ Category 3 – Performers | 出演者 : 20.85%
- ・ Category 4 – Sound Recordings | 録音作品 : 4.35%
- ・ Category 5 – Films | 映画 : 9.57%

4.4.i 利用実態調査等

1. CLA

● 初等中等教育機関

CLA は、個別に契約する約 29,000 校から 432 校（144 校の調査を年に 3 回）を選びサンプルとして調査する⁵⁰。サンプル校は地理的な配置等、一定のバランスを考慮して選定される。

イギリスでは 3 学期制のため、学期ごとに 144 校を、それぞれ 10 週間の期間で訪問し調査を実施する。

以下の 2 つの方法でアンケートを実施し、回収する。

○ イエローボックス⁵¹

校内のコピー機の近くにイエローボックスを設置する。用意したアンケート用紙に所定の内容を記載してもらい、複製する資料（コピー）1 部とともに教員にイエローボックスへ投函してもらう。

⁵⁰ 調査においては民間の市場調査会社を利用する場合もある。

⁵¹ p.182 の参考資料参照。調査にあたっては学校を訪問し、なぜ調査が必要なのか、イエローボックスがいくつ必要なのか等を聴取する。

○ ウェブでの入力システム

学校ごとに URL を用意し、各教員が自らウェブサイトアクセスし、所定の内容を選択又は記載する。内容はアンケート用紙と同じものだが、記入忘れのアラート機能がある。

なお、CLA によれば初等中等教育機関向けに調査用のアプリの導入を図っているとのことである。

● 高等教育機関（大学等）

契約している約 160 校から、年間に合計 18 校（秋に 9 校、春に 9 校）を選びサンプルとしてそれぞれ 6 週間の調査を実施する。

大学では一般的に 8 月にコースパック⁵²が作成されるため、秋の調査でコピーされたコースパックが回収される。

アンケート調査は、初等中等教育機関の場合と同じくイエローボックスで同様の方法で行う。

大学の統計データも併せて利用することとなっている。これは、仮想学習環境 (VLE) の中に年間の教材としてアップロードされた、デジタル複製物をリスト化した一覧表であり、分配の参考情報としては有用なものと位置付けられている。

2. ERA

ERA は教育機関に対してすべての録画に関して、日付・放送局名・放送番組名を記録させ、報告させている。

4.5 ガイドライン等⁵³

● 初等中等教育機関

CLA では利用者向けのガイドラインを自身のウェブサイト公開している (User Guidelines CLA Education Licence) ⁵⁴。

また、ライセンスの案内のために、Central DfE Agreements を教育省と締結している各集中管理団体が、著作権と学校 (copyright and schools) と題するウェブサイトを公開し、同ライセンスに基づいて利用できる範囲について説明をしている⁵⁵。

⁵² 講義等で補助的に用いられる編集教材で、複数の著作物を抜粋して作成したもの。

⁵³ ERA のガイドラインについては公開されていない。

⁵⁴ CLA, User Guidelines CLA Education Licence, https://www.cla.co.uk/sites/default/files/CLA-Education-Licence-User-Guidelines_old.pdf (2018 年 3 月 22 日現在) ライセンス対象著作物、利用者の範囲、許容量等を明記している。

なお、初等中等教育における各集中管理団体との Central DfE Agreements が利用者の利用条件等を規定しており、他の地域等のライセンスにあたって参考とされている。

● 高等教育機関（大学等）

高等教育に関しては、CLA とイギリスの大学代表機関である Universities UK との交渉に基づいて、個別の包括ライセンス (Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018)⁵⁶に、利用条件の詳細が記載されており、CLA のウェブサイトで公表されている。また CLA は、詳細なライセンスを分かりやすく解説したガイドラインを提供している (User Guidelines Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018)⁵⁷。

4.6 周知・研修・普及啓発

● 初等中等教育機関

初等中等教育に関して、先述のとおり教育省は、利用者が、自らの希望する利用がライセンスで許諾されている範囲内かどうか簡便に確認できるウェブサイト (copyright and schools) を公表している⁵⁸。イラスト仕立ての紙芝居形式を利用し、利用者にわかりやすい簡易な記述をしている。

このサイトでは、教員が利用を考えている「ことがら」、たとえば「音楽を使う」を選ぶと、「授業で」「礼拝／集会で」「特別課外授業で」の画面に遷移する。そこから「授業で」を選ぶと、次のようにケース分けされた説明が行われる。「楽譜、採譜、及び／又は歌詞」「授業の一般としての演奏や実演」「授業で演奏／実演するために楽曲を複製する」「動画や映画をコピーして学校のイントラネットで送信する」の候補が表示され、それぞれに「ここまで Central DfE Agreements でカバーされている」「これはカバーされていない」「ここに連絡をしてライセンスを購入する」といったステータスと、カバー外の場合には具体的な対応策が案内されるようになっていく⁵⁹。そのため、希望する利用がライセンスで許諾された範囲でない場合であっても、対応策について十分な知識が得られる。

● 高等教育機関（大学等）

⁵⁵ 注 32 参照

⁵⁶ 注 36 参照

⁵⁷ CLA, User Guidelines Higher Education Licence 2016-2019, Amended 1 January 2018, <https://www.cla.co.uk/sites/default/files/HE-User-Guidelines.pdf> (2018 年 3 月 22 日現在)

⁵⁸ 注 32 参照

⁵⁹ p.181 の参考資料参照

CLA が提供するガイドライン（User Guidelines Higher Education Licence）において、著作権制度の普及啓発に関する内容（著作権人格権、改変等）を解説している。

4.7 制度設計等の効果に関する分析

制度設計等の効果に関して、詳細かつ定量的な分析を行っている国は見当たらなかった。唯一、計算方法等は明らかでないが、イギリス政府は従前個々の教育機関や自治体が契約・管理していた包括ライセンスを教育省が一括して担うこととした際の効果を公表している。ここでは、それに基づく推計を試みる。

イギリス教育省によると先述の Central DfE Agreements の効果として、書籍、楽譜で年間に 600 万ポンド（約 8.64 億円）の管理コストを削減したと公表している⁶⁰。

同じく新聞、放送、映画で年間に 650 万ポンド（約 9.36 億円）の管理コストを削減したと公表している⁶¹。

ある地方自治体における支出での音楽関連割合を考慮して、全体を推定してみると 1,800 万ポンド（約 26 億円）規模の費用削減がイングランド全体でなされることとなる。

これをイングランドの公立初等中等教育生徒数（744 万人と推計）で除すると、1 人当たり 3.5 ポンド（約 504 円）の費用削減効果があることとなる。

費用削減効果は、利用者である教育機関がまとめ、交渉力が強化されてライセンス料が削減されたことと、教育機関の管理コストが低減されたことが要因としてあげられている。

イングランドの公立初等中等教育での 1 人当たり推計ライセンス料 6.3 ポンドに上記の 3.5 ポンドを加えると 9.8 ポンドであり、3.5 ポンドの費用削減は全体における 1/3 程度となる。

この例によれば、個別ライセンスから包括ライセンスに変更することによる費用削減効果は 3 割程度と考えられる。

⁶⁰ <https://www.gov.uk/government/news/copyright-licence-deal-to-save-schools-time-and-money>
(2018 年 3 月 22 日現在)

⁶¹ <https://www.gov.uk/government/news/copyright-deals-will-cut-red-tape-and-save-schools-65-million>
(2018 年 3 月 22 日現在)

5. フランス調査

5.0 サマリー

5.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

教育に関する権利制限に関してはフランスの知財所有権法典（Code de la Propriété Intellectuelle）第 122 の 5 条第 1 項第 3 号（著作権）、第 211 の 3 条第 1 項第 3 号（著作隣接権）に主に規定されている。いずれも「一括払い金を基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る」と規定されており、補償金の支払いが必要となる。

また、第 122 の 10 条では「著作物の発行に伴う、文化担当大臣から認可された集中管理機関への複製権の譲渡」に関して規定している。「著作物の発行は、第 3 編第 2 章の規制を受ける集中管理機関であって、そのために文化担当大臣の認可を受けたもののへの複写複製権の譲渡を伴う。」とされており、権利者の複写複製権が法律によって強制的に集中管理団体に譲渡されることが定められている。

このようにフランスの著作権法では著作物の複写複製や教育目的での上映・演奏・公衆送信等について補償金制度が設けられているが、実際の運用ではライセンスもあわせた合意がなされている。

国民教育・高等教育・研究省（Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche：以下「教育省」という。）、教育機関及び各業界の集中管理団体との間で、教育目的で利用できる著作物について、以下の 4 つに分かれて合意が成立している。

- ① 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品
- ② 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ
- ③ 映像作品
- ④ 複写方式を用いた複製

▼4つの合意等の概要

番号	合意種類	用途	例	種別
①	本、楽譜、定期刊行物、芸術作品	教育目的での 投影等	• OHP • タブレット • コンピュータ • 電子黒板	補償金 + ライセンス
②	音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ			
③	映像作品			
④	複写方式を用いた複製	教育目的での 複写複製	• コピー機 • プリンター	補償金
その他	デジタル利用での複製	教育目的での デジタル複製	• CD-Rやメモリーでのコピー • 校内サーバへのアップロード • 電子メールでの貼付	ライセンス

第 122 の 10 条（複写による複製）から外れるデジタル複製に関しては包括ライセンス（公立校）、個別ライセンス（公立校以外）が結ばれている。

5.0.b. 運用実態等

1. 団体

フランスの集中管理団体は、EU の CRM ディレクティブが適用された国内法に則り、文化省（Ministère de la Culture）によって規制監督される。

教育目的利用で代表的な集中管理団体には書籍を中心とした複写複製権等に対する補償金及び複製ライセンスを取り扱う Centre Français d'exploitation du droit de Copie（以下「CFC」という。）があるほか、美術著作物を管理する Société des Arts Visuels（以下「AVA」という。）、楽譜を管理する Société des Editeurs et Auteurs de Musique（以下「SEAM」という。）、音楽関連の Société des Auteurs Compositeurs et Éditeurs de Musique（以下「SACEM」という。）も教育省との合意に参加している。

2. 金額（1人当たり合計金額（推定））

初等学校	1.21 ユーロ（約 152 円） ⁶²
中等学校	1.80 ユーロ（約 227 円）複写 100 ページ以内 3.50 ユーロ（約 441 円）複写 180 ページ以内
大 学	2.62 ユーロ（約 330 円）複写 100 ページ以内 5.18 ユーロ（約 653 円）複写 180 ページ以内

⁶² 1 ユーロ＝126 円（2017 年平均レート）として換算。円換算金額は概数。以下同様。

* うちライセンス料 : 0.30 ユーロ (約 38 円) /人

▼ 4 つの合意と補償金・ライセンス料の関係

行為	複写複製	デジタル複製	上映・演奏・公衆送信等
関係する権利制限規定	第 122 の 10 条	—	第 122 の 5 条第 1 項第 3 号 (e) (著作権) 第 211 の 3 条第 1 項第 3 号 (著作隣接権)
補償金／ライセンス	補償金	ライセンス	補償金＋ライセンス
(対象著作物) 書籍、楽譜、定期刊行 物、芸術作品 (集中管理団体) CFC、AVA	合意④ 約 28 億 CFC	その他 約 3.1 億	合意① 約 2.1 億 CFC 約 1.8 億 AVA 約 0.3 億
(対象著作物) 音楽の実演、録音物、 ミュージックビデオ (集中管理団体) SACEM	×		合意②
	—		約 1,890 万
(対象著作物) 映像作品 (集中管理団体) PROCIREP	×		合意③
	—		約 1,890 万

3. 補償金額及びライセンス料の決定過程

教育省所管の教育機関については教育省が集中管理団体と交渉し、教育省所管外の教育機関についてはサンプリング調査を参考に教育機関の専門性や特性、利用頻度や利用量、市場価格等と照らし合わせて学生一人当たりの参加を算出している。

4. 徴収

複写複製以外は、補償金とライセンスを区別せず、4 つの合意に基づき教育省から各集中管理団体へ一括払いされる。

複写複製については初等中等教育のうち国・公立の教育機関は教育省から直接一括払いされるが、私立の教育機関は各校より支払われる。中等教育及び高等教育は個別契約に基づいて個別で支払う。

デジタル複製に関するライセンスは一括又は個別に徴収する。

5. 分配

「5.3.h 利用実態調査等」(サンプリング調査)を参考に分配率が決定される。デジタル複製によるライセンス料は、以下の比率で分配されている。

- | | |
|------------------------------|-------|
| ・ 印刷著作物（本、楽譜、定期刊行物、芸術作品） | 約 70% |
| ・ 音楽著作物（音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ） | 約 15% |
| ・ 映像著作物（映像作品） | 約 15% |

著作者・ジャーナリストと出版社については両当事者の交渉に基づき、分配比率は、30:70～40:60 の間で定められている。

また、CFC は分配額のうち一定の少数の額いわゆる「クレーム基金」として利用実態調査から漏れてしまった権利者のため分配の機会を確保している。

6. 利用実態調査

＜書籍の場合＞

- ・ 初等中等機関：10%の学校を1か月間実施（各学校は10年に1回参加する）
- ・ 高等教育機関（大学）：3年ごとに実施し、教員がタイトル、ページ数、部数等を報告
- ・ 報告率：6割程度

5.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

先述した以下の4つに分かれて成立している合意がガイドラインの機能を果たしている。

- ① 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品
- ② 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ
- ③ 映像作品
- ④ 複写方式を用いた複製

5.1 ICT 活用教育の概況

● 政策及び ICT 環境の整備状況等⁶³

教育省は、2012 年末から、教育のデジタル化戦略に取り組み、2014 年時点の教育用 PC の整備率は、小学校 1 台あたり 8.7 人、中学校 1 台あたり 4.3 人であった。2015 年 5 月にオランド大統領から大規模な教育デジタル化計画が発表された。

同計画は学校改革の主要な要素の 1 つとして、小中学校でのデジタル技術利用の一般化に向けて、2015 年 9 月からの実証実験と 2016 年 9 月から計画実施が組み合わせられたもので、実証実験の段階では、約 600 の学校の 12 歳生徒に向けてデジタル機器と教育リソースが準備された。

計画の実行に当たっては、トレーニング、器材、リソースとイノベーションに柱を定め、教育省と地方公共当局が財源を集め、3 年間に 10 億ユーロ（約 1,260 億円）の公共投資が行われた。

2015 年時点では、すでに 223 の中学校と 375 の小学校において個人用のモバイル機器と教育リソースが装備されている。2016 年までに第 7 学年の 80 万人の生徒のうち 40%が装備、2017 年に 70%、2018 年までには第 6 第 7 学年の生徒の 100%が装備することを目標としている。

教員の支援計画（トレーニング）としては、コンピューターサイエンス、デジタル・プロジェクト管理等の学習と実習等からなる 3 日間のトレーニング、100 種類のオンライントレーニングプログラムと MOOC（Massive Open Online Courses）が用意された。こうしたデジタルツールとサービスを利用することで、教員はより多くの時間を生徒の教育に集中することができるようになると期待されている。

これらに加えて、2015 年には学校が自身で選ぶ付加的なデジタルリソースの購入に 1,400 万ユーロ（約 18 億円）、第 4～9 学年に向けた国家教育リソースデータベースの構築に 1,800 万ユーロ（約 23 億円）が割り当てられた。

イノベーションに向けては、新しいデジタル教育の研究を目的とした E フラン・プログラムに、3,000 万ユーロ（約 38 億円）が割り当てられた。地方教育当局と研究チームの助けを借りて、これらのプロジェクトの影響を科学的に評価して、方法を他の学校に広げていく。

また、地域でのプロジェクトの実施を容易にするために地元のデジタル教育インキュベーターを開発することに、教育省も協力することとされている。

⁶³ 国民教育・高等教育・研究省 “Repères et références statistiques [RER 2015]”

これらの計画においては、研究チームと企業という産学が協力して実行することで徹底的な変化を可能にしていくことが目指されている。

● 「PISA2015」における学校での ICT 機器の使用頻度⁶⁴

OECD が行った「PISA2015」におけるフランスの学校での ICT 機器の使用頻度は以下のとおりである。

○ 学校で電子メールを使う

週に 1～2 回以上学校で電子メールを使っている生徒は 18.2%で、調査対象国の平均（23%）を下回る。

○ 学校の勉強のためにインターネットを見る

調査対象国中の中位。週に 1～2 回以上は学校の勉強のためにインターネットを見ている生徒は、全体の 40%に達していない。

○ 校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードしたりする

調査対象国の中位クラス。週に 1～2 回以上の頻度で校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードをする生徒は 20%を少し超える程度。

○ 学校のウェブサイトに課題を提出する

調査対象国の中では中位だが、週に 1～2 回以上の頻度で学校のウェブサイトに課題を提出する生徒は全体の 15%程度。

○ 外国語や数学などのドリルや勉強をする

調査対象国の中では中位クラス。週に 1～2 回以上の頻度で学校のコンピューターを使って外国語や数学などのドリルや勉強をする生徒は全体の 20%を超える程度。

5.2 権利制限規定等の法制度

5.2.a 教育利用に係る権利制限規定等

フランスでは、著作権の取扱いが「知財所有権法典」において、工業所有権と合わせて法典化されている。著作権及び著作隣接権に関しては、このうち第 1 部「文

⁶⁴ OECD Compare your country (2015) France,
<https://www.compareyourcountry.org/pisa/country/FRA?lg=jp> (2018 年 3 月 26 日現在)

学的及び美術的所有権」の第 1 編～第 3 編が規定しており、これらが日本の著作権法に該当する。

権利制限に関しては、第 122 の 5 条に規定されており、教育目的での利用に関しては、第 122 の 5 条第 1 項第 3 号 (a) 及び (e) に規定されている。著作隣接権については、第 211 の 3 条第 1 項第 3 号に規定されている。

第 122 の 5 条

本条は、公表された著作物についての権利制限を列挙した規定である。そのうち第 1 項第 3 号 (a) は、要約・短い引用に関する権利制限規定であり、(e) は、教育及び研究における上映・演奏、又は複製⁶⁵を認める権利制限規定である。

(a) では、著作者の名前及び出所が明示されること、要約及び短い引用が挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性質によって正当とされることを条件として、公表された著作物の要約・短い引用を行うことが認められている。

(e) では、「著作物の抜粋の上演・演奏又は複製であって、専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とする」と規定し、従来から、ここでの「上演・演奏」には日本でいう公衆送信を含むと解釈されていたが、2013 年に改正され、デジタル作業空間での取り扱いが明示的に規定され、教育において電子化された著作物の上演・演奏又は複製ができることとされた。ここでは「生徒、学生、教員又は研究者で構成される公衆」に対象を限定することが求められており、生徒、学生、教員、研究者の他の者がアクセスできないよう、パスワード等による制限が必要になる。また本条での権利制限規定に基づいた著作物の活用は「一括払い金を基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る」と規定されており、補償金の支払いが必要となっている。

第 122 の 10 条

第 122 の 10 条では「著作物の発行に伴う、文化担当大臣から認可された集中管理機関への複写複製権の譲渡」に関して規定する。「著作物の発行は、第 3 編第 2 章の規制を受ける集中管理機関であって、そのために文化担当大臣の認可を受けたもののへの複写による複製権の譲渡を伴う。」とされており、権利者の複写複製権が法律によって強制的に集中管理団体に譲渡されることが定められている。なお、本条の複写複製権の譲渡を害することがないことは、第 122 の 5 条第 1 項第 3 号 (e) の条件の一部である。

⁶⁵ ここでの複製は第 122 の 5 条第 1 項第 3 号(e)の説明を目的とする上映・演奏のための複製であり、例えば COP、パソコン、タブレット、電子黒板への複製等をさす。

なお、本条はデジタル複製⁶⁶に関しては規定していない。

第 211 の 3 条

第 211 の 3 条は著作隣接権の権利制限規定であり、第 122 の 5 条第 1 項第 3 号 (a) と同様に、出所を特定する十分な要素があること及び要約及び短い引用であってそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されることを条件として、公表された著作物の要約・短い引用を行うことが認められている。

また、第 122 の 5 条第 1 項第 3 号 (e) と同様に、「著作物の抜粋の上演・演奏又は複製であって、専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とする」場合に電子化された著作物の上演・演奏又は複製ができることとされており、生徒、学生、教員、研究者の他の者がアクセスできないよう、パスワード等による制限のほか、補償金の支払いが必要となっている。

5.2.b 徴収・分配団体に係る規定

- **EU CRM ディレクティブ (Collecting Rights Management Directive)**

イギリスの章「4.2.b 徴収・分配団体に係る規定」を参照。

フランスにおいて CRM ディレクティブは、著作権法を所掌し、管轄権機関 (NCA) である文化省によって、国内法化されており、CRM ディレクティブに従った規制監督も文化省が行っている。

- **知財所有権法典における集中管理機関の規定**

第 321 の 1 条から第 321 の 5 条において、集中管理機関に関して規定されている。

集中管理機関とは、主たる目的が、本法典第 1 編及び第 2 編に定めるような複数の権利者のためにその集団的利益に資する法人であり、当該権利者である構成員に監督されるか、非営利目的であることが、第 321 の 1 条で規定されている。あわせて、自己が代表する権利者及び公衆の利益のために、文化推進活動を実施し、社会的、文化的、教育的サービスを提供できることとしている。

5.3 補償金制度

⁶⁶ CD-R やメモリーでの複製や校内サーバーへのアップロード、電子メールでの貼付等。第 122 の 5 条第 1 項第 3 号(e)の上映・演奏のための複製と異なる。デジタル複製は権利制限の対象外であるため、ライセンスで運用されている。

先述のとおり、フランスでは著作物の教育利用に関し法定の補償金制度が設けられているが、補償金支払により使用可能な範囲とそれ以外でライセンスにより使用可能な範囲とが一体で合意されていること等によって、補償金とライセンス料を切り分けることが困難な状況にある。

5.3.a 補償金制度及びライセンス制度の概況

上述のとおり、フランスの著作権法では著作物の複写複製や教育目的での上映・演奏・公衆送信等について補償金制度が設けられているが、実際の運用ではライセンスもあわせた合意がなされている。

教育省、教育機関及び各業界の集中管理団体との間で、教育目的で利用できる著作物として、以下の4つの合意が成立している。

- 1) 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品
- 2) 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ
- 3) 映像作品
- 4) 複写方式を用いた複製

1)～3)の各合意は、幼稚園、初等教育機関、中等教育機関及び高等教育機関における著作物の利用を対象⁶⁷としたものであり、第122の5条第1項第3号(e)等により使用可能な範囲と同条の適用外での利用で許諾される条件等を定めている。また、それらの範囲内の利用行為については、複製又は上演・演奏（日本の著作権法で言う公衆送信を含む）が広く認められ、ICT活用教育の一環としてデジタル方式の利用や、イントラネットやインターネットでの利用を行うことも可能となっている。

1) 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品

教育活動において説明の目的で使用する本、楽譜、定期刊行物、芸術作品については、教育省、大学学長会議、書籍に関する集中管理団体（CFC）、美術著作物に関する集中管理団体（AVA）、楽譜に関する集中管理団体（SEAM）との間で、2016年7月22日に2016年の合意を定めた「教育及び研究活動における説明の目的による本、出版された音楽著作物、定期刊行物、視覚芸術の使用に関する覚書」⁶⁸が成立

⁶⁷ 2014年度 1,463万人（就学前 257万人、初等教育機関 417万人、中等教育機関 541万人、高等教育機関 248万人）

⁶⁸ “Protocole d'accord sur l'utilisation des livres, des oeuvres musicales éditées, des publications périodiques et des oeuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche”

“MENE1600684X - Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche”（教育省）

http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=106736（2018年3月26日現在）

している。この覚書は、黙示の同意により 2019 年末まで一年ごとに延長可能となっている。

本覚書によって、教育省から毎年 6 月に、

- ・ CFC へ 1,437,000 ユーロ（約 1.8 億円）
 - ・ AVA へ 263,000 ユーロ（約 3,300 万円）
- が支払われる⁶⁹。

なお、CFC は映画、テレビ番組などの視覚芸術、オペラ、ミュージカルなどの演劇芸術に関する集中管理団体 Société des Auteurs et Compositeurs d'oeuvres Dramatiques（SACD）が管理している著作物についても、管理委託を受けている。同様に、AVA はグラフィックアートと造形芸術についての権利団体 Société des Auteurs dans les Arts Graphiques et Plastiques、ドキュメンタリー作品に関する集中管理団体 Société Civile des Auteurs Multimédia、美術著作物に関する集中管理団体 Société des Auteurs des arts visuels et de l'Image Fixe が管理している著作物についても管理委託を受けている。

本覚書では、第 122 の 5 条の適用外である教育目的のために作成される著作物等に関して許諾される具体的な基準が規定されており、概要は以下のとおりとなる。なお、（）内は覚書で該当する条文の番号を示す。

- ・ 書籍の形態で出版されている教育目的のために作成される著作物については、連続した 4 ページ以下で、全ページ数の 10%以内（4.2.1）
- ・ 定期刊行物の形態で出版されている教育目的のために作成される著作物については、同一出版物からは 2 つの記事まで、かつ全ページ数の 10%以内（4.2.1）
- ・ 出版された音楽作品（les oeuvres musicales éditées）については、連続した 3 ページ以下で、全体の 10%以内（4.2.1）
- ・ 教育目的のために作成される著作物については、原則として紙媒体の著作物の利用のみが許容されるが、著作物によっては電子化されたものの利用も許容される（4.2.2）
- ・ 視覚芸術については全体を利用できるが（3.2.1）、使用できるのは 20 作品までで、解像度も 400*400px、72dpi を超えてはならない（4.2.3）

なお、上記の 5 点については、2014 年から 2015 年末までの期間の合意を定めた同名覚書の内容が、改めて合意されたものである。

これは 2014 年から 2015 年末までの期間の合意を定めた同名覚書を更新したものである。

⁶⁹ CFC の金額は SEAM への分配額を含む。

2) 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ

音楽の実演、録音物、ミュージックビデオの使用については2009年12月4日、教育省、大学学長会議とSACEMとの間で、「教育及び研究活動における説明の目的による音楽著作物の実演、音楽著作物の録音物の使用、ミュージックビデオの使用についての合意」⁷⁰が形成されている。当該合意は、2016年に締結された、先述の「教育及び研究活動における説明の目的による本、出版された音楽著作物、定期刊行物、視覚芸術の使用に関する覚書」の冒頭で、有効性が確認される。

補償金・ライセンス料は15万ユーロ（約1,890万円）として合意されている。

概要は、以下のとおりである。

- ・ 録音物、録画物については、30秒以内かつ全体の10分の1以内。1つの作品から複数の抜粋を利用する場合、合計時間が作品の15%を超えてはいけない。
(2.3)
- ・ オーディオビジュアル、映画については、6分以内かつ全体の10分の1以内。1つの作品から複数の抜粋を利用する場合、合計時間が全体の15%を超えてはいけない。(2.3)
- ・ 授業において録音物の全体を再生すること、音楽著作物の全体を生徒によって上演することが認められる。また、オーディオビジュアル、映画においては、無料の動画配信サービスによって無線で放送されたものについては、全体を教室で上映することができる。(1.1.1)

3) 映像作品

教育活動において説明の目的で使用する映像作品については2009年12月4日、教育省、大学学長会議と、映像作品についての集中管理団体 Société des Producteurs de Cinéma et Télévision（以下「PROCIREP」という。）との間で「教育及び研究活動における説明の目的による映画、オーディオビジュアル作品の使用に関する合意」⁷¹が形成されている。

⁷⁰ “Accord sur l'interprétation vivante d'œuvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'œuvres musicales et l'utilisation de vidéo-musiques à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche - MENJ0901121X - Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche”（教育及び研究活動における説明の目的による音楽著作物の実演、音楽著作物の録音物の使用、ミュージックビデオの使用についての合意、国民教育・高等教育・研究省）

<http://www.education.gouv.fr/cid50450/menj0901121x.html>（2018年3月26日現在）

⁷¹ “Accord sur l'utilisation des œuvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche”（教育及び研究活動における説明の目的

本合意も、音楽の実演、録音物、ミュージックビデオと同様に、2016年に締結された先述の「教育及び研究活動における説明の目的による本、出版された音楽著作物、定期刊行物、視覚芸術の使用に関する覚書」の冒頭で、有効性が確認できる。

補償金・ライセンス料は15万ユーロ（約1,890万円）として合意されている。

概要は以下のとおりで、2)の音楽における合意と同様である。

- ・ 録音物、録画物については、30秒以内かつ全体の10分の1以内。1つの作品から複数の抜粋を利用する場合は、使用時間の合計が作品の15%を超えてはいけない。(2.3)
- ・ オーディオビジュアル、映画については、6分以内かつ全体の10分の1以内。1つの作品から複数の抜粋を利用する場合は、使用時間の合計が全体の15%を超えてはいけない。(2.3)
- ・ 授業において録音物の全体を再生すること、音楽著作物の全体を生徒によって上演することが認められる。オーディオビジュアル、映画においては、無料の動画配信サービスによって無線で放送されたものについては、全体を教室で上映することができる。(1.1.1)

4) 複写方式を用いた複製⁷²

複写機やFAXによるハードコピー（電子データを残さないコピー）についての、公立及び私立の初等教育機関（幼児教育を含む）に関する2017年に向けた合意である「公立及び私立の初等教育機関における著作物の複写手段を用いた複製についての合意に関する2016年12月22日の実施合意」⁷³が、教育研究大臣、CFC、SEAMとの間で更新されている。

上記初等教育機関に関しては770万ユーロ（約9.7億円）の合意がなされている。

中等教育に関しても、同様の合意である「2004年3月17日の著作物の複写手段による複製に関する合意に基づく公立及び私立の中等教育学校における実施合意」

による映画、オーディオビジュアル作品の使用に関する合意、教育省）、
<http://www.education.gouv.fr/cid50451/menj0901120x.html>（2018年3月26日現在）

⁷² 先述の「本、楽譜、定期刊行物、芸術作品に関する合意」は、複写複製を除く利用に関するものである。

⁷³ Mise en œuvre du contrat du 22 décembre 2016 concernant la reproduction par reprographie d'œuvres protégées dans les établissements d'enseignement du 1er degré public et privé sous contrat
http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=114664（2018年3月26日現在）

⁷⁴が教育研究大臣、CFC、SEAM との間で更新されており、黙示の同意により 2019 年末まで一年ごとに延長可能となっている。

<合意による利用量>

- ・ 書籍、楽譜については、全体の 10%以内
- ・ 新聞、定期刊行物については、当該出版物の記事の 30%以内
- ・ 1 年で生徒 1 人につき、初等教育では 80 ページまで、中等教育では 180 ページまで

本合意は、複写機等による電子データを残さないコピーを対象としており、デジタル方式の利用やネットワークを活用した利用は対象外である。

一方、大学における著作物の複製に関しては共通の合意は形成されていないものの、CFC のウェブサイトには各大学と個別に合意する場合のひな形が掲載されている⁷⁵。内容も「1 年で学生 1 人につき 200 ページまで」「200 ページを超える場合は個別に CFC と交渉すること」とされている以外は、初等教育機関、中等教育機関とほぼ同様の規定が示されている。

5.3.b 主な補償金管理団体の概況

現在、フランスには 27 の集中管理団体があるが、教育における補償金を扱う集中管理団体で最大の団体である CFC の概況を記載する。

1. CFC (Centre Français d'exploitation du droit de Copie)

● 管理対象著作物

印刷され、出版されたすべての著作物が対象となっている。具体的には、書籍、新聞、雑誌、学術論文誌、その他楽譜を除くすべての定期刊行物に掲載されたテキスト及び書籍・定期刊行物に掲載されたビジュアル著作物が含まれる。

なお、デジタル利用については教科書は対象外とされている。

また、フランス国内のすべての権利者及び二国間協定によって権利委託を受けた外国の権利者の著作物を管理している。

● 規模

⁷⁴ Mise en œuvre par les établissements d'enseignement secondaire publics et privés sous contrat du protocole d'accord du 17 mars 2004 sur la reproduction par reprographie d'œuvres protégées <http://www.education.gouv.fr/bo/2004/15/MENG0400637C.htm> (2018 年 3 月 26 日現在)

⁷⁵ “CONTRAT D'AUTORISATION DE REPRODUCTION PAR REPROGRAPHIE D'OEUVRES PROTÉGÉES” (保護された著作物の複写手段を用いた複製に関する合意), <http://www.cfcopies.com/images/stories/pdf/Utilisateurs/Copies-pedagogiques-papier-et-numeriques/Etablissements-d-enseignement/Enseignement-superieur/Universite/Photocopie/Contrat-sup-univ.pdf> (2018 年 3 月 22 日現在)

- ・ 収入総額：5,271 万ユーロ（約 66.4 億円）
- ・ 手数料は徴収金額の 10%
- ・ ボードは 12 名（書籍から 4 名、新聞から 4 名、作家から 4 名）
- ・ 政府機関が 5 年おきに、権利の正当な取扱等について検査
- ・ 書籍出版社、雑誌出版社が共同で所有する非営利団体
- ・ 会員は新聞出版社 260 社、書籍出版社 150 社、8 つの作家組合

5.3.c 対象教育機関

- ・ 初等教育：6～10 歳の 5 年間
- ・ 中等教育（前期）：11～14 歳の 4 年間
- ・ 中等教育（後期）：「リセ（lycée）（3 年）」、「職業リセ（2～3 年）」
- ・ 高等教育：「大学（学士 3 年＋修士 2 年＋博士 3 年）」、「グランゼコール」等

※義務教育は、6～16 歳の 10 年

※国立、公立及び私立すべての教育機関が対象

5.3.d 補償金額及びライセンス料

第 122 の 10 条に基づく集中管理団体への複製権の強制譲渡による複写複製に関する補償金の仕組みと、契約ベースによるライセンスであるデジタル複製に関する体系が併存している。

CFC の対教育機関の補償金額とライセンス料は以下 1) と 2) のとおり。いずれも対象著作物は印刷され、出版されたすべての著作物である。

1) 複写複製（補償金）

○ 対象行為・許容量

- ・ 複写機やファックスでの複製（電子データを残さないコピー）が対象
- ・ 許容量は、「5.3.a 補償金制度及びライセンス制度の概況」に掲載

○ 金額

- 初等教育：610 万ユーロ（約 7.7 億円）

生徒 1 人当たりの単価の合計ではなく、一括払いでの金額であり、教育省から直接支払われる。

- ・ 1 人当たりの推定金額：0.91 ユーロ（約 115 円）／人（就学前及び初等教育人口約 674 万人として換算、初等教育機関数は 52,225 校）（2014 年）
- 中等教育：0～100 ページ／人・年間＝1.50 ユーロ（約 189 円）／人
100～180 ページ／人・年間＝3.20 ユーロ（約 403 円）／人
- ・ 各教育機関から支払われる

- ・ 合意に基づき 11,263 校（2014 年）との個別合意契約
- 高等教育：0～100 ページ／人・年間＝2.32 ユーロ（約 292 円）／人
100～200 ページ／人・年間＝4.88 ユーロ（約 615 円）／人
- ・ 各教育機関から支払われる
- ・ 約 100 校との個別合意契約

2) 複写複製を除く各種合意に基づく補償金・ライセンス料

● デジタル複製（ライセンス）

○ 対象行為・許容量

- ・ 電子データへの複製、公衆送信（生徒、教員又は研究者で構成される公衆を対象）
- ・ 許容量は著作物の 10%以内
- ・ 教科書は対象外

○ 金額

CFC が幼稚園から大学まですべての学校から受け取ったデジタル複製の金額は総額 245 万ユーロ（約 3 億 870 万円）。

➤ 公立教育機関

幼稚園～大学まですべての公立機関は教育省が総額 170 万ユーロ（約 2.1 億円）を一括払い

➤ 私立教育機関

- ・ 私立の教育機関は、従量制
- ・ 以下はビジネススクール（フランスの高等教育機関であるグランゼコール）の例

著作物の 1～50 ページ：2.50 ユーロ（約 315 円）／人・年

著作物の 51～100 ページ：4.50 ユーロ（約 567 円）／人・年

著作物の 101～200 ページ：7 ユーロ（約 882 円）／人・年

- ・ なお、料金は CFC と各私立教育機関による 3 年ごとの協議により、見直されることになっている。

● 上演・演奏、公衆送信

○ 対象行為と許容量

- ・ 上演・演奏、公衆送信（生徒、教員又は研究者で構成される公衆を対象）
- ・ 許容量は教科書・楽譜を除く著作物の 10%

○ 金額

本、楽譜、定期刊行物、芸術作品の補償金・ライセンス料（CFC、AVA）

170 万ユーロ（約 2 億 1,420 万円）

5. フランス調査

音楽の実演、録音物、ミュージックビデオの補償金・ライセンス料（SACEM）

15 万ユーロ（約 1,890 万円）

映像作品の補償金・ライセンス料（PROCIREP）

15 万ユーロ（約 1,890 万円）

以上を踏まえると以下のように推計される。

合計 445 万ユーロ（約 5 億 6,070 万円）①

* 幼稚園から大学までの児童・生徒数：1,463 万人（2014 年）②

1 人当たり金額（①÷②） 0.30 ユーロ（約 38 円）

<複写複製の補償金と複写複製を除く各種合意等の合計額>

	複写複製の 補償金額	複写複製を除く 各種合意等の額	1 人当たり金額合計	
初等教育機関	0.91 ユーロ* (約 115 円)	0.30 ユーロ* (約 38 円)	1.21 ユーロ	約 152 円
中等教育機関	0～100 ページ／人 1.5 ユーロ (約 189 円)	0.30 ユーロ* (約 38 円)	1.80 ユーロ	約 227 円
	100～180 ページ／人 3.2 ユーロ (約 403 円)	0.30 ユーロ* (約 38 円)	3.50 ユーロ	約 441 円
高等教育機関	0～100 ページ／人 2.32 ユーロ (約 292 円)	0.30 ユーロ* (約 38 円)	2.62 ユーロ	約 330 円
	100～180 ページ／人 4.88 ユーロ (約 615 円)	0.30 ユーロ* (約 38 円)	5.18 ユーロ	約 653 円

*：推計数字

5.3.e 補償金額及びライセンス料の決定過程

- 教育省所管の教育機関

教育省は教育機関を所掌する立場として集中管理団体と交渉⁷⁶する。文化省は集中管理団体の監督機関であり、交渉に関与することはない。

なお、CFC によれば現在のデジタル複製については特定の根拠に基づかず交渉によって決定された(2006 年)。当該金額は3年ごとに見直すこととされているが、これまで実施されていない。

● 教育省所管外の教育機関

CFC は、「5.3.h 利用実態調査等」のデータを活用し、教育機関の環境に合わせた算出式を導入している。

具体的には、「何を専門にする学校か：医療系、ビジネススクール系等」、「どのような学校か：職業学校か、MBA 等の学位取得か」といった項目に従来のデータ（利用頻度や利用量、利用著作物の市場価格等）を当てはめ、学生 1 人当たりの単価を算出することとなっている。これに学生数を掛け合わせて、一括払い金を算出する。

また、5.3.h のとおり、契約した教育機関の利用実態調査も 3 年に 1 回は行うこととしている。

5.3.f 補償金及びライセンス料の徴収

● 各種合意に基づく補償金・ライセンス料

「5.3.a 補償金制度及びライセンス制度の概況」に記した、1) 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品に関する合意、2) 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオに関する合意、3) 映像作品に関する合意に基づく補償金等は、教育省から各集中管理団体へ一括払いされる。

1) 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品

教育省から毎年 6 月に、

- ・ CFC へ 1,437,000 ユーロ（約 1.8 億円）
 - ・ AVA へ 263,000 ユーロ（約 3,300 万円）
- が支払われる⁷⁷。

2) 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ

教育省から 15 万ユーロ（約 1,890 万円）が SACEM へ一括払い。

3) 映像作品

⁷⁶ デジタル複製ライセンスの導入時には、あまりにデータが少なかったために交渉が難しく、政府予算の都合もあり、少額の補償金額になったとの認識を CFC は有している。次回の補償金見直しに向けて、データの精査を行っているとのことであった。

⁷⁷ 注 69 参照。支払は教育省による一括払いであり、補償金とライセンスの会計上の区分はなされていない。

教育省から 15 万ユーロ（約 1,890 万円）が PROCIREP へ一括払い。

4) 複写方式を用いた複製

2016 年に CFC は初等教育から高等教育までの教育分野から複写複製権に係る補償金として 2,230 万ユーロ（約 28 億円）を徴収している。

- ・ 初等教育：公立の教育機関は教育省から直接一括払い
私立の教育機関は各校より支払われる
- ・ 中等教育：先述の複写複製に関する合意に基づき、約 11,263 校が個別に契約し支払う
- ・ 高等教育：約 100 校の大学が個別契約に基づき支払う

● デジタル複製（ライセンス）

2016 年、CFC は、幼稚園から高等教育までの教育分野から、デジタル複製料金として 245 万ユーロ（約 3.1 億円）を徴収している。

- 教育省所管の教育機関
幼稚園から大学までを教育省から直接一括払い
- 教育省所管外の教育機関
教育機関ごとに個別契約

補償金及びライセンス料の財源

	1) 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品 2) 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ 3) 映像作品	4) 複写方式を用いた複製	デジタル複製	
			教育省所管	その他
初等教育	教育省	公立：教育省 私立：各教育機関	教育省	各教育機関
中等教育	教育省	公立：地方政府 私立：各教育機関		
高等教育	教育省	国立：教育省 私立：各教育機関		

5.3.g 補償金及びライセンス料の分配

「5.3.h 利用実態調査等」(サンプリング調査)を参考に分配率が決定される。

● デジタル複製によるライセンス料の分配

CFC へのヒアリングによれば、デジタル複製によるライセンス料は、以下の比率で分配されている。

- | | |
|------------------------------|-------|
| ・ 印刷著作物（本、楽譜、定期刊行物、芸術作品） | 約 70% |
| ・ 音楽著作物（音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ） | 約 15% |
| ・ 映像著作物（映像作品） | 約 15% |

● 著作者・ジャーナリストと出版社の配分

CFC へのヒアリングによれば、著作者・ジャーナリストと出版社については両当事者の交渉に基づき、分配比率は、以下のとおりである。

なお、実際の分配は利用実態調査の結果と共に出版社に分配されたのち、各比率に基づいて著作者ジャーナリストに分配されている。

- 書籍
著作者：出版社 = 50 : 50（一般的な比率）
- 教科書
著作者：出版社 = 40 : 60
- プレス
ジャーナリスト：出版社 = 30 : 70 ~ 50 : 50

● クレーム基金

CFC は分配額のうち一定の少数の額を利用実態調査から漏れてしまった権利者のためにいわゆる「クレーム基金」として確保している。これにより、権利者は自らの著作物が利用されていると思われる場合はいつでも CFC にクレーム（報告）することができ、分配を受けることができる。過去 10 年で利用されたのは 3 回のみ。

5.3.h 利用実態調査等

● 利用実態の調査の概況

CFC が行っている調査は以下のとおりである。

- 利用実態調査
 - ・ 各教育機関は契約上、支払いが一括払いであっても、利用した著作物の記録を報告する義務を負っている。

- ・ 初等中等教育では毎年 10%の学校が、任意の 1 ヶ月間に利用した著作物の記録を報告する。(教員は平均して 10 年に 1 回報告を行う。)
- ・ 教育省所管の大学では、書籍の複製時に「タイトル」、「著者」、「出版社」、「ページ数」、「部数」、「学生数」、「アナログ利用／デジタル利用（インターネット、電子メール）」を記録して、そのすべてを報告する⁷⁸。
- ・ 教育省所管外の CFC とライセンス契約を結ぶ大学では、教員を対象とした著作物の複写記録の調査を 3 年ごとに行っている。
- ・ なお、ヒアリングによれば、調査の回答率は 60%程度とのことである。

○ **標準価格算定の調査**

- ・ 市販出版物を分類し、市販価格からジャンルごとの平均ページ価格を算定する。
- ・ 分類は「絵本 (picture book)」、「画集 (illustration book)」、「料理本 (cooking book)」等の単位で行っている。得られたデータを補償金額の交渉の参考とする。
- ・ 市販書籍の平均ページ価格は、実際に教育機関が利用する著作物のデータと照らし合わせ、どの程度の価値の著作物が利用されているかを評価するために用いられる。

5.4 ガイドライン等

教育省、教育機関及び各業界の集中管理団体との間で、教育目的で利用できる著作物について、「5.3 補償金制度」に記した 4 つの合意が、ガイドラインとして機能している。

＜再掲＞

- ① 本、楽譜、定期刊行物、芸術作品
- ② 音楽の実演、録音物、ミュージックビデオ
- ③ 映像作品
- ④ 複写方式を用いた複製

⁷⁸ p.183 の参考資料参照

5.5 周知・研修・普及啓発

デジタル（ICT）利用に関しては、教員や生徒がアクセスできる、インターネットの教育ポータルサイト「デジタル作業空間（Espaces Numériques de Travail）」が用意されている。学校活動に関連する一連のデジタルサービスに教員や生徒がアクセスできるようインターネットを利用した環境であると同時に、インターネットの責任ある利用を促進するためのツールと教育リソースを提供している。

6. ドイツ調査

6.0 サマリー

6.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

2017 年 6 月にドイツ著作権法の法改正が行われ（2018 年 3 月に施行）、教育に関する権利制限規定であった第 52a 条、第 52b 条、第 53 条が削除され、新たに設けられた第 4 副章「法律が認める教育、科学、施設での利用（Legally permitted uses for education, science and institutions）」における第 60a 条に集約されたが、基本的な趣旨は変わっていない。

ドイツの著作権制度では、教育利用を含め、多くの複製及び公衆提供利用には「著作者に対する相当なる報酬を支払う」ことが義務付けられている。この報酬は、集中管理団体を経由して権利者に支払わなければならないこととなっている。（第 60h 条第 4 項）

ドイツ著作権法の権利制限は、旧 52a 条による「利用可能化」（一部複製を含む）及び旧 53 条による「複製」によって規定され、当該利用による権利者への相当な報酬の支払については、54c 条により複製機器の操作者等へ請求される。

また、旧 52a 条及び旧 53 条に関しては州と集中管理団体の総合契約が Verwertungsgesellschaft Wort - Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung（以下「VG WORT」という。）を含む集中管理団体等と結ばれている。

今般の改正により、従来 10%であった文書著作物の引用量が 15%まで拡大された。また、新聞・論文誌（科学系を除く）の記事が権利制限の対象から外れているが、ライセンスに関する協議が始まっている。

6.0.b 運用実態等

1. 団体

ドイツ著作権法は、集中管理団体を通じてのみ行使できる補償金請求権を複数規定しており、加えて、権利者は自由に集中管理団体に権利を譲渡することができることとなっている。

国によって認可された 13 の集中管理団体に加えて、複数の集中管理団体が共同して異なる目的で設立された集中管理機関（Verwertungsagentur、Collectingagency）が数団体存在する。

ドイツの集中管理団体は、EUのCRMディレクティブが適用された国内法に則り、ドイツ特許商標庁（Deutsches Patent- und Markenamt）によってモニタリングされる。書籍等の文字著作物の代用的な団体として、VG WORTがある。

2. 金額

【書籍、新聞、放送、音楽、映画】

補償金：1.59 ユーロ（約 200 円）／人（旧 52a 条、53 条＝新 60a 条に対応）

【音楽】

ライセンス料：0.1 ユーロ（約 13 円）／人

【書籍、新聞、放送、音楽、映画＋音楽】

合計：1.69 ユーロ（約 213 円）

3. 補償金額及びライセンス料の決定過程

● 初等中等教育機関

各州と各集中管理団体の間で総合契約が締結され、法律の条文により利用が許容される範囲について合意するほか、権利制限の対象とならない利用についても、利用可能とする合意が形成されている。

● 高等教育機関（大学等）

1) 紙の複写

第 54c 条第 2 項では機器の種類や使用範囲、設置場所と通常の利用のあり方によって計算されると規定されている。VG WORT では例えば「大学からの距離」等によって、その金額設定を行っているとのことである。

2) 公衆提供（複製、配布、公衆送信）

国、各州と各集中管理団体の間で契約が締結される。

なお、適正な補償金に関する当事者間合意が得られない場合、第 36a 条に基づき、調停所が設置される。その際、集中管理団体はその補償金額を公表する必要がある。

4. 徴収

国や各州が 1 つの集中管理団体（VG WORT）に支払い、VG WORT が総合契約に則り他団体へ分配する。

5. 分配

分配総額は、必要な運営コストや経費等を差し引いた額として、会計年度ごとにボードによって決定される。分配は原則として会計年度の終了後 9 か月以内に行わ

れ、サンプリングの利用実態調査や団体が定めた分配基準により翻訳者には著作権料の 50%が分配される。こうした条件と設定は、定款に基づき毎年の分配計画⁷⁹ (Distribution Plan) に定められている。

＜サンプリング調査：書籍の場合＞

初等中等教育機関：500 校を選び、6 週間のうちの 20 学校日の間実施

高等教育機関（大学）：複製機器の台数に基づき分配するためサンプリング調査は実施せず

6.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

ドイツ各州と各集中管理団体の間で結ばれた「旧第 52a 条（利用可能化）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第 53 条（複製）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第 54c 条に基づく補償請求に関するフレームワーク契約」の 3 つの契約が、ガイドラインの役割を果たしている。

VG WORT、GEMA 等の集中管理団体は管理する著作物の権利について関係するウェブサイト等で適切な利用を促している。

79

https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/verteilungsplan/Verteilungsplan_2017__fuer_Ausschuettungen_ab_2018_.pdf (2018 年 3 月 22 日現在)

6.1 ICT 活用教育の概況

● 政策

2016 年に連邦経済エネルギー省（Federal Ministry for Economic Affairs and Energy）が発表した「Digital Strategy 2025」では、デジタル技術の進歩、発展による社会全体の変化への対応を目的としたデジタル教育の必要性を重要 10 項目の 1 つとして掲げ、2025 年までにすべての学校生徒は情報科学とプログラミングについて基本的な知識を持つことを目的としている。そして具体的なゴールとして、これを達成するために必要な学習計画と初等中等学校の教員育成を行うこと、2025 年までにドイツは教育分野のデジタルインフラ開発のリーダーとなること、2025 年までにすべての公共教育機関はオンラインで利用できる基本的な教材を制作すること設定している。これらのゴールに達するために、2025 年までに大学や職業教育を含むすべてのレベルでのデジタル教育が必要であり、教育分野のデジタル基盤を改善するために、連邦政府と州がより協力し合うことが必要としている。

2016 年、ヴァンカ連邦教育研究大臣はデジタル知識社会に向けた教育イニシアチブを発表。これに関して連邦教育研究省（Federal Ministry for Education and Research（Bundesministerium für Bildung und Forschung）：以下「BMBF」という。）は概略下記のような報道発表を行った。

ヴァンカ連邦教育研究大臣が発表した「デジタル知識社会に向けての教育イニシアチブ」は教育におけるデジタル化の前進を目的としている。BMBF の戦略は、デジタル化が幼児教育、学校教育、職業教育、大学、継続教育等すべての教育領域にもたらすチャンスを示すものである。

BMBF は州と Digital Pact（ドイツデジタル協定）を結び、デジタル教育を実現することに、連邦と州は共同で責任を負う。BMBF は 5 年間で約 50 億ユーロ（約 6,300 億円）を投じ、ドイツにおける初等中等教育学校、職業学校の約 4 万校に広帯域接続、無線 LAN 等様々な装備を整備する。これに対し、州側は対応する教育コンセプト、教員の訓練、共通技術標準を実現する義務を負う。またこの教育イニシアチブは、学校クラウドサービスの提供、デジタル化地方能力センターの支援、オープン教材普及のための情報オフィスの設置、すでに開始しているイニシアチブ「職業教育 4.0」による職業教育デジタル化支援の継続、学習過程の再開発等の BMBF の措置を含んでいる。

● 「PISA2015」における学校での ICT 機器の使用頻度⁸⁰

⁸⁰ OECD Compare your country (2015) Germany,
<https://www.compareyourcountry.org/pisa/country/deu?lg=jp>（2018 年 3 月 26 日現在）

ドイツの教育の成果は OECD の「PISA2015」において平均よりも高評価を得ているが、その一方で、学校における ICT の活用頻度は他の OECD 加盟・地域と比較して高くない。

○ 学校で電子メールを使う

週に 1～2 回以上学校で電子メールを使っている生徒は 10%未満であり、調査対象国中の平均（23%）を下回る。

○ 学校の勉強のためにインターネットを見る

週に 1～2 回以上は学校の勉強のためにインターネットを見ている生徒は、30%未満であり、調査対象国中の平均（38.8%）を下回る。

○ 校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードしたりする

週に 1～2 回以上の頻度で校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードをする生徒は 10%未満であり、調査対象国中の平均（20.6%）を下回る。

○ 学校のウェブサイトに課題を提出する

週に 1～2 回以上の頻度で学校のウェブサイトに課題を提出する生徒は全体の 5%程度で、調査対象国中の平均（13.6%）を下回る。

○ 外国語や数学などのドリルや勉強をする

週に 1～2 回以上の頻度で学校のコンピューターを使って外国語や数学などのドリルや勉強をする生徒は全体の 10%を超える程度で、調査対象国中の平均（21.6%）を下回る。

6.2 権利制限規定等法の制度

ドイツ著作権法では、著作者はあらゆる利用に対して報酬請求権を有することが基本となっている。その上で無許諾無償での利用が可能なものとして、例えば引用（第 51 条）、一時的複製（第 44a 条）、公開の演説陳述（第 48 条）、時事の事件の報道（第 50 条）、美術等の展示等に伴う利用（第 58 条）、公開の美術等の利用（第 59 条）が挙げられる。

教育目的利用関係では、権利制限規定が設けられているものの、報酬請求権が権利者に付与されている。第 46 条における「教会、学校または授業の用に供するための編集物」（教育機関等における授業等の用に供する編集物の要素としての著作物の複製、頒布、公衆提供を許容する規定）においては同条第 4 項が「第 1 項及び第 2 項に基づ

き許される利用については、著作者に相当なる報酬を支払うものとする」と規定しており、旧 52a 条「授業および研究のための公衆提供」（教育機関等による授業における公衆提供や学術研究の目的での公衆提供に関する制限規定）においても同条第 4 項で「相当なる報酬を支払うものとする」と規定されていた。なお改正後の第 60h 条（法律で許諾された利用に関する相当なる報酬（補償）⁸¹⁾）において、教育機関の構成員及びその家族への公衆再生等、限定的に相当なる報酬の適用外が認められている。

また、旧第 53 条による私的使用または自己使用のための複製に関しては、これを許容する一方で、第 54 条以下において、そのために用いられる複製機器等の製造者等に対する報酬請求権が定められている。

● 法改正（2017 年 6 月）

2017 年 6 月の法改正において、教育に関する権利制限規定である第 52a 条、第 52b 条、第 53a 条が削除され⁸²⁾、新たに加えられた第 4 款「法律が認める教育、科学、施設での利用（Gesetzlich erlaubte Nutzungen für Unterricht, Wissenschaft und Institutionen）」において、第 60a 条から第 60h 条の新条文が設けられ、2018 年 3 月 1 日から施行された。

6.2.a 教育利用に係る権利制限規定等

ドイツの授業の過程における著作物の利用に関しては、従来権利制限規定として第 46 条のほか、第 52a 条及び第 53 条第 3 項が、該当するとされていた。

しかしながら、2017 年 6 月の法改正（「Gesetz zur Angleichung des Urheberrechts an die aktuellen Erfordernisse der Wissensgesellschaft - Urheberrechts-Wissensgesellschafts-Gesetz - UrhWissG」の法案通過）により、

⁸¹⁾ 本報告書では「2.2 用語の整理」を踏まえ、「補償」の語を用いることとする。

⁸²⁾ 2017 年 6 月の法改正前後のドイツ著作権法の権利制限規定

- ・第 44a 条：一時的な複製行為
- ・第 45 条：司法及び公共の安全
- ・第 45a 条：障害者
- ・第 46 条：教会、学校又は授業の用に供するための編集物
- ・第 47 条：学校放送
- ・第 48 条：公衆演述
- ・第 49 条：新聞記事及び放送解説
- ・第 50 条：時事的事件に関する報道
- ・第 51 条：引用
- ・第 52 条：公衆再生
- ・第 52a 条：授業及び研究のための公衆提供→削除：新条文へ
- ・第 52b 条：公共の図書館、博物館及び記録保存所の閲覧用電子端末における著作物の再生→削除：新条文へ
- ・第 53 条：私的及びその他の自己の使用のための複製
- ・第 53a 条：注文を受けてする複写物送付→削除：新条文へ

この第 52a 条第 2 項及び第 53 条第 3 項は削除され、新たに第 4 款第 60a 条としてこれらがまとめて規定され、2018 年 3 月 1 日から施行されることとなった。

これにともない、従来 10%であった著作物の許容量が 15%まで拡大され、法律に明記された。他方、新聞・雑誌は除外の対象でなくなった。なお、解説や論文誌の個々の記事や少量の著作物はそのすべてが利用可能となった。

新設された第 4 款は「法律が認める授業、学問、施設での利用」とされており、第 60a 条「授業及び教育」から始まる。

以下では、教育関連規定を紹介する。

第 4 款「法律が認める授業、学問、施設での利用」⁸³

第 60a 条：授業及び教育

2017 年 6 月の法改正により、閲覧等の公衆提供を可能にする旧第 52a 条第 2 項と、複製権を制限する旧第 53 条第 3 項が、本第 60a 条に統合され、複製、配布、公衆送信が明記された。

- ・ 第 1 項では、教育施設での説明や授業の目的であり、営利目的でなければ公表された著作物の最大 15%を、複製、配布、公衆送信できるとしている。
- ・ あわせて、旧第 52a 条から第 60a 条への移行に伴い「新聞又は雑誌に掲載された編集構成物の少量」の文言がなくなり、集中管理団体によれば「新聞・雑誌」が権利制限の対象でなくなった、とされている。VG WORT によれば、今後利用

⁸³ 参考：＜第 60e 条：図書館＞

・ 第 1 項では、公的にアクセス可能な図書館は、利用可能な索引付け、目録作成、保存及び復元を目的として、所蔵品又は展示物から作品を複製したり、技術的に必要とされる改造を複数回繰り返すといった自律的な活動を許容している。

・ 第 2 項では、図書館が所蔵品から他の図書館に作品の複製物を配布する等、修復目的のための活動ができることとしている。

・ 第 4 項では、図書館は、個人研究や私的研究のために、所蔵品から利用者が施設の端末で利用できる著作物を作成・提供できると規定している。また、非営利目的として、利用者がセッション（通信単位）ごとに著作物の最大 10%・個々のイラストレーション・専門的又は学術誌に掲載された記事、その他の小さな作品・廃版作品の複製ができると規定している。

・ 第 5 項では、個々の受注に応じて非営利目的において、セッションあたり出版された作品の最大 10%の複製物・個々のイラストレーション・専門的又は学術誌に掲載された記事、その他の小さな作品・廃版作品の複製も利用者へ送付することができるとしている。

・ なお、この図書館の条文は次の第 60f 条において準用されることになる。

＜第 60f 条：公文書館、博物館、教育機関＞

・ 第 1 項では、前項である第 60e 条（第 5 項を除く）を映画及びオーディオ遺産のアーカイブや公的にアクセス可能な博物館及び教育施設（第 60a 条第 4 項で定めるもの）に準用するとしている。

＜第 60g 条：合法的に許可された使用及び契約上の使用＞

・ 第 1 項では、権利者は第 60a 条から第 60f 条に従って許可された使用を制限又は禁止する合意を発動することはできないとしている。

に向けた協議が開始される予定である。また、教科書も対象外であり、ライセンスで対応しているとのことである。

- ・ 第 2 項では、イラスト、同じ専門誌又は学術誌からの個々の寄稿、その他の小規模な作品、及び絶版の作品については全部を使用できるとし、第 1 項による 15%規定の例外を設けている。これによって、イラスト等は権利制限の範囲で、全体を利用することができることとなった。
- ・ 第 3 項では、第 1 項及第 2 項の但し書きとして、以下の利用は認められないこととしている。
 1. 公演、実演、提供されている著作物⁸⁴のビデオ又はオーディオ記録媒体への録音録画複製あるいは送信の可能化
 2. 学校での教育目的のために専ら意図された著作物の複製、配布、公衆送信
 3. コンテンツの利用に必要な範囲に及ぶ音楽著作物の譜面の複製
- ・ 第 4 項では、多様な教育機関が存在するドイツの環境を踏まえ、「教育施設」の定義を行い、幼児教育施設、学校、大学、職業学校、その他の職業訓練と教育のための施設であることと規定している。

第 60b 条：教育のためのメディアコレクション⁸⁵

- ・ 第 1 項では、教育用のメディアコレクションの制作者は、公表された著作物の 10%までを複製、配布、又は公開できると規定している。
- ・ 第 2 項では、第 60a 条第 2 項及び第 3 項を準用している。
- ・ 第 3 項では、「メディアコレクション」の定義を行っている。第 3 項によれば、この法律における「教育のためのメディアコレクション」は、非営利での教育機関（第 60a 条）において、教育に特化・意図したもので、その旨が表記された大量の著作物を集めたものをいうと規定している。

第 60h 条：合法的に許容された使用の適正な報酬（補償）

- ・ 本条は、第 4 款全体に対する、適正な報酬（補償）の請求権（補償金請求権）に関する部分となる。
- ・ 第 1 項では、権利者は適正な報酬（補償）を受ける権利を有するとしており、複製に対して、第 54 条から第 54c 条に従って補償金を支払うことを利用者に求めている。

⁸⁴ 音楽、映画、TV 番組等。

⁸⁵ 教育のためのデータベースやアーカイブ等。

- ・ 第 2 項では、補償金支払いの例外を規定している。
 1. 第 60a 条第 1 項第 1 号及び第 3 号、第 60a 条第 2 項に基づく授業目的での著作物の 15%の教育機関の構成員及びその家族への複製、配布、公衆再生（公衆への利用可能性除く）
 2. 第 60e 条第 1 項及び第 60f 条第 1 項による図書館等における索引付け、目録作成、保存及び修復のための複製
- ・ 第 3 項では、適正な補償金に関して、定額の場合には金額の正しい算定基準を求め、その適正性はサンプリング調査に基づく適正な補償金の計算と同様に十分でなければならないと規定している。なお、具体的な適正性については法律上特段規定されていない。
- ・ 第 4 項は、補償金請求権は、集中管理団体によってのみ行使できると規定している。
- ・ 第 5 項では利用者ではなく、施設（教育機関の設置者）のみが補償金の支払いの主体となることを確認している。

なお、これらの権利制限規定は、第 83 条により、著作隣接権にも準用される。

また、第 4 款以外の教育利用に係る権利制限規定には「公衆再生」（第 52 条）と「複写機器の操作者への請求権」（第 54c 条）がある。

第 52 条：公衆再生

日本の著作権法第 38 条⁸⁶は営利を目的としない上映等を定めており、本条は教育機関における授業の過程にも適用されると解されているが、それに類似するドイツ著作権法の規定として、「公衆再生」（第 52 条）がある。

- ・ 第 1 項では、参加者が無料で参加でき、また実演家が特別な報酬を受けない場合において、補償金の支払いを条件に公表された著作物を非営利で公衆に再生する

⁸⁶ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

（営利を目的としない上演等）

第 38 条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

ことを規定している。教育との関係では、学校行事等において著作物を再生する場合の権利制限規定であり、典型的な例としては、学校行事における楽曲の演奏、録音再生、テレビ番組の公衆再生が挙げられる。

- ・ 条文上、利用主体に限定はなく、目的も「主催者の営利」を目的としないこと、という以上に限定はないが、目的により補償金の支払義務の有無、支払主体が異なってくる。具体的には、当該再生が「青少年援助、社会扶助、老人介護及び福祉の事業並びに収監者監護の催し、並びに学校行事」において行われ、「それら催さないし行事が、社会福祉上又は教育上定められたその目的に基づいて明確に限定された範囲の者にのみ開放されるものと認められる」場合には支払義務が免除される（第 1 項第 3 文）。もっとも、「その催さないし行事が第三者の営利を目的とする場合は」「その第三者が報酬を支払わなければならない」とされている（第 1 項第 4、5 文）。
- ・ ただし、第 3 項では第 1 項の例外として「公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映すること」権利制限の対象外であるとしていることから、これらの行為は権利者の許諾が必要である。すなわち「公衆提供」が留保されていることから、オンライン上や放送による著作物の提供はできないことになる。
- ・ 本条で発生するとされる補償金請求権は、著作権者自身に発生するが、多くの場合は集中管理団体によって行使されている。特に公立学校では、各州と集中管理団体との総合契約によって本条が適用される著作物の利用に対する補償金の額が設定されている。

第 54c 条：複写機器の操作者への請求権

著作権法第 54c 条は、複写機の操作者（教育機関の設置者）による補償金支払い義務を定めている。同条第 2 項では、「学校、大学、職業訓練機関その他の教育及び教育機関、研究機関、公立図書館又は機関で複写による複製機器を有償で使用する場合、権利者は、機器の操作者から適正な報酬を支払う権利を与えられる」とされている。

本条とは別に、第 54 条においては、教育利用目的に関する第 60a 条～第 60f 条に基づいて著作物が複製され、又は複製される可能性がある場合、著作者はどのような複製を行うために、単独あるいは他の機器や記憶媒体、装置と一緒に使用される機器及び記憶媒体の製造業者から、適正な補償金の支払いを受ける権利があると規定している。加えて、第 54b 条においては、販売者から適正な報酬の支払いを受ける権利があると規定している。これらの規定により、各機器及び記憶媒体にそれぞれの報酬請求権に基づく金額が上乗せされている。

補償金額については、第 54c 条第 2 項において「操作者が支払うべき総報酬の額は、状況を考慮して予想される機器の使用の種類及び範囲、特に場所及び通常の使い方による」とされており、個々の設置条件⁸⁷によって異なる。

6.2.b 徴収・分配団体に係る規定

- **EU CRM ディレクティブ (Collecting Rights Management Directive)**

イギリスの章「4.2.b 徴収・分配団体に係る規定」を参照。

- **ドイツ著作権等管理団体法 (VGG)**

CRM ディレクティブを適用したドイツ連邦法としての大きな改正が、2016 年 5 月 24 日に行われ、同年 6 月 1 日に施行されている。

ドイツ著作権等管理団体法は、ドイツ語の名称「Gesetz über die Wahrnehmung von Urheberrechten und verwandten Schutzrechten durch Verwertungsgesellschaften」から略して「VGG」と呼ばれており、全 139 条からなる詳細な法律となっている。CRM ディレクティブが国内法制化されたことにより、ドイツ国内の集中管理団体は政府機関によって規制監督されることになった。

6.3 補償金制度

6.3.a 補償金制度の概況

授業での解説を目的とした、公表された著作物の公衆提供とそのために必要とされる複製を認める規定（第 60a 条）があり、権利制限規定に基づき著作物を公衆提供するにあたっては、明確に限定された範囲の授業参加者のみに限定すること（第 60a 条第 1 項、第 60h 条第 2 項）や、集中管理団体を介して著作者に補償金を支払うことが義務付けられている（第 60h 条第 4 項）。

そうした中で、ドイツでは権利制限規定への対応方法として、一般的である補償金としての対応（VG WORT：書籍等の文字著作物）に加え、その他権利制限の対象とならないの著作物の教育利用について一部ライセンスとしての提供（GEMA：音楽等）が共存している。

6.3.b 主な補償金管理団体の概況

⁸⁷ 複写機器の操作者への請求権は、大学等に設置される複写機が対象となり、教育機関のコスト負担となるが、当該複写機を利用して講義資料等が複製される可能性が高いことが背景にある。

ドイツ著作権法は、集中管理団体を通じてのみ行使できる補償金請求権を複数規定しており、加えて、権利者は自由に集中管理団体に権利を譲渡することができることとなっている。集中管理団体は、譲り受けた権利を委託により保有し、集中管理する。

国によって認可された 13 の集中管理団体に加えて、複数の集中管理団体が共同して異なる目的で設立された集中管理機関（Verwertungsagentur、Collectingagency）が数団体存在する。

● 補償金の対象と集中管理団体

第 60a 条の補償金の対象としては「書籍等の文字著作物」、「写真・美術・デザイン等」、「楽譜」等があるが、それぞれに以下の集中管理団体がある。

- ・ 書籍等の文字著作物：VG WORT
- ・ 音楽：GEMA
- ・ 写真・美術・デザイン等の著作物：VG Bild-Kunst
- ・ 楽譜：VG Musikedition

● 代表的な集中管理団体

1. VG WORT (Verwertungsgesellschaft Wort - Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung)

○ 管理対象著作物

対象著作物には以下のようなものが挙げられる。

- ・ 書籍、新聞、論文誌、雑誌
- ・ 画像（写真、絵画、イラスト、タウンマップ等：VG Bild-Kunst から委託）
- ・ ウェブページ

○ 規模⁸⁸

- ・ 国内補償金・ライセンス収入総額：1 億 8,471 万ユーロ（約 233 億円）
- ・ 手数料は約 1,010 万ユーロ（約 12.7 億円）（国内補償金・ライセンス収入の 5.47%相当（2016 年度））
- ・ ボードメンバーは 5 名
- ・ スタッフは約 80 名（事務所の所在地はミュンヘン及びベルリンの 2 か所）
- ・ 40 万人の作家と 10,000 社の出版社が会員となっている

⁸⁸ Geschäftsberichte, VG WORT,
<https://www.vgwort.de/publikationen-dokumente/geschaeftsberichte.html> (2018 年 3 月 26 日現在)

2. GEMA (Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte)

ドイツで最大規模の音楽系の集中管理団体である。作曲家、作詞家及び音楽出版者を会員とし、会員に代わってその著作権を管理し、音楽ユーザーから利用の対価を回収する。

○ 管理対象著作物

音楽著作物（楽譜を除く）

○ 規模⁸⁹

・ 事業規模（2016 年度）

事業収入	約 10 億 852 万ユーロ（約 1,271 億円）
上記のうち著作権収入	約 10 億 295 万ユーロ（約 1,264 億円）
著作権収入のうち徴収手数料	約 1 億 7,766 万ユーロ（約 224 億円）
分配金	約 8 億 6,639 万ユーロ（約 1,092 億円）

・ ライセンス事業の対象例

CD、放送、有料のコンサート（教育機関を含む）、スーパーやレストランの BGM などにおける音楽の利用

・ ボードメンバー

役員 14 名⁹⁰

6.3.c 対象教育機関

ドイツでは、各州が主体となり教育制度を運用している。また、初等教育機関の 8 割から 9 割は公立である。私立学校も補償金制度の対象機関に含まれる。

初等教育（6 歳～9 歳）は一律であるものの、中等教育（10 歳～）からは、多様な進学先が存在している。

- ・ 初等教育：6 歳から 4 年間（一部の州では 6 年間）
- ・ 中等教育：10 歳から。能力や適正に応じて分科
- ・ 高等教育：総合大学と専門大学がある

⁸⁹ Annual Report, GEMA,

<https://www.gema.de/en/about-gema/publications/geschaeftsbericht/#c1875>（2018 年 3 月 26 日現在）

⁹⁰ 役員の構成は、作曲家 6 名、作詞家 4 名、出版社 4 名。

なお、初等教育機関の数は、15,578 校（全ドイツ：2014 年）であり、中等教育機関に相当する多種多様な学校は 18,057 校（全ドイツ：2014 年）である。

6.3.d 補償金額

改正法に基づいた金額交渉は今後開始されるものであり、以下の現在の金額は改正以前の諸制度に基づくものとなっている。

1. VG WORT

○ 対象著作物

- ・ 書籍、新聞、論文誌、雑誌
- ・ 画像（写真、絵画、イラスト、タウンマップ等：VG Bild-Kunst から委託）
- ・ ウェブページ

○ 対象行為・許容量

- ・ 改正前までは授業での解説、研究を目的とする公衆提供（複製、配布、公衆送信）（第 52a 条）及び授業の解説、試験を目的とする著作物の複製（第 53 条 3 項）。改正後は教育施設での説明や授業での利用を目的とする紙及びデータとしての複製、配布、公衆送信（第 60a 条）。
- ・ 改正前までの許容量は法律上は「著作物の小部分」だが、以下の「金額（改正前）」のとおり、ドイツ各州と各権利管理団体の間で結ばれた総合契約による。改正後は、権利制限規定での複製量が 10%から 15%に拡大し、イラストや論文誌の記事等に関してはそのすべての利用が可能に変更されているため（第 60a 条）、許容量等について再交渉の準備が進んでいる。

○ 金額（改正前）

➤ 初等中等教育

ドイツ各州と各集中管理団体の間で総意として結ばれた「第 52a 条（授業及び研究のための公衆提供）に基づく補償請求に関する総合契約」⁹¹は、VG WORT に一括で支払われ、そこから自身を含む 8 つの集中管理団体⁹²に分配される。

⁹¹

https://www.schulportal-thueringen.de/get-data/0efa4f40-92bc-45a3-b8b8-1d640c8299d5/2014_gesamtvertrag_52aurhg_nutzungen_an_schulen.pdf（2018 年 3 月 26 日現在）

⁹² ①GEMA：Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte 作曲家、作詞家、音楽出版者に代わり音楽ユーザーから利用対価を回収する

②GVL：Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH 実演家、録音製作者、レーベル、イベント主催者等に代わり報酬の徴収・分配を行う

③GWFF：Gesellschaft zur Wahrnehmung von Film- und Fernsehrechten mbH 映画及びテレビプロデューサ、俳優、配給者等に代わり複製及び二次利用に関する報酬請求権を管理・行使する

- ・ ① GEMA、② GVL、③ GWFF、④ VFF、⑤ VG Bild-Kunst、⑥ VG Musikedition、⑦ VGF、⑧ VG WORT

また、利用できる著作物の分量について、以下のように定義されている。

- ・ 旧第 52a 条の「著作物の小部分」は全体の 12%以下、映画は 5 分以内（第 2 条（1） a）
- ・ 「著作物の部分」は 100 ページを上限とする印刷された著作物の全体の 25%以下を（第 2 条（1） b）
- ・ 印刷物は 25 ページ以下（音楽の著作物の場合は 6 ページ以下）、動画、音楽は 5 分以下（第 2 条（1） c）
- ・ 絵画・写真等は全体が「僅かな分量からなる著作物」（第 2 条（1） c）対象

さらに「第 53 条（複製）に基づく補償請求に関する総合契約」⁹³も併せて同様に結ばれている。

それらの総合契約によると、以下のような金額となっている。

対象条文	徴収金額
・ 旧第 52a 条：公衆提供 ⁹⁴	1,600 万ユーロ（約 20 億 1,600 万円）
・ 第 53 条：複製	56 万ユーロ（約 7,056 万円）
合 計	1,656 万ユーロ（約 20 億 8,656 万円）
・ 1 人当たり（1,059 万人／2014 年）	1.56 ユーロ（約 197 円）／人

また、第 54c 条の紙の複写についても「第 54c 条に基づく補償請求に関するフレームワーク契約」が結ばれている⁹⁵。

④VFF：Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH 受託プロデューサ、放送主催者（公共放送及び民間放送）等に代わり報酬請求権を管理・行使する

⑤VG Bild-Kunst：Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst 視覚芸術家、写真家、デザイナー、監督、フィルム編集者、映画設計者／セットデザイナー等に代わり権利利用者とライセンス契約を結び、徴収・分配を行う

⑥VG Musikedition：VG Musikedition - Verwertungsgesellschaft Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung 音楽出版者、作曲家、作詞家、学術版及び初版の出版社に代わり著作権・報酬請求権を管理し、徴収・分配を行う

⑦VGF：Verwertungsgesellschaft für Nutzungsrechte an Filmwerken mbH 映画プロデューサ、監督及び映画プロデューサから権利が派生する者に代わり、著作権の管理・行使をする

⑧VG WORT：Verwertungsgesellschaft Wort - Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung 文学作品等の著者及び出版者に代わり使用権・報酬請求権を行使し、徴収・分配を行う

⁹³

https://www.schulportal-thueringen.de/get-data/84766c20-7dc5-4366-b6c2-2eccff1818e4/Gesamtvertrag_nach_53_UrhG.pdf（2018 年 3 月 26 日現在）

⁹⁴ VG WORT によれば、初等中等教育機関において公衆送信による著作物の利用は少ないことから、公衆送信は包括方式で少額を徴収しているとのことである。

➤ 高等教育機関（大学等）

1) 紙の複写

大学の場合は、大学・図書館・コピーショップ等を対象とした操作者への徴収となる。本徴収は第 54c 条 1 項によるもので、先述のように、著作者は機器の操作者（教育機関の設置者）から適正な報酬を支払われる権利があるとしている。

また、その金額は第 54c 条第 2 項で、機器の種類や使用範囲、設置場所と通常の利用のあり方によって計算されると規定されている。VG WORT では例えば「大学からの距離」等によって、その金額設定を行っているとのことであり、その金額はとある大学では以下のとおりである。

- ・ 460 ユーロ（約 57,960 円）／コピー機・年

ただし、教育機関当たりの支払額は非公表であるため、学生 1 人当たり負担額の算定は、推定を含めて困難である。

2) 公衆提供（複製、配布、公衆送信⁹⁵）

旧第 52a 条に基づく教育施設における説明や授業の目的での複製、配布、公衆送信が対象。デジタルでの利用も含み、ページ単位としている。

- ・ 0.8 セント（約 1 円）／ページ・人

この金額は改正法による再交渉を踏まえて変更される予定。

6.3.e 補償金額の決定過程

● 初等中等教育機関

各州と各集中管理団体の間で総合契約が締結され、法律の条文により利用が許容される範囲について合意するほか、権利制限の対象とならない利用についても、利用可能とする合意が形成されている。（「6.3.d 補償金額」を参照）

各州と美術品の集中管理団体である VG Bild-Kunst や音楽の集中管理団体である GEMA 等の間で基本契約が締結されている。

なお、金額の見直しは、これまで 4 年ごとに実施されてきた。契約期間の終了に伴い、新たな契約が必要とされていた。

● 高等教育機関（大学等）

⁹⁵ Rahmenvertrag, VG WORT,
https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/allgemeine_pdf/54c_Rahmenvertrag_BundL%C3%A4nder_Drucker.pdf (2018 年 3 月 22 日現在)

⁹⁶ イントラネットのみ

1) 紙の複写

第 54c 条第 2 項では機器の種類や使用範囲、設置場所と通常の利用のあり方によって計算されると規定されている。VG WORT では例えば「大学からの距離」等によって、その金額設定を行っているとのことである⁹⁷。

2) 公衆提供（複製、配布、公衆送信）

国、各州と各集中管理団体の間で契約が締結される⁹⁸。

● 適正な補償金に関する当事者間合意が得られない場合の対応

適正な補償金に関する当事者間合意が得られない場合、第 36a 条に基づき、調停所が設置される。その際、集中管理団体はその補償金額を公表する必要がある。

もっとも、「授業及び研究のための公衆提供」（旧第 52a 条）に関して、州と言語著作物の集中管理団体である VG WORT との間で、利用可能な範囲や補償金の金額を巡って訴訟が展開された。ドイツ連邦最高裁判所の判決（2013 年 10 月）では、個々の著作物の利用行為ごとに補償金の金額を算定することが推奨された。

この判決を受けて、VG WORT と各州は、個々の著作物の利用行為ごとに補償金を算定するシステムが実現可能かを確認するために、電子申告システムの運用を試験的に行っていたが、しかし、現実には、学生がスマートフォンとインターネットで行う利用等は把握できていない。そのため現在は、フルレコードをどのように実現するかではなく、むしろ学校や大学へ固有のタイトル等を報告する義務を課さない方向に向かいつつある。

6.3.f 補償金の徴収

初等中等教育機関は各州から、大学は国や各州から一括払い金として VG WORT 等が受け取り、各集中管理団体へ分配する。

● 補償金の財源

初等中等教育機関と大学はいずれも国、各州政府が拠出⁹⁹。私立大学は独自に拠出。

6.3.g 補償金の分配¹⁰⁰

⁹⁷

<https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife/vervielfaeltigen/copyshops-und-einzelhandelsbetriebe.html> (2018 年 3 月 22 日現在)

⁹⁸ https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/allgemeine_pdf/Rahmenvertrag__52a_Hochschulen.pdf (2018 年 3 月 22 日現在)

⁹⁹ 集中管理団体によると、予算の財源は各州の財務機関によって州毎に異なるとのことである。

¹⁰⁰ GEMA は補償金に特化した分配実績は不明。

1. VG WORT

分配総額は、必要な運営コストや経費等を差し引いた額として、会計年度ごとにボードによって決定される。

分配は原則として会計年度の終了後 9 か月以内に行われ、サンプリングの利用実態調査や団体が定めた分配基準により翻訳者には著作権料の 50%が分配される。

ドイツでは、出版社も適正な補償金の分配の請求権を持つことになっており(2012 年の VG WORT に対する作家の訴訟における判決)、出版社が分配に参加するためには、一般的には著作者との文書あるいはオンラインでの合意が必要になる。また、著作者と出版者の配分比率に関しては、収益が発生するジャンル毎に細かく設定されている。

さらに、一般図書館、公立公共図書館、読書サークル等、収益が発生する態様それぞれに分配の基本方針が決められている。

学校複写に対応した補償金（第 54c 条）に関しては、VG WORT が行う学校での複写調査をもとに決定し、ボードの承認を得た分配率となる。

こうした条件と設定は、定款に基づき毎年の分配計画¹⁰¹（Distribution Plan）に定められている。

6.3.h 利用実態調査等

1. VG WORT

● 初等中等教育機関

改正前の総合契約の状況においては、代表的な 500 校¹⁰²を選んで、分配計画等のために利用量に関する調査を行う。各校の調査データの記録期間は 6 週間のうちの 20 学校日である。

4 学年～9 学年（6～11 歳：初等教育＋中等教育の 2 年間）と、10 学年～12 又は 13 学年（12 歳～：中等教育）に分けて調査を実施している。

2014 年からは所定の用紙への記入とオンライン入力（同様の内容を PC から入力）の併用調査を始めている。教員はコピーをする際に追加でもう一部コピーする。2017 年の調査で初めてオンライン回答がオフライン回答を上回った。これらの記入、入

¹⁰¹ Verteilungsplan VG WORT, https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/verteilungsplan/Verteilungsplan_2017__fuer_Ausschuettungen_ab_2018_.pdf (2018 年 3 月 22 日現在)

¹⁰² 公立（州の独立性が強い）の職業訓練校も含まれる。

力は匿名で実施される。調査の分析は、統計分析の専門会社と VG WORT が共同で行う。

なお、集中管理団体によれば改正後の利用実態調査の方法等は未定であるが、当該調査結果が今後の補償金額や分配のための根拠になるとのことである。

- **高等教育機関（大学等）**

先述した判決等を踏まえて、調査設計が行われているところである。

6.4 ライセンス制度

法定された利用量を超えての利用¹⁰³に関しては、別途ライセンスが必要になる。

- **GEMA : 教育機関向けの音楽ライセンス**

教育機関に対する、法定利用量を超える音楽の利用に関するライセンス契約。

- ・ 0.1 ユーロ（約 13 円）／人・年

教育機関向けのライセンスは 1 種類のみ。

なお、学校や教室は公共空間とは別の空間であるとみなされるため、基本的には申請も不要であることから、ライセンス金額も低額となっている。契約当事者は、州によって異なるが、契約書の内容は同一である。州及び県が契約当事者であることも、州及び学校が契約当事者であることもある。ザクセン州の場合は GEMA と各学校とが直接に契約することになる。

- **Kopiervorlagen (Template)**

出版社が個別許諾している、自由にコピーのできる教材である。出版社はこれを店舗で直接販売することで収入を得る。教材は第 60a 条第 3 項の学校での教育目的のために専ら意図された著作物等の教育利用の適用除外からは除外されるため、結果として任意のライセンスにあたる。

なお、具体的な利用学校数は不明。

6.5 ガイドライン等

¹⁰³ 例えば、入場料が 2.6 ユーロ以上であったり、飲食物を有料で販売したりしている場合は、別にライセンスが必要となる。

ドイツ各州と各集中管理団体の間で結ばれた「旧第 52a 条（利用可能化）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第 53 条（複製）に基づく補償請求に関する総合契約」、「第 54c 条に基づく補償請求に関するフレームワーク契約」の 3 つの契約が、ガイドラインの役割を果たしている。

6.6 周知・研修・普及啓発

VG WORT、GEMA 等の集中管理団体は管理する著作物の権利について関係するウェブサイト等¹⁰⁴で適切な利用を促しているが、本調査の範囲では積極的な周知等の取り組み限定的であった。

● 教育メディア協会（Verband Bildungs Medien）

教育分野の出版社 77 社が参加する業界代表団体「教育メディア協会」（<https://www.bildungsmedien.de/>）は、教育（デジタル化への推進や対応、多様性等、インダストリー4.0.に対応する成人教育分野を含む）や著作権に関する EU や自国の政策環境への積極的な情報発信、市場関連情報の調査・評価、業界及びその製品ののための効果的な広報を行っている。この一環として 2012 年に成人教育に関わる教員のための著作物利用に関する 16 ページの小冊子が編纂されているが、学校教育に関する同様の冊子は、教育メディア協会のウェブサイト上には現在用意されていない。

● 「教科書類に関するスキャンとコピーについて」（ウェブサイト）

KMK¹⁰⁵と教育メディア協会は、学校教育における「教科書類に関する複製（スキャンとコピー）」に関して、両団体名併記での連携によるウェブサイト（<http://www.schulbuchkopie.de>）を用意し、新たな法改正に際しての教科書の利用に関する注意等の情報を提供している。しかしながら、具体的な著作物の取扱いに関する変更点や Q&A の提示はされておらず、現状では「法改正（53 条(3)から 60a 条への改正）によっても従来の合意は 2018 年末まで継続する」ことのアナウンスに事実上留まっている。

¹⁰⁴ Dieser Klick war illegal: Mehr Aufklärung und Verantwortung beim Umgang mit Urheberrechten im digitalen Arbeitsalltag nötig, Rights Direct, <https://www.rightsdirect.com/de/pressemitteilungen/2018/04/23/dieser-klick-war-illegal-mehr-aufklaerung-und-verantwortung-beim-umgang-mit-urheberrechten-im-digitalen-arbeitsalltag-noetig/> VG WORT Digital Copyright License FAQs, Rights Direct, <https://www.rightsdirect.com/vg-wort-digital-copyright-license-faq/> Die GEMA, <https://www.gema.de/die-gema/>（2018 年 3 月 22 日現在）

¹⁰⁵ 州教育文化大臣委員定例会議（Kultusministerkonferenz）
教員や教員団体に対する各種情報の提供に関してはドイツ連邦共和国 16 州の教育文化大臣等の定例会議体である Kultusministerkonferenz（KMK）のウェブサイト（<https://www.kmk.org/>）が多くの情報を提供しているが、著作権に関する情報提供はされていない。

6. ドイツ調査

なお、当該サイトにはリンク先として KMK 及び教育メディア協会関連の団体以外には、VG Bildkunst、VG Music Edition、VG Wort が記載されている。

7. オーストラリア調査

7.0 サマリー

7.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

オーストラリア著作権法は、「フェアディーリング（fair dealing）」（公正利用）を含む数多くの権利制限規定を設けることにより、著作権の侵害に対する例外を規定しているが、構成の変更を含む大改正が 2017 年 6 月に議会を通過し、2018 年 3 月 1 日から施行された。

教育目的利用については放送とそれ以外に分かれていた構成が一体化し、さらに利用者による利用情報保持義務及び権利制限規定内での利用量に関する法定が削除されたことから、柔軟性が拡大された。

代表的な集中管理団体はすでに改正前の著作権法に基づいた 2018 年度契約を結んでおり、改正法に準拠した契約の更新は、今後の交渉による。

教育利用目的での著作物の利用に関しては、オーストラリアでは公正な補償金の支払いを条件とした権利制限規定、いわゆる法定許諾（statutory licences）が導入されている。

補償金の内容に関しては、初等中等教育機関、高等教育機関等がそれぞれの代表団体を設けて集中管理団体と交渉する。

教育機関による著作物の複製及び送信は、政府が認定する集中管理団体への文書による通知（法定）を教育機関が行うことによって可能になるとされている。当該通知を以て、教育機関を運営する団体は、集中管理団体に対して公正な補償金の支払い義務を負うこととなる。

- **enhanceTV**

映像の集中管理団体である Screenrights は、放送番組や映画及びそれらを素材とした独自クリップを、教育機関のカリキュラムに対応した検索データとともに提供している。この教育用動画提供クラウドシステム（enhanceTV）は利用実態調査が不要になる等のコスト削減効果があるとともに、正確なデータ収集がなされている。

7.0.b 運用実態等

1. 団体

文書著作物については CopyrightAgency が、放送番組については Screenrights が、補償金を徴収・分配する。音楽に関しては APRA AMCOS が包括ライセンスを

提供する。今般の著作権法改正に際しては、各集中管理団体も 2 年間の検討に参加した。

2. 金額（1 人当たり合計金額）

【書籍、新聞、放送、映画】（補償金）

- 初等中等教育：約 23.5 豪ドル（約 2,021 円）／人
- 高等教育：約 31.1 豪ドル（約 2,674 円）／人

【音楽】（ライセンス）

- APRA Performance Licence：
学校の活動や行事に関連した公演を行うことが可能なライセンス
初等学校＝0.2372 豪ドル（約 20 円）／人
中等学校＝0.3449 豪ドル（約 30 円）／人
- AMCOS Print Music Licence（Photocopy）：
学校が持つ楽譜の補償金の対象範囲（音楽著作物全体の 10%）以上の一定数までの複製及び歌詞やメロディラインの転記等が可能なライセンス
0.8919 豪ドル（約 77 円）／人
- APRA/AMCOS/ARIA Music Recording and Access Licence（A/V）：
録音したものを、費用回収のために実費で販売することが可能なライセンス。
ただし、利益のための販売は認められない。
0.8184 豪ドル（約 70 円）／人

3. 補償金額及びライセンス料の決定過程

補償金額は、「利用者である教育機関の運営団体と補償通知を受けた集中管理団体の合意によって決まる」と規定されており（第 113R 条第 1 項（a））、集中管理団体である CopyrightAgency、Screenrights と、教育機関別の代表団体である「ピークボディ」との間の交渉で決定される。

なお、補償金額等に関して当事者間で合意に達することができない場合は著作権法廷制度が法律で定められている（第 113R 条第 1 項（b）、第 2 項）。

ライセンス料も補償金と同様にピークボディとの間の交渉で決定される。

4. 徴収

Copyright Agency はすべての公立の初等中等教育機関及び 39 の国公立大学と補償金契約を結び、徴収している。大学向けの補償金に関しては、代表団体である U A との交渉を行い、3 年ごとの更新を踏まえて大学毎に徴収される。

Screenrights はすべての初等中等教育機関と一部の大学と契約しており、Copyright Agency 同様、補償金契約に応じて徴収される。

APRA ACMOS はすべての公立の初等中等教育機関に加え、その他の初等中等教育機関とも代表団体を介して任意ライセンスとして契約している。38 大学とも包括ライセンス契約を結んでいる。

5. 分配

Copyright Agency ではサンプリング調査に基づいて分配され、分配のためのデータは、使用状況に関する調査や利用可能な著作物のデータなど、様々なソースから取得する。

Screenrights は独自の分配方針に基づいて分配するほか、音楽著作物を取り扱う「APRA AMCOS」、「ARIA（オーストラリアレコード産業協会）」や「Phonographic Performance NZ」への再分配も行っている。

APRA ACMOS では Copyright Agency による楽譜に関する調査結果等に基づき分配する。

6. 利用実態調査

＜サンプリング調査：書籍の場合＞

- ・ 初等中等機関：125 校（300 名以上）を選び約 30 校ごとに 10 週間実施
- ・ 高等教育機関（大学）：毎年 8 校が 5 年に一度 12 週間実施

screenrights の「enhanceTV」からは、ログデータが直接得られるため、分配のための利用実態調査コストの削減が図られている。

また APRA ACMOS では、Copyright Agency による楽譜に関する利用データを受け取っている。

7.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

教育機関のピークボディをサポートしている National Copyright Unit(以下「NCU」という。)が、教育機関向けに著作権制度とライセンスを Smartcopying というサイトを構築している。

初等中等教育機関及び TAFE に関しては、NCU は教職員や生徒に対して、助言や研修を無償で提供している。

7.1 ICT 活用教育の概況

● 政策

オーストラリアでは教育の権限は各州が保有しているが、教育の ICT 環境整備にあたっては、2008～2013 年に連邦政府主導のもと州政府等と共同で実施した ICT 教育推進プログラムである DER (Digital Education Revolution : 以下「DER」という。)を推進し、高水準の情報端末整備を達成している。DER においては、21 億豪ドル (約 1,806 億円) 以上を投じて情報端末、コンテンツ、ネットワーク等の整備、教員の指導スキル向上支援等の施策が行われた。

DER における中心的な取り組みは、14～17 歳の全ての生徒に 1 人 1 台の教育用 PC を提供するプログラムで、この環境の実現に向けて The National Secondary Schools Computer Fund が設立され、教育用 PC 購入費用として 1 台あたり 1,000 豪ドル (約 9 万円)、追加ソフトウェア等のインストール、メンテナンス費用として最大 1,500 豪ドル (約 13 万円) が支給された。この施策は 2011 年末までに目標を達成しているが、DER による整備に合わせて、州政府等の独自予算による教員用情報端末整備、上記の対象外の学年での情報端末整備も進められている。

また、DER においては、デジタル教材の開発、共有、活用の支援も行われており、この支援を通じて州政府あるいは連邦レベルのデジタル教材、コンテンツのレポジトリの整備、連邦レベルの活用プラットフォーム等の整備も進められ、多くの教員に利用されている。

なお、科目に関しては、2016 年からナショナルカリキュラムに 14 歳相当の第 8 学年までの必修教科 (15～16 歳相当では選択科目) として Technologies が設けられた。Technologies は Design and Technologies と Digital Technologies の 2 科目で構成されており、Design and Technologies でデザイン思考等を学ぶ一方、Digital Technologies ではデジタルシステムの仕組みと考え方の理解、プログラミングスキル等を学ぶこととしている。

● ICT 環境の整備状況等

オーストラリアでは DER の成果として、高い水準の情報端末環境整備を達成している。例えばビクトリア州における 2014 年時点の教育用 PC の整備率は、小学校 = 1 台/1.72 人、中学校 = 1 台/1.04 人と高水準である。また、学校情報システムに私物の端末からアクセスし、必要な情報や入力の閲覧を行うことを目的とした BYOD (Bring Your Own Device) 導入に関しても、例えばニューサウスウェールズ州が BYOD ガイドラインを策定、公表したり、クイーンズランド州が BYOD に関する学校向け情報提供、サポートサイトを開設するなど、各州政府の支援を得て広がりつつある。

なお、教員が授業の補助教材でコンピューターソフトウェアを活用する割合に関しては、2011 年時点で、算数、数学授業では、小学 4 年相当で 77%（日本＝35%）、中学 2 年相当で 78%（日本＝27%）、理科授業では、小学 4 年相当で 59%（日本＝52%）、中学 2 年相当でも 77%（日本＝49%）であり、日本と比較していずれも高い割合で活用されている¹⁰⁶。

● 「PISA2015」における学校での ICT 機器の使用頻度¹⁰⁷

○ 学校で電子メールを使う

半数以上（54.8%）の生徒が週に 1～2 回以上学校で電子メールを使い、30%を超える（31.5%）生徒がほぼ毎日以上の頻度で使っており、調査対象国（72 か国・地域）中の最上位クラス。

○ 学校の勉強のためにインターネットを見る

71%の生徒が週に 1～2 回以上は学校の勉強のためにインターネットを見る。さらに 50%近い（47.1%）生徒はほぼ毎日以上の頻度と回答しており、調査対象国中の最上位クラスにあたる。

○ 校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードしたりする

週に 1～2 回以上の頻度で校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードをする生徒は 40%で、調査対象国の最上位クラス。

○ 学校のウェブサイト課題を提出する

週に 1～2 回以上の頻度で学校のウェブサイト課題を提出する生徒は全体の 20%未満である（19.6%）。調査対象国の平均を上回るが、50%に迫るタイ（44.8%）、30%を超えるデンマーク、マカオには及ばない。

○ 外国語や数学などのドリルや勉強をする

週に 1～2 回以上の頻度で学校のコンピューターを使って外国語や数学などのドリルや勉強をする生徒は全体の 30%未満である（23.7%）。調査対象国の平均を上回るが、40%を超えるタイ（47.8%）、デンマーク（44.5%）、オランダ（43.8%）には及ばない。

7.2 権利制限規定等の法制度

¹⁰⁶ 注 27 参照

¹⁰⁷ OECD Compare your country (2015) Australia,
<http://www.compareyourcountry.org/pisa/country/AUS?lg=jp>（2018 年 3 月 26 日現在）

オーストラリアにおける著作権は、オーストラリア著作権法 (Copyright Act 1968) 等に準拠する。構成の変更を含む大改正が 2017 年 6 月に議会を通過し、2018 年 3 月 1 日から施行され、教育関係では、オーストラリアの教育、図書館・文書館部門に関する法文の合理化・現代化が行われた¹⁰⁸。本報告書では改正法に基づき記載する。

オーストラリア著作権法は、英国著作権法から継承された「フェアディーリング (fair dealing)」(公正利用) を含む¹⁰⁹数多くの権利制限規定を設けることにより、著作権の侵害に対する例外を規定している¹¹⁰。

● フェアディーリング及び個別権利制限規定

フェアディーリング及び個別権利制限規定は、主に第 3 編第 3 節の第 40 条から第 73 条に列挙されているが、教育利用に係る権利制限規定はこれとは独立して後述する第 VA 編及び第 VB 編で規定されてきた。

なお、第 3 編第 3 節以外にも権利制限規定が設けられており、第 2 編「解釈」における第 28 条は、教育指導の過程における著作物又はその他の権利対象物の実演及び送信に関する権利制限規定である。

改正前のオーストラリア著作権法の特徴は大部であることであり、条文（条の枝番号含む）は 400 を超えるものであったため、2017 年改正の目的の 1 つに簡素化があり、教育目的利用に関する条文も大幅に簡素化された。

7.2.a 教育利用に係る権利制限規定等

教育利用目的での著作物の利用に関しては、オーストラリアでは、第 28 条による教育指導における実演（無償の権利制限規定）のほか、公正な補償金の支払いを条件とした権利制限規定、いわゆる「法定許諾 (statutory licences)」による補償金制度が導入されている。2017 年改正でもこの点の変更はない。

¹⁰⁸ COPYRIGHT AMENDMENT (DISABILITY ACCESS AND OTHER MEASURES) BILL 2017 EXPLANATORY MEMORANDUM, https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5832 (2018 年 3 月 26 日現在)

¹⁰⁹ オーストラリア著作権法第 3 編 第 3 節第 40 条「調査又は研究のための公正利用」、第 41 条「批評又は評論のための公正利用」、第 41A 条「パロディや風刺の目的のための公正利用」、第 42 条「時事報道のための公正利用」

¹¹⁰ これは、アメリカにおける「フェアユース : fair use)」抗弁とは異なる。すなわち、アメリカのように著作物が著作権者の許諾なしに利用できる場合をいくつかの範疇に分けて特定し、これに該当する行為をフェアユース抗弁とするのではなく、オーストラリアでは、あくまで侵害申立対象となっている特定の行為ごとに、公正と認められるか否かが判断されることになる。John Afaras, Lucy Hartland 「オーストラリアにおける著作権に関する法規概要及び運用実態 (特許庁新興国等知財情報データバンク)」(2016 年 2 月 23 日発行) <http://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/12162/> (2018 年 3 月 22 日現在) を参照。

教育等を目的とした教育機関での著作物の複製等利用に関しては、これまで規定振りは内容がほぼ重複する第VA編（放送コンテンツの複製、送信及びそれに伴う記録保持並びに補償金支払い義務）、第VB編（書籍・定期刊行物等の印刷媒体、電子書籍等の言語著作物の複製及び記録保持並びに補償金支払い義務）が中心となっていたが、2017年改正においてこれらが第IVA編「著作権を侵害しない利用」第4節「教育機関－法定許諾」に簡潔にまとめられた。

なお、第3編フェアディール規定のうち第44条に「教育の場での使用するための著作物の編集物への収録」が記述されているが、これは教科書出版社による教科書作成や教員が教材として編集物を作成する場合¹¹¹に適用されるものである。

● 補償金制度の変遷

- ・ 1980年：補償金制度（いわゆる「法定許諾」）の導入。
- ・ 1989年：集中管理団体を司法長官が認定。利用者は全数記録又はサンプル調査の制度の選択が可能とされた。
- ・ 2000年：WIPO著作権条約を受けてデジタルコンテンツ及びデジタル利用に権利制限の対象が拡大。
- ・ 2017年：法改正による条文の簡素化により、利用量が法定事項から合意事項になる。あわせて、利用報告規定が法定事項から合意事項になる。第VA編と第VB編が統合され第IVA編になる。

また、今回の改正は、文化通信省の要請により歴史上初めて、集中管理団体、利用者団体が共同で提案を行い、実現したとのことである。

第28条：教育指導の過程における著作物又はその他の権利対象物の実演

本条¹¹²は、教育指導の過程で行われる著作物の実演及びその送信に関する無償の権利制限規定である。

第1項により、教員又は生徒が、その教育指導の過程において、教室又は聴衆のいるその他の場所で、言語、演劇、音楽の著作物、録音物又は映画フィルム(a literary,

¹¹¹ 発行された言語、演劇、音楽又は美術著作物の短い抜粋（言語、演劇、音楽著作物は翻案物の抜粋を含む）を、教育の場で使用するための書籍、録音物又は映画フィルムに含まれる言語、演劇、音楽又は美術著作物の編集物に含む（inclusion）行為が権利制限の対象となる。権利制限がなされるには、書籍の中、録音物を収録したレコードのラベルもしくは容器、又はフィルム中の適切な箇所に、当該編集物が教育の場での使用を意図したものであることが記述されていること、当該編集物が、著作権が存続しない権利対象物から主として構成されること、当該著作物又は翻案物の十分な出所表示がなされていることが必要となる。さらに第(2)項により、同一の著作者の著作物からの抜粋を、5年間のうちに複数使用して編集物を発行することはできないこととされている。

¹¹² 2017年改正では改正されていない。

dramatic or musical work, a sound recording or a cinematograph film) を実演する場合に権利制限がなされ、第 5 項の規定によりこの実演を送信する場合にも権利制限がなされる。なお、本条第 3 項により、保護者などが観客となる学芸会等については適用されない。

第 5 項の規定では、第 1 項により権利制限がなされる実演を送信することが可能となっており、例えば、授業のために必要な映像をストリーミングで各教室において再生したり、遠隔の生徒らに映像を送信したりすることが、一定の条件の範囲内で可能となっている。

ただし、本条によって複製についてまで権利が制限されるわけではない以上、複製を行う場合には、別途第 113P 条等の権利制限規定に該当するか、許諾を受ける必要がある。このほか、第 6 項ではテレビ放送又は音楽放送 (a television broadcast or sound broadcast) の送信について、第 7 項では美術の著作物 (an artistic work) の送信についての権利制限が規定されている。それぞれ、教育指導の過程において、教師によって送信され、それを受信する聴衆が当該指導の参加者に限定される場合に適用される。

第 4 節：教育機関－法定許諾

教育機関における著作物の利用に係る権利制限は第 4 節で以下のように規定されている。

- ・ 第 113P 条：著作物と放送の複製及び送信
- ・ 第 113Q 条：補償通知
- ・ 第 113R 条：公正な補償金
- ・ 第 113S 条：教育機関の集中管理団体への支援義務
- ・ 第 113T 条：任意のライセンス
- ・ 第 113U 条：教育機関を運営する団体を代理する者

今回の改正により、「放送の複製及び送信」と「著作物の複製及び送信」が統合され、また、「記録制通知」、「サンプリング制通知」、「電子的使用制通知」、「記録保持の具体的な規定」等も削除されている。

したがって、補償金制度の運用は、法定事項が減ったことにより、柔軟な変更・対応が可能になると予想されている。

第 113P 条：著作物と放送の複製及び送信

本条が教育目的での複製及び送信に関する基本的な権利制限規定である。

第 113P 条第 1 項は、著作物を「放送に含まれる作品及びコンピューター・プログラム以外の著作物」と定義している（旧第 VB 条と同じ範囲の定義）。

第 113P 条第 2 項は、放送として「放送又は放送に含まれる作品、録音、映画フィルム」と定義している（旧第 VA 条と同じ範囲の定義）。

第 1 項、第 2 項のいずれでも、(c) 号で「教育目的で教育機関において行われる行為のみ」と限定し、(d) 号で「著作権所有者の正当な利益を損なわない」ことを規定し、さらに (e) 号で「集中管理団体と教育機関側との関連合意の順守」、「第 113P 条第 4 項に基づく著作権法廷 (Copyright Tribunal)¹¹³による関連する決定の順守」を規定している。

また、第 113P 条第 1 項 (d) 号は、改正で削除された旧第 135ZG 条（複製量制限）¹¹⁴を踏まえたものであるが、複製量制限は具体的に法定されずに当事者間で合意できるようになった¹¹⁵。

なお、第 113P 条第 6 項により、本第 113P 条が放送に対してだけでなく、インターネット経由でストリーミングされた放送コンテンツに対しても適用されることとなっている。

● 教育機関が著作物を利用するための手続

1. 補償通知（第 113Q 条）

オーストラリアにおける教育目的での著作物の利用に際して特徴的なものが「補償通知 (remuneration notices)」である。

補償通知は「書面による通知」で、教育機関を運営する団体は、この補償通知を集中管理団体に送り、集中管理団体がこの通知を受け取ることで、第 113P 条が定める、教育目的での教育機関による著作物を複製し送信する権利を得ることとなる。同時に、補償通知により、教育機関を運営する団体は「許諾された複製及び送信のための公正な補償金（第 113R 条）を集中管理団体に支払うこと」、「集中管理団体の徴収と公平な分配のための合理的な支援（調査への協力等）を行うこと」（第 113S 条）に関する義務を負うことになる。

2. 補償通知の集中管理団体への送付

¹¹³ 著作権法廷（著作権審判所と訳される場合もある）は、1968 年著作権法 138 条に基づき設立されたオーストラリア連邦裁判所が運営する独立機関である。法定許諾などの一定の補償金に関して管轄権を有している。

¹¹⁴ 旧第 135ZG 条では、ハードコピーにおいては 2 ページ又は 200 ページを超える著作物について全ページ数の 1% 以下、電子化された著作物については総語数の 1% 以下という量的制限が定められていた。

¹¹⁵ 改正後は新たに第 IVA 編「Uses that do not infringe copyright」（著作権を侵害しない利用）の Division 4「Educational Institutions—statutory licence」（第 4 節：教育機関—法定許諾）で規定されることとなり、改正後の許容量は従前と同じ 1/10 のままである。ただし、放送されたことを理由に、当該著作物の商業用 CD、商業用 DVD を複製することを可能にするものではない。

教育機関を運営する団体は、適切な集中管理団体、すなわち、書籍や記事など一般的な言語著作物であれば後述する Copyright Agency へ、放送コンテンツであれば、同じく後述する Screenrights へ通知しなければならない。

補償通知の効力は、通知が集中管理団体に届いた日あるいは通知に記載されたそれ以後の日に発する。なお、取り消しも、教育機関側から行うことができる。

3. 公正な補償金の支払

改正前は第 5 節全体が「公正な補償金」を規定していたが、記録保持の義務や、サンプリング制通知等の特定方法の規定が改正の結果削除された¹¹⁶。その趣旨は、補償金制度の弾力的運用であり、当事者にとってのコスト負担や管理負担の軽減も意図されている。

4. 徴収と分配

公正な補償金は、第 113Q 条の規定により、補償通知が送付された集中管理団体が教育機関を運営する団体から徴収し分配することとなっているが、その集中管理団体は司法長官により、あるいは司法長官が照会した場合には著作権法廷により、認定されることとなっている。

7.2.b 徴収・分配団体に係る規定

集中管理団体に関する規定は、第 IVA 編第 5 節に規定されている。

著作物の分野ごとに認定される集中管理団体は、司法長官又は著作権法廷による認定を必要とする。

第 5 節：集中管理団体

集中管理団体に関しては、第 5 節で以下のように規定されている。

- ・ 第 113V 条：集中管理団体の認定
- ・ 第 113W 条：集中管理団体の要件
- ・ 第 113X 条：認定の取り消し
- ・ 第 113Y 条：本節の対象
- ・ 第 113Z 条：年次報告書と口座
- ・ 第 113ZA 条：規則の改正
- ・ 第 113ZB 条：著作権法廷による分配計画の見直し

¹¹⁶ 旧法では、補償通知は第 135ZU 条（2017 年改正において削除）に規定され、通知には「記録制通知（第 135ZV 条：同じく削除）」、「サンプリング制通知（年額）（第 135ZW 条：同じく削除）」、「電子的使用制通知（第 135ZWA 条：同じく削除）」から利用の方法を特定する必要があったが、改正により当該利用方法の規定がなくなったことから、補償通知における方法の特定義務はなくなった。

- ・ 第 113ZC 条：集中管理団体ルールへの運用

集中管理団体の申請、認定（第 113V 条）と取消（第 113X 条）

集中管理団体としての認定を受けるためには、まずは司法長官への申請を行う（第 113V 条第 1 項）。申請は「資格を有するすべての適格権利者を対象とする集中管理団体」、「特定の領域の適格権利者を対象とする集中管理団体」、「放送領域を対象とする集中管理団体」のどれかを選択する。本項の「適格権利者（eligible rights holders）」の定義については本条第 9 項に定義されている。

第 113V 条第 2 項に基づき、申請を受けた司法長官は、「認定する」、「否決する」又は「著作権法廷に申請を照会し、その事実を申請団体に通知する」のいずれかの対応を行う。著作権法廷は照会を受けた場合に当該団体を集中管理団体として認定することができる。

認定の取り消し（第 113X 条第 1 項）もまた、司法長官が行う。この際も、司法長官は著作権法廷に照会し、司法長官に代わって認定の判断を行うことができる。

第 113W 条：集中管理団体の要件

第 113W 条¹¹⁷において、集中管理団体の要件が定められており、その結果として Copyright Agency 等の集中管理団体は、非営利の団体¹¹⁸となっている。

なお、法定要件に係る審査基準については特段公表されていない。

7.3 補償金制度

7.3.a 補償金制度の概況

● 教育目的利用での補償金制度

2018 年 3 月 1 日の改正著作権法施行以前から、教育目的での放送（及び放送コンテンツ内に包含される著作物）及び著作物の利用は、第 3 編内のフェアディーリン

¹¹⁷ <集中管理団体に求められる要件：第 113W 条>

(a) オーストラリアの法制度における法人（company limited by guarantee）であること
(b) 適格な権利者又はその代理人のすべてが会員になる権利を持つこと
(c) 団体の規則で会員への配当の支払いを禁止すること
(d) 適格な権利者又はその代理人である集中管理団体である会員の利益が適切に保護されるために必要な以下の条項が条文として規則に含まれること

(i) 第 113Q 条に基づく補償通知の下で運営団体により支払われる公正な補償金の徴収、(ii) 集中管理団体の徴収した補償金からの支払い、(iii) 徴収した補償金の分配、(iv) 非会員である適格な権利者への委託管理者としての補償金の保管、(v) 会員による当該団体の記録へのアクセス

¹¹⁸ イギリス系の法制度にあるオーストラリアでは、非営利の法人格として一般的なのは company limited by guarantee（CLG：補償有限責任会社）という呼称になる。この company limited by guarantee においては、株式の発行及び社員への配当は行うことができない。

グ規定（第 40～42 条）や権利制限規定（第 43～73 条）から独立して規定されてきた。

先述のとおり、教育機関を運営する団体は、政府が認定する集中管理団体への文書による通知（補償通知として法定）を行うことによって、教育機関による著作物の複製及び送信が可能になるとされている。当該通知を以て、教育機関を運営する団体は、集中管理団体に対して公正な補償金の支払い義務を負うこととなる。

各権利者は、集中管理団体の会員となることにより集中管理団体の運営を監視し、あわせて分配を受けることになっているが、集中管理団体から会員への利益の配当は第 113W 条により禁止されている。

複製及び送信が許される量的制限は 2017 年改正で削除されたため、補償金金額とともに、当事者間での交渉に依存することとなった。

また、補償金制度以外の任意のライセンス制度も存在する。そのため、blackline master と呼ばれる、出版社が直接販売する複製自由な教材が存在し、広く利用されている。結果として、同じ著作物について、blackline master として出版社から直接販売され利用されるケースと、文書及び画像に関する集中管理団体である Copyright Agency 経由のライセンスの対象として利用されるケースとが生じ、不要な補償金の支払いが行われる可能性がある¹¹⁹。

● 補償金制度の契約形態の変化

2017 年改正以前では、「記録制通知（第 135ZV 条、第 135ZX 条）」、「サンプリング制通知（年額）（第 135ZW 条、第 135ZX 条）」、「電子的使用制通知（第 135ZWA 条、第 135ZXA 条）」の 3 つの契約形態が法定されていた。補償金制度の利用者は、補償金の算定の根拠のための補償通知を行う際にここから契約形態を選択し、記載することが求められていた¹²⁰。

¹¹⁹ Copyright Agency による利用実態調査では、利用根拠の区別が困難になる場合があるとの指摘がなされている。

¹²⁰ 1. 記録制通知の場合（第 135ZX 条第 1、2、2A、2B、4 項：改正法で削除）

教育機関を運営する団体（あるいはその代理）は

- ・複製の作成に関する記録を作成・保持するとともに徴収団体に送付する
- ・書面は所定の書式によるものとする
- ・個々の複製物あるいはその容器に、規定に従って所定の表示を行う（教育目的での複製である旨等）

2. サンプリング制通知の場合（第 135ZX 条第 3、4 項：改正法で削除）

教育機関を運営する団体（あるいはその代理）は

- ・個々の複製物あるいはその容器に、規定に従って所定の表示を行う（教育目的での複製である旨等）

3. 電子的使用通知の場合（第 135ZXA 条：改正法で削除）

教育機関を運営する団体（あるいはその代理）は

- ・行った個々の電子的複製や送信に関し、所定のステートメントを表示するとともに徴収団体に通知する

- ・権利のある者だけが受信・アクセスできるような管理を行う

2017 年改正によりこれらの形態や条件は利用者と集中管理団体との交渉に委ねられることとなったが、2018 年 3 月 1 日に改正法が施行されたばかりであり、集中管理団体は旧法に基づく契約を継続している。なお、改正法も旧法に基づいた形態での契約を排除しているわけではない。

7.3.b 主な補償金管理団体の概況

● 補償金管理団体¹²¹の概要

補償金制度のもとに、ライセンスを提供している団体は CopyrightAgency 及び Screenrights の 2 団体であり、他方で後述する APRA AMCOS（音楽著作物の演奏権、公衆送信権を管理）は、多くの学校と契約しているものの、任意ライセンスのみを提供している。

著作権法の補償金制度は権利者側に応諾義務が課されているが、教育機関側は補償金制度に限らず、その他の任意のライセンスや、権利者との直接交渉を選択することができる。しかしながら、現実には「補償金制度の簡易さと利便性」のため、たとえば Copyright Agency を例にとれば、すべての国公立大学と 99%の初等中等学校が契約している。

● 代表的な集中管理団体

1. Copyright Agency

Copyright Agency は 1990 年にオーストラリア司法長官によって、非営利及び営利双方の教育機関に適用される、言語著作物と画像に関する補償金制度の集中管理団体として認定された。

対象として、作家、ジャーナリスト、イラストレーター、視覚芸術家、写真家、新聞、雑誌、出版社の権利を代理している。また、教育機関、政府機関及び知的又は視覚（識字）障害等（intellectual or print disabilities）を有する人を支援する団体のための文章及び画像の使用に係る補償金を管理する団体として認定されている。

Copyright Agency の分配金の 73%は教育機関からの補償金収入によるものとなっており、教育機関の補償金制度を主要業務とした組織といえる。

¹²¹ 集中管理団体等は行動規範(code of conduct)に基づいて、業務を行っている。

<行動規範>

集中管理団体内部で問題を認識した場合や、意見の合意が得られない場合に、自律的に対処するためのルール。本行動規範を参照して、組織としての決定・裁定を行うこととなっている。行動規範は複層的にレビューされている。

- ・権利者と利用者を保護するために 2002 年に採択された。
- ・著作権を所管する政府機関である文化通信省がレビューを行う。
- ・中間レビューを公表し、関係者から寄せられたコメントをもとに最終レビューが行われる。

○ **管理対象著作物**

- ・ 書籍、新聞、論文誌、雑誌
- ・ 楽譜
- ・ アートワーク（写真、絵画、地図、コミック、イラスト）
- ・ ウェブページ
- ・ リーフレット、ブローシャ、レポート

○ **規模**

- ・ 収入総額（2016 年）：146.8 百万豪ドル（約 126 億円）
- ・ 手数料は年々若干変動するが、一般的には 13%前後である。
- ・ ボードは 11 名
 - 3 名はメンバーシップ全体から選出（作家 1 名、アーティスト 1 名、出版社 1 名）
 - 4 名は業界団体からの指名（作家協会 2 名、出版協会 2 名）
 - 4 名は独立した立場として指名（他の理事による指名）
- ・ 2017 年の会員数は合計 30,987 名・団体
 - 作家：22,269 名
 - 出版社：8,289 社
 - クリエーター：400 名・団体
 - 集中管理団体：29 社

2. Screenrights¹²²

教育機関及び政府機関によるラジオ及びテレビ放送からの教材の複写及び伝達並びにラジオ及びテレビ放送の再送信のための集中管理団体として認定されている。

なお、Screenrights は、補償金制度の契約だけでなく、以下で説明する「enhanceTV」をサービスとして提供している。

○ **管理対象著作物**

- ・ 有料・無料のテレビ・ラジオの放送番組（放送番組であれば、放送局はその許諾によりネット上のチャンネルにアップされている著作物も管理の対象になる。また、間接的に放送番組内の音楽映像作家の権利を代理している。）
- ・ なお、商業用 CD、商業用 DVD 等のパッケージメディアは管理対象外

○ **規模**

¹²² オーストラリア、ニュージーランドを直接の業務範囲としている。

- ・ 収入総額（2016 年）：46.8 百万豪ドル（約 40 億円）
- ・ 手数料は収入の 15%。
- ・ ボードは 12 名でメンバーシップ全体から選出する¹²³
- ・ 会員数は 4,107（個人・法人を含む）

○ enhanceTV : Curriculum-linked video for teachers¹²⁴

オンライン環境での教育現場のニーズの変化を背景に、教育カリキュラムとリンクした教育目的利用のクラウド型ストリーミングサービスを、2016 年度から開発し、導入している。

このプラットフォームでは、教員は授業に最適な放送コンテンツをキーワード等から検索できる。50,000 本に及ぶコンテンツには適した科目や年齢が表記されているため、迅速にかつ柔軟に最適なコンテンツを選ぶことができる。

サービスへのログインには、ライセンスと紐付いた利用者個人の ID とパスワードが必要とされる。利用コンテンツや利用者 ID、アクセス時刻を含むログは Screenrights が保有し、サービス提供のために解析・活用される。ログの保管は自動的に行われるため、これまでの記録的通知のように「教員が利用のつど記録を起こし、複製媒体にはラベルを貼り、それをいつでも集中管理団体に開示できるよう保管・管理する」といった作業や管理コストが不要となっている。

また、このシステムは全数調査と同じ機能を持つため、利用実態調査を必要としない上に正確な分配に資することになる。なお、利用実態調査の記録は 1990 年代には 3,000 にすぎなかったそうだが、現在は 500,000 を超えているとのことであった。

なお、Screenrights では教育機関が自ら複製を行う従来の補償金制度の受付書式もウェブサイトを用意されているが、今後は enhanceTV の比率を拡大していく方針とのことである。

7.3.c 対象教育機関

オーストラリアの教育は、初等・中等教育は州の独自性が尊重されている。高等教育（大学・職業専門学校（Technical and Further Education colleges : 以下「TAFE」

¹²³ 選出の投票権は前年の受取額によって配分される（最大 15%）。

¹²⁴ enhanceTV の概要 <https://www.enhancetv.com.au/>（2018 年 3 月 22 日現在）

- ・セキュリティ：ID/パスワードによるアクセス制御、教員・学生・スタッフが利用
- ・ダウンロードや編集：ID/パスワードによるアクセス制御により権限を管理
- ・利用可能コンテンツ：約 50,000 本（週 100～200 本の追加又は入替え）。放送番組を中心にドキュメンタリーや映画も含む。Screenrights が教員や学生の意見を反映し放送番組から編集した教育用の 5 分～20 分のコンテンツも用意。すべてのコンテンツは Screenrights が権利処理済みのものである。
- ・利用可能な量：制限なし
- ・コンテンツ・メタデータ：サムネイル画像、対象年齢、所要時間、適した科目

という。)) に関しては教育機関の独自性が尊重されている。一部の州では教育制度が異なるが、一般的には以下のとおりである。

- ・ 初等教育機関：6 歳～11 歳または 12 歳
- ・ 中等教育機関：上記年齢～17 歳
- ・ 職業専門学校（TAFE）：16 歳～あるいは 18 歳～
- ・ 大学：18 歳～

オーストラリアには多種多様な教育機関が存在するため、教育機関の定義に関しては第 2 編第 10 条（解釈）第 1 項内で権利制限の対象となる教育機関について定義されている¹²⁵。

- (aa) 就学前又は幼稚園程度の教育が行われる機関
- (a) 初等教育、中等教育又はその両方の教育が行われる機関
- (b) 総合大学（university）、後期中等教育（college）、又は職業専門学校（TAFE）
- (c) 初等教育、中等教育又は高等教育の授業を、通信教育又は課外学習により行う機関
- (d) 看護学校
- (e) 病院における以下の活動主体
 - (i) 医療サービス
 - (ii) 医療サービスの提供に付随するサービス
- (f) 教員教育センター
- (g) 次のいずれかの目的のための学習や訓練のコースの提供を主たる機能とする機関
 - ・ 総合教育
 - ・ 特定の職業又は業種の者の訓練
 - ・ 特定の職業又は業種に従事する者の継続的教育
 - ・ 母国語が英語でない者に対する英語教育
- (h) 教育機関を運営する団体内での事業が次の場合
 - ・ 本定義の前段落で言及されている教育機関を運営するものであり、かつ
 - ・ 事業の主たる機能又はその 1 つが、前項に定義された教育機関（1 つあるいは複数）でのインストラクターとして従事する人々への教員トレーニングの提供である場合
- (i) 前項までの定義に係る教育機関を運営する団体の教育又は事業であって、
 - ・ その機関あるいは事業の主たる機能又はその 1 つが、前項に定義された 1 つあるいは複数の教育機関に資料を提供することであり、かつ

¹²⁵ 2017 年改正では改正されておらず、従前のままの規定である。

- ・ その活動が、それらの機関の教育を支援する目的で行われている場合

7.3.d 補償金額

1. Copyright Agency (2016 年)

● 対象著作物

- ・ 書籍、新聞、論文誌、雑誌
- ・ 楽譜
- ・ アートワーク（写真、絵画、地図、コミック、イラスト）
- ・ ウェブページ
- ・ リーフレット、ブローシャ、レポート

● 対象行為・許容量

- ・ 複写、スキャン、ディスクへの保存、印刷、オンラインでの利用のためのアナログ及びデジタルでの複製や、オンラインでの利用、電子メールによる送信¹²⁶が対象
- ・ 利用量 2018 年 3 月 1 日施行の改正法から、量的制限が法律から削除され、今後は交渉により決定されることとなっている。なお、改正前の許容量は次のとおりである。
 - 演劇的作品では電子化されたものは全ワード数の 10%以内、印刷媒体では 1 つの定期刊行物につき 1 記事。
 - 音楽著作物は全体の 10%以内、芸術作品は全体。
 - 使用に際して作品名、著者名、出版社名（既知の場合）を明記。

● 金額（改正前）

○ 初等中等教育：6,270 万豪ドル（約 54 億円）。

生徒数の影響を受けるが、Copyright Agency による概算では、約 17 豪ドル（約 1,462 円）／人となる。

○ 職業専門学校¹²⁷：332 万豪ドル（約 2.9 億円）。

学生数の影響を受けるが、2016 年の人数による概算では、約 6 豪ドル（約 516 円）／人となる。

¹²⁶ 各複製と共に公開する必要がある電子利用通知を添付する。

¹²⁷ TAFE インスティテュートネットワークは 1,000 カ所以上のキャンパスを持つ、最大かつ多様な高等教育機関である。全国に 58 の政府系 TAFE 機関と大学 TAFE 部門があり、合計 55 万人の TAFE 学生にコースを提供している。

TAFE 向け補償金契約は CAG (the Copyright Advisory Group (著作権諮問審議会) : 以下「CAG」という。)¹²⁸を介した 7 種 (ナショナル TAFE 契約) と、ビクトリア州 TAFE 協会を介したビクトリア州 TAFE 向けの 1 種 (ビクトリア TAFE 契約) がある。

現在のナショナル TAFE 契約は、2014 年から 2018 年の期間を対象とする一括契約であり、ビクトリア TAFE 契約は年次基準での一括契約。両協定ともモニタリング調査を行う。

○ **大学等 : 3,250 万豪ドル (約 28 億円)**¹²⁹

学生数の影響を受けるが、2016 年の人数による概算では、約 26.6 豪ドル (約 2,288 円) / 人となる。

大学向けの補償金契約に関しては Universities Australia (以下「UA」という。) と 3 年ごとに交渉が行われる。

○ **独立系教育機関等**¹³⁰ : 総売り上げの 0.3%

2. Screenrights (2017 年)

● **対象著作物**

- ・ 有料・無料のテレビ・ラジオの放送番組 (放送番組であれば、放送局はその許諾によりネット上のチャンネルにアップされている著作物も管理の対象になる。また、間接的に放送番組内の音楽映像作家の権利を代理している。)
- ・ なお、商業用 CD、商業用 DVD 等のパッケージメディアは管理対象外

● **対象行為・許容量**

- ・ あらゆる番組をあらゆるフォーマットで許容量の上限なく複製できる。(enhanceTV)
- ・ インターネットにおける同時/異時送信を含み、第 113P 条第 6 項によりインターネットからの複製も認められている¹³¹。

¹²⁸ 公立 6,634 校、カトリック 1,738 校、独立系 1,042 校 (2016 年 Source:ABS Schools Australia 2006-2016(publication no.4221.0,Table 35a)) を代表政府教育評議会の諮問グループ。オーストラリアは著作権は連邦レベル、教育は州・準州レベルで管理されていることから、CAG は州や準州に係る総合調整を担っている。補償金と任意ライセンスの交渉と管理を担う任意団体である NCU (National Copyright Unit) の支援を受けている。

¹²⁹ オーストラリアで 2012 年に設立された大学、Torrens University Australia は別途契約の対象となっている。

¹³⁰ 宗教系教育機関等がある。

¹³¹ 放送されたコンテンツすべてが使えるわけではなく、特別な権利処理が必要なオリンピック映像等は利用できない。

- **金額（改正前）**

Screenrights はすべての初等中等教育機関と一部の大学と契約を締結している。

- **初等中等教育：2,440 万豪ドル（約 21 億円）**

Screenrights の概算によると 6.5 豪ドル（約 559 円）¹³²／人

- **TAFE：28 万豪ドル（約 0.2 億円）**

- **大学等：550 万豪ドル（約 4.7 億円）**

学生数の影響を受けるが、2016 年の人数による概算では約 4.5 豪ドル（約 387 円）／人となる。

以上を踏まえると、以下のように推計される。

- **初等中等教育：約 23.5 豪ドル（約 2,021 円）／人**

- **高等教育：約 31.1 豪ドル（約 2,674 円）／人**

7.3.e 補償金額の決定過程

補償金額は、「利用者である教育機関の運営団体と補償通知を受けた集中管理団体の合意によって決まる」と規定されており（第 113R 条第 1 項 (a)）、集中管理団体である CopyrightAgency、Screenrights と、下記に説明する教育機関別の代表団体である「ピークボディ」との間の交渉で決定され、政府機関は交渉に直接的には関与しない。

なお、補償金額等に関して当事者間で合意に達することができない場合は、補償金額は著作権法廷によって決定される¹³³（第 113R 条第 1 項 (b)、第 2 項）。

- **教育機関別の代表団体（ピークボディ）**

¹³² 大学に比べて 1 人当たりの補償金額が高額である理由は、初等中等教育機関は大学に対しておよそ 5 倍の映像コンテンツの利用があるためとのこと

¹³³ 権利所有者の利益と利用者側の利益は相反することが多いため、そのバランスをとることは困難なことである一方、補償金の金額決定が著作権法廷の審判に持ち込まれた場合には費用もかかり、敵対的立場からの交渉となることから時間もかかることになる。そのため一般的には、著作権法廷に依存せずコンセンサスに至る方が関係するすべての当事者の利益となると考えられており、著作権法廷での審判に持ち込まれる例は数少ない。集中管理団体によれば、テキスト、画像、印刷物への公平な補償額に関するもっとも新しい著作権法廷の決定は、初等中等教育（日本での小中高校に相当）向けのものが 2002 年、大学に対するものは 1999 年に行われたとされている。

集中管理団体の交渉先は、「ピークボディ」とオーストラリアで呼称される各教育機関を代表する団体である。補償金額も、各集中管理団体とピークボディと間で交渉される。

教育機関と代表するピークボディの関係は以下のとおりである。

<オーストラリアの一般的な教育機関分類と交渉団体（ピークボディ）>

- ・ 初等中等教育機関の大多数¹³⁴：CAG
- ・ 100 以上の TAFE：CAG、ただしビクトリア州はビクトリア州 TAFE 協会
- ・ 39 のほぼ全ての大学：UA

○ 初等中等教育

初等中等教育機関の補償金額は、生徒 1 人当たり単価を主体に CAG が代表団体となっており、その窓口である NCU¹³⁵を介して交渉される。

公立の初等中等教育機関向けとの契約は、種別及び各州との締結等のため、内容は合計 27 種類に分かれている。

○ 職業専門学校

職業専門学校（TAFE）に関しては CAG の窓口である NCU を介した 7 種類の補償金契約及びビクトリア州専門学校協会を介した 1 種の補償金契約を提供している。

○ 大学等

大学向けの補償金制度に関しては、代表団体である UA との交渉を行い、3 年ごとに更新している。

UA が代表団体となる大学に関しては、大学一校当たりの金額による交渉が行われている。

なお、この 3 つのピークボディがすべての教育機関を網羅するわけではないため¹³⁶、集中管理団体が個別の教育機関と価格を含めた交渉を行うこともある。

¹³⁴ 全公立学校、及びほとんどのカトリック系学校、独立系学校

¹³⁵ NCU（National Copyright Unit）はシドニーを拠点とし、教育訓練省著作権局長や課長等で構成される以下の業務を行う任意団体。

- ・ 学校や TAFE を代表した立場での集中管理団体との補償金と任意ライセンスの交渉と管理
- ・ 他の教育機関や業界団体との著作権政策の課題に関する対話
- ・ 教育に関する著作権の問題に関する政府からの問い合わせに関する提出準備
- ・ 学校や TAFE に影響を及ぼす著作権問題に関する各管轄区域へのアドバイスの提供
- ・ 学校内でのコピーに係るコスト削減に向けた関連する政策の実施

¹³⁶ 私立教育機関の一部への対応のほか、初等教育以前のプリスクールを対象とする任意のライセンス事業も存在している

CopyrightAgencyは1,000を超える独立した教育機関(私立の独立校、職業訓練校、コミュニティカレッジ、幼稚園等)と個別に契約を交わしている。

7.3.f 補償金の徴収

1. Copyright Agency

Copyright Agency はすべての公立の初等中等教育機関及び 39 の国公立大学と補償金契約を結び、徴収している。

公立の初等中等教育機関向けの補償金は、学校の所在地域や、教育省・カトリック教育局・独立系学校連盟等、監督機関に応じて合計 27 種類に分かれて徴収される。

大学向けの補償金に関しては、代表団体である UA との交渉を行い、3 年ごとの更新を踏まえて大学毎に徴収される。

2. Screenrights

Screenrights はすべての初等中等教育機関と一部の大学と契約しており、契約総数は約 150,000 件である。Copyright Agency 同様、補償金契約に応じて徴収される。

徴収額は 4,800 万豪ドル（約 41.3 億円、2017 年）である。

7.3.g 補償金の分配

1. CopyrightAgency

補償金の分配方針はボードによって監督¹³⁷され、CopyrightAgency のウェブサイト¹³⁸に掲載される。

補償金及び任意のライセンス料（学術雑誌等）は、使用されている、もしくは使用可能である作品の著作権者に支払われる。

分配のためのデータは、使用状況に関する調査や利用可能な著作物のデータなど、様々なソースから取得する。また、利用可能なデータの処理と分析、著作物の種類や用途に応じた関連数値の適用、権利者の特定や連絡等がなされる。事業年度を超える分配がなされることもある。

具体的には、分配の支払いは毎月行われ、複数の補償金からの割当を含むことがある。補償金の分配フローは、以下の様に行われる。

¹³⁷ 著作権法廷も、手数料を含む補償金の分配契約を精査する権限を有する。

¹³⁸ CopyrightAgency, Distribution Policy.

<https://www.copyright.com.au/membership/payments/distribution-policy/>（2018 年 3 月 22 日現在）

- ・ 補償金の受領
- ・ 分配可能金額の計算
- ・ 分配の割当に使用するデータソースの選択
- ・ 割当スキームの選択
- ・ 割当に使用するデータの入手
- ・ データ調査。これには次のものが含まれる。
 - 補償金対象外と推定される使用に関するデータの除外。
 - 著作物の出典・種類及び使用態様別に著作物を分類。
 - 受取り資格の適正性に関する確認
- ・ 権利者群への補償金配分
- ・ 各州からの権利者への割当
- ・ 支払い

当事者の契約により、作家と出版社の両者が権利者である場合は、分割支払いに関する情報が確認できれば、それぞれに分配する。両者に配分契約がある場合、一方に補償金を支払い、他方に当該配分契約に基づいた補償金を支払う。

なお、徴収額と分配額に関しては、徴収及び分配のデータの特性により、徴収と分配が必ずしも同年度に行われるとは限らない¹³⁹。

○ 分配額

教育機関からの補償金制度による分配額は8,610万豪ドル(約74億円、2017年)である。

○ 分配先(2017年)

教育分野以外を含めた収入は約3,500のメンバーに分配される。

分配先	金額	分配での構成比
・ 出版社	8,600万豪ドル(約73.96億円)	73%
・ 海外集中管理団体	1,500万豪ドル(約12.9億円)	12%
・ 作家	1,300万豪ドル(約11.18億円)	11%
・ 作家／出版者	200万豪ドル(約1.72億円)	2%
・ 国内集中管理団体	200万豪ドル(約1.72億円)	2%

¹³⁹ 例えば2015年から2016年にかけて、CopyrightAgencyは総額1億3,900万豪ドルを徴収している。

- ・ 国内ライセンスから1億3,490万豪ドル
- ・ 海外で徴収された410万豪ドル

また、同時期には1億1,550万豪ドルを分配している。

- ・ 国内権利者には9,400万豪ドル
- ・ 外国人権利者に600万豪ドル

- ・ ビジュアル・アーティスト 100 万豪ドル（約 0.86 億円） 1%

○ 海外コンテンツへの分配

海外のコンテンツ利用に関しては、当該コンテンツが委託管理される海外団体との契約が整った後に、過去分を含めて分配される。

2. Screenrights

分配は、分配方針¹⁴⁰に基づき、以下のようになっている。

分配先	金額	分配での構成比
・ 映画フィルム	3,000 万豪ドル（約 25.8 億円）	68.5%
・ 文学、脚本	1,000 万豪ドル（約 8.6 億円）	22.1%
・ 音楽作品	300 万豪ドル（約 2.58 億円）	7.4%
・ 録音技術	900 万豪ドル（約 7.74 億円）	2.0%

なお、Screenrights は、音楽著作物を取り扱う「APRA AMCOS」、「ARIA（オーストラリアレコード産業協会）」や「Phonographic Performance NZ」（Screenrights はニュージーランドでの補償金管理サービスも行っている）への再分配も行っている。

7.3.h 利用実態調査等

1. Copyright Agency

Copyright Agency の委託により独立したリサーチ会社が毎年行う利用状況調査に、調査の対象となった初等中等教育機関や大学が参加する。調査設計は、それぞれの代表団体である CAG 及び UA との合意によって決まり、CAG 及び UA は調査参加者のトレーニングを行う。調査の費用は州政府が負担している。

調査実施の目的は以下の 2 つである。

- ① 全体的な利用の量に関する指標を得るため
- ② 使用されるコンテンツに関する情報により、公正な補償金の徴収と分配を行うため

調査に関しては、初等中等教育機関向けに「複製調査」と「電子利用システム調査（Electronic Use System : EUS）」の 2 種類を行い、大学向けに「大学モニタリング調査」の 1 種類を行う。

¹⁴⁰ Screenrights, Distribution Policy.

https://www.screenrights.org/wp-content/uploads/2018/04/Dist_Policy_02112017.pdf（2018 年 3 月 22 日現在）

● **調査情報**

- ・ 出版物のタイトル又は ISBN¹⁴¹、ウェブページの場合は URL
- ・ 複製する部分の特定（記事、章、ウェブページ、イメージ等）
- ・ 複製する素材（挿絵等のイメージの特定に役立つもの）
- ・ 量、複製枚数、対象人数等

● **初等中等教育機関における複製調査**

所定の用紙¹⁴²をコピー機の横に用意し、授業で利用する著作物を複写する際に、必要な要素を書き込んでもらうこととなっている。調査当初は係員が派遣され、指導を行いながら、用紙を回収する。途中からは自主的な記入を依頼し、郵送にて回収する。

- ・ 対象行為：複製複写、プリントアウト、スキャン
- ・ 調査目的：使用量と著作物の特定
- ・ 参加校数：約 10,000 校のうち毎年 125 校
(300 名以上の大きな初等中等教育機関だけが対象)
- ・ 調査対象期間：一期間に約 30 校が 10 週間参加

● **初等中等教育機関における電子利用システム調査**

オンラインに用意された所定の様式¹⁴³に、授業で利用するために行った複製を入力してもらい、そのままオンライン上でデータ送付を行う。

- ・ 対象行為：デジタル写真やスクリーンショット、デバイスへのダウンロードや保存、複製、オンラインネットワークで利用可能化、電子メールでの送付等
- ・ 調査目的：使用量と著作物の特定
- ・ 参加校数：約 10,000 校のうち 100 校が参加
- ・ 調査対象期間：4 週間。一期間に 10～14 校が参加

● **大学モニタリング調査**

所定の用紙を、モニター用の多機能コピー機の横に設置し、講義資料としての複製を行う際に記入してもらう。複製した資料（コピー）1 部を添付してもらい、用意したトレイに投函してもらう調査である¹⁴⁴。

¹⁴¹ 国際標準図書番号（International Standard Book Number : ISBN）

¹⁴² p.184 の参考資料参照

¹⁴³ p.185 の参考資料参照

- ・ 対象行為：複製や講義資料集（コースパック）、大学オンラインシステムでの公開、電子メールでの送付
- ・ 調査目的：使用量と著作物の特定
- ・ 参加校数：39 校のうち年に 8 校が参加
- ・ 調査期間：12 週間

2. Screenrights

enhanceTV の導入により、利用者 ID、利用時刻、利用著作物等のログデータの取得ができるため、独立した利用実態調査は不要になった¹⁴⁵。

7.3.i 共通目的基金

1. Copyright Agency

● 共通目的金の分配

Copyright Agency は、オーストラリア文化の発展を意図し、毎年様々なプロジェクトを支援する専用の文化基金に対して徴収額の 1.5%以下を支出する権限を定款に定めている。

2016～17 年には 204.6 万豪ドル（約 1.76 億円）が支出された。

現在は、団体と個人を対象にそれぞれ年間 2 回の申し込み期間を設定している。また、複数のフェローシップコースも用意され出版業界で働く人、作家やクリエイターへのスキル開発や創作への助成金を提供するなど、より広い領域を対象としたものに変化してきた¹⁴⁶。

「英語圏としては国が小さく、アメリカやイギリスの影響を強く受けるため、積極的に独自の文化を守る必要がある」とのことから、オーストラリア文化の保護につながるテーマに関しても対象としている。

<2018 年の例>

○ 団体向け助成金

¹⁴⁴ かつては全数調査も行われていたが、現在はサンプリング調査となっている。

¹⁴⁵ これによって手続きコストを含め年間約 50 万豪ドル（約 4,300 万円）の削減効果があったという。

¹⁴⁶ 助成獲得後の条件として、対象となった活動や作品に関わるイベントで Copyright Agency の Cultural Fund によって支援されていることを対外的に説明し、またすべてのイベント資料やプレゼンテーションに Copyright Agency の Cultural Fund のロゴを記載し、すべてのスピーチで Copyright Agency の Cultural Fund への謝辞を示すことが求められている。さらに、イベントに関連するオンラインメディアや SNS でも同様に Copyright Agency の Cultural Fund の支援を対外的に説明し、Facebook や Twitter では Copyright Agency のタグの貼付が求められている。

7. オーストラリア調査

- ・ 受付期間：Round1＝1月～5月、Round 2＝7月～10月
- ・ 対象：法的に認められた団体や社团
- ・ 利用目的例：①作家、ジャーナリスト、アーティスト、出版、教育及び視覚芸術部門に機会を提供するプロジェクト、②オーストラリアのクリエイターによる作品の創作、受賞、出版等をサポートするメンバーやステークホルダーの支援、③子供や若者のためのリテラシースキル構築の支援等

○ クリエーター向け助成金

- ・ 「IGNITE グラント」応募期間 1月～4月、助成額：5,000 豪ドル（約 43 万円）
対象：作家、出版、視覚芸術分野で働く個人の知識習得やインターンシップ等の支援
- ・ 「CREATE グラント」応募期間 1月～6月、助成額：10,000 豪ドル（約 86 万円）、15,000 豪ドル（約 129 万円）、20,000 豪ドル（約 172 万円）
対象：一定以上の経験のある作家、ビジュアル・アーティストの創作活動の支援

○ 出版社で働く個人向け助成金

- ・ 出版社フェローシップ
応募期間 1月～3月、助成額：15,000 豪ドル（約 129 万円）×2 件
対象：オーストラリアの出版業界で働く人のリーダーシップや専門能力開発、キャリア向上の機会提供
- ・ 作家フェローシップ
応募期間 1月～9月 24 日、助成額：80,000 豪ドル（約 688 万円）
対象：オーストラリアの著名な作家（小説家、劇作家、ノンフィクション作家、ジャーナリスト等）に対して新しい作品の開発や創作を支援。
- ・ ノンフィクション執筆フェローシップ
応募期間 1月～9月、助成額：80,000 豪ドル（約 688 万円）
対象：創造的なノンフィクションの新しい作品開発、幅広い読者に向けた重要な問題やトピックに取り組むノンフィクションの創造を支援
- ・ ビジュアル・アーティスト フェローシップ
応募期間 1月～9月、助成額：80,000 豪ドル（約 688 万円）
対象：実績のあるオーストラリアのビジュアル・アーティストによるあらゆるメディアでの新しい作品の開発・創造

2. Screenrights

Screenrights によると、今後文化目的での共通目的基金を設ける予定。

7.4 ライセンス制度

7.4.a ライセンス制度の概況

教室における教育指導の一環として、教員と生徒だけの参加で行われる実演に関しては、著作権法第 28 条に権利制限規定が存在するため、ライセンスの必要はないが、APRA AMCOS が音楽関係の著作物利用に関する任意ライセンスを多くの学校に提供している。

7.4.b 補償金制度とライセンス制度の関係

先述のとおり、①文書及び画像と②放送については補償金制度が法定されている。他方、音楽著作物については第 113T 条により任意のライセンスであり、著作権法第 28 条で利用できる範囲以上の利用行為を含めた任意のライセンスが、補償金制度の枠組みにならい運営されている。

7.4.c 主な集中管理団体の概況

1. APRA AMCOS

音楽に関する任意のライセンスを管理している集中管理団体である¹⁴⁷。

作曲、作詞の演奏権、公衆送信権を管理する Australian Performing Right Association (以下「APRA」という。)と、録音権、シンクロ権を管理する Australian Mechanical Copyright Owner's Society (以下「AMCOS」という。)が運営統合した組織である。

○ 管理対象著作物と対象行為

音楽著作物に関する実演、録音等。楽譜・歌詞に関する複製、転記等。

○ 規模

- ・ 収入総額：3 億 8,860 万豪ドル（約 334 億円）。
- ・ 手数料は収入の 13.1%
- ・ APRA のボード人数は 12 名（6 名は作家、6 名は出版社）、AMCOS のボード人数も 12 名
- ・ APRA 会員は 95,000 以上、AMCOS 会員は 17,000 以上。
- ・ ライセンス契約数は約 150,000 件。
- ・ スタッフ数は本社約 300 名、各支店（ニュージーランド、フィジー）に約 50 名。

7.4.d 対象教育機関

初等中等教育機関及び高等教育機関

¹⁴⁷ APRAAMCOS は楽譜の無断複製が横行していた 1990 年に、楽譜出版社のビジネス環境改善として複製ライセンスの提供を始めた。

7.4.e ライセンス料

● 初等中等教育機関

すべての公立の初等中等教育機関に関しては、以下の 3 つのライセンスが任意ライセンスとして導入されている。独立系、カトリック系の学校については教育機関の代表団体（CAG）を通じて提供している。代表団体との交渉は APRA AMCOS が直接行っている。

各ライセンスの金額にはヒアリングによると以下のとおり。

- APRA Performance Licence :
学校の活動や行事に関連した公演を行うことが可能なライセンス
初等学校 = 0.2372 豪ドル（約 20 円）／人
中等学校 = 0.3449 豪ドル（約 30 円）／人
- AMCOS Print Music Licence（Photocopy） :
学校が持つ楽譜の補償金の対象範囲（音楽著作物全体の 10%）以上の一定数までの複製及び歌詞やメロディラインの転記等が可能なライセンス
0.8919 豪ドル（約 77 円）／人
- APRA/AMCOS/ARIA Music Recording and Access Licence（A/V） :
録音したものを、費用回収のために実費で販売することが可能なライセンス。
ただし、利益のための販売は認められない。
0.8184 豪ドル（約 70 円）／人

7.4.f ライセンス料の決定過程

補償金と同様にピークボディとの間の交渉で決定される。

7.4.g ライセンス料の徴収

すべての公立の初等中等教育機関に加え、その他の初等中等教育機関とも代表団体を介して任意ライセンスとして契約している。

38 大学とも包括ライセンス契約を結んでいる。

7.4.h ライセンス料の分配

Copyright Agency による楽譜に関する調査結果等に基づき分配する。

7.4.i 利用実態調査等

Copyright Agency による楽譜に関する利用データを受け取る。

7.5 ガイドライン等

教育機関における著作物利用のガイドラインについては、初等中等教育機関及び TAFE に関しては CAG を支援している NCU が、教育機関向けに著作権制度とライセンスをくわしく説明する Smartcopying というサイトを教育を所管する州政府等の予算により運営している。Education Licences (Statutory and Voluntary Licences)についても、詳細なガイドラインが示されている¹⁴⁸。このサイトは、教育分野の補償金に関する説明から、個々のケースでの補償金の適用について、あるいは個別の権利処理の必要性や方法に至るまで、詳細な説明を行っている。

7.6 周知・研修・普及啓発

● Smartcopying¹⁴⁹

初等中等教育機関及び TAFE に関しては、NCU は教職員や生徒に対して、助言や研修を無償で提供している。具体的には、教職員に対して、7 週間のオンライン研修コースを提供したり、利用実態調査への参加校に対して、職員研修を提供したりしている。

¹⁴⁸ Smartcopying, Education Licence B: Statutory Text and Artistic Licence, [http://www.smartcopying.edu.au/copyright-guidelines/education-licences-\(statutory-and-voluntary-licences\)](http://www.smartcopying.edu.au/copyright-guidelines/education-licences-(statutory-and-voluntary-licences)) (2018 年 3 月 22 日現在)

¹⁴⁹ Smartcopying, <http://www.smartcopying.edu.au> (2018 年 3 月 22 日現在)

8. 韓国調査

8.0 サマリー

8.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

韓国著作権法は、教育における個別権利制限規定として、教科用図書への公表された著作物の複製（第 25 条第 1 項）、授業に必要な範囲での著作物の複製、配布、公演、展示、公衆送信（第 25 条第 2 項）を認める規定がある。この権利制限規定に基づき著作物を利用する場合には、著作権者に対する一定の補償金の支払いが必要とされている（第 25 条第 4 項）。

また、引用、営利を目的としない公演・放送、試験問題のための複製についての個別の権利制限規定として第 28 条、第 29 条、第 32 条を置くと同時に、第 35 条の 3 に規定されているアメリカ型のフェアユース規定によって、権利制限の対象を定めている。

第 25 条の教育利用に係る補償金額については文化体育観光部が告示し、補償金管理団体に関しても文化体育観光部が指定することが規定されている。

8.0.b 運用実態等

1. 団体

文化体育観光部が指定管理者団体を指定することとなっており、現在は唯一の指定管理団体として KORRA だけが指定されている。

2. 金額

法律上は利害関係者による協議に基づいて文化体育観光部が告示をすることとされているが、現在の補償金額は行政訴訟等を経たのち、大学の代表団体である韓国大学教育協議会（以下「KCUE」という。）や各著作権管理団体による交渉が行われ、文化体育観光部も同席した協議の末に決定された。

○ 補償金（包括契約）

- ・ 大学（4 年制）：1,300 ウォン／人・年（約 130 円）¹⁵⁰
- ・ 専門大学（2 年制）：1,200 ウォン／人・年（約 120 円）
- ・ 遠隔教育大学：1,100 ウォン／人・年（約 110 円）

※KORRA へのヒアリングによれば初等中等教育機関は「教育現場で利用されている著作物は教科書が大半であり、その利用に係る補償金は教科書の作成の段階で教科書会社で処理されていること」「著作権者が教育目的での利用に高い公益性を認めて

¹⁵⁰ 1 ウォン＝0.1 円（2017 年平均レート）として換算。円換算金額は概数。以下同様。

いること」「韓国の国内事情により財政措置が困難であった」等の背景から、法律上免除されている（第 25 条 4 項）。

○ 許容量

書籍：10%

音楽：20%（最大 5 分）

映像：20%（最大 15 分）

なお、補償金管理団体が教育機関向けに策定しているガイドラインにおいては、一定量以下の利用（テキストの場合は 1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は 5%以内で最大 30 秒間）については、フェアユースの範囲としており、補償金の対象から除外している。

3. 補償金額の決定過程

KORRA が利用実態調査を行って草案を策定し、それを基に関係する利害関係者が協議を行い、文化体育観光部がその結果決定した補償金基準価格を通知することとなっているが、現在告示されている補償金額は訴訟、和解及び協議を経た結果となっている。

4. 徴収

各大学から KORRA が徴収し、各集中管理団体に分配している。

5. 分配

サンプリング調査による利用実態調査や専門家や関係者の意見を参考に分配率が決定される。

<調査結果から見られる補償金分配率試算>

- ・ テキスト：80 %
- ・ 写真：15 %
- ・ 音楽：3 %
- ・ 映画：2 %

6. 利用実態調査

利用実態調査は一般大学・専門大学（2 年制）・遠隔教育大学の約 400 校が毎年 100 校ずつ協力する形で実施されている。6 ヶ月の間、利用著作物ごとに「利用著作物タイトル×利用ページ数×学生数」を教員から KORRA に電子メールで報告する。KCUE によれば半数しか返ってこない回答率の低さに課題があるとされている。

8.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

8. 韓国調査

KORRA は、教育目的の著作物の利用に関するガイドラインを有しているが、徴収分配に関するガイドラインは有していない。

韓国著作権委員会はキャラクターを作成するなど著作権法の普及・啓発に努めているが、教育分野に特化した活動は 2011 年の補償金制度導入時以降はなされていない。KORRA は教育機関に対してセミナーや講師の派遣を行っている。

8.1 ICT 活用教育の概況

● 政策

教育制度を所管する教育部（Ministry of Education）が情報端末・ネットワーク等のインフラ整備等を推進するとともに、1999年に設立された韓国教育学術情報院（Korea Education & Research Information Service：以下「KERIS」という。）が重要な枠割を担っている。KERISは、教育用コンテンツの開発・普及、ネットワーク等各種サービスの提供、教員能力の開発、サーバーセキュリティ対策、民間団体・海外機関等との連携事業を通じて、幼児教育、初等教育から生涯学習に至るまでの教育全般の情報化を推進している。

教育部では1996年から5年サイクルの計画を定め、教育情報化を推進してきた。KERISはこの時期に開設され、1996～2000年の第1期では情報端末、ネットワークの整備が進められ、教員1人1台のPC整備、学校インターネットの100%整備を達成、教育情報総合サービスEDUNETによる情報提供も開始された。

2001～2005年の第2期ではEDUNETやeラーニングシステムの整備、教員や児童生徒の情報活用スキルの育成、2006～2010年の第3期にはEDUNET上での教員間の情報共有、交流機能の提供や、ユビキタス学習に向けた実証、デジタル教科書実現に向けた事業等の取り組みが進められた。

当初は2015年までに全ての初等中等教育機関にデジタル教科書を導入し、段階的に全教科書をデジタルに切り替えることを目標とし、これに向けた実証が進められたが、2013年に発足した朴政権の下で、その計画を変更、2015年の教育課程（学習指導要領）改訂により、デジタル教科書の本格導入は2018年からとなった。

一方で第4次産業革命対応に向けた施策は国を挙げて急展開しており、公教育分野のICT活用施策としては、2017年4月に発表された教育部によるICT連携教育サービス推進計画が挙げられる。同計画においては、以下の5つを柱としている。

1. 学習者の興味を引き出す「実感型コンテンツ開発」
AR/VR等の新技術をデジタル教科書に活用
2. 学習者の診断と処方が可能な「AI・ビッグデータ活用学習分析プラットフォーム」構築
2017～2020年までに4段階計画で、AI活用の自動学習分析を提供する
3. 教育コンテンツの共有・活用ができる「オープンマーケット」構築
政府、公共機関、民間機関、教員がコンテンツを登録し、誰でも活用できるコンテンツ流通プラットフォームを構築
4. 学校のICT利活用活性化に向けたクラウド体制構築

デジタル教科書、EDUNET、サイバー学習等の国の教育情報サービスをクラウド化

5. 学習支援体制の強化

教員の ICT 活用研修改善、教員向け動画共有サービス開発等

2017 年 5 月に就任した文大統領は、教育分野の政策課題として未来教育環境整備を掲げ、第 4 次産業革命に対応する創意・融合型人材育成を目標としており、ソフトウェア教育の充実、教育用オープンマーケットの開設、インテリジェンス学習分析サービスの提供、先導革新教員の養成といった施策が順次行われる予定である。

なお、ソフトウェア（プログラミング）教育に関しては、2018 年からは中学校で「情報」科目が必修化、高校では深化選択科目から一般選択科目となり、2019 年からは小学 5・6 年相当でソフトウェア科目 17 時間以上が必修となる。

● ICT 環境の整備状況等

2012 年時点の教育用 PC の整備率は、初等中等教育全般で = 1 台 / 4.7 人（2014 年日本 = 1 台 / 6.5 人）だが、100Mbps 超のインターネット環境が多くの学校（2011 年で初等中等教育学校の 70% 超）に導入されており、ネットワーク環境は世界的に見ても高い水準にある。

2011 年時点で、算数、数学授業の補助教材にコンピューターソフトウェアを活用する教員割合は、小学 4 年相当で 63 %（日本 = 35%）、中学 2 年相当で 69 %（日本 = 27%）と、日本と比較して高い割合で活用されているが、理科授業の補助教材にコンピューターソフトウェアを活用する教員割合は、小学 4 年相当で 55%（日本 = 52%）、中学 2 年相当で 46%（日本 = 49%）と日本とほぼ同等である。

● 「PISA2015」における学校での ICT 機器の使用頻度¹⁵¹

○ 学校で電子メールを使う

週に 1～2 回以上学校で電子メールを使っている生徒は全体の 10% 未満であり、調査対象国の平均（23%）を大きく下回る。

○ 学校の勉強のためにインターネットを見る

週に 1～2 回以上は学校の勉強のためにインターネットを見ている生徒は、20% 未満であり、調査対象国の平均（38.8%）を大きく下回る。

○ 校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードしたりする

¹⁵¹ OECD Compare your country (2015) South Korea,
<http://www.compareyourcountry.org/pisa/country/KOR?lg=jp>（2018 年 3 月 26 日現在）

週に1回から2回以上の頻度で校内のウェブサイトを見たり、ファイルやプログラムのダウンロード、アップロードをする生徒は10%未満であり、調査対象国の平均（20.6%）を大きく下回る。

○ 学校のウェブサイト課題を提出する

週に1～2回以上の頻度で学校のウェブサイト課題を提出する生徒は全体の5%程度で、調査対象国の平均（13.6%）を大きく下回る。

○ 外国語や数学などのドリルや勉強をする

週に1～2回以上の頻度で学校のコンピューターを使って外国語や数学などのドリルや勉強をする生徒は全体の10%程度で、調査対象国の平均（21.6%）を大きく下回る。

8.2 権利制限規定等の法制度

韓国著作権法¹⁵²は、学校教育目的等への著作物の利用や引用、公演・放送についての個別の権利制限規定として第25条、第28条、第29条を置くと同時に、第35条の3に規定されているアメリカ型のフェアユース規定によって、権利制限の対象を定めている。

なお、韓国著作権法は、2006年に全文改正された後、近年ではEU（2011年発効）及びアメリカ（2012年発効）とのFTA交渉の反映のため2011年に2回の改正¹⁵³が行われ、以下などが規定された。

- ・ 著作権保護期間を「50年」から「70年」への延長
- ・ DRM回避規制

2013年にも2回¹⁵⁴の改正が行われた。

- ・ 授業方式の多様化に伴い、教育機関に対する権利制限規定内での利用方法に、展示が追加され、及びインタラクティブ以外の伝送を追加
- ・ 聴覚障害者のための手話での複製・配布・演奏・公衆送信等の権利制限の追加
- ・ 政府や地方自治体が権利を持つ著作物等権利制限の追加

2016年改正¹⁵⁵では以下等の改正が行われた。

- ・ フェアユース規定の利用目的の例示削除

¹⁵² 日本語訳は「韓国編 | 外国著作権法一覧 | 著作権データベース | 公益社団法人著作権情報センターCRIC」等を参考にしている。

¹⁵³ 第19回改正：2011年6月30日、第20回改正：2011年12月2日

¹⁵⁴ 第21回改正：2013年7月16日、第22回改正：2013年12月30日

¹⁵⁵ 第24回改正：2016年3月22日

- ・ 韓国著作権委員会と著作権保護センターフェアユース推進部を再編成し韓国著作権保護院の設立を法律で担保

8.2.a 教育利用に係る権利制限規定等¹⁵⁶

「教育目的利用」に関しては、第 25 条「学校教育目的等への利用」が中心的な規定である。全 10 項にわたって、具体的な利用方法や補償金の対象、補償金の徴収方法等を規定しており、本条が教育補償金制度の根拠規定でもある。

教育機関における著作物の利用に関連するものとしては、この他に以下がある。

第 28 条：公開された著作物の引用

第 29 条：営利を目的としていない公演・放送

第 32 条：試験問題としての複製¹⁵⁷

第 35 条の 3：著作物のフェアユース

加えて、第 31 条「図書館等における複製等」も教育機関と関係が強いのみならず、第 25 条同様に補償金の対象であり、権利者と利用者（大学等）の交渉に関係する。

¹⁵⁶ 著作物の利用に関する権利制限等の規定は、以下の 4 つに分類される。

「権利制限規定（著作財産権の制限：第 23 条～第 38 条）」

「補償金付き権利制限規定（教育：第 25 条及び図書館：第 31 条の一部）」

「フェアユース規定（著作物のフェアユース：35 条の 3）」

「法定許諾（statutory licence）（①孤児著作物の利用：第 50 条、②利用許諾協議が不調の際の文化体育観光部の承認による補償金付き強制許諾：放送事業に関する第 51 条、レコード製作に関する第 52 条）」の 4 種が存在する。

これらのうち中心になるのは「第 2 款 著作財産権の制限」に規定されている権利制限規定であり、以下の用途目的ごとに条文が割かれ、具体的な記述がされている。また、これら第 23 条～第 35 条の 2 まではフェアユース規定（第 35 条の 3）の対象とされていない。

<韓国著作権法における権利制限規定>

第 23 条：裁判手続等における複製

第 24 条：政治的演説等の利用

第 24 条の 222：公共物の自由利用（全 3 項、国家安全保障等の除外規定あり）

第 25 条：学校教育目的等への利用（全 10 項、補償金規定あり）

第 26 条：時事報道のための引用

第 27 条：時事的な記事及び論説の複製

第 28 条：公表された著作物の引用

第 29 条：営利を目的としない公演・放送（全 2 項）

第 30 条：私的利用のための複製

第 31 条：図書館等における複製等（全 8 項、補償金規定あり）

第 32 条：試験問題としての複製

第 33 条：視覚障害者等のための複製（全 3 項）

第 34 条：放送事業者の一時的な録音・録画（全 2 項）

第 35 条：美術著作物等の展示又は複製（全 4 項）

第 35 条の 2：著作物利用の過程で一時的複製

¹⁵⁷ 教育に関する権利制限規定であるが、韓国では補償金を支払わなくとも複製し、配布することができる。

第 25 条：学校教育目的等への利用¹⁵⁸

本条は、公表された著作物を教科用図書に掲載（第 1 項）、授業又はその支援のために複製等を行うこと（第 2 項）、又は学生に授業に必要な範囲で著作物の複製や伝送（第 2 項、第 3 項）等認める権利制限規定である。当該規定により著作物を利用する場合には、著作権者に対する一定の補償金の支払いが必要とされている（第 4 項）。ただし、これを怠っても著作権侵害に該当するわけではない。

第 1 項の「教科用図書」には、「教科用図書に関する規定」¹⁵⁹により教科書・教員向け指導書のみならず、それらの電子著作物（デジタル教科書）や映像媒体も含まれる。

また、本項の権利制限規定では、その対象を「高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校での教育」に限定しており、高等教育法による大学や専門学校などは含まれていない。したがって、大学等で使用する教材において他人の著作物を利用する場合には、本権利制限が適用されない。本権利制限規定は、あくまで著作物を「教科用図書」に掲載することを一定の条件下において許容しているだけである。

第 2 項は、「学校¹⁶⁰」、「教育機関¹⁶¹」、「教育支援機関¹⁶²」による授業において、公表された著作物の一部の複製、配布、公演、展示、公衆送信を認める権利制限規定である。「国もしくは地方自治団体が運営する教育機関及びこれらの教育機関の授業を支援するために国もしくは地方自治団体に所属する教育支援機関」には、法律によって設置されただけの機関や、国、地方自治団体が支援を行うだけの機関など教育に関する実態のない機関は該当しないとされている¹⁶³。

本項では「公表された著作物の一部（目的等に照らしやむを得ない場合は全部も認められる）を複製し、配布し、公演し、展示し、又は公衆送信することができる」と規定されており、対象物がテキスト、写真、動画、音楽など「公表されたすべての著作物」であること、「利用方法」がアナログ及びデジタルでの「複製、配布、公演、展示、公衆送信」と多様な利用が可能であることが規定されている。

なお、複製に係る量的な制限規定は著作権法には規定されていない。これは、政府が同席する国民による協議に基づく、集中管理団体のガイドラインによって規定

¹⁵⁸ 本条を含む明文化された権利制限対象に関しては著作権法第 35 条の 3「著作物のフェアユース」規定は適用されない。

¹⁵⁹ 大統領令第 25959

¹⁶⁰ 特別法により設立された学校又は「幼児教育法」、「初・中等教育法」もしくは「高等教育法」による学校。私立学校も含まれる。

¹⁶¹ 国又は地方自治団体が運営する教育機関。

¹⁶² これらの教育機関の授業を支援するために国もしくは地方自治団体に所属する教育支援機関。

¹⁶³ “Copyright Protection and Its Limitation regarding E-Learning in Korea” p.32 参照

される。現在のガイドライン¹⁶⁴では、テキストの場合は著作物の 1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は、著作物の 5%以内（最大 30 秒間）が補償金対象から除外され、すなわちフェアユースの範囲とみなされている。

第 3 項には「対象者」として、（教員に限らず）生徒・学生も授業の目的上必要である条件の下、公表された著作物を複製・伝送等できることが明記されている。

第 4 項には教育目的利用での補償金に関して、①「金額は文化体育観光部長官が定めて告示すること」、②「支払い義務」、③「高等学校以下の教育機関への補償金免除」が規定されている。

第 5 項から第 9 項では「文化体育観光部長官の指定による補償金管理団体経由での支払い」、「団体の要件」等の運用が定義されており、指定管理団体による補償金制度が法定されている¹⁶⁵。

第 10 項では「伝送時の著作権保護措置」が求められている。詳細は、著作権法施行令第 9 条において、伝送する際に必要な技術的措置として、授業を受ける者以外には利用することができない「アクセス制御措置」と、授業を受ける者以外が複製できない「複製防止措置」が記載されている。加えて、著作権保護に関する警告文表示や補償金を算定するための装置の設置も明記されている¹⁶⁶。

なお、現実には ID とパスワードによるアクセス制御装置やアクセスページへの著作権保護警告文表示で対応されているが¹⁶⁷、伝送と関連した補償金を算定するための装置の設置については、教育目的の著作物の利用に関するガイドラインには従量方式の価格設定があるものの、すべての補償金支払い契約が包括方式であり利用実績による算定が不要であることから「現時点では存在しない」とのことである。

第 28 条：公表された著作物の引用

¹⁶⁴ p.187 の韓国「著作物の授業目的での利用に関するガイドライン」抜粋（私訳）参照

¹⁶⁵ 第 5 項～第 9 項は著作権法における他の補償金（韓国著作権委員会が法定許諾とする第 50 条～第 52 条を除く）においても準用される。

¹⁶⁶ 著作権法施行令

第 9 条（1）法第 25 条第 10 項にいう「大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置をいう。

- 一 違法な利用を防止するために必要な次の各目に該当する技術的措置
 - ガ. 伝送する著作物について、授業を受ける者以外には利用することができないようにする接近制限措置
 - ナ. 伝送する著作物を、授業を受ける者以外には複製することができないようにする複製防止措置
- 二 著作物への著作権保護に関連する警告文言の表示
- 三 伝送と関連した補償金を算定するための装置の設置

¹⁶⁷ 情報漏洩を防止するための統一的なセキュリティ技術の導入に関しては「一元的な技術での対応は大きなインシデントにつながる可能性があるため、あえて積極的な導入をしていない」（韓国著作権委員会）ということだが、各校に任された情報漏えい保護装置の導入については、補償金管理団体である KORRA による著作物利用実態調査の際に、著作権保護措置の確認が併せて行われている。

本条は、公表された著作物の引用についての権利制限を規定したものであり、日本の著作権法の第32条第1項とほぼ同様の権利制限規定である。なお、第36条第2項により、翻訳して引用することも許容されている¹⁶⁸。

第29条：営利を目的としない公演・放送

本条第1項は、非営利目的で、かつ聴衆、観衆又は第三者から名目の如何を問わず反対給付を得ず、実演家にも通常の報酬を支払わない、公表された著作物の公演、放送に対する権利制限規定であり、第2項は、販売用音盤もしくは販売用映像著作物を再生することによる公演について、別途、条件を設けたものである¹⁶⁹。

第31条：図書館等における複製等

教育に関して、第25条の補償金の対象とは別の補償金制度に係る権利制限規定が本条である。大統領令で定める図書館における複製及び図書館内でのコンピューターを利用した閲覧（他の図書館内でのコンピューター閲覧を含む）を規定している。

なお、デジタル形式での複製に関しては、2009年の改正において、利用目的による詳細な取扱いが定められている¹⁷⁰。

¹⁶⁸ 条文にある「正当な範囲内」に関しては、施行令においても明示されていない。なお、韓国大法院2006年2月9日の判決では、「引用の目的、著作物の性質、引用された内容と分量、被引用著作物を収録した方法と形態、読者の一般概念、原著作物の需要を置き換えるかどうかなどを総合的に考慮して判断しなければならない。」旨を示している。

¹⁶⁹ 「権利制限対象とならない」事例について、韓国著作権法施行令第11条は具体的な規定を設けており、例えばゴルフ場、スキー場、エアロビクス場、ダンスホール、ダンススクール又は専門体育施設のうち文化体育観光部令で定める専門体育施設において行う公演や、一定の条件の下での博物館及び美術館、図書館、地方文化院、社会福祉館、女性関連施設、青少年修練館、公共施設のうち市、郡、区民会館等における公演等がある。

¹⁷⁰ 第31条第2項から第8項

(2) 図書館等は、コンピューターを利用して利用者がその図書館等内において閲覧することができるように保管された図書等を複製し、又は伝送することができる。この場合において、同時に閲覧することのできる利用者の数は、その図書館等が保管する図書等の部数、又は著作権その他この法律により保護される権利を有する者から利用許諾を受けた図書等の部数を超えることができない。

(3) 図書館等は、コンピューターを利用して利用者が他の図書館等内において閲覧することができるように保管されている図書等を複製し、又は伝送することができる。ただし、その全部又は一部が販売用として発行された図書等については、その発行日から5年を経過していない場合は、この限りでない。

(4) 図書館等は、第1項第2号の規定による図書等の複製並びに第2項及び第3項の規定による図書等の複製の場合において、その図書等がデジタル形態で販売されている場合には、その図書等をデジタル形態で複製することができない。

(5) 図書館等は、第1項第1号の規定によりデジタル形態の図書等を複製する場合、及び第3項の規定により図書等を他の図書館等内において閲覧することができるように複製し、又は伝送する場合は、文化体育観光部長官が定めて告示した基準による補償金を著作財産権者に支払わなければならない。ただし、国、地方自治団体又は「高等教育法」第2条の規定による学校を著作財産権者とする図書等（その全部又は一部が販売用として発行された図書等を除く。）の場合は、この限りでない。

(6) 第25条第5項ないし第9項の規定は、補償金の支払等について準用する。

(7) 第1項ないし第3項の規定により図書等をデジタル形態で複製し、又は伝送する場合において、図書館等は、著作権その他この法律により保護される権利の侵害を防止するために複製防止装置等大統領令で定める必要な措置を講じなければならない。

対象施設については、本条第 1 項において「大統領令で定める施設」と規定し、著作権法施行令 12 条「複製することのできる施設の範囲」で以下のように規定されており、教育機関における図書館もその対象とされている。

＜第 31 条に該当する図書館¹⁷¹＞

- ① 「図書館法」による国立中央図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館（営利を目的とする法人又は団体が設立した専門図書館として、その所属する者に対してのみ図書館サービスを提供することを主たる目的とする図書館を除く。）
- ② 国、地方自治団体、営利を目的としない法人もしくは団体が図書、文書、記録その他の資料（以下、「図書等」）を保存し、貸し出し、又はその他公衆の利用に供するために設置した施設

補償金の支払いに関しては、教育利用目的での権利制限規定を定めた第 25 条の該当部分（第 5 項～第 9 項）が準用され、集中管理団体への支払いが義務付けられている¹⁷²。

第 35 条の 3：著作物のフェアユース

米韓 FTA により、2011 年に第 35 条の 3 としてフェアユース規定が導入された。ただし、権利制限規定である第 23 条～第 35 条の 2、及びプログラム著作物の規定である第 101 条の 3 から第 101 条の 5 に関しては、当該フェアユースの適用除外（それぞれの条文が優先する）とされている。つまり、教育目的の著作物利用に関していえば、「補償金付権利制限規定（第 25 条、第 31 条）」、「権利制限規定（第 28 条、第 29 条、第 32 条）」が優先して適用される。

本条第 1 項により「著作物の通常の利用を妨げず、かつ権利者の正当な権利を不当に害しない」ことがフェアユースの要件とされるが、その判断事項として米国の

(8)「図書館法」第 20 条の 2 の規定により国立中央図書館がオンライン資料の保存のために収集する場合には、当該資料を複製することができる。

¹⁷¹ 複製に関しては、上記に該当する図書館が自ら保管する図書について、以下の 3 つの要件に該当する場合は行うことができる（第 31 条第 1 項）。

1. 調査・研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された書籍などの一部の複製物を 1 人 1 部に限って提供する場合。デジタル複製は禁止。

2. 書籍等を自らの保存のために必要な場合。デジタル販売されている著作物のデジタル複製は禁止。

3. 他の図書館等の求めに応じて、絶版その他これに準ずる事由で入手が困難な書籍等の複製物を保存用に提供する場合。デジタル複製は禁止。

第 31 条第 2 項では、図書館内におけるコンピューターでの閲覧のための複製・伝送が認められている。ただし、閲覧数は当該図書館の保有数あるいは該当する権利者から許諾を受けた数を超えてはいけないとされている。同条第 3 項では「他の図書館内において閲覧」するための複製・伝送が認められているが、補償金の対象となっている。

¹⁷² 第 31 条による大学図書館への補償金請求に対して、第 25 条による学校教育目的利用による補償金との重複ではないかとの意見も KCUE からある。

フェアユース規定¹⁷³と同様に本条第 2 項に 4 条件が明記されている。なお、「報道、批評、論評、報告、教育、研究等を目的として」といった他国のフェアユース規定に見られる「例示」に関しては、2016 年の改定で削除されている。

＜第 35 条の 3 第 2 項＞

1. 営利・非営利を含む利用の目的と性格
2. 著作物の種類及び用途
3. 使用された部分が著作物全体に占める割合とその重要性
4. 著作物の利用が及ぼす、その著作物の現在の市場又は価値や、潜在的な市場や価値への影響

なお、先述のとおり補償金管理団体が教育機関向けに策定しているガイドラインにおいては、一定量以下の利用（テキストの場合は 1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は 5%以内で最大 30 秒間）については、フェアユースの範囲としており、補償金の対象から除外している。

8.2.b 徴収・分配団体に係る規定

徴収・分配団体に関する規定は、指定管理団体としての要件が第 25 条（及び準用される 31 条）に記される。

第 25 条 第 4 項～第 7 項、第 9 項：補償金管理団体の指定等

第 25 条第 4 項では「(当該権利制限規定により)著作物を利用しようとする者は、文化体育観光部長官が定め告示した額の補償金を」権利者に支払うこととされている。

同条第 5 項では権利者が補償を受ける権利は、文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されなければならないとされ、同項以降に当該団体の要件、未分配補償金の取扱、指定の取消し要件¹⁷⁴が記されている。

＜第 5 項に記載されている団体要件＞

1. 大韓民国内において補償を受ける権利を有する者（補償権利者）からなる団体であること

¹⁷³ ＜参考：アメリカ著作権法 107 条での 4 条件＞

1. 使用の目的及び性質（使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む）
2. 著作権のある著作物の性質
3. 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性
4. 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響

¹⁷⁴ ＜第 25 条第 7 項に記載されている指定団体の取消し要件＞

1. 第 25 条第 5 項の規定による要件を備えなくなったとき
2. 補償関係の業務規程に違背したとき
3. 補償関係業務を相当の期間休止し、補償権利者の利益を害するおそれのあるとき

2. 営利を目的としないこと
3. 補償金の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力を有していること

なお、KORRA は著作権委託管理者でもあることから、第 7 章 著作権委託管理業（第 105 条～第 111 条）の規定¹⁷⁵の適応を受ける。

第 25 条第 8 項：未分配補償金の取扱

第 25 条第 8 項では「補償金の分配公告をした日から 3 年を経過した未分配補償金については、文化体育観光部長官の承認を得て、公益目的のために使用することができる」とされている。本条文中の「公益目的」に関しては、著作権法施行令第 8 条¹⁷⁶に規定されている。

8.3 補償金制度

8.3.a 補償金制度の概況

韓国著作権法は、2011 年に EU やアメリカとの FTA 締結により、権利制限規定、補償金付権利制限規定、フェアユース規定のいずれも条項も含むものとなった。

第 25 条では文化体育観光部が指定する管理団体による補償金制度が法定されその団体として唯一指定されている KORRA により運用されている。関係する著作物に関する集中管理団体は KORRA の会員として、徴収された補償金の分配を受けている。

KORRA は補償金制度の運用や見直しに関して、複数の会議体を行政機関・利用者団体、権利者団体等のステークホルダーとともに運用している。

なお、教育に関する補償金について、その中心的な利用者である大学と KORRA との間での訴訟や、KCUE による行政訴訟の経緯がある。これらの紛争は多様な協議を経て

¹⁷⁵ 第 7 章 著作権委託管理業（第 105 条～第 111 条）

韓国著作権法は第 7 章第 105 条から第 111 条までに著作権委託管理者に関する規定を置いている。これらの規定では、政府（文化体育観光部長官）は「著作権委託管理者」資格の許可（第 105 条）及び取消権限（第 109 条）を持つとともに、著作権委託管理者への監督権限（第 108 条）により報告徴収及び命令を下せることになっている。また、管理著作物に関して営業時間内の一般への閲覧性を求める（第 106 条）等、一定の透明性も求めている。

¹⁷⁶ <第 25 条第 8 項の「公益目的」に関する著作権法施行令第 8 条の記載>

1. 著作権教育・広報と研究
2. 著作権情報の管理と提供
3. 著作物の創作活動の支援
4. 著作権保護事業
5. 創作者権益擁護事業
6. 著作物利用の活性化と公正な利用を図るための事業

和解がなされ、その結果、訴訟前よりも大学側の負担が軽減された現在の水準となった。

KORRA との補償金徴収契約には韓国のほとんどの大学が参加しており、後述する韓国著作権委員会（KOREA Copyright Commission : KCC）によれば利用者側のカウンターパートの 1 つである KCUE とは、意見は異にするものの両者は良好な関係にあるとのことである¹⁷⁷。

● 当事者間合意が得られない場合の対応

韓国著作権法では、2009 年 4 月 22 日の改正によって、「著作権に関する紛争を斡旋、調停し、著作権の保護及び公正な利用に必要な事業を遂行する」ADR 的な機能を持つ組織として「韓国著作権委員会」を設置している（第 112 条～第 122 条）。

韓国著作権委員会の委員は文化体育観光部長官が委嘱（第 112 条の 2）し、また国は委員会の運営に必要な経費を執行・補助できる（第 122 条第 2 項）ことから、韓国著作権委員会は文化体育観光部と連携して活動している。

8.3.b 主な補償金管理団体の概況

1. KORRA

教育目的利用分野の補償金管理団体は、現在は KORRA¹⁷⁸が唯一の存在として文化体育観光部長官の指定を受け、第 25 条及び第 31 条に係る教育機関からの補償金の徴収・分配業務を行っている¹⁷⁹。以下では主に第 25 条の補償金について記載する。

KORRA の収益業務は以下の 3 つであり、1 及び 2 が教育目的利用の補償金に該当する。

1. 第 25 条第 1 項による教科用図書掲載目的の補償金
2. 第 25 条第 2 項による教育目的利用の補償金
 - * アナログ、デジタルの双方が対象
 - * 小中高は補償金免除
3. 単位認定されない講義のライセンス¹⁸⁰

¹⁷⁷ 韓国著作権委員会としては、現在の補償金制度の運用に関しては普及啓発の必要を除けば、大きな課題はないとの認識であった。

¹⁷⁸ KORRA は、アメリカの CCC（Copyright Clearance Center）をモデルとして設立された著作物の複写利用許諾、伝送利用許諾、委託管理、著作者への収益分配等を行う。委託管理対象の権利は、著作物の複写権及び伝送権である。韓国著作権法では、委託託の法理により著作権の包括的委託を受ける「著作権委託管理業」（許可制）と、権利者を個別的に代理したり権利者と利用者を媒介したりする「著作権代理仲介業」（申告制）とを区別しており、KORRA は、2016 年 1 月時点で、文化体育観光部の許可を受けて著作権などを集中管理する 13 の著作権委託託管理団体の 1 つである。

¹⁷⁹ KORRA の運営においては、複数の協議体が組成されており、政府、権利者、利用者による管理に関する協議体や、法技術的な検討を行うための協議体などがある。

- * 教育機関を主体とした利用に関するライセンスであり、
学生以外を対象に有償で行う特別講義等が対象

○ 管理対象著作物

著作権法第 25 条によれば、教育目的で利用できる著作物は「公表された著作物すべて」と規定されている。

○ 規模

- ・ 収入総額（2017 年）：1,612 百万ウォン（約 1.6 億円）
徴収の約 8 割は教育目的利用での補償金とのことである。
- ・ 手数料：27%
徴収の際に 4 分の 3 が差し引かれ、分配の際に 4 分の 1 が差し引かれる。
徴収と分配に係る手数料の方針は文化体育観光部の許可が必要。
- ・ ボード：20 名
- ・ <会員>
 - 韓国文芸学術著作権協会
 - 大韓出版文化協会
 - 韓国音楽著作権協会
 - 韓国放送作家協会
 - 韓国学術団体総連合会
 - 韓国シナリオ作家協会
 - 共にする音楽著作人協会
 - 韓国言論振興財団
 - 韓国写真作家協会
 - 韓国美術協会
- ・ <委託会員>（2017 年 12 月 31 日現在）上記会員に委託している者
 - 個人 40,816 名
 - 法人 1,213 社

8.3.c 対象教育機関

¹⁸⁰ 補償金の対象か否かの判断基準に関しては、KORRA は「単位が認められる学生しか出席しない授業」が補償金の対象であるとしている。それ以外の活動に関しては、無料のものは第 29 条又は第 35 条の 33「フェアユース」の対象となることが多く、有料のものに関してはライセンスの対象になるとのことである。

韓国における教育機関は、日本と同様に「6・3・3」制の初等中等教育があり、高等教育機関として大学がある。大学には「一般大学（4 年制）」、「専門大学（2 年制）」、「遠隔教育大学」があり、そのほとんど¹⁸¹が KCUE に加盟している¹⁸²。

前述のとおり、第 25 条第 4 項で初等中等教育学校においては、「教育現場で利用されている著作物は教科書が大半であり、その利用に係る補償金は教科書の作成の段階で教科書会社で処理されていること」「著作権者が教育目的での利用に高い公益性を認めていること」「韓国の国内事情により財政措置が困難であった」等の理由から補償金の支払いが免除されているとのことであり補償金制度の対象教育機関は大学のみである。

8.3.d 補償金額

KORRA は 417 の大学と包括方式による利用契約を行っている。

現在の KORRA の契約は、すべて包括方式であり、従量方式¹⁸³はないとのことである。KORRA は唯一の指定管理団体であるため、現在の韓国における教育目的での著作物利用に関しては、すべて「補償金付権利制限規定制度に基づく包括方式の補償金制度」によることとなる。

● 対象著作物

第 25 条第 1 項により、公表された著作物すべて

● 対象行為・許容量

公表された著作物の一部を複製し、配布し、公演し、放送または伝送することができる¹⁸⁴とされており、ガイドライン¹⁸⁵で定められている。ガイドラインにおい

¹⁸¹ KCUE によれば非加盟校として認識できている数は 3 校とのこと

¹⁸² KCUE によれば、一般大学 202 校、専門大学約 150 校、遠隔教育大学約 20 校の内訳

¹⁸³ 現在、従量方式を契約している大学はないが、対象となる利用行為は、複製、配布、公演、展示、及び公衆送信であり、それぞれの金額は以下のとおりである。

・テキスト：A4 ページあたり 7.7 ウォン（約 0.8 円）、パワーポイントフォーマットで 3.8 ウォン（約 0.4 円）

・画像：画像あたり 7.7 ウォン（約 0.8 円）

・音楽：1 曲につき 42 ウォン（約 4.2 円）

・メディア：再生時間 5 分以内 176 ウォン（約 17.6 円）

なお、著作権法施行令第 9 条 1 項第 3 号により従量方式の場合には、利用量の計測装置の設置が義務化されているが、従量方式の契約はなされていないため、当該装置もない。

¹⁸⁴ 第 25 条 第 2 項

特別法により設立された学校若しくは「幼児教育法」、「初・中等教育法」若しくは「高等教育法」による学校、国若しくは地方自治団体が運営する教育機関及びこれらの教育機関の授業を支援するために国若しくは地方自治団体に所属する教育支援機関は、その授業又は支援の目的上必要と認められる場合は、公表された著作物の一部を複製し、配布し、公演し、又は伝送することができる。ただし、著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、著作物の全部を利用することがやむを得ないときは、その全部を利用することができる。

¹⁸⁵ 8.5 ガイドライン等を参照

ては、一定量以下の利用（テキストの場合は 1%以内、音楽とメディアコンテンツの場合は 5%以内で最大 30 秒間）については、フェアユースの範囲としており、補償金の対象から除外している。

＜利用できる著作物の量＞

- ・ 書籍：10%
- ・ 音楽：20%（最大 5 分）
- ・ 映像：20%（最大 15 分）

ただし、著作物の性質又はその利用目的及び形態等に照らし、著作物の全部を利用することがやむを得ないときは、その全部を利用することができる。

● 金額

補償金額は「授業目的著作物利用補償金基準」¹⁸⁶において、定められている。

＜包括方式の補償金額＞

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| ・ 一般大学（4 年制） | 1,300 ウォン／人・年 | （約 130 円、2017 年） |
| ・ 専門大学（2 年制） | 1,200 ウォン／人・年 | （約 120 円、2017 年） |
| ・ 遠隔教育大学 | 1,100 ウォン／人・年 | （約 110 円、2017 年） |

8.3.e 補償金額の決定過程

● 1,300 ウォンの包括方式（一般大学）という現状に至る経緯

ヒアリングによれば、KORRA が利用実態調査（サンプル調査）を行って草案を策定し、それを基に関係する利害関係者が協議を行い、文化体育観光部がその結果決定した補償金基準価格を通知することとなっている。「関係する利害関係者」は、文学、音楽、映像の分野における各集中管理団体と利用者側（KCUE 専門大学と遠隔教育大学の各協議会）で構成される。なお、文化体育観光部と教育部は協議に同席する。また、補償金額に関しては利用実態調査だけではなく、コンテンツの通常の使用料も勘案され、決定される。ただし、この協議プロセスは法制度で規定されているものではない。

しかしながら、現在の補償金額に至るまでには、次の経緯を辿った。2011 年の文化体育観光部長官による「授業目的著作物利用補償金基準」告示は、当初 4,000 ウォン（約 400 円）／人・年であったが、これに対して KORRA は支払いを拒む大学を相手に補償金請求訴訟を提起し、続いて KCUE によって行政訴訟が提起されるなど、事態が混迷した。その後、著作権に関する ADR 的な機能を担う韓国著作権委員

¹⁸⁶ 文化体育観光部告示第 2014-8 号 2014 年 2 月 26 日一部改正 2014 年 2 月 26 日施行

会も同席して関係者間での協議が続いたが、2013 年に現在の補償金額及び方式での合意に至った¹⁸⁷。

8.3.f 補償金の徴収

補償金の徴収過程は以下のとおりである。

- ① 大学等の各教育機関（利用者）が KORRA と契約を締結する。
- ② 各教育機関が補償金算定のための学生数を毎年 3 月末までに KORRA に提出し、KORRA は学生数を確認し、各教育機関の補償金の合計金額を確定する。学生数は 4 月及び 10 月の公示基準の在学生数（大学院生含む）の平均値とし、卒業猶予者などを勘案して、5%の割引を一括適用する。
- ③ KORRA は確定された学生数及び文化体育観光部長官が定めた基準により各教育機関別の補償金を算定し、教育機関の確認を経て確定する。
- ④ KORRA は確定した補償金を教育機関に請求し、教育機関は請求日から 1 か月以内に KORRA に補償金を支払う。

● 補償金の財源

教育機関は自らの収入から支払う。国公立の教育機関には政府からの助成があるが補償金に特化したものではない。私立の教育機関には助成金はない。

8.3.g 補償金の分配

KORRA は公式な金額を公開していないが、利用実態調査や専門家や関係者の意見を踏まえ、参考数字として開示されたものが以下である。

<調査結果から見られる補償金分配率試算>

- ・ テキスト：80 %
- ・ 写真：15 %
- ・ 音楽：3 %
- ・ 映画：2 %

テキストの比率が高い理由は、大学では学生に紙媒体の資料を配布することが多いためであり、音楽や映画の比率が少ない理由は、非営利の公演等（第 29 条）やフェアユース（第 35 条の 3）が適用されるためではないかとのことであった。

また、権利者の一部には補償金の請求を放棄する人もいることから、その対応として KORRA が「補償金請求放棄同意書」を用意し、権利者が内容を記載して提出す

¹⁸⁷ 協議を踏まえて、大学側の事務負担軽減から包括方式が選択されることとなったとのことである。

ることとなっている。さらに、徴収した補償金を分配する際に、権利者が不明であることを回避するため「補償金分配の公告」を掲出し、分配対象の権利者を増やすように努めている。

8.3.h 利用実態調査等

調査は KCUE の協力のもと、韓国の一般大学・専門大学・遠隔教育大学約 400 校のうち毎年 100 校を対象に行われる。調査対象校は毎年変わり、各校は 4 年に一度、調査に参加することになる。

当該調査結果は補償金額の決定のために利用するのではなく、分配額決定の際の参考とすることを目的としている。

調査は、KORRA が選定・委託する専門の調査会社の調査員によって行われ、費用も KORRA が負担している。

複製に関する基本的な調査スキームは、6 ヶ月の間、利用著作物ごとに「利用著作物タイトル×利用ページ数×学生数」を教員から KORRA に電子メールで報告するものである。

教員の連絡先は、調査対象決定後に大学から KORRA に伝えられ、KORRA が直接教員と連絡をとる形となっている。

デジタル伝送に関しては、ネットを活用する学校を対象としたサンプリング調査が行われる。調査員は大学側が発行した管理アカウントを利用し、利用されている著作物のタイトル等を確認する。あわせて「アクセス管理」「著作権に関する警告画面」等の法定された安全管理措置が行われているかの確認も行っている。

それぞれの調査結果は、学界の有識者も交えた分析・検討を行ったうえで、会員等と共有される。

ただし、教員からの回答率は KCUE によれば、半数程度にとどまるとのことである。

8.3.i 共通目的基金・未分配金

第 25 条第 8 項により、未分配金の公益目的処分は 3 年を経過した後に実施することができるとなっているが、KORRA は 10 年を経過した後に実施することとしており、現時点では、未分配金の公益目的処分はなされていない。

なお、「公益目的」の範囲に関しては著作権法施行令第 8 条に以下のように記載されている。

1. 著作権教育・広報と研究
2. 著作権情報の管理と提供

3. 著作物の創作活動の支援
4. 著作権保護事業
5. 創作者権益擁護事業
6. 著作物利用の活性化と公正な利用を図るための事業

未分配補償金の公益目的使用に関して運営される「管理委員会」は、政府（「文化体育観光部」「教育部」）・著作権委託管理団体（権利者側）・教科書出版社¹⁸⁸（利用者側）・KCUE（利用者側）によって組成されている。

8.4 ライセンス制度

単位認定が認められる学生以外を対象とする授業や有料での「特別講義」など、補償金の対象とならない活動については、集中管理団体が独自に提供するライセンスを用いることがある。

8.5 ガイドライン等

KORRA は、教育目的の著作物の利用に関するガイドライン¹⁸⁹を有しているが、徴収分配に関するガイドラインは存在しない。

著作物の利用に関するガイドラインを定める「著作物利用ガイドライン協議体」は「複雑な課題を取り扱うことが多い」ことから、当事者を基本とするのではなく「法律の専門家」を中心に組成される。

現在のガイドラインでは文化体育観光部、教育部、KCUE、KORRA 等により合意されたものであり、次の事項等が定められている。

- ・ 対象教育機関
- ・ 授業の主体と範囲
- ・ 対象著作物の種類と利用方法
- ・ 利用できる対象著作物の範囲

¹⁸⁸ 教科書会社は第 25 条第 1 項（教科書等への掲載）の補償金を支払う利用者側の立場として参画している。

¹⁸⁹ P.187 の韓国「著作物の授業目的での利用に関するガイドライン」抜粋（私訳）参照参照

8.6 周知・研修・普及啓発

韓国著作権委員会はキャラクターを作成するなど著作権法の普及・啓発に努めているが、教育分野に特化した活動は 2011 年の補償金制度導入時以降はなされていない。KORRA は教育機関に対してセミナーや講師の派遣を行っている。

8.7 デジタル利用に関する注記

著作物のデジタル形式での利用に関しては、先述のように、第 25 条第 10 項で「伝送時の著作権保護措置」が求められており、著作権法施行令第 9 条において、伝送する際に必要な技術的措置として、授業を受ける者以外は利用することができない「アクセス制御措置」と、授業を受ける者以外が複製できない「複製防止措置」が求められている。加えて、著作権保護に関する警告文表示も求められている。

これらに対しては、以下のような対応が行われている。

- ・ ネットワークは各教育機関の管理に任されているため、ネットワークへのアクセスに際しては、各教育機関側が安全管理措置を施す。実際には、ID 及びパスワードによるアクセス管理を各校が行っている。
- ・ 資料のデジタル方式での複製にあたっては以下の著作権保護に関する警告文が併せて表示される仕様となっている。

本著作物は**著作権法第 25 条の授業目的物利用補償金制度**に基づき、**韓国複製伝送著作権協会と約定を締結して適法に利用しています**。約定の範囲を超えるような使用は、著作権法に抵触することになりますので、**著作物の再複製や授業の目的以外の使用を禁止**します。

201X. …, ….

□□大学・韓国複製伝送著作権協会

- ・ 複製物に関する警告文の表示に関する指定も詳細に規定されている。
掲載位置：複製物の最初のページ
掲載の方法：
 - ①別途ページに色紙などを使用して複製物と区別できるように作成
 - ②一冊で構成された連続複製物の場合、全体の開始ページに 1 回
 - ③分割された連続複製の場合、毎冊最初のページに 1 回文字のサイズ：表中の文字サイズは 12 ポイント以上を維持（太字を含む）

- ・ インターネットからのダウンロードや伝送においても、以下の著作権保護に関する警告文が併せて表示される仕様となっている。

本サイトでは授業資料として利用される著作物は、**著作権法第 25 条の授業目的物利用補償金制度**に基づき、**韓国複製伝送著作権協会と協定を締結**して適法に利用しています。協定の範囲を超えるような使用は、著作権法に抵触することになりますので、授業資料を大衆に公開・共有し、授業目的以外に使用することを禁止します。

201X. …, ….

□□大学・韓国複製伝送著作権協会

- ・ ダウンロード、伝送に関する警告文の掲出条件も以下のように細かく設定されている。

掲載位置：伝送開始する最初の画面に配置

掲載の方法：

- ① 別途の画面で構成する
- ② 1 回の転送の場合、スタート画面に配置
- ③ 2 回以上の送信の場合、毎回配置

※ オンデマンドで受講する場合、各教科のお知らせに固定露出

文字のサイズ：表内の文字サイズは 12 ポイント以上。少なくとも 5 秒以上の露出。

9. アメリカ調査

9.0 サマリー

9.0.a 補償金制度、ライセンシング環境等

アメリカ著作権法には、権利制限の一般規定であるフェアユースが設けられているほか、第 110 条、第 118 条に利用目的に応じた個別規定による権利制限が設けられており、一定の実演（performance）及び展示（display）や、非商業的放送（noncommercial broadcasting）での一定の著作物の利用が認められている。

アメリカにおいては、補償金制度はなく、ライセンス制度が広範に機能しており、著作物の利用方法の違いによってライセンスの管理体制が異なり、集中管理団体も様々¹⁹⁰である。

9.0.b 運用実態等

1. 団体

アメリカにおいて書籍、新聞、雑誌等に関するライセンス事業を提供する大規模な集中管理団体である Copyright Clearance Center（以下 CCC という。）が出版物に関して初等中等教育機関及び高等教育機関向けにオンライン利用許諾ページを活用した著作物の利用量に応じた従量ライセンスや年間包括ライセンスを提供している。

2. 金額

ライセンス価格は出版社が決定している。

<高等教育機関向けの包括（年間）ライセンス>

○ ライセンス料

【書籍、新聞、雑誌、専門誌、ブログ等のオンライン著作物】

- ・ 大学：2 米ドル～12 米ドル／人・年（約 224 円～約 1,344 円）¹⁹¹
- ・ コミュニティカレッジ：2 米ドル／人・年（約 224 円）
- ・ 大学院：12 米ドル／人・年（約 1,344 円）

また CCC では、従量制のライセンスサービス（Pay per Use）も提供しており、利用条件を入力して合計額を簡単に算出できるようにしている。Pay per Use では、単価に使用学生数を掛け合計額が算出される。

¹⁹⁰ 「海外における著作権制度及び関連政策動向等に関する調査研究報告書」 p.10～p.16（平成 28 年 3 月、シティユーワ法律事務所）

¹⁹¹ 1 ドル＝112 円（2017 年平均レート）として換算。円換算金額は概数。以下同様。

3. ライセンス料の決定過程

ライセンス料は CCC ではなく、出版社によって決められている。

4. 徴収

幼稚園から初等教育機関にあたる「K-12 歳」に対しては、約 250 校の教育機関が Pay per Use での契約をしている。

CCC と Pay per Use ライセンスを契約している高等教育機関は 1,000 校以上、全米の 20%を超える。包括（年間）ライセンスも用意しているが、利用しているのは高等教育機関の 10%程度である。

5. 分配

CCC はオンライン利用許諾ページから入力されたタイトル、利用方法、ページ数等の情報に基づき分配する。

6. 利用実態調査

CCC の利用許諾ページからの入力が利用実態調査としての機能を果たしている。

9.0.c ガイドライン、周知・研修・普及啓発

フェアユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しい。そのため、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェアユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている。

また、普及啓発の取組として、CCC では認証プログラムや普及啓発イベント、オンラインセミナーを提供しているほか、大学の多くは、オンライン教育プログラム用の教材を作成する際に、著作権に対する意識を高めるため、専門サイトを設けている。

9.1 ICT 活用教育の概況

● 政策

アメリカでは、州ないし学区が主体となって、ICT 環境整備が行われているが、さらに連邦政府が主導した大規模な整備プログラムが展開されている。また、以前からの問題として、初等中等教育における学力水準の停滞、居住地や社会経済的背景による学力格差が指摘されており、2009 年に発足したオバマ政権は、こうした事態の改善に向けて様々な教育改革政策を実践した。

2010 年には教育省が策定した National Education Technology Plan(以下「NETP」という。)において、連邦政府の ICT 活用に関する考え方が示された。NETP は、全米で Ed-Tech を普及するためのマスタープランで、政府として Ed-Tech¹⁹²活用のビジョンを明確化し、教員、政治家、学校、民間企業に向けて Ed-Tech の活用促進を提唱。学習・評価・指導・インフラ・生産性の 5 つの観点から活用促進に向けた取り組みを提案した。

NETP で示された方向性に沿ったプログラムの例としては ConnectED が挙げられる。

ConnectED は、2013 年にオバマ大統領が立ち上げたプログラムで、2018 年までに 99%の児童が学校や図書館等で次世代高速インターネットを利用できる環境を整備することを目標に掲げ、さらに教員の IT スキル向上のためのトレーニング支援の実施、生徒が使う教材のデジタル化等を行う内容である。また、民間事業者への協力を募り、Apple、Microsoft、Adobe、AT&T、Sprint、Verizon といった企業から 20 億ドル以上の支援を受けている。支援企業は通信環境の提供の他、端末やソフトウェアの提供を行っている。こうした活動を受けてアメリカ米国の教育現場における Wi-Fi の普及率は 2017 年時点で 88%である。

さらに 2015 年には新たな教育関連法規として教育改革基本法(Every Student Succeeds Act)が成立し、その一環として教育格差、デジタル格差を解消する目的で「コンピューターサイエンス (Computer Science) を初めて重要科目として明記した。これを受けて各州政府もコンピューターサイエンスの授業導入を開始している。

Ed-Tech の導入に関しては、米国はサービス導入の是非が市場原理に基づいて決定される傾向が強くまた、基金や財団が教育事業に寄付をする文化があることを背景に、数多くの実証実験が行われている。

¹⁹² 教科等の学習指導のみならず、学校経営、生徒指導等も含む教育へのデジタルテクノロジー活用

また、シリコンバレー等の地域において、スタートアップ企業に投資、これを育成するエコシステムが形成されており、Ed-Tech 分野のスタートアップ企業が数多く生まれている。

これらの企業は、学習コンテンツや指導教材、学習プラットフォーム、授業支援、データ管理サービス等様々なサービスを開発しており、ベンチャーキャピタルや企業、財団等多様なプレーヤーが資金を投入して Ed-Tech 市場の活性化を支えている。

● ICT 環境の整備状況等

アメリカにおいては、早い段階から将来を見据えた ICT 環境の整備が行われており、学区・学校によっては、児童生徒 1 人 1 台の情報端末整備を達成した例が多数ある。

例えば、2000 年代初頭から検証校での 1 人 1 台のノート PC 整備を開始したメーン州は、2010 年には州内 7～12 年生と教員を対象にして、1 人 1 台となる計 64,000 台の MacBook を導入している。また、多くの学区が様々な形で、私物端末の校内利用を促進する BYOD（Bring Your Own Device）プログラムを実施している。

さらに、様々な形のクラウド型 Ed-Tech¹⁹³サービスが提供されており、多くの学校でなんらかのクラウドサービスが利用されている。さらに、アルゴリズムによる解析で生徒に応じた学びを計画し、個人ごとの時間割、教材、学習法を提示することで個に応じた学びの実践が行われている例も拡大している。

これらのほか、様々な事情で通学困難な児童生徒に向けた遠隔教育も広く実践されており、オンライン学習による初等中等教育の単位取得、卒業が可能な学校も増加している。

9.2 権利制限規定等の法制度

アメリカ著作権法¹⁹⁴には、権利制限の一般規定であるフェアユース（第 107 条）が設けられているほか、第 110 条、第 118 条に利用目的に応じた個別規定による権利制限が設けられており、一定の実演（performance）及び展示（display）や、非商業的放送（noncommercial broadcasting）での一定の著作物の利用が認められている。

フェアユースの該当性に関してはいくつかの例示があるものの、同条文に規定される 4 条件¹⁹⁵それぞれに照らした検討の結果、司法が総合的に判断することによって決定される。

¹⁹³ 教科等の学習指導のみならず、学校経営、生徒指導等も含む教育へのデジタルテクノロジー活用

¹⁹⁴ アメリカ合衆国法典第 17 編、“Title 17 of the United States Code”

¹⁹⁵ 1. 使用の目的及び性質（使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む）

個別規定による権利制限のうち、教育目的で著作物を利用する場合の権利制限規定は以下の2つである。

- ・ 第110条：排他的権利の制限（一定の実演及び展示の免除）
- ・ 第118条：排他的権利の範囲（非商業的放送に関する一定の著作物の使用）

9.2.a 教育利用に係る権利制限規定等

第110条：排他的権利の制限（一定の実演及び展示の免除）

本条は、第106条（4）又は（5）に規定された実演権、展示権に対する権利制限を規定している。教育に関連する規定は、対面教育活動に関する第110条（1）、送信を手段とする実演・展示に関する同条（2）、非営利の実演に関する同条（4）、障害者向けの実演に関する同条（8）である。

第110条（1）対面教育活動（face-to-face teaching activities）

第110条（1）は、教員又は生徒（instructors or pupils）が、非営利教育機関（a nonprofit educational institution）の対面教育活動の過程で、教室又は教育にあてられる同様の場所で行う著作物の実演（performance）又は展示（display）についての権利制限規定である。

本条により権利制限の対象となる典型例としては、教室における、教科書に掲載された著作物の音読、音楽の授業での楽曲の演奏が考えられる¹⁹⁶。

対象は非営利の教育機関であるため、営利目的の語学学校やダンススタジオなどは本規定の適用外であるとされている。また、「対面教育活動」の要件は、教室の外へ放送等の送信が行われる場合を除外することを意図した文言であり、マイクの使用やプロジェクターで画像を映すなど、同じ教室内で音声を増幅、複製することや画像を投影することは可能であるとされている¹⁹⁷。

第110条（2）実演、展示

第110条（2）は、教育において送信を手段とする実演・展示についての権利制限規定であり、ある一定の要件を満たす、デジタル・ネットワークによる送信を手段とする著作物等の実演・展示に関する権利を制限している。

2. 著作権のある著作物の性質

3. 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性

4. 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響

¹⁹⁶ 下院報告 No.94-1476（copyright law revision）、82 頁

¹⁹⁷ 下院報告 No.94-1476（copyright law revision）、81 頁

なお、本規定は、映画その他の視聴覚著作物について、①その実演又は個々の映像の展示が、本編に基づき適法に作成されたものでない複製物を用いて行われ、かつ、②当該実演の責任者が、当該複製物が適法に作成されたものでないことを知り又はそう信じる理由がある場合には適用されない。

まず、主体については、政府機関又は認定された非営利の教育機関の組織的な媒介的教育活動¹⁹⁸の通常の行為として提供される授業において不可欠な一部として、教員によって、教員の指示に従って、又は教員の監督下（by, at the direction of, or under the actual supervision of an instructor）で、行われることが要求されている¹⁹⁹。

次に、送信を手段とする実演・展示が、教育内容に直接関連し、かつその重要な補助となることが要求されている。権利制限の対象となる著作物の種類等は以下のとおりである。

- ・ 非演劇的な言語・音楽の著作物の実演：量の制限なく可能
- ・ 上記以外の実演：合理的かつ制限された量の使用が可能
- ・ 展示：典型的なリアルタイム授業の過程において展示される量の使用が可能

また、送信を手段とする実演・展示が禁止される著作物は以下のとおりである。

- ① デジタル・ネットワークにて送信される媒介的教育活動の一部として実演もしくは展示することを主たる目的として作成もしくは販売される著作物
- ② いわゆる違法コピーによって作成された著作物（ただし、その事実を送信者が知っている、あるいはそう信じる理由がある場合に限られる）

送信²⁰⁰の対象者については、「受信がなされる授業に正式に登録している学生」又は「政府機関の公務員もしくは職員²⁰¹。ただし、公務もしくは職務の一部として受信する場合に限る」という制限が定められている。また、技術的に可能な限り、それらの者に対して「のみ」なされることが要求されているため、ID やパスワードによる受信者の制限は必須と考えられる。

本項により、インターネットを利用した通信教育でも、著作物の実演・展示が可能となるため、通信教育の授業においても、教室の授業と大差ない著作物の利用が可能となっている。

第 110 条（4）特定の非営利実演

¹⁹⁸ 「媒介的教育活動」（mediated instructional activities）は、「教員による又は教員の指導の下で管理され、教室でリアルタイムに行われる実演又は展示の形式に相当する教室体験の不可欠な一部であるような著作物を使用する活動をいう」と条文（第 110 条（2））に定義されている。

¹⁹⁹ 教員が不在のビデオ学習などについては、本規定が適用できず、著作権の処理が必要となる。

²⁰⁰ 送信を行う機関や団体には、次の義務が課されている。

- ・ 著作権に関する行動指針を定め、
- ・ 著作権に関連するアメリカの法律を正確に説明し、
- ・ その遵守を推進する情報資料を教員、学生及び関係スタッフに提供し、
- ・ 学生に対して授業に関連して使用される資料が著作権の保護を受けうることを通知する

²⁰¹ 私立学校の教員も含む。

第 110 条 (4) は、特定の非営利実演についての権利制限規定である。

その要件として、次の項目が挙げられている。

- ① 公衆への送信によらない非演劇的な言語又は音楽の著作物の実演であること
- ② 直接又は間接の商業的利益を目的としていないこと
- ③ 実演家、後援者又は主催者に対して手数料その他の報酬が支払われないものであること
- ④ 直接又は間接の入場料を徴収しないこと (A)、又は実演の制作のための相当な費用を差し引いた収益が、教育、宗教又は慈善の目的にのみ使用され、私的な経済的利得のために使用されず、著作権者が一定の条件で実演に反対する旨の通知を送達していないこと (B)

第 110 条 (8) 特定の送信される実演

第 110 条 (8) は、主に視覚・聴覚障害者向けに構成されたプログラムにおいて、非演劇的な言語著作物を実演した場合に、非営利目的で、政府機関、非商業的教育放送局 (a noncommercial educational broadcast station) 等の設備を用いて送信される実演についての権利制限規定である。

第 118 条：排他的権利の範囲（非商業的放送に関する一定の著作物の使用）

本条は、非営利の団体が、公表済みの非演劇的な音楽著作物、公表済みの絵画、図形及び彫刻の著作物の著作権者と交渉を行ったものの、その著作物について利用許諾が得られなかった場合に、著作権使用料審判官が条件を定めることにより、強制的に許諾することを可能とすることを定めたものである。本条により、非商業的教育放送局又は非商業的教育放送局が行う送信 (transmission) のみを目的として、非営利の団体が送信番組の制作、当該送信番組のコピー又はレコードの複製及び当該コピー又はレコードの頒布を行うことが許諾される²⁰²。

9.2.b 徴収・分配団体に係る規定

アメリカにおいても、集中管理団体は権利者に代わって権利を行使し、管理するために発展してきており、著作権者の代理人として活動し、著作権者のためにライセンス料を徴収したり、著作物の使用のための情報交換を行ったりする機関となっている。

アメリカには基本的に 2 つの種類の集中管理団体が存在する。著作権団体 (copyright collectives) は、当該団体への委託著作物のために価格やライセンス条件を設定し、全

²⁰² 利用した旨の通知と相当額の補償金の支払いを条件に、学校教育用番組において公表済みの著作物を利用できるとした日本の著作権法第 34 条と効果は類似すると考えられる。

体利益の最大化を図る。他方、著作権料徴収団体 (copyright collecting societies) は、個々の著作権者によって設定されたライセンス条件に従ってライセンス料を徴収する。

アメリカの集中管理団体は民間団体である。特定の著作権団体は、反トラスト規制当局から規制を受けているが、著作権料徴収団体は、個々の著作権者により設定されることになっているライセンス条件を提供しており、一般的に、著作権団体ほど政府による規制の対象にはならない²⁰³。

アメリカにおいては、音楽以外のライセンスの枠組みは音楽に比べて単純であり、堅固な集中管理システムとはなっていないが、集中管理団体として教育機関にライセンスをしている主な団体として、CCC がある²⁰⁴。なお、CCC は集中管理団体の種類のうち著作権料徴収団体 (copyright collecting societies) にあたる。

9.3 補償金制度

アメリカにおいては、フェアユース規定が設けられていることから、補償金制度はない。

9.4 ライセンス制度

9.4.a ライセンス制度の概況

アメリカにおいて、書籍、新聞、雑誌等に関するライセンス事業を提供する大規模な集中管理団体が先述の非営利組織 CCC である。

CCC では、教育向けライセンス²⁰⁵も提供しており、初等中等教育機関や高等教育機関を対象に、著作物の利用量に応じた従量ライセンスや年間包括ライセンスを提供している。対象は単位取得を目的とするコースである。

²⁰³ 例外として、ストリーミング型デジタル公衆実演に関してライセンス料を徴収し分配する Sound Exchange が、著作権法第 112 条：排他的権利の制限（一次的固定物）及び第 114 条：2008 年ウェブ放送局契約法に基づく、唯一の指定集中管理団体となっている。

²⁰⁴ また、大学、学校等に英語の著作権ライセンスを行っている集中管理団体に Criterion Pictures USA, Inc がある。

²⁰⁵ 教育向けライセンスにおいて、CCC がオンライン著作権利用許諾のページで用意している利用方法（複製・公衆送信）には以下のような形態がある。

- ・電子コースパック用
- ・電子リザーブ (eReserve) での保存
- ・コース管理システムでの利用
- ・大学のイントラネットでの利用
- ・CD-ROM や DVD での利用

9.4.b 権利制限規定とライセンス制度の関係

9.2.a のとおり、米国著作権法には、権利制限の一般規定であるフェアユース（第 107 条）が設けられているほか、第 110 条、第 118 条に利用目的に応じた個別規定による権利制限が設けられているが、それらフェアユースや個別の権利制限規定の対象外の利用についてライセンス制度が広範に機能している。

9.4.c 主な集中管理団体の概況

1. CCC

- **管理対象著作物**

- ・ 新聞、学会誌、雑誌、本、ブログ
- ・ フィクション、ニュース、ノンフィクション、科学、技術、医療等専門的な書籍
- ・ ブログ等のオンライン著作物

（教育向けライセンスには 5,200 の出版社が参加している。）

- **規模**

ボードは 17 名

9.4.d 対象教育機関

アメリカの教育機関の対象年齢は以下のとおりである。

- ・ 初等中等教育機関：6 歳～17 歳
- ・ 高等教育機関：18 歳～

9.4.e ライセンス料

CCC では、教育における著作物の利用にあたって、オンライン著作権利用許諾のウェブページ²⁰⁶を利用することとしており、コース名、学生数、期間などを入力し申請する。

オンライン著作権利用許諾のページでは、利用したい雑誌名や号などを入力すると、利用タイプを選択するページが表示され、ページあたりの単価が表示されるため、利用者はそれに応じて利用するページ数、学生数などを入力する。

- **Pay per Use サービス（従量ライセンス）**²⁰⁷

・ USB フラッシュドライブでの利用

²⁰⁶ なお、出版社等のコンテンツ提供会社に対して、コンテンツの複製防止措置は法律上も運用上も義務化していない。コンテンツ提供会社には、ビューアーの機能を活用してダウンロードできなくするなどの処置を施しているところもあるが、ライセンスの条件ではそれを強制していない。

²⁰⁷ <http://www.copyright.com/academia/pay-per-use/>（2018 年 3 月 26 日現在）

初等中等教育機関及び高等教育機関を対象とした、利用の都度、利用許諾を購入する従量制のライセンスである。

CCC による利用者が利用を希望する著作物を入力又は検索することで、利用目的と量に応じた利用許諾を CCC が提供し、費用を請求する。

許諾の提供に際して次の分類がなされている。

- ・ Available for purchase : 購入できるもの
 - ・ Available for Special Order : 著作権者への連絡が求められるもの
 - ・ Not available : 利用不可なもの
 - ・ Contact rightsholder directly : 直接権利者へ問い合わせが必要なもの
 - ・ Public Domain : パブリックドメイン
- 対象行為
紙及びデジタルでの複製
- 許容量
特定のコピーショップや特定の教育機関における特定のコースのみ

また、CCC では年間での包括契約も用意しているが、利用しているのは CCC と契約している高等教育機関の全体の 10% 程度である。Pay per Use と同じ用途での利用が可能であるが、個別の年間の包括ライセンス料は、公開されていない。少数ではあるが、高等教育機関が年間での包括契約を選ぶ理由としては、高等教育機関のスタッフ数が足りずに Pay per Use の手続きができないといった場合や、利用する著作権コンテンツが多いため包括契約の方が事務処理経費を考えると効率的とみなしている場合、著作権侵害の事態を回避するために機関全体で契約してしまう場合などがあるとのことである。

1) 初等中等教育機関

○ SelectText

CCC は Select Text と呼ばれる幼稚園から初等教育機関（K-12）向けのライセンスを提供している²⁰⁸。年齢及び教科別に多様なコンテンツが用意され、各学校を管轄する自治区や州は、CCC が提供する著作物を利用した高品質なプリントやユニット・リーダー（コースパック）を購入することができる。

²⁰⁸ <http://www.copyright.com/academia/selecttext/#tab-6th-grade>（2018 年 3 月 26 日現在）

CCC によれば、SelectText を利用するメリットとして、

- ・ 教育機関自身での権利処理業務が不要となる
- ・ 教科向けに専門家により検討された多様な著作物を教育目的で利用できる
- ・ 予算や方針に合わせた教科ごとの取捨選択等ができる

等があるという。

利用者がコンテンツを選択し、CCC がコースパックを作成するものと利用者が作成するものがあり、金額は対象著作物とその量等によって異なる。

年齢、カリキュラム等に応じてパッケージとして事前にライセンス料が公表されているサービスも用意されている²⁰⁹。

2) 高等教育機関

○ 包括（年間）ライセンス

CCC は高等教育機関に対して、「AACL (Annual Academic Copyright License)²¹⁰」と呼ばれる包括ライセンス（利用許諾済みの著作物に関し、学生 1 人当たりの単価と学生数の積によって一括支払い額が決定する年間契約のライセンス）を提供している²¹¹。

このライセンスが対象としている著作物及び対象行為は以下である。

<対象著作物>

- ・ 雑誌、新聞、詩、小説等
- ・ フィクション、ニュース、ノンフィクション、科学、技術、医療等専門的な書籍
- ・ ブログ等のオンライン著作物

<対象行為>

- ・ 教員や生徒間での共有
- ・ 紙及びデジタルでの複製
- ・ 電子メディアへの保管
- ・ 紙及びデジタルでの配布（電子メール又はイントラネット経由）

<対象者>

- ・ 契約教育機関の教職員及び学生

<許容量>

- ・ 各校とのライセンス契約の内容による
- ・ 作品全体の複製は原則禁止

ライセンス料は教育機関ごとの条件によって異なり、個別のライセンス料は公開されていないが、以下は大学向けの一般的な価格例である。

<金額>

²⁰⁹ <http://www.copyright.com/academia/selecttext/>（2018 年 3 月 26 日現在）

²¹⁰ <http://www.copyright.com/academia/annual-copyright-license/>（2018 年 3 月 26 日現在）

²¹¹ CCC は高等教育機関向けに MOOC（Massive Open Online Courses）用のライセンスも提供している。

- ・ 大学：2～12 米ドル（約 224～約 1,344 円）／人・年（2017 年）

9.4.f ライセンス料の決定過程

Pay per Use と Select Text のライセンス料は、出版社が価格メニューをあらかじめ用意する。このライセンス料の決定には、CCC は一切関与していない。

AACL は、出版社が定める個別のライセンス料等に応じて、毎年計算されている。学生 1 人当たりの単価を基本に、教育機関が行う利用実態調査の結果や、教育機関が与える学位を勘案して決められる。権利者が求めれば、いつでも料金の再検討が行われる。

なお、AACL を利用する教育機関においては、利用する著作物の使用に応じたデータを CCC が取得できることとなっている。

9.4.g ライセンス料の徴収

ライセンス料は個別の契約に基づき徴収される。

● 初等中等教育機関

- ・ SelectText：約 250 校の幼稚園から K-12 の教育機関

初等中等教育機関においては教育機関もしくはその自治区や州が利用者のためにコースパック分の料金を支払うが、その支払の責任者は各団体のカリキュラム開発や財務の担当者によって異なる。

● 高等教育機関

CCC と契約している高等教育機関は 1,000 校以上であり、全米 4,724 校の 20% を超える。

- ・ 年間ライセンス：約 150 校の高等教育機関が契約し利用
- ・ Pay per Use ライセンス：約 1,000 校の教育機関が契約し利用

高等教育機関においては大半が大学の図書館が窓口となってライセンス料を支払っており、大学によっては図書館から著作物を利用した学部に対して支払を求めることがある。

また、コースパックを作成する際に大学のコピーショップや大学内の複製関連の部署が手続の窓口となる場合においては生徒が直接支払う場合や授業料に転嫁される場合がある。

9.4.h ライセンス料の分配

著作物の利用は、CCC の利用許諾ページから利用希望著作物や利用タイプ、ページ数を入力して行うことから、ここに入力された情報に基づいて、分配が行われる。

分配方法の枠組みは CCC 理事会の権利者委員会 (Rights holder Committee) において定期的に検討され、決定する。

- ・ Pay per Use ライセンス・Select Text : 著作権者が設定した価格から手数料を差し引いた金額を分配する。
- ・ AACL : 利用者は利用ごとの報告を行わないが利用データに基づいて分配される。徴収されたライセンス料と利用データは教育機関の種類 (提供する学位等) や専門分野 (ビジネス、エンジニアリング、社会科学等) に応じて区分され、利用された著作物の量と利用方法とその利用による価値を考慮したアルゴリズムによって分配される。

9.4.i 利用実態調査

CCC の利用許諾ページからの入力を利用実態調査としての機能を果たしている。

9.5 ガイドライン等

フェアユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しい。そのため、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェアユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている²¹²。

1. 「非営利目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン²¹³」 (Guidelines for Classroom Copying in Not-for-Profit Educational Institutions with Respect to Books and Periodicals)

- ① 制定年 : 1976 年
- ② 制定主体 : 教育機関、著作者、出版社の代表ら
- ③ 概要 :

²¹² ガイドラインは、フェアユース該当性の判断における十分条件が示されたものであり、ガイドラインを充足しなければフェアユースに該当しないという必要条件を示したものではないとされている。

²¹³

<https://infopeople.org/sites/default/files/webinar/2004/interlibrary-loan/ClassroomGuidelinesandMusicGuidelines.pdf> (2018 年 3 月 22 日現在)

本ガイドラインは、書籍や定期刊行物の複製利用に関するものである。ある一定の基準を満たした場合には、教室で利用することを目的として、授業を受ける生徒の数を上限とする複数部の複製がフェアユースとされる旨が定められている。その基準としては、「2,500 語より短い小説、エッセイ等の散文は、全文。2,500 語以上の散文であれば 1,000 語もしくは 10%（500 語を下限）のいずれか少ない分量以内であること」といった分量に関する基準や、「すべての複製物に著作権表示を付すこと」、「教員個人の要望、発意により複製する場合であること」、「許諾を受けることが不合理であるほど著作物使用の必要が時間的に切迫しているときであること」といった基準が設けられている。なお、教育の過程で「消耗品」として利用される著作物を複製する場合、例えばワークブック、練習問題などの複製については、フェアユースに該当しないと定められている²¹⁴。

2. 「教育目的による音楽著作物の使用に関するガイドライン²¹⁵」(Guidelines for Educational Uses of Music)

- ① 制定年：1976 年
- ② 制定主体：音楽出版社、教育機関の代表ら
- ③ 概要：

本ガイドラインは、教育目的における音楽著作物の使用に関して適用されるものである。本ガイドラインにおいては、演奏以外の学術目的で、楽譜の抜粋を生徒の人数分以下の部数に限り複製することや、評価等の目的で、生徒による演奏を録音・録画したものを複製し、教員等が保管することなどがフェアユースに該当する例として挙げられている。一方で、演奏目的での複製や、購入することに代替する目的で行う複製、十分な出所明示を付さない複製などが禁止されている。

3. 「教育目的のための放送録画に関するガイドライン²¹⁶」(Guidelines for Off-Air Recording for Educational Purposes)

- ① 制定年：1981 年
- ② 制定主体：教育機関、著作権者、芸術家団体の代表ら
- ③ 概要：

²¹⁴ ガイドラインの適用範囲について：本ガイドラインの扱いが問題となった裁判例がいくつか存在するが、いずれも裁判所としては、フェアユースを判断する上で本ガイドラインが 1 つの指標になることを認めつつも、本ガイドラインの規定から直ちにフェアユースの該当性を導くことができるものではないとしている。

²¹⁵ <http://copyright.musiclibraryassoc.org/Resources/EducationalUseOfPrintedMusic> (2018 年 3 月 22 日現在)

²¹⁶ <https://eric.ed.gov/?id=ED232644> (2018 年 3 月 22 日現在)

本ガイドラインは非営利の教育機関による放送の録画（recording）について適用されるものである。本ガイドラインにおいては、放送番組を録画し、45 日間にわたり保管できることが定められているほか、使用回数を教員 1 人につき原則 1 回までとすること、録画物に著作権表示を含むことなどの制限が定められている。

4. 「教育マルチメディアのためのフェアユースガイドライン²¹⁷」(Fair Use Guidelines for Educational Multimedia)

- ① 制定年：1996 年
- ② 制定主体：教育機関、著作者、出版社、e ラーニング運営会社、集中管理団体、映画協会、レコード会社の代表者ら
- ③ 概要：

本ガイドラインは、教員及び生徒が作成する教育的マルチメディア作品における著作物使用を定めるものである。本ガイドラインで言われる「教育的マルチメディア作品」とは、「教員や生徒のオリジナルの作品と動画、音楽、文章、画像、図、写真、デジタルソフトウェア等の形態の複数の著作物を結合したもの」と定義されている。本ガイドラインにおいては、作品の制作の準備段階、使用段階などに分けて、権利制限される場合が規定されている。使用段階における権利制限の例としては、教員が授業で使用することを目的として作成し、当該授業において実演し、展示すること及び生徒が後に就職面接や卒業面接で自らの学業実績の一例として私的利用（personal use）すること等が挙げられている。

9.6 周知・研修・普及啓発

法律上は個別権利制限規定に基づき著作物等を送信により実演・展示するにあたっては、受信者が授業に登録している学生に限定されていることや、著作権を保護する技術的な手段を講じること、著作権に関する行動指針を定めること、教員や学生に著作権に関連する法律を説明すること、資料が著作権の保護を受けうることを学生に通知すること等が義務付けられている²¹⁸。

このほか CCC は、認証プログラムや普及啓発イベント、オンラインセミナーを提供している。また、大学の多くは、オンライン教育プログラム用の教材を作成する際に、

²¹⁷ <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED402920.pdf>（2018 年 3 月 22 日現在）

²¹⁸ アメリカ合衆国著作権法第 110 条（2）（D）（i）

送信の機関または団体が著作権に関する行動指針を定め、著作権に関連するアメリカ合衆国の法律を正確に説明しその遵守を推進する情報資料を教員、学生及び関係スタッフに提供し、また学生に対して授業に関連して使用される資料が著作権の保護を受けうることを通知する。

著作権に対する意識を高めるため、専門サイトを設けている。そこでは、オープン教材の探し方、リソースへのリンク、権利制限規定に関する解説が行われている。

10. 日本の補償金制度の運用等への示唆

10.1 日本の制度設計の検討状況

平成 30 年 2 月 23 日、教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が閣議決定された²¹⁹。

著作権法第 35 条の権利制限規定の整備に伴う補償金制度については、以下のような案となっている。

- ・ 学校その他の教育機関における権利制限規定（第 35 条）において、現在権利制限の対象となっているコピー（複製）や遠隔合同授業におけるネットワークを通じた送信（公衆送信）に加えて、新たに遠隔合同授業のための公衆送信以外の公衆送信等についても広く対象とする
- ・ 今回新たに権利制限の対象となる公衆送信について権利者に補償金請求権を付与する
- ・ 補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者
- ・ 補償金請求権の行使（徴収・分配）は、文化庁長官が指定する 1 つの団体（指定管理団体）がワンストップで実施
- ・ 補償金額の決定は指定管理団体が教育機関の設置者の代表団体の意見を聴いた上で決定し、文化庁長官が文化審議会に諮問した上で認可する
- ・ 補償金関係業務の適正性を確保するため、国の指定管理団体に対する規制監督権限等について規定

なお、平成 28 年 12 月、教育分野に係る権利者団体 37 団体により、「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設立され、同協議会は、平成 29 年 4 月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、今般の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には、補償金の徴収分配の受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たる旨の方針を正式に表明した。現在、同協議会において制度の受け皿づくりや著作物の教育利用に係るライセンス環境の整備等の検討が進められている。

10.2 補償金制度の運用等への示唆

10.2.a 補償金の算定等

²¹⁹ 著作権法の一部を改正する法律案（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/171/1251917.htm（2018 年 3 月 22 日現在）

今回の調査研究を日本の補償金制度の運用等において参考とするにあたり、以下について留意する必要がある。

本調査対象国との大きな違いは、今回の日本の改正案では学校その他の非営利教育機関の授業の過程で行われる著作物の公衆送信のうち、現行法上権利制限規定の対象となっていない公衆送信が新たに補償金付きの権利制限の対象となる点である。したがって、今後仮に法律案が成立し、施行される場合には、このような背景等を踏まえて、詳細な運用が検討されるべきであろう。

すなわち、本調査対象国における補償金やライセンス料は、主に複製及び公衆送信等を含めた利用行為を対象としていることから、本調査研究で推計した児童生徒・学生一人あたりの金額をそのまま今回の日本の新たな補償金の額にあてはめるのではなく、各国の権利制限によって利用できる著作物の種類・量及び利用できる行為の範囲等も踏まえて慎重に比較考慮を行う必要がある。

また、補償金の算定に当たっては、フランスやドイツではサンプリング調査等による利用実態調査を参考に金額を算出していた。今回の日本の補償金の金額の算定にあたっては先述した補償金の対象範囲の特性を考慮し、著作物の利用実態を踏まえて算出されることが期待される。

なお、補償金以外の、権利制限の対象とならない範囲の著作物利用に関する包括的なライセンスについては、フランス、ドイツ、オーストラリアでは、補償金と一体となった合意等がなされ、両当事者の利便性を高めていることが明らかとなった。今回の補償金制度の創設にあたり、著作物の教育利用に係るライセンス環境の整備は文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）においてもその促進が提言されているところであるが、補償金制度の運用においては、著作物の教育利用に係るライセンス環境の整備も含めて、本調査研究を踏まえてさらに検討が進むことが望ましい。

10.2.b 補償金の徴収・分配

本調査の結果、補償金の算定及び徴収・分配の簡便性や手続き負担の軽減の観点から、調査対象国の大半が包括的な料金体系を設けていた点や単一の窓口による支払いを採用していた点は、今回の日本の補償金制度が教育現場における負担軽減を勘案している経緯を踏まえると参考に値する。

また、補償金の分配については、本調査対象国のいずれもが利用実態調査に基づいて分配を行っており、一定の学校を対象としたサンプリングによる方法や期間の設定等は日本における具体的な実施方法の検討において考慮されるべきである。

さらに、イギリスの CLA やオーストラリアの Screenrights によるデジタルサービスの提供が参考になると考えられる。教育機関にとって利用しやすいデジタルプラッ

トフォームを構築すれば、著作物の利用をその記録（ログ）により正確かつ簡便に把握することができ、分配制度にも大きく寄与することが期待される。

なお、オーストラリアにおいてはオーストラリア文化の発展を意図し、毎年様々なプロジェクトを支援する専用の文化基金に徴収額の 1.5%以下を支出する権限を定款に定めているほか、韓国においては3年を経過した未分配金について公益目的で処分（著作権教育・広報と研究や著作物の創作活動の支援等）することができると定められている。

現在の「著作権法の一部を改正する法律案」では補償金の総額から一定額を著作権等の保護に関する事業等への支出について定められているが、当該支出先の事業や額を検討するにあたり、上記二か国の例を参考にすることが考えられる。

10.2.c ガイドライン

本調査では権利者団体によってホームページにおいてガイドラインが公表されている例や、両当事者による合意契約がガイドラインとして機能している例、また両当事者によって著作物の種類毎にガイドラインを定めている例が確認された。

今回の補償金制度の創設にあたり、両当事者によるガイドラインの策定の促進についても著作権分科会の報告書より提言されているところであるが、その策定にあたっては各国の例を踏まえつつ、広く関係者に周知されることが望ましい。

10.2.d 周知・研修・普及啓発

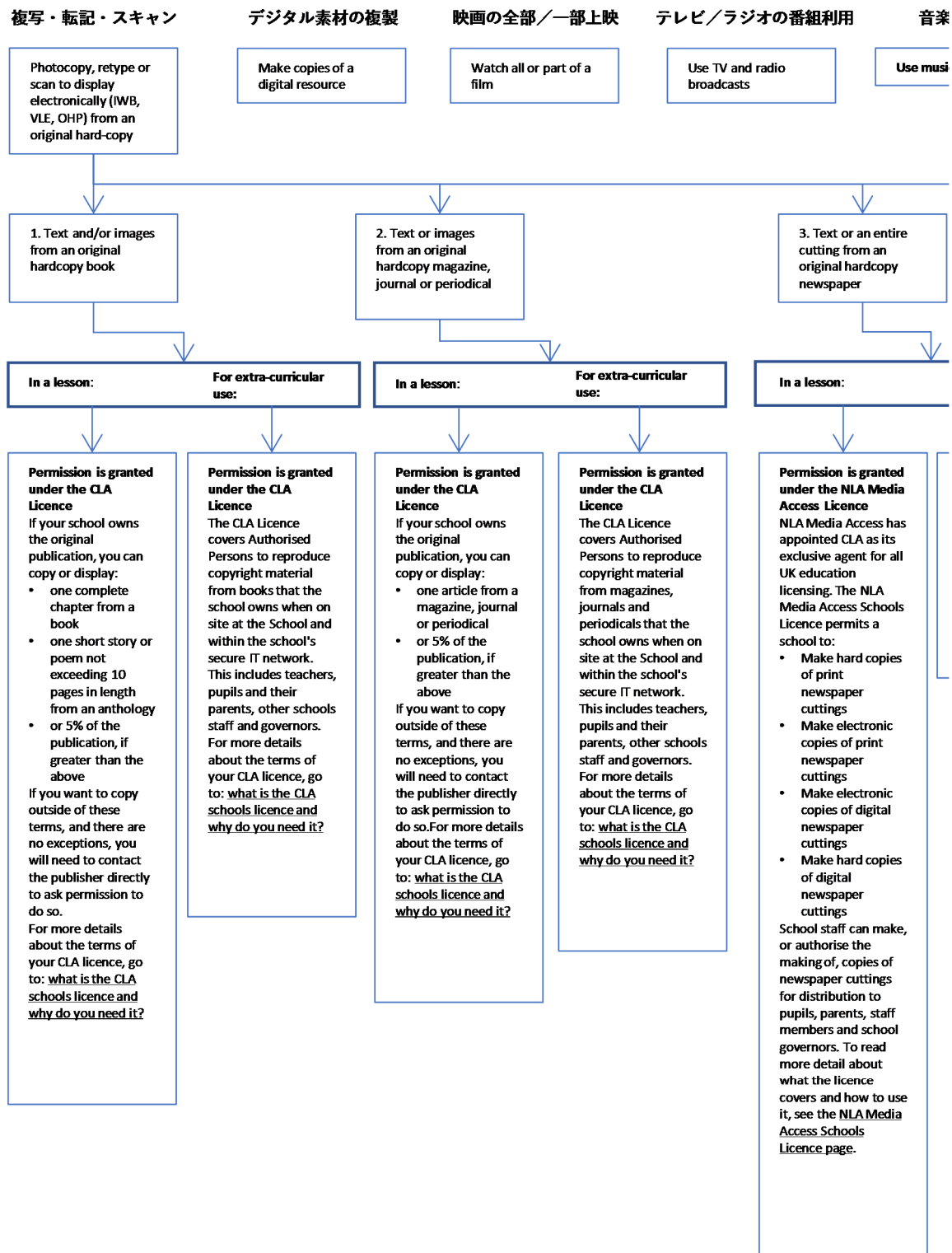
本調査では補償金制度やライセンス制度が教育現場をはじめとする関係者に対してどのように周知されているかを含めて調査をおこなったが、インターネットで児童生徒にもわかりやすく利用範囲等を紹介している例や直接教職員等に対して研修やセミナーを提供している例のように積極的に周知を図っている例から、広報手段が限定的な例まで、様々な事例が確認された。

今回の日本の補償金制度においては、対象となる非営利教育機関も無数にのぼる上、本制度が教育現場における著作権の普及啓発を促進する契機にもなることから、両当事者においては本調査によって明らかになった様々な取り組みを参考としながら適切な方策を講じることが期待される。

本調査結果が新たな補償金制度の運用を両当事者が協力して進めていく上での参考となり、日本のクリエイターや教育現場の実情を踏まえた運用がなされることによって、ICT 活用教育の推進による教育の質の向上や教育の機会の拡大、そして著作物の創作と利用の好循環を通じて日本の文化の発展につながることを期待したい。

参考資料

COPYRIGHT AND SCHOOLS (イギリス) のツリー図 (一部例を抜粋)



CLA（イギリス）の学校向けの調査予告パンフレット



CLA の学校向け調査でのウェブ登録画面

Eversley Primary School

Record Usage
Help
Sign Out

The Copyright Licensing Agency

Signed in as: Key Stage 1 KS1 1
Contact us

Welcome to your CLA survey. Your survey period is 08 August 2011 - 31 August 2011

What type of material are you copying and/or re-using? Please choose from one of the options below:

Website

Any website (or part of) that is being printed, e-mailed or displayed.

Digital Publication

Any e-book or online journal/magazine (or part of) being printed, e-mailed or displayed.

Printed Publication

Any printed publication (or part of) that is being printed, e-mailed or displayed.

By providing this information you are helping us to pay the authors, publishers and artists.

Eversley Primary School

Record Usage
Help
Sign Out

The Copyright Licensing Agency

Signed in as: Key Stage 1 KS1 1
Contact us

Please log all your copying and/or re-use below or choose another option

Website
Digital
Printed

What is being copied?

Title:

☐ E-book ☐ E-magazine ☐ E-journal ☐ Other

ISSN/ISBN:

Author/s (E-books only):

Publisher:

Pages from: to:

or estimated total pages:

How is it being used?

Distributed to: recipient(s)

Distribution method:

☐ E-mailed

☐ Displayed/projected

☐ Printed

☐ Told recipient to print/copy/save

CFC (フランス) の著作物利用報告シート



Tableau de déclaration à remplir par chaque enseignant/formateur

pour toute **COPIE D'ŒUVRE PROTÉGÉE** destinée aux élèves/étudiants/stagiaires (merci d'écrire au stylo noir ou bleu)

ÉTABLISSEMENT : _____

TITRE du livre, du journal ou du périodique	AUTEUR(S) (pour les livres)	ÉDITEUR (pour les livres)	COLLECTION (pour les livres)	Taille de l'extrait copié (en nombre de pages)	Nombre de destinataires des copies	Nombre total de copies diffusées	Mode(s) de diffusion
Exemple : LEMONDE.FR				5	x 32	= 160	☒ Photocopie ☐ Intranet/Intra
Exemple : HISTOIRE DE L'ENSEIGNEMENT EN FRANCE	A. LÉON P. ROCHE	PUF	QUE SAIS-JE ?	2	x 110	= 220	☒ Photocopie ☒ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra

Ce document doit rester anonyme

ENS 2

C'est de la qualité de vos déclarations que dépend la qualité du reversement des redevances aux auteurs et aux éditeurs.

TITRE du livre, du journal ou du périodique	AUTEUR(S) (pour les livres)	ÉDITEUR (pour les livres)	COLLECTION (pour les livres)	Taille de l'extrait copié (en nombre de pages)	Nombre de destinataires des copies	Nombre total de copies diffusées	Mode(s) de diffusion
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra
					x	=	☐ Photocopie ☐ Intranet/Intra

Merci de remettre ce tableau à la personne désignée dans votre établissement.

CFC - Centre Français d'exploitation du droit de Copie • enseignement supérieur - 20, rue des Grands-Augustins - 75006 Paris • enseignement-superieur@cfcopies.com

Copyright Agency（オーストラリア）の学校向け調査シート（紙）



**~ Australian Schools Copyright Collection ~
PUBLISHED MATERIAL FORM**

Complete this form when you photocopy, print or scan published material.
Please answer every question using a black or blue pen.

1. Attach a full extra copy of the material you have photocopied, printed or scanned. Attached ☐

2. How many pages have you photocopied/ printed/ scanned?
The number of pages you photocopied/ printed/ scanned from the original source.
Do not count any extra pages for Question 5.

Pages photocopied/ printed/ scanned

3. How many copies of each published page?
The number you entered into the photocopied/printed/scanned
multiplies the one for the extra copy provided in Question 1.

Number of times photocopied Times photocopied

Number of times printed Times printed

Number of times scanned Times scanned

4. Did you photocopy/ print/ scan this for: Check one box only

Images includes photographs, cartoons, drawings, charts, illustrations, maps and paintings. ☐ Image Only

Text Only ☐

Music includes print music, lyrics and guitar tabs. ☐ Music Only

Combination (images and music) ☐

5. Complete one of the following publication details:

Photocopy and attach the page with the publication details (extra page) ☐

OR, if not available

Photocopy and attach ISBN / ISSN / ISMN / or URL ☐

OR

Author's/Publisher's name

&

Title / Source

OR

Book, article, magazine, URL, CD-ROM

OR

I cannot identify any of the above (i.e. source unknown) ☐

6.

School ID Name

Machine Number Date 2017

9999999
9999999

5012, ASCC, FW1, V1.0, 101110

1. Attach a full extra copy of the material you have photocopied, printed or scanned. Attached ☐

2. How many pages have you photocopied/ printed/ scanned?
The number of pages you photocopied/ printed/ scanned from the original source.
Do not count any extra pages for Question 5.

Pages photocopied/ printed/ scanned

3. How many copies of each published page?
The number you entered into the photocopied/printed/scanned
multiplies the one for the extra copy provided in Question 1.

Number of times photocopied Times photocopied

Number of times printed Times printed

Number of times scanned Times scanned

Copyright Agency（オーストラリア）の学校向けオンライン調査画面

Log Your Activity FAQ

1. What did you use?

☐ Text Only

☒ Image Only ☐

☐ Music Only ☐

☐ Combination (Text/Image/Music)

2. How many images? ☐

3. Sourced from?

☒ Web Page

☐ Other

4. How did you use it?
Tick all that apply

☐ Download / Save / Copy to computer or storage device

☒ Make available on or from network / online

Intended no. of students/staff

☐ Email

☐ Tell students to Print / Copy / Save

☐ Take a digital photo/screenshot

☐ Display or Project
(excluding material displayed directly from a website to a class)

5. Copy and paste url

Description of image

6. SUBMIT

Copyright Agency の大学向け調査シート

UNIVERSITY PRINT & GRAPHIC COPYING SURVEY
Published Material Record Form

Use this form when copying published material at a monitored photocopier.
Answer each question below, staple a copy of the publication details
to this form and place the completed form in the tray provided.

1. Uni Date

2. Department Dept ID

Photocopier number:

3. Your name

4. Number of published pages copied (a)

5. Number of copies of each page (b)

6. Total copies made (a x b)

6a. Tick this box if you have copied two published pages to one side of an A4 page: ☐

7. Who will get these copies? (tick all that apply)
Ensure numbers add to number given in Q5 above.
If unsure of breakdown please give best estimate.

☐ INTERNAL Students
→ indicate number of copies

☐ EXTERNAL Students
→ indicate number of copies

☐ STAFF (this may include yourself)
→ indicate number of copies

☐ OTHER (specify.....)
→ indicate number of copies

8. Are the copies to form part of a collection of readings or course pack or a similar collection to be issued as a set to students or staff? (NB these packs do not include collections of media clippings made for staff.)

☐ Yes

☐ No

9. What have you copied? (tick one of the three boxes below and follow the instructions provided):

☐ A single published work
(e.g. a book, a journal article, an artwork etc)

You need to attach enough information to identify the copyright owner in the work you have copied.

1) Make a copy of the bar-coded international standard number (ISBN on the back of a book, ISSN on the front of a magazine or journal, or ISMN on a piece of music) and staple the copy to this form. If the work does not have an international standard number: make a copy the publication details (on the reverse of the title page in a book or the cover of other works, e.g. the cover of the journal or magazine) and staple the copy to this form. AND

2) If you are copying a work from a collection of works (e.g. an article from a journal or magazine or a chapter from an anthology) make a copy of the first/title page of the article or chapter and staple the copy to this form.

NOTE: If you are copying PRINT MUSIC or ARTWORKS make sure the composer or visual artist is identified.

☐ Newspaper

Make an additional copy of the article and fill out the details below. Staple the copy to this form.

Newspaper name:

Publication date: / / Page no(s):

Title of article/item:

☐ Multiple published works

Make an additional photocopy of the material you are copying, along with any identifying information, e.g. ISBN barcodes etc. Staple the copy to this form.

10. Does the material to be copied contain artworks or drawings? (e.g. cartoons, graphs, illustrations, maps etc)

☐ Yes → Attach a full copy of the material being copied (if not done already), AND attach a list of illustrations / diagrams if it exists.

☐ No

11. How many pages have you attached to this form?

APRA AMCOS (オーストラリア) の学校向けライセンス・パンフレット

SCHOOLS' MUSIC LICENCES

Need more information? (02) 9935 7900 schools@apra.com.au apraamcos.com.au

There are three APRA AMCOS music licences available to schools that enable them to legally perform and reproduce what is needed to deliver their music education programs:

1. APRA Performance Licence
2. AMCOS Print Music Licence
3. APRA AMCOS ARIA Music Recordings and Access (Audio-Visual) Licence

Most schools will require all three licences to fully cover their musical activities. All government schools in Australia are covered by the three licences **automatically** through their state or territory Department. Catholic and independent schools can opt in to each licence through their peak governing body.

ACTIVITIES COVERED BY THE LICENCES INCLUDE

ACTIVITY	PERFORMANCE LICENCE	PRINT MUSIC LICENCE	A/V LICENCE
Public performances associated with school activities – off campus or on campus (includes Schools Spectaculars and combined schools events)	✓		
Performing works in a Dramatic Context (conditions apply to secondary schools – see over*)	✓		
Recording a school performance and distributing copies within the school community			✓
Live-streaming a school performance on school website (must not remain on website after performance has concluded)			✓
Making photocopies and transcriptions of print music (limits apply – see over*)		✓	
Making digital or physical copies of sound recordings for performance, instruction or electronic presentation			✓
Playing a film for entertainment (eg. rainy lunch time, bus trip, fundraising movie nights) – Roadshow PPL Licence also required	✓		
Playing background music in communal spaces, social events, fêtes, discos, etc.	✓		
Using hold music on the school telephone system	✓		

ACTIVITIES THAT REQUIRE FURTHER LICENSING

- Performing a Grand Right Work in its entirety
- Digital reproduction of print music (more than 10%) – scanning physical print music and/or sharing digital files of print music (even if purchased in digital format)
- Photocopying print music for individual instrumental/vocal tuition (even if lessons occur at school), with the exception of music required for a school or Board of Studies examination. Music may not be photocopied for external examinations such as AMEB
- Photocopying more than 10%/one chapter of tutor books, technical work books and learn-to-play books
- Making print arrangements that alter the nature of the work (eg. changing harmonies, lyrics or instrumentation) or mash-ups of sound recordings

2

7900 schools@apra.com.au apraamcos.com.au

in a live or pre-recorded context at any event performances must be not-for-profit – any proceeds (or be donated to a charitable cause.

have been expressly written for the production – eg, stories, and large (exceeding 20 minutes) choral elements from the original, you must contact the

tion with a presentation on the live stage that has: a **Ballet**. **covered** by the Schools APRA Performance licence. the production is being advertised outside of the

opies of original print music that they own. Schools a transposition from original print music of a the allowed limit of copies per original score. If you , or **further permissions** from the publisher.

PER OF COPIES PER ORIGINAL OWNED BY THE SCHOOL OR TEACHER

3), 15 (Secondary Schools)

Choral sheets	5
Band/Orchestral set	A total of 30 parts
Collection of musical works i.e. song book	30 (Primary Schools), 15 (Secondary Schools) – up to 3 songs

Every copy needs to be marked with the following:

AMCOS Licensed Copy

School Name: _____

Date Copies Made: .../.../...

Copy Number: ... of ...

Every recording must display the following:

"This recording has been made under a licence from AMCOS and ARIA for educational purposes only"

And:

- Title of the musical works
- Composer and arranger
- Artist(s) and record company label of any Sound Recordings contained in the school's recording

THE APRA AMCOS ARIA MUSIC RECORDINGS AND ACCESS (AUDIO-VISUAL) LICENCE

The Audio-Visual licence covers schools to **make and copy** audio and audio-visual recordings and synchronise music with any visual format for educational purposes, including school performances, instruction and electronic presentations, and to share those recordings with staff and students via hardcopy or a password protected intranet (LMS or similar).

The licence also allows the school to make (or authorise members of the school community to make) audio and audio-visual recordings of school events, for the purposes of archive, or domestic or private use by members of the school community. These recordings may be sold to members of the school community for no more than the cost of reproduction. Recordings must not contain any advertising or promotional material.

Under the licence, schools may also live-stream a school performance on their own website. Further licensing is required if schools wish to post recordings to any website that is accessible by the general public.

APRA AMCOS (the Australasian Performing Right Association and the Australasian Mechanical Copyright Owners Society) is a rights management organisation which licenses performing, communication and reproduction rights in music on behalf of more than 30,000 members and 142,000 licensees with 170 affiliated organisations worldwide.

韓国「著作物の授業目的での利用に関するガイドライン」抜粋（私訳）

「著作物の授業目的での利用に関するガイドライン協議体」の参加団体は、十分な検討と協議の結果、本ガイドラインに合意します。

- ・ 文化体育観光部（MCST）
- ・ 教育部
- ・ 韓国大学教育協議会（KCUE）
- ・ 韓国専門大学（短期大学）教育協議会
- ・ 韓国サイバー（通信制）大学協議会
- ・ （社）韓国音楽著作権協会
- ・ （社）韓国映画配給協会
- ・ （社）大韓出版文化協会
- ・ （社）韓国複製転送著作権協会（KORRA）

Ⅱ ガイドライン項目別詳細

1. 補償金制度対象の教育機関

著作物の授業目的での利用許諾対象となる教育機関は、特別法に基づいて設立された学校と「高等教育法」による学校である。

したがって、「学園の設立・運営及び課外教習に関する法律」により設立された塾や教習所は「営利を目的として設立された施設」であるため、本ガイドラインの適用対象となる教育機関に該当しない。

国や地方自治体が運営する教育支援機関は、本ガイドラインの適用対象となる教育機関に該当しない、授業支援を目的とした補償支給対象機関である。

2. 授業の主体と範囲

(1) 授業の主体

「授業の主体」は、「学校及び教育機関」で教育を担当する教員（専任教員、兼任教員、招聘教員、非常勤講師など）と授業を受ける学生（休学生を除く）である。

したがって、教育を担当していない教育委員会や行政チームの教職員などが、授業目的としていない複製物を作り、「学校と教育機関」のなかで配布する行為は、本ガイドラインの適用対象ではなく、著作権者による事前の個別利用許諾を得なければならない。

(2) 授業及び授業の目的の範囲

- 「授業の目的」上、必要と認められる場合は「学校及び教育機関の教育課程で行わ

れる授業」に限定される。「授業の目的」とは、当該「学校及び教育機関」の「在学生」を対象とする教育課程として、その教育機関長の管理・監督下の対面授業又はこれに準ずる遠隔授業（放送通信による授業や情報通信の媒体を活用したオンライン授業を含む）に提供することを目的とすることである。

- 「学校及び教育機関」の教員の個別的な研究活動は、「授業の目的」に含まれないので、その研究活動での著作物の利用は、本ガイドラインの適用対象ではなく、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。
- 「音楽著作物」の場合には、評価（試験）・リハーサル・授業の目的で音楽著作物（楽曲・楽譜）を複製する場合に、本ガイドラインを適用することができる。

3. 著作物の授業目的での利用形態及び利用方法

（1）著作物の授業目的での利用形態

- 授業目的として利用される著作物の形態については制限がない。ただし、コンピュータ・プログラムは、本ガイドラインの適用対象著作物に該当しない。
- 外国著作物は、本ガイドラインの適用対象著作物に該当する。
- 著作物の利用条件に関する意思を著作物に明確に表示して、その範囲内では利用者が著作物を自由に利用できるようにするCCL（Creative Commons License）マークが付着されていたり、著作権の保護期間の満了・放棄等で著作権が消滅した著作物（以下「共有著作物」）は、本ガイドラインの適用対象の著作物に該当しない。

（2）授業目的での著作物の利用方法

- 授業目的として利用可能な著作物の利用方法は、「複製・配布・公演・展示又は公衆送信」による利用であり、レンタル及び二次的著作物の作成は該当しない。
- 授業目的の範囲内で公表された原著作物の英語歌詞や詩を、韓国語で翻訳したり、大衆歌謡をコンピュータを利用して演奏することができるように、コンピュータ用音楽として編曲するというような二次的著作物の作成は、著作権法第36条第1項（翻訳等による利用）の規定により許容される。
- 「教育を受ける者」は、授業目的の範囲内で公表された著作物を「複製または転送のみ」することができる。

4. 著作物の授業目的での利用許容範囲

（1）授業目的のため、許容される著作物利用条件：

「一部分の利用」と「必要な最小限の範囲」

著作権法第25条第2項の教育機関は、授業または支援の目的上、必要と認められる場合に公表された著作物の「一部分を利用」することができる。ただし、著作物の性質やその利用の目的及び形態等に照らし、著作物の全部を利用することがやむを得ない場合には、すべてを利用することができる。

(2) 語文著作物

- 論文・小説・エッセイ・詩など語文著作物の場合、全体の1%以内を用することは公正利用の対象であり、その語文著作物の全体の10%を超えることは、本ガイドラインの適用対象ではなく、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。
- 教員は授業または授業の準備のための調査または利用のために、直接または要請して単行本の一部、定期刊行物に掲載された論文、単行本や定期刊行物に含まれているチャート・グラフ・図表などを1部複製することができる。
- 学術書籍や大学の教材のような語文著作物の内容を要約して教案（PT講義資料を含む）を作成することは、本ガイドラインの適用対象に該当する。

(3) 音楽著作物

- 音楽著作物の全体の5%以内（最大30秒）を使用することは公正利用の対象であり、音楽著作物の全体の20%（最大5分以内）を超えることは、本ガイドラインの対象ではなく、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。
- 音楽著作物の抜粋部分（excerpt of sheet）を複数部複製することが許容される。ただし、その場合、学生の数を超える複製をしてはならず、抜粋部分が公演をすることができる単位（performable unit）を構成することは許されない。
- 公演目的として音楽著作物を複製することは許容されないので、公演のため複製することは許容されず、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。
- 楽譜などが絶版により、市販での購入が困難な場合、楽譜等を複製・配布し、授業目的として利用する行為は、本ガイドラインの適用対象に該当する。

(4) 映像著作物(Audiovisual Works)

- 映像著作物の全体の5%以内（最大30秒）を使用すること公正利用の対象であり、映像著作物の全体の20%（15分）を超えることは、本ガイドラインの適用対象ではなく、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。
- 映像著作物の一部分利用を原則とするが、現実的に編集などに特定の技術と相当な努力を必要とし、映像著作物の全部を使用するしかない場合は本ガイドライン

の適用対象に該当する。

- 映像著作物を編集して、授業の資料として加工したり、PT（講義資料）に挿入して利用したり、映画の一部分を繰り返し見て英語の学習などをする場合は、本ガイドラインの適用対象に該当する。
- 教員が同時中継で放送されたり、転送される映像著作物（Audiovisual Works）を原著物そのまま授業目的で使用する場合は、本ガイドラインの適用対象に該当せず、著作権者から事前に個別利用許諾を得なければならない。

(5) 写真著作物

- 写真著作物は、原則として、その性質や利用の目的及び形態等に比べ、著作物の全部を利用することがやむを得ない場合に該当するため、すべてを利用しても本ガイドラインの適用対象に該当する。

5. 補償金支給

- (1) 著作権法第25条第2項に基づき授業目的で著作物を利用する者は、著作権法第25条4項に基づいて、文化体育観光部長官が告示した基準に従って補償金を集中管理団体に支給しなければならない。ただし、第25条4項ただし書に基づき、高校及びこれに準ずる学校以下の学校での授業目的で著作物を利用する場合、補償金を支給しないこととする。

- (2) 補償金の支給時に、次の各号に該当する場合は、補償金算定から除外する。（公正利用に該当したり、共有（public domain）著作物を利用する場合）

ア．文章（語文）著作物の1%以内を使用している場合

イ．音源形態の著作物を5%以内に使用する場合、ただし、最大30秒に制限

ウ．映像著作物（映画、放送、アニメーションなど）を5%以内に使用する場合、ただし、最大30秒に制限

エ．保護期間が満了した著作物、共有著作物、寄贈著作物、補償金請求を放棄した著作権者の著作物

- (3) 補償金の納付主体は、著作物の名称、著作権者、出处、利用量など、著作物の利用内訳を補償金受領団体（韓国複製転送著作権協会）利用内訳様式に従って明確に作成し提出しなければならない。ただし、包括方式の場合、補償金の納付主体は、著作物利用内訳の提出は除外するが、補償金受領団体が実施する著作物利用内訳実態調査に協力しなければならない。

6. 技術的保護措置

著作権法第 25 条第 2 項の規定による「学校および教育機関」が、その授業の目的上、著作物を転送する場合は、次のような技術的措置をとらなければならない。

(1) 違法利用を防止するために必要な技術的措置

- ア. 転送する著作物を、授業を受ける者以外に利用することができないようにするアクセス（接近）制限措置
- イ. 転送する著作物を、授業を受ける者以外複製することができないようにする複製防止措置

(2) 著作物に著作権保護関連の警告文の表示

(3) 転送に関連した補償金を算定するための装置の設置

英国著作権法関連法文

大山幸房・今村哲也訳

<http://www.cric.or.jp/db/world/england.html>

第 29 条（研究及び私的学習）

(1) 非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。ただし、十分な出所明示を伴うことを条件とする。

(1A) 削除

(1B) 第 1 項に定める目的のための公正利用に関連して、實際上その他の理由のために出所明示が不可能である場合には、いずれの出所明示も、要求されない。

(1C) 私的学習を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 削除

(3) 研究者又は学習者自身以外の者による複製は、次に掲げるいずれかに該当するときは、公正利用ではない。

(a) 司書又は司書のために行動する者の場合には、第 42 A 条（司書による複製：発行された著作物の単一の複製物）又は第 40 条に基づく規則が第 38 条又は第 39 条（記事又は発行された著作物の部分——同一資料の多数の複製物に対する制限）に基づいて行われることを許さないいずれかの行為をその者が行うとき。

(b) 他のいずれの場合にも、複製を行う者が、その複製が実質的に同一の時に、かつ、実質的に同一の目的のために 2 人以上の者に提供される実質的に同一の資料の複製物となることを知り、又はそう信じる理由を有するとき。

(4) 次に掲げる行為は、公正利用ではない。

(a) 低いレベルの言語で表現されたコンピュータ・プログラムをより高いレベルの言語で表現されたバージョンに変換すること。

(b) そのプログラムをそのように変換する過程において付随的に、そのプログラムを複製すること。（これらの行為は、第 50 条の B（逆コンパイル）に従って行われる場合には、許される行為である。）

(4A) コンピュータ・プログラムのいずれかの要素の基礎となるアイデア（着想）及び原理を決定するためにそのプログラムの機能を観察し、研究し、又は検査することは、公正利用ではない。（これらの行為は、第 50 条の BA（観察、研究及び検査）に従って行われる場合には、許される。）

(4B) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(5) 削除

第 32 条（教育のための説明）

- (1) 教育における説明をもっぱらの目的とする著作物の公正利用は、次に掲げる条件を満たす場合には、その著作物の著作権を侵害しない
 - (a) 非商業的な目的であること
 - (b) 授業を行い若しくは受ける者(又は、授業を行い若しくは受ける準備をする者)により行われること、
 - (c) 十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。
- (2) 第1項の目的において、「授業を行い若しくは受ける」とは、試験問題の作成、生徒への問題の伝達及び問題の解答を含む。
- (3) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

第33条（教育上の使用のための詩文集）

- (1) 発行された文芸又は演劇の著作物からの短い章句を次に掲げる収集物に挿入することは、その著作物自体が教育機関における使用を意図されず、かつ、挿入が十分な出所明示を伴うときは、その著作物の著作権を侵害しない。
 - (a) 教育機関における使用を意図され、かつ、その題号において、及び出版者により又は出版者のために配布されるいずれかの広告においても、その旨が記載されている収集物であって、かつ、
 - (b) 著作権が存続しない資料から主として成るもの。
- (2) 第1項の規定は、同一の著作者が作成した著作権のある著作物からの3以上の抜粋を、5年のいずれかの期間にわたって同一の出版者が発行した収集物に挿入することを許可するものではない。
- (3) いずれかの特定の章句に関して、第2項における同一の著作者が作成した著作物からの抜粋への言及は、
 - (a) その著作者が他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされ、かつ、
 - (b) 当該章句がそのような著作物からの抜粋であるときは、いずれかの著作者が1人で又は他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされる。
- (4) この条における教育機関における著作物の使用への言及は、そのような機関の教育目的のためのいずれもの使用への言及である。

第34条（教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること）

- (1) 教育機関における教師及び生徒並びに教育機関の活動に直接関係する他の者から成る聴衆を前にして次に掲げる者が文芸、演劇又は音楽の著作物を実演することは、著作権侵害の目的上、公の実演ではない。
 - (a) 教育機関の活動の過程において、教師若しくは生徒
 - (b) 教育機関において、授業の目的上、いずれかの者

(2) 教育機関におけるそのような聴衆を前にして録音物、映画又は放送を授業を目的として演奏し、又は上映することは、著作権侵害の目的上、著作物を公に演奏し、又は上映することではない。

(3) この目的上、いずれの者も、その者が教育機関における生徒の親であることのみを理由として、教育機関の活動に直接関係することとはならない。

第 35 条（教育機関による放送の録音・録画）

(1) 放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物は、以下の条件を満たす場合には、放送又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく、教育機関の教育目的のためにその機関が、又はその機関の代わりに、作成することができる。

(a) 教育目的が、非商業的であること、及び

(b) 録音・録画物又はその複製物が十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2) 第 1 項に基づいて作成された放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物が、教育機関の非商業的目的のために、その機関により、又はその機関の代わりに、当該機関の生徒又は教職員に対して伝達された場合、著作権は侵害されない。

(3) 第 2 項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみに適用される。

(4) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識すべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。

(5) この条に基づいて作成された複製物がその後に利用される場合には、

(a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(6) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。

(a) 販売され、若しくは賃貸されること、

(b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は

(c) 第 2 項で許容される以外の方法で伝達されること。

第 36 条（教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用）

(1) 教育機関により、又は教育機関に代わり行われる、関連する著作物からの抜粋の複製は、次の条件が満たされる限り、当該著作物の著作権を侵害しない。

(a) 複製物が非商業目的の授業のために作成されること、及び

(b) 十分な出所明示が伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2) 第 1 項に基づいて作成された抜粋の複製物が、教育機関の非商業的目的の授業のために、その機関により、又はその機関に代わって、当該機関の生徒又は教職員に伝達された

場合、著作権は侵害されない。

(3) 第2項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみに適用される。

(4) この条において、「関連する著作物」とは、次に掲げる著作物以外の著作物を意味する。

(a) 放送、又は

(b) 他の著作物に組み入れられていない美術の著作物。

(5) この条の規定に基づいて、12 カ月間にわたって、教育機関により、又は教育機関に代わり、著作物の5パーセントを超えない部分を複製することができる。この場合において、他の著作物に組み入れられた著作物は、単一の著作物として取り扱うものとする。

(6) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識すべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。

(7) この条により許容される行為を教育機関に許諾する場合の許諾の条件は、(有償又は無償を問わず)この条に基づいて許されるよりも少ない割合でしか複製ができないように制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。

(8) この条に基づいて作成された複製物がその後に利用される場合には、

(a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。

(9) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。

(a) 販売され、若しくは賃貸されること、

(b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は

(c) 第2項で許容される以外の方法で伝達されること。

第36条のA（教育機関による複製物の貸与）

著作物の著作権は、教育機関による著作物の複製物の貸与により侵害されない。

第40条のB（図書館及び教育機関など：著作物を専用端末装置により利用可能にすること）

(1) 著作物の著作権は、第3項の条件を満たしている場合に、第2項に特定された機関が、その施設内の専用端末装置を用いて、公衆に対して著作物を伝達することにより、又は著作物を公衆が利用可能にすることにより、侵害されない。ただし、

(2) 諸機関とは、以下のものをいう。

(a) 図書館、

(b) 記録保管所、

(c) 博物館、および

(d) 教育機関。

- (3) 著作物およびその複製物の条件は、以下の通りである。
- (a) その機関により適法に取得されたものであること、
 - (a) 調査又は私的学習の目的で公衆の個別の構成員に対して伝達又は利用可能とされていること、かつ
 - (c) その著作物が対象となっているいずれの購入又は許諾にかかる条件に従って伝達され又は利用可能とされているものであること

第 189 条（この部により付与される権利にかかわらず許される行為）

附則第 2 の規定は、この部により付与される権利にかかわらず行うことができる行為であって、第 1 部第 3 章に明示する行為（著作権にかかわらず許される行為）のあるものに広範囲に対応するものを明示する。

フランス知的所有権法典関連法文

財田寛子訳

<http://www.cric.or.jp/db/world/france.html>

第 122 の 5 条 著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。

- (1) 専ら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏
- (2) 適法な出所から行われるコピー又は複製であって、コピーする者の私的使用に厳密に当てられ、かつ、集団的使用が意図されないもの。ただし、原著物が創作された目的と同一の目的のために使用されることが意図される美術の著作物のコピー及び第 122 の 6 の 1 条の II に規定する条件に従って作成される保全コピー以外のソフトウェアのコピー並びに電子的データベースのコピー又は複製は除く。
- (3) 著作者の名前及び出所が明示されることを条件として、
 - a) 要約及び短い引用であってそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されるもの
 - b) プレス・レビュー
 - c) 政治的、行政的、司法的又は学問的集会、政治上の公の会合及び公式の儀式において行われる公衆を対象とする演説を、時事の報道としてプレス又はテレビ放送の手段によって、全体までも頒布すること。
 - d) フランスにおいて行われる裁判上の競売のカタログに掲載することが意図される図形的又は造形的美術の著作物の全体的又は部分的複製であって、販売に供される美術の著作物を記述することのみを目的として販売前に公衆の利用に供される複製物のためのもの。
 - e) 著作物（教育目的のために構想される著作物及び楽譜は除く。）の抜粋の上演・演奏又は複製であって、専ら教育及び研究（教育の延長において企画される試験及びコンクールの主題の入念な作成及び頒布のためのものを含み、いずれの遊び又は娯楽の活動も除く。）の枠内における説明を目的とするもの。ただし、この上演・演奏又はこの複製が、特にデジタル作業空間の手段によって、その大多数がこの上演・演奏又はこの複製を必要とする教育、養成行為又は研究活動に直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される公衆を対象としている場合、この上演・演奏又はこの複製が、このように構成される公衆の部外者へのいずれの発行又は頒布の対象にもならない場合、この上演・演奏又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、かつこの上演・演奏又はこの複製が、第 122 の 10 条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。
- (4) パロディ、模作及び風刺画。ただし、当該分野のきまりを考慮する。
- (5) 契約に規定する使用の必要のため、かつ、契約に規定する使用の限度内において、

電子的データベースの内容にアクセスするために必要な行為

(6) 過渡的又は付随的な性格を示す一時的複製であって、技術的プロセスの構成要素かつ不可欠な部分であり、著作物の適法使用を可能とし、又は仲介者の助けを借りるネットワークの手段による第三者間の伝送を可能とすることを唯一の目的とするもの。ただし、このソフトウェア及びデータベース以外の著作物のみを対象とすることができる一時的複製は、固有の経済的価値を有してはならない。

(7) 第 122 の 5 の 1 条及び第 122 の 5 の 2 条に規定する条件に従った公衆に開放された法人及び施設、例えば、図書館、記録保存所、資料センター及びマルチメディア文化空間による複製及び上演・演奏であって、運動的、肉体的、感覚的、精神的、認知的及び心理的機能の一又は複数の障害を負い、これらの障害の事実により著作者が著作物を公衆の利用に供する形式で著作物にアクセスすることが妨げられる者による著作物の厳密に個人的な閲覧を目的とするもの。

(8) 公衆がアクセス可能な図書館・博物館・美術館又は記録保存機関による、保存を目的として行われる、又は個人による私的な研究若しくは調査を目的とした施設の敷地内での及び専用端末上での閲覧という環境を維持することが意図される、著作物の複製及びその上演・演奏。ただし、いずれの経済的又は商業的利益も求めないことを条件とする。

(9) 図形的、造形的又は建築的美術の著作物の全体的又は部分的な複製又は上演・演奏であって、専ら直接的報道を目的として、かつ、直接的報道との直接の関係において、文書、視聴覚又はオンラインでのプレス的手段によって行われるもの。ただし、著作者の名前を明示することを条件とする。

この第 9 号第 1 段は、それ自体が報道を目的とする著作物、特に写真又は図解の著作物には適用されない。

特にその数量又は形式によって、追及される専ら直接的報道という目的と厳密に釣合いの取れていない、又は直接的報道と直接の関係にない複製又は上演・演奏は、関係する職業部門において効力を有する協定又は料金表を基礎として、著作者への報酬をもたらす。

(10) 公の研究の必要のための、学術的文書に含まれる、又は結び付いたテキスト及びデータの発掘を目的とした、適法な出所から行われるデジタルコピー又は複製。ただし、いずれの商業的目的も除く。デクレが、テキスト及びデータの発掘が実施される条件並びにそのためにファイルが作り出された研究活動の終了時におけるそのファイルの保存及び伝達の方法を定める。これらのファイルは、研究のデータを構成する。

(11) 自然人によって行われる公道に恒久的に設置された建築の著作物及び彫刻の複製及び上演・演奏。ただし、いずれの商業的性格を有する使用も除く。

2 この条に列挙する例外は、著作物の通常の利用を害することはできず、また、著作者の正当な利益を不当に害することもできない。

3 この条の適用方法、特に第 3 号 d)に規定する資料の特徴及び頒布の条件は、コンセイ

ユ・データのデクレによって明定される。

第 122 の 10 条 著作物の発行は、第 3 編第 2 章によって規律される集中管理機関であつてそのために文化担当大臣から認可されたものへの複写による複製権の譲渡を伴う。認可された機関のみが、このように譲渡される権利の管理を目的として使用者といずれの取決めも締結することができる。ただし、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としたコピーを許諾する約定は、著作者又はその権利承継人の同意を条件とする。著作物の発行の日には著作者又はその権利承継人による指定がない場合には、認可された機関の一角が、この権利の譲受人とみなされる。

2 複写とは、写真の技術又は直接読むことを可能にする同等の効果を有する技術による紙又は類似の媒体上へのコピーの形式での複製をいう。

3 第 1 項の規定は、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としてコピーを作成する著作者又はその権利承継人の権利を妨げない。

4 反対のいずれの約定にもかかわらず、この条の規定は、その発行の日のいかなを問わず、保護されるいずれの著作物にも適用される。

第 211 の 3 条 この章において付与される権利の受益者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。

(1) 専ら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏

(2) 適法な出所から行われる複製であつて、それを行う者の私的使用に厳密に当てられ、かつ、集団的使用が意図されないもの。

(3) 出所を特定する十分な要素があることを条件として、

－要約及び短い引用であつてそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されるもの

－プレス・レビュー

－政治的、行政的、司法的又は学問的集会、政治上の公の会合及び公式の儀式における公衆を対象とする演説を、時事の報道としてプレス又はテレビ放送の手段によって、全体までも頒布すること。

－隣接権によって保護される目的物（教育目的のために構想される目的物は除く。）の抜粋の公衆への伝達又は複製であつて、専ら教育及び研究（いずれの遊び又は娯楽の活動も除く。）の枠内における説明を目的とするもの。ただし、この公衆への伝達又はこの複製の対象とされる公衆の大多数が、直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される場合、この公衆への伝達又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、かつこの公衆への伝達又はこの複製が、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。

(4) パロディ、模作及び風刺画。ただし、当該分野のきまりを考慮する。

(5) 過渡的又は付随的な性格を示す一時的複製であつて、技術的プロセスの構成要素か

つ不可欠な部分であり、隣接権で保護される目的物の適法使用を可能とし、又は仲介者の助けを借りるネットワークの手段による第三者間の伝送を可能とすることを唯一の目的とするもの。ただし、この一時的複製は、固有の経済的価値を有してはならない。

(6) 第 122 の 5 条第 7 号、第 122 の 5 の 1 条第 1 号及び第 122 の 5 の 2 条に定める条件に従った実演、レコード、ビデオグラム又は番組の複製及び公衆への伝達

(7) 公衆がアクセス可能な図書館、博物館・美術館又は記録保存機関によって行われる、保存を目的として実行される、又は個人による私的な研究若しくは調査を目的とした施設の敷地内での及び専用端末上での閲覧という環境を維持することが意図される、実演、レコード、ビデオグラム又は番組の複製及び上演・演奏行為。ただし、これらがいずれの経済的又は商業的利益も求めないことを条件とする。

2 この条に列挙する例外は、実演、レコード、ビデオグラム又は番組の通常の利用を害することはできず、また、実演家、製作者又は視聴覚伝達企業の正当な利益を不当に害することもない。

第 321 の 1 条 I 集中管理機関とは、その主たる目的が、その著作権又は隣接権をこの法典第 1 編及び第 2 編に定めるようなこれらの権利の複数の権利者のために、これらの権利者の集团的利益に資するように、法的規定に基づいて、又は契約の履行によって管理することにあるいずれかの法的形式において設立された法人である。

2 これらの機関は、

(1) 第 1 項に規定する権利の権利者である構成員によって監督されるか、

(2) 非営利目的でなければならない。

3 集中管理機関は、自己が代表する権利者の最良の利益のために行動し、並びにこれらの者の権利及び利益を保護するため、又はこれらの者の権利の効果的な管理を確保するために客観的に必要ではない義務を課すことはできない。

II 集中管理機関は、自己が代表する権利者及び公衆の利益のために、文化推進活動を実施し、並びに社会的、文化的及び教育的サービスを提供することができる。

第 321 の 2 条 正式に設立された集中管理機関は、規約上責任を負う権利の保護のため、並びにその構成員の物質的及び精神的利益を保護するために、特にこれらの機関が関係する職業別協定の枠内で、裁判所に出廷する資格を有する。

2 これらの機関はまた、労働法典の規定に従って職業組合の代表に適用される規則に従うことを条件として、これらの機関が代表する権利者の社会的保護、福利厚生及び養成の分野において審議する権限を有する組織の内部に本拠を置く資格を有する。

第 321 の 3 条 集中管理機関は、その構成員及びこれらの機関が財産的権利を管理する他の権利者に、特にこの法典に基づいてこれらの者に認められる権利の行使のために、特に情報、集团的決定への参加の分野において、及び機関の監督のために、これらの機関と電子的

手段によって連絡を取ることを可能にする。

第 321 の 4 条 フランスにおいて設置された集中管理機関は、この章の規定に従う。

2 欧州連合外に設置された集中管理機関であって保護される著作物その他の目的物の利用権をフランスにおいて管理するものは、第 324 の 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 324 の 7 条、第 324 の 8 条、第 324 の 12 条から第 324 の 14 条まで、第 326 の 2 条第 2 項、第 326 の 3 条及び第 326 の 4 条の規定に従う。

3 これらの機関は、第 327 の 1 条第 2 号に基づいて、著作権及び隣接権の管理機関の監督委員会の監督に従う。第 327 の 1 条第 3 号に規定する斡旋も、これらの機関に適用される。

4 欧州連合外に設置された集中管理機関であって保護される音楽の著作物の利用権をフランスにおいて管理するものは、さらに、第 325 の 1 条、第 325 の 2 条、第 325 の 5 条から第 325 の 7 条までの規定に従う。

第 321 の 5 条 集中管理機関は、この章の規定に従うことを条件として、それに基づいて設立された法的形式に固有の規則によって規律される。

ドイツ著作権法関連法文

https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_urhg/

Act on Copyright and Related Rights (Urheberrechtsgesetz, UrhG)

Copyright Act of 9 September 1965 (Federal Law Gazette I, p. 1273), as last amended by Article 1 of the Act of 1 September 2017 (Federal Law Gazette I p. 3346)

Section 52 Communication to the public

- (1) It shall be permissible to communicate to the public a published work if that communication serves a non-profit-making purpose for the organiser, if participants are admitted free of charge and, in the case of a lecture or performance of a work, if none of the performers (section 73) is paid a special remuneration. Equitable remuneration shall be paid for the communication. The obligation to pay remuneration shall not apply to events organised by the youth welfare service, the social welfare service, geriatric and welfare service, and the prisoners' welfare service insofar as they are only available to a specific, limited group of persons on account of their social or educational purpose. This shall not apply where the event serves the profit-making purpose of a third party; in such cases the third party shall pay the remuneration.
- (2) It shall also be permissible to communicate to the public a published work in a religious service or at a religious celebration organised by a church or religious community. The organiser shall, however, pay the author equitable remuneration.
- (3) Public stage performances, making available to the public and broadcasting of a work, as well as public screenings of a cinematographic work shall always only be permissible with the consent of the rightholder.

Section 54 Obligation to pay remuneration

- (1) Where, given the nature of a work, it is probable that the work will be reproduced and such reproduction is permissible pursuant to section 53 (1) or (2) or sections 60a to 60f, the author of the work shall be entitled to payment of equitable remuneration from the manufacturer of appliances and of storage mediums, where the type of appliance or storage medium is used solely or together with other appliances, storage mediums or accessories, for the making of such reproductions.
- (2) The claim according to subsection (1) shall not apply where in the light of the circumstances it can be expected that the appliances or storage mediums will not be used for reproductions in the territory to which this Act applies.

Section 54c Obligation incumbent on the operator of photocopiers to pay remuneration

- (1) Where appliances of the type referred to in section 54 (1), being appliances for reproduction by means of photocopying or by some other process having a similar effect, are operated in schools, universities, vocational training institutions or other educational and further education institutions, research institutions, public libraries, in non-commercial archives or institutions in the field of cinematic or audio heritage or in non-commercial publicly accessible museums or in institutions which keep appliances available for making photocopies in return for payment, the author shall be entitled to payment of equitable remuneration also from the operator of the appliance.
- (2) The amount of remuneration altogether owed by the operator shall be calculated in accordance with the type and extent of the use of the appliance which is likely in the circumstances, particularly its location and the usual use thereof.

Section 60a Teaching in educational establishments

- (1) For the purpose of illustration in teaching in educational establishments, up to 15 per cent of a published work may be reproduced, distributed, made available to the public or otherwise communicated to the public on a non-commercial basis
 1. for teachers and participants at the respective event,
 2. for teachers and examiners at the same educational establishment and
 3. for third persons insofar as this serves to present lessons or lectures or the results of tuition or training or learning outcomes at the educational establishment.
- (2) In derogation from subsection (1), full use may be made of illustrations, isolated articles from the same professional or scientific journal, other small-scale works and out-of-commerce works.
- (3) Subsections (1) and (2) do not authorise the following uses:
 1. reproduction of a work by means of recording onto video or audio recording mediums or communication to the public of a work while it is being publicly recited, performed or presented,
 2. reproduction, distribution and communication to the public of a work in schools which is exclusively suitable, intended and labelled for teaching in schools, and
 3. reproduction of graphic recordings of musical works to the extent that such reproduction is not required for making content available to the public in accordance with subsections (1) or (2).

- (4) Educational establishments are early childhood educational establishments, schools, universities, vocational schools, and other training and further education institutions.

Section 60b Media collections for teaching

- (1) Producers of media collections for teaching may reproduce, distribute or make available to the public up to 10 per cent of a published work for such collections.
- (2) Section 60a (2) and (3) shall apply mutatis mutandis.
- (3) Media collections for teaching within the meaning of this Act are collections which bring together a significant number of authors and which are exclusively suitable, intended and labelled for the purpose of illustration in teaching in educational establishments (section 60a) on a non-commercial basis.

Section 60e Libraries

- (1) Publicly accessible libraries which neither directly nor indirectly serve commercial purposes (libraries) may reproduce a work from their holdings or exhibitions, or have such a work reproduced, for the purpose of making available, indexing, cataloguing, preservation and restoration, including more than once and with technically required alterations.
- (2) For restoration purposes, libraries may distribute reproductions of a work from their holdings to other libraries or to institutions as referred to in section 60f. They may lend restored works, as well as copies of newspapers, out-of-commerce works or damaged works from their holdings.
- (3) Libraries may distribute reproductions of a work as referred to in section 2 (1) numbers 4 to 7 insofar as this is done in connection with their public exhibitions or with the documentation of the library's holdings.
- (4) Libraries may make a work from their holdings available to their users for personal research or private studies at terminals on their premises. They may enable users, for non-commercial purposes, to reproduce up to 10 per cent of a work per session and to make reproductions of isolated illustrations, articles from the same professional or scientific journal, other small-scale works and out-of-commerce works.
- (5) In response to individual orders, libraries may for non-commercial purposes transmit reproductions of up to 10 per cent of a published work to users, as well as reproductions of isolated articles which have appeared in professional or scientific journals.

Section 60f Archives, museums and educational establishments

- (1) Section 60e shall apply mutatis mutandis, with the exception of subsection (5), to archives, institutions in the field of cinematic and audio heritage, as well as to publicly accessible museums and educational establishments (section 60a (4)) which neither directly nor indirectly serve commercial purposes.
- (2) Archives which also act in the public interest may reproduce a work or have a work reproduced in order to include it as archival material in their holdings. The agency submitting the work shall without delay delete any reproductions in its possession.

Section 60g Lawfully permitted use and contractually authorised use

- (1) The rightholder may not invoke agreements which restrict or prohibit uses permitted in accordance with sections 60a to 60f and such restriction or prohibition is to the detriment of the persons entitled to such use.
- (2) In derogation from subsection (1), agreements which deal exclusively with the making available of content at terminals in accordance with section 60e (4) and section 60f (1) or with the transmission of reproductions in response to individual orders in accordance with section 60e (5) shall have priority over lawful permission.

Section 60h Equitable remuneration of lawfully permitted uses

- (1) The author shall be entitled to equitable remuneration for uses in accordance with this Subchapter. Reproductions shall be remunerated in accordance with sections 54 to 54c.
- (2) In derogation from subsection (1), the following uses shall not be subject to remuneration:
 1. communication to the public for the benefit of members of educational establishments and their families in accordance with section 60a (1) numbers 1 and 3 and section 60a (2), with the exception of making the content available to the public,
 2. reproductions for the purpose of indexing, cataloguing, preservation and restoration in accordance with section 60e (1) and section 60f (1).
- (3) Payment of flat-rate remuneration shall be sufficient, as shall the usage-related calculation of the equitable remuneration based on a representative sample of usage. This shall not apply to uses pursuant to sections 60b and 60e (5).
- (4) Claims to equitable remuneration may only be asserted through a collecting society.
- (5) If the user is acting on behalf of an institution, only the latter shall be subject to pay remuneration. As regards reproductions which, pursuant to subsection (1), second sentence, are remunerated in accordance with sections 54 to 54c, only these provisions shall be applicable.

オーストラリア著作権法関連法文

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00414/Controls/>

Copyright Act 1968

No. 63, 1968

Compilation No. 54

Compilation date: 22 December 2017

Includes amendments up to: Act No. 49, 2017

Registered: 22 December 2017

28 Performance and communication of works or other subject-matter in the course of educational instruction

- (1) Where a literary, dramatic or musical work:
 - (a) is performed in class, or otherwise in the presence of an audience; and
 - (b) is so performed by a teacher in the course of giving educational instruction, not being instruction given for profit, or by a student in the course of receiving such instruction;the performance shall, for the purposes of this Act, be deemed not to be a performance in public if the audience is limited to persons who are taking part in the instruction or are otherwise directly connected with the place where the instruction is given.
- (2) For the purposes of this section, educational instruction given by a teacher at a place of education that is not conducted for profit shall not be taken to be given for profit by reason only that the teacher receives remuneration for giving the instruction.
- (3) For the purposes of this section, a person shall not be taken to be directly connected with a place where instruction is given by reason only that he or she is a parent or guardian of a student who receives instruction at that place.
- (4) The last three preceding subsections apply in relation to sound recordings and cinematograph films in like manner as they apply in relation to literary, dramatic and musical works but, in the application of those subsections in relation to such recordings or films, any reference to performance shall be read as a reference to the act of causing the sounds concerned to be heard or the visual images concerned to be seen.
- (5) A communication of a literary, dramatic or musical work, a sound recording or a cinematograph film is taken for the purposes of this Act not to be a communication to the public if the communication is made merely to facilitate:
 - (a) a performance of the work that, because of this section, is not a performance in

- public; or
 - (b) an act of causing sounds forming part of the recording to be heard that, because of this section, is not an act of causing the sound recording to be heard in public; or
 - (c) an act of causing visual images or sounds forming part of the cinematograph film to be seen or heard that, because of this section, is not an act of causing the film to be seen or heard in public.
- (6) A communication of a television broadcast or sound broadcast is taken for the purposes of this Act not to be a communication of the broadcast, or of a work or other subject-matter included in the broadcast, to the public if:
- (a) the communication is made merely to facilitate the television broadcast being seen and heard, or the sound broadcast being heard, in class or otherwise in the presence of an audience, in the course of educational instruction that:
 - (i) is given by a teacher; and
 - (ii) is not given for profit; and
 - (b) the audience is limited to persons who are taking part in the instruction or are otherwise directly connected with the place where the instruction is given.
- (7) A communication of an artistic work is taken for the purposes of this Act not to be a communication of the work to the public if:
- (a) the communication is made merely to facilitate the work being seen in class or otherwise in the presence of an audience, in the course of educational instruction that:
 - (i) is given by a teacher; and
 - (ii) is not given for profit; and
 - (b) the audience is limited to persons who are taking part in the instruction or are otherwise directly connected with the place where the instruction is given.

44 Inclusion of works in collections for use by places of education

- (1) The copyright in a published literary, dramatic, musical or artistic work is not infringed by the inclusion of a short extract from the work, or, in the case of a published literary, dramatic or musical work, from an adaptation of the work, in a collection of literary, dramatic, musical or artistic works contained in a book, sound recording or cinematograph film and intended for use by places of education if:
- (a) the collection is described in an appropriate place in the book, on the label of each record embodying the recording or of its container, or in the film, as being intended for use by places of education;
 - (b) the work or adaptation was not published for the purpose of being used by places of education;
 - (c) the collection consists principally of matter in which copyright does not subsist; and

- (d) a sufficient acknowledgement of the work or adaptation is made.
- (2) The last preceding subsection does not apply in relation to the copyright in a work if, in addition to the extract concerned, 2 or more other extracts from, or from adaptations of, works (being works in which copyright subsists at the time when the collection is published) by the author of the first-mentioned work are contained in that collection, or are contained in that collection taken together with every similar collection, if any, of works intended for use by places of education and published by the same publisher within the period of 5 years immediately preceding the publication of the first-mentioned collection.

113P Copying and communicating works and broadcasts

Works

- (1) The body administering an educational institution does not infringe copyright in a work by copying or communicating the whole or a part of the work if:
 - (a) a remuneration notice that applies to the educational institution and the work is in force under section 113Q; and
 - (b) the work is not:
 - (i) a computer program; or
 - (ii) a compilation of computer programs; or
 - (iii) a work included in a broadcast; and
 - (c) the copying or communicating occurs solely for the educational purposes of:
 - (i) the educational institution; or
 - (ii) another educational institution, if a remuneration notice that applies to the other educational institution and the work is in force under section 113Q; and
 - (d) the amount of the work copied or communicated does not unreasonably prejudice the legitimate interests of the owner of the copyright; and
 - (e) the copying or communicating complies with:
 - (i) any relevant agreement between the relevant works collecting society and the body administering the educational institution; and
 - (ii) any relevant determination made by the Copyright Tribunal under subsection (4) of this section.

Broadcasts

- (2) The body administering an educational institution does not infringe copyright in copyright material by copying, or communicating a copy of, the whole or a part of a broadcast if:
 - (a) a remuneration notice that applies to the educational institution and the material is in force under section 113Q; and
 - (b) the material is:

- (i) the broadcast; or
- (ii) a work, sound recording or cinematograph film included in the broadcast; and
- (c) the copying or communicating occurs solely for the educational purposes of:
 - (i) the educational institution; or
 - (ii) another educational institution, if a remuneration notice that applies to the other educational institution and the material is in force under section 113Q; and
- (d) the copying or communicating complies with:
 - (i) any relevant agreement between the broadcasts collecting society and the body administering the educational institution; and
 - (ii) any relevant determination made by the Copyright Tribunal under subsection (4) of this section.

- (3) For the purposes of Part XIA, each performer in a performance is taken to have authorised the copying, or the communicating a copy, of the whole or a part of:
- (a) a broadcast of the performance; or
 - (b) the content of a broadcast of the performance;
- if subsection (2) applies to the copying or communicating.

Note: The effect of this subsection is that no right of action and no offence occurs, in respect of the copy or communication, under Part XIA (Performers' protection).

Questions determined by Copyright Tribunal

- (4) The Copyright Tribunal may determine a question relating to copying or communicating mentioned in subsection (1) or (2) if:
- (a) the relevant collecting society and the body administering the relevant educational institution fail to determine the question by agreement under subparagraph (1)(e)(i) or (2)(d)(i); and
 - (b) the society or the body applies to the Tribunal to have the Tribunal determine the question.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the application.

Copies and communications subsequently used for other purposes

- (5) Subsections (1), (2) and (3) do not apply, and are taken never to have applied, to copying, or communicating a copy, by a body administering an educational institution if the copy is, with the consent of the body:
- (a) used for a purpose other than the educational purposes of an educational institution; or
 - (b) given to the body administering another educational institution, if no remuneration notice that applies to the other educational institution and the relevant copyright material is in force under section 113Q; or

- (c) sold or otherwise supplied for a financial profit.

Content of certain broadcasts

- (6) This section applies to the content of a broadcast in the same way as this section applies to a broadcast if the content of the broadcast was:
 - (a) electronically transmitted using the internet at the same time, or at substantially the same time, as the broadcast; or
 - (b) if the broadcast is a free-to-air broadcast—made available online by the broadcaster of the broadcast at the same time as, or after, the broadcast.

113Q Remuneration notices

- (1) A **remuneration notice** is a written notice:
 - (a) that the body administering an educational institution gives to a collecting society; and
 - (b) by which the body undertakes:
 - (i) to pay to the society equitable remuneration for licensed copying or communicating; and
 - (ii) to give to the society reasonable assistance to enable the society to collect and distribute that equitable remuneration.

Note: For equitable remuneration, see section 113R.

- (2) Copying or communicating mentioned in subsection 113P(1) or (2) is **licensed copying or communicating** if the copying or communicating does not infringe copyright only because of section 113P.

- (3) A remuneration notice that a body gives to a collecting society under this section applies to:
 - (a) an educational institution that the body administers; and
 - (b) copyright material for which the society is the collecting society.

Note: See paragraph 113V(4)(a).

- (4) However, the notice does not apply to a work to which paragraph 113P(1)(b) applies if the society is not the works collecting society for the eligible rights holder who owns the copyright in the work.

Note: See paragraph 113V(4)(b).

When remuneration notice is in force

- (5) A remuneration notice given under this section:
 - (a) comes into force on:
 - (i) the day on which the notice is given to the relevant collecting society; or
 - (ii) a later day specified in the notice; and

- (b) remains in force until it is revoked.
- (6) The body administering an educational institution may, at any time, revoke a remuneration notice the body gave to a collecting society under this section. The body revokes the remuneration notice by giving notice in writing to the society. The revocation takes effect:
 - (a) at the end of the period of 3 months starting on the day the notice of revocation is given to the society; or
 - (b) on a later day specified in the notice of revocation.

113R Equitable remuneration

- (1) The amount of the equitable remuneration that, by a remuneration notice given to a collecting society under section 113Q, the body administering an educational institution undertakes to pay for licensed copying or communicating is the amount:
 - (a) agreed between the society and the body; or
 - (b) determined by the Copyright Tribunal under subsection (2).
- (2) The Copyright Tribunal may determine the amount of the equitable remuneration if:
 - (a) the society and the body fail to determine the amount by agreement under paragraph (1)(a); and
 - (b) the society or the body apply to the Tribunal to have the Tribunal determine the amount.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the application.

- (3) A determination of the Tribunal under subsection (2) may be expressed to have effect in relation to copying or communicating done before the day on which the determination is made.

113S Educational institutions must assist collecting society

- (1) If a remuneration notice that applies to an educational institution is in force under section 113Q, the relevant collecting society may, in writing (the entry notice), notify the body administering the educational institution that the society wishes, on a day specified in the notice, to enter the premises of the educational institution for the purpose of reviewing the body's compliance with:
 - (a) the remuneration notice; and
 - (b) any relevant agreements and determinations mentioned in paragraph 113P(1)(e) or (2)(d).
- (2) A person authorised in writing by the collecting society may enter the premises of the educational institution for the purpose mentioned in subsection (1) after the collecting society gives the entry notice to the body.

- (3) Entry onto premises under subsection (2) may only occur:
 - (a) during ordinary working hours of the educational institution; and
 - (b) on the day specified in the entry notice, which must not be earlier than 7 days after the day on which the entry notice is given.
- (4) The Copyright Tribunal may determine a question relating to entry onto premises of an educational institution under this section if:
 - (a) the relevant collecting society and the body administering the educational institution fail to determine the question by agreement; and
 - (b) the society or the body applies to the Tribunal to have the Tribunal determine the question.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the application.

- (5) The body administering an educational institution must:
 - (a) ensure that a person who enters the premises of the educational institution under subsection (2) is provided with all reasonable and necessary facilities and assistance for the effective review of the body's compliance with the remuneration notice, agreements and determinations mentioned in paragraphs (1)(a) and (b); and
 - (b) comply with any determinations of the Copyright Tribunal made under subsection (4).
- (6) A body administering an educational institution commits an offence if the body contravenes subsection (5).

Penalty: 5 penalty units.

113T Voluntary licences

- (1) Nothing in this Division affects the right of the owner of the copyright in copyright material to grant a licence authorising any use of that material by the body administering an educational institution.
- (2) Nothing in this Division affects the right of a performer in a performance (within the meaning of Part XIA) to authorise the body administering an educational institution:
 - (a) to make, or cause to be made, a sound recording or a cinematograph film of the performance; and
 - (b) to communicate, or cause to be communicated, that recording or film.

113U Persons acting on behalf of bodies administering educational institutions

A reference in this Division (other than the first reference in subsection 113S(6)) to the body administering an educational institution includes a reference to a person acting on behalf of the body.

113V Declaration of collecting society

Applications

- (1) A body may apply, in writing, to the Minister to be declared to be:
 - (a) the works collecting society for:
 - (i) all eligible rights holders; or
 - (ii) specified classes of eligible rights holders; or
 - (b) the broadcasts collecting society.

Declarations

- (2) After receiving the application, the Minister must do one of the following:
 - (a) declare the body to be a collecting society;
 - (b) refuse to declare the body to be a collecting society;
 - (c) both:
 - (i) refer the application to the Copyright Tribunal in the way prescribed by the regulations; and
 - (ii) notify the body of the referral.
- (3) The Copyright Tribunal may declare the body to be a collecting society if the Minister refers the application to the Tribunal under paragraph (2)(c). The Registrar must notify the Minister of the declaration.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the referral.

- (4) A declaration of the body to be a collecting society under this section must declare the body to be a collecting society:
 - (a) for either:
 - (i) works to which paragraph 113P(1)(b) applies; or
 - (ii) copyright material to which paragraph 113P(2)(b) applies; and
 - (b) for:
 - (i) if subparagraph (a)(i) of this subsection applies—specified classes of eligible rights holders; or
 - (ii) in either case—all eligible rights holders.

- (5) The Minister must, by notifiable instrument, give notice of a declaration made under this section.

Existing collecting societies

- (6) If:
 - (a) a body is declared to be the works collecting society for an eligible rights holder; and
 - (b) another body is later declared to be the works collecting society for the eligible rights holder;

the first declaration ceases to be in effect on the day (the cessation day) before the second declaration commences, to the extent the first declaration relates to the eligible rights holder.

(7) If:

(a) a remuneration notice given to the first body under section 113Q:

(i) is in force on the cessation day; and

(ii) applies to a work; and

(b) the eligible rights holder owns the copyright in the work;

the notice ceases to be in force on the cessation day, to the extent the notice applies to the work.

(8) A body cannot be declared to be the broadcasts collecting society while another body is declared to be the broadcasts collecting society.

Eligible rights holders

(9) In this Act:

eligible rights holder means:

(a) for a works collecting society—the owner of the copyright in a work; or

(b) for the broadcasts collecting society—any of the following:

(i) the owner of the copyright in a work, a sound recording or a cinematograph film

(other than a new owner of the copyright in a sound recording of a live performance within the meaning of section 100AB);

(ii) a performer in a performance (within the meaning of Part XIA).

113W Requirements for declaration of collecting society

The Minister and the Copyright Tribunal must not declare a body to be a collecting society for eligible rights holders under section 113V unless:

(a) the body is a company limited by guarantee and incorporated under a law of the Commonwealth, a State or a Territory relating to companies; and

(b) all of those eligible rights holders, or their agents, are entitled to become its members; and

(c) its rules prohibit the payment of dividends to its members; and

(d) its rules contain such other provisions as are prescribed by the regulations, being provisions necessary to ensure that the interests of the collecting society's members who are eligible rights holders or their agents are protected adequately, including provisions about:

(i) the collection of amounts of equitable remuneration payable under remuneration notices given to the society under section 113Q; and

- (ii) the payment of the administrative costs of the society out of amounts collected by it; and
- (iii) the distribution of amounts collected by it; and
- (iv) the holding on trust by the society of amounts for eligible rights holders who are not its members; and
- (v) access to records of the society by its members.

113X Revocation of declaration

- (1) Subsection (2) applies if the Minister is satisfied that a body declared to be a collecting society under section 113V:
 - (a) is not functioning adequately as the collecting society; or
 - (b) is not acting in accordance with its rules or in the best interests of those of its members who are eligible rights holders or their agents; or
 - (c) has altered its rules so that they no longer comply with paragraphs 113W(c) and (d); or
 - (d) has refused or failed, without reasonable excuse, to comply with section 113Z or 113ZA.

- (2) The Minister may:

- (a) revoke the declaration; or
 - (b) refer to the Copyright Tribunal, in the way prescribed by the regulations, the question whether the declaration should be revoked.

- (3) The Tribunal may revoke the declaration if:

- (a) the Minister refers the question to the Copyright Tribunal under paragraph (2)(b); and
 - (b) the Tribunal is satisfied that paragraph (1)(a), (b), (c) or (d) applies to the body.

The Registrar must notify the Minister of the revocation.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the referral.

- (4) A revocation under this section must specify the day on which it takes effect.
- (5) The Minister must, by notifiable instrument, give notice of a revocation under this section.
- (6) Subsection 33(3) of the Acts Interpretation Act 1901 does not apply in relation to a power under section 113V of this Act to make a declaration.

113Y Scope of this Subdivision

This Subdivision applies to:

- (a) a works collecting society; or
- (b) the broadcasts collecting society.

113Z Annual report and accounts

- (1) The collecting society must, as soon as practicable after the end of each financial year:
 - (a) prepare a report of its operations during that financial year; and
 - (b) send a copy of the report to the Minister, for presentation to the Parliament.
- (2) The collecting society must keep accounting records correctly recording and explaining the transactions of the society (including any transactions as trustee) and the financial position of the society.
- (3) The accounting records must be kept in such a manner as will enable true and fair accounts of the society to be prepared from time to time and those accounts to be conveniently and properly audited.
- (4) The collecting society must:
 - (a) as soon as practicable after the end of each financial year, cause its accounts to be audited by an auditor who is not a member of the society; and
 - (b) must send to the Minister a copy of its accounts as so audited.
- (5) The collecting society must give its members reasonable access to copies of all reports and audited accounts prepared under this section.
- (6) This section does not affect any obligations of a collecting society relating to the preparation and lodging of annual returns or accounts under the law under which it is incorporated.

113ZA Amendment of rules

The collecting society must, within 21 days after it alters its rules, send a copy of the rules as so altered to the Minister, together with a statement setting out:

- (a) the effect of the alteration; and
- (b) the reasons why it was made.

113ZB Review of distribution arrangement by Copyright Tribunal

- (1) The collecting society or a member of the society may apply to the Copyright Tribunal for review of the arrangement adopted, or proposed to be adopted, by the society for distributing amounts it collects in a period.

Note: Section 153A sets out the procedure of the Copyright Tribunal in dealing with the application.

- (2) After an application is made under subsection (1), the Tribunal must make an order:
 - (a) confirming the arrangement; or
 - (b) varying the arrangement; or
 - (c) substituting for the arrangement another arrangement for distributing amounts the collecting society collects in the period.
- (3) If the Tribunal makes an order varying the arrangement or substituting for it another arrangement, the arrangement reflecting the Tribunal's order:

- (a) has effect as if it had been adopted in accordance with the society's rules; and
- (b) does not affect a distribution started before the order was made.

113ZC Operation of collecting society rules

Division 4 and this Division apply to the collecting society despite anything in the rules of the society, but nothing in those Divisions affects the rules so far as they can operate together with those Divisions.

韓国著作権法関連条文

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=414668

Copyright Act

[Law No. 12137. Amended on December 30, 2013]

Article 25 (Use for the Purpose of School Education, etc.)

- (1) Works already made public may be reproduced in school textbooks necessary for the purpose of education at high schools, their equivalent or lower-level schools.
- (2) Schools established by special Acts, the Early Childhood Education Act, the Elementary and Secondary Education Act or the Higher Education Act, educational institutions that are operated by the State or local governments, and education support institutions affiliated to the State or local governments to support classes implemented in those educational institutions may reproduce, distribute, perform in public, display or transmit parts of works already made public, if those works have been recognized as necessary in implementing classes or in rendering support thereof. If it is inevitable to use the work in whole in view of the character of the work, or the purpose and form, etc. of such use, then they may utilize the work in whole. [<Amended on April 22, 2009; December 30, 2013>](#)
- (3) A person who receives education at an educational institution pursuant to Paragraph (2) may reproduce and interactively transmit a work already made public, within the limit stipulated in Paragraph (2), where such acts are recognized as necessary for the purpose of education.
- (4) A person who intends to exploit a work pursuant to Paragraphs (1) and (2) shall pay remuneration to the owner of property rights according to the criteria determined and announced by the Minister of Culture, Sports and Tourism: Provided, That those who engage in the reproduction, distribution, public performance, broadcasting or interactive transmission of relevant works at high schools, their equivalents, or lower level schools pursuant to Paragraph (2) shall not be obliged to pay remuneration. [<Amended on February 29, 2008; April 22, 2009>](#)
- (5) The right to be remunerated pursuant to Paragraph (4) shall be exercised by an organization which satisfies all of the following conditions and is designated by the Minister of Culture, Sports and Tourism. When the Minister of Culture, Sports and Tourism designates such an organization, prior consent from the organization shall be obtained. [<Amended on February 29, 2008>](#)

The organization shall:

1. Consist of the persons who hold the right to receive remuneration in the Republic of Korea (hereinafter referred to as “holder of the right to remuneration”);
 2. Not aim at making a profit;
 3. Have sufficient capability to carry out its duties of collecting, distributing, etc. of the remuneration.
- (6) When there is a request from the holder of the right to remuneration, even if he/she is not a member of the organization, the organization under Paragraph (5) shall not refuse to exercise the right for him/her. In such a case, the organization shall have the authority to perform an act under its own name in court or out of court regarding the right.
- (7) The Minister of Culture, Sports and Tourism may revoke the designation if the organization under Paragraph (5) falls under any of the following subparagraphs:
<Amended on February 29, 2008>
1. If an organization fails to satisfy the conditions stipulated in Paragraph (5);
 2. If an organization violates the work regulations with regard to remuneration; and
 3. If there is concern that the interest of the holder of the right to remuneration could be prejudiced due to the organization having suspended its duties on remuneration for a considerable period of time.
- (8) The organization pursuant to Paragraph (5) may use the remuneration that has been left undistributed for more than three years from the date of public announcement of remuneration distribution, for the purpose of public interest, after obtaining approval from the Minister of Culture, Sports and Tourism. <Amended on February 29, 2008>
- (9) Matters necessary for the designation and revocation of an organization, work regulations, public announcement of remuneration distribution, approval for use of undistributed remuneration for the purpose of public interest, etc. pursuant to Paragraphs (5), (7) and (8) shall be prescribed by the Presidential Decree.
- (10) If an educational institution conducts interactive transmission pursuant to Paragraph (2), necessary measures, such as those to prevent reproduction, shall be prescribed by the Presidential Decree in order to prevent infringement of copyrights and other rights protected under this Act.

Article 28 (Quotations from Work Made Public)

It is permissible to quote a work already made public for purposes of news reporting, critique, education and research, etc. within a reasonable limit and in compliance with fair practices.

Article 29 (Public Performance and Broadcasting for Non-profit Purposes)

- (1) It is permissible to perform publicly or broadcast a work already made public for non-profit purposes and without receiving any profit in return under any pretext from the audience, spectators or third persons: Provided, That the foregoing shall not apply when the performer concerned is paid ordinary compensation.
- (2) It is permissible to play and perform to the general public commercial phonograms or cinematographic works, if no profit is received in return from the audience or spectators: Provided, That the foregoing shall not be applied to cases prescribed by the Presidential Decree.

Article 31 (Reproduction, etc. in Libraries, etc.)

- (1) Among libraries under the Libraries Act and facilities that provide books, documents, records and other materials (hereinafter referred to as “books, etc.”) for public use, those (including the heads of the relevant facilities; hereinafter referred to as “libraries, etc.”) prescribed by the Presidential Decree may reproduce the works contained in books, etc. kept at the libraries, etc. (in the case of Subparagraph 1, including the books, etc. reproduced by and interactively transmitted to the libraries, etc. pursuant to the provision of Paragraph (3) thereof) in any of the following cases: Provided, That in the case of Subparagraphs 1 and 3, the works shall not be reproduced in digital format:
 1. Where, at the request of a user and for the purpose of research and study, a single copy of a part of books, etc. already made public is provided to him/her;
 2. Where it is necessary for libraries, etc. to reproduce books, etc. for the purpose of preserving such books, etc.;
 3. Where libraries, etc. provide other libraries etc. at the request of the latter copies of books, etc. that are out of print or not widely available for similar reasons for the purpose of preservation.
- (2) Libraries, etc. may reproduce and interactively transmit their books, etc. to allow users to peruse them within the libraries, etc. by using computers. In such a case, the number of users who may peruse them at the same time shall not exceed the number of copies of such books, etc. kept at the libraries, etc. or the number authorized to be used by the holders of copyrights or other rights protected under this Act. [<Amended on April 22, 2009>](#)
- (3) Libraries, etc. may reproduce and interactively transmit their books, etc. to allow users at other libraries, etc. to peruse them by computers: *Provided*, That, in those cases where all or a part of the books, etc. have been published for sale, such books, etc. shall not be

reproduced or interactively transmitted until a period of five years has elapsed since the publication date of such books, etc.. [<Amended on April 22, 2009>](#)

- (4) In reproducing books, etc. pursuant to Subparagraph 2 of Paragraph (1), Paragraph (2) or Paragraph (3), libraries, etc. shall not reproduce such books, etc. in digital format if they are being sold in digital format.
- (5) In reproducing books, etc. in digital format pursuant to Subparagraph 1 of Paragraph (1), or reproducing or interactively transmitting books, etc. for the purpose of allowing perusal inside other libraries, etc. pursuant to Paragraph (3), libraries, etc. shall pay the owners of author's property rights remuneration in accordance with the standards determined and published by the Minister of Culture, Sports and Tourism: *Provided*, That the foregoing shall not apply to books, etc. (excluding those books, etc. which are, in part or in whole, published for the purpose of sale) where the national or local governments, or schools hold author's property rights pursuant to Article 2 of the Higher Education Act. [<Amended on February 29, 2008>](#)
- (6) The provisions regarding remuneration in Paragraphs (5) to (9) of Article 25, shall apply mutatis mutandis to the foregoing Paragraph (5) with regard to the payment of remuneration, etc.
- (7) If books, etc. are reproduced or interactively transmitted in digital format pursuant to the foregoing Paragraphs (1) through (3), libraries, etc. shall take necessary measures as prescribed by the Presidential Decree, such as measures to prevent reproduction, in order to prevent infringement of copyrights and other rights protected under this Act.
- (8) In the case of the National Library of Korea collecting online materials for the purpose of preservation pursuant to Article 20bis of the Libraries Act, it may reproduce the relevant materials. [<Added on March 25, 2009>](#)

Article 35ter (Fair Use of Works)

- (1) It is permissible to use works for news reporting, critique, education and research when such use does not conflict with the normal exploitation of works and does not unreasonably prejudice the legitimate interests of rights holders except in cases pursuant to Articles 23 to 35bis and 101ter to 101quinquies.
- (2) In determining whether an act of using works falls under Paragraph (1), the following subparagraphs, etc. shall be considered:
 1. The purposes and characters of the use, including whether or not such use is for profit;
 2. The category and nature of the works;
 3. The amount and substantiality of the portion used in relation to the whole work;
 4. The effect of the use on the current or potential market or value of the work.[\[Article added on December 2, 2011\]](#)

アメリカ合衆国著作権法関連条文

<https://www.copyright.gov/title17/title17.pdf>

Circular 92

Copyright Law of the United States

and Related Laws Contained in Title 17 of the United States Code

December 2016

§107 · Limitations on exclusive rights: Fair use

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include—

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.

§ 110 · Limitations on exclusive rights : Exemption of certain performances and displays

Notwithstanding the provisions of section 106, the following are not infringements of copyright:

- (1) performance or display of a work by instructors or pupils in the course of face-to-face teaching activities of a nonprofit educational institution, in a classroom or similar place devoted to instruction, unless, in the case of a motion picture or other audiovisual work, the performance, or the display of individual images, is given by means of a copy that was not lawfully made under this title, and that the person responsible for the performance knew or had reason to believe was not lawfully made;
- (2) except with respect to a work produced or marketed primarily for performance or display as part of mediated instructional activities transmitted via digital networks, or a performance or

display that is given by means of a copy or phonorecord that is not lawfully made and acquired under this title, and the transmitting government body or accredited nonprofit educational institution knew or had reason to believe was not lawfully made and acquired, the performance of a nondramatic literary or musical work or reasonable and limited portions of any other work, or display of a work in an amount comparable to that which is typically displayed in the course of a live classroom session, by or in the course of a transmission, if—

(A) the performance or display is made by, at the direction of, or under the actual supervision of an instructor as an integral part of a class session offered as a regular part of the systematic mediated instructional activities of a governmental body or an accredited nonprofit educational institution;

(B) the performance or display is directly related and of material assistance to the teaching content of the transmission;

(C) the transmission is made solely for, and, to the extent technologically feasible, the reception of such transmission is limited to—

(i) students officially enrolled in the course for which the transmission is made; or

(ii) officers or employees of governmental bodies as a part of their official duties or employment; and

(D) the transmitting body or institution—

(i) institutes policies regarding copyright, provides informational materials to faculty, students, and relevant staff members that accurately describe, and promote compliance with, the laws of the United States relating to copyright, and provides notice to students that materials used in connection with the course may be subject to copyright protection; and

(ii) in the case of digital transmissions—

(I) applies technological measures that reasonably prevent—

(aa) retention of the work in accessible form by recipients of the transmission from the transmitting body or institution for longer than the class session; and

(bb) unauthorized further dissemination of the work in accessible form by such recipients to others; and

(II) does not engage in conduct that could reasonably be expected to interfere with technological measures used by copyright owners to prevent such retention or unauthorized further dissemination;

(3) performance of a nondramatic literary or musical work or of a dramatico-musical work of a religious nature, or display of a work, in the course of services at a place of worship or other religious assembly;

(4) performance of a nondramatic literary or musical work otherwise than in a transmission to the public, without any purpose of direct or indirect commercial advantage and without payment of any fee or other compensation for the performance to any of its performers,

promoters, or organizers, if—

(A) there is no direct or indirect admission charge; or

(B) the proceeds, after deducting the reasonable costs of producing the performance, are used exclusively for educational, religious, or charitable purposes and not for private financial gain, except where the copyright owner has served notice of objection to the performance under the following conditions:

(i) the notice shall be in writing and signed by the copyright owner or such owner's duly authorized agent; and

(ii) the notice shall be served on the person responsible for the performance at least seven days before the date of the performance, and shall state the reasons for the objection; and

(iii) the notice shall comply, in form, content, and manner of service, with requirements that the Register of Copyrights shall prescribe by regulation;

(5)(A) except as provided in subparagraph (B), communication of a transmission embodying a performance or display of a work by the public reception of the transmission on a single receiving apparatus of a kind commonly used in private homes, unless—

(i) a direct charge is made to see or hear the transmission; or

(ii) the transmission thus received is further transmitted to the public;

(B) communication by an establishment of a transmission or retransmission embodying a performance or display of a nondramatic musical work intended to be received by the general public, originated by a radio or television broadcast station licensed as such by the Federal Communications Commission, or, if an audiovisual transmission, by a cable system or satellite carrier, if—

(i) in the case of an establishment other than a food service or drinking establishment, either the establishment in which the communication occurs has less than 2,000 gross square feet of space (excluding space used for customer parking and for no other purpose), or the establishment in which the communication occurs has 2,000 or more gross square feet of space (excluding space used for customer parking and for no other purpose) and—

(I) if the performance is by audio means only, the performance is communicated by means of a total of not more than 6 loudspeakers, of which not more than 4 loudspeakers are located in any 1 room or adjoining outdoor space; or

(II) if the performance or display is by audiovisual means, any visual portion of the performance or display is communicated by means of a total of not more than 4 audiovisual devices, of which not more than 1 audiovisual device is located in any 1 room, and no such audiovisual device has a diagonal screen size greater than 55 inches, and any audio portion of the performance or display is communicated by means of a total of not more than 6 loudspeakers, of which not more than 4

loudspeakers are located in any 1 room or adjoining outdoor space;

(ii) in the case of a food service or drinking establishment, either the establishment in which the communication occurs has less than 3,750 gross square feet of space (excluding space used for customer parking and for no other purpose), or the establishment in which the communication occurs has 3,750 gross square feet of space or more (excluding space used for customer parking and for no other purpose) and—

(I) if the performance is by audio means only, the performance is communicated by means of a total of not more than 6 loudspeakers, of which not more than 4 loudspeakers are located in any 1 room or adjoining outdoor space; or

(II) if the performance or display is by audiovisual means, any visual portion of the performance or display is communicated by means of a total of not more than 4 audiovisual devices, of which not more than 1 audiovisual device is located in any 1 room, and no such audiovisual device has a diagonal screen size greater than 55 inches, and any audio portion of the performance or display is communicated by means of a total of not more than 6 loudspeakers, of which not more than 4 loudspeakers are located in any 1 room or adjoining outdoor space;

(iii) no direct charge is made to see or hear the transmission or retransmission;

(iv) the transmission or retransmission is not further transmitted beyond the establishment where it is received; and

(v) the transmission or retransmission is licensed by the copyright owner of the work so publicly performed or displayed;

(6) performance of a nondramatic musical work by a governmental body or a nonprofit agricultural or horticultural organization, in the course of an annual agricultural or horticultural fair or exhibition conducted by such body or organization; the exemption provided by this clause shall extend to any liability for copyright infringement that would otherwise be imposed on such body or organization, under doctrines of vicarious liability or related infringement, for a performance by a concessionaire, business establishment, or other person at such fair or exhibition, but shall not excuse any such person from liability for the performance;

(7) performance of a nondramatic musical work by a vending establishment open to the public at large without any direct or indirect admission charge, where the sole purpose of the performance is to promote the retail sale of copies or phonorecords of the work, or of the audiovisual or other devices utilized in such performance, and the performance is not transmitted beyond the place where the establishment is located and is within the immediate area where the sale is occurring;

(8) performance of a nondramatic literary work, by or in the course of a transmission specifically designed for and primarily directed to blind or other handicapped persons who are unable to read normal printed material as a result of their handicap, or deaf or other handicapped persons who are unable to hear the aural signals accompanying a transmission

of visual signals, if the performance is made without any purpose of direct or indirect commercial advantage and its transmission is made through the facilities of: (i) a governmental body; or (ii) a noncommercial educational broadcast station (as defined in section 397 of title 47); or (iii) a radio subcarrier authorization (as defined in 47 CFR 73.293–73.295 and 73.593–73.595); or (iv) a cable system (as defined in section 111 (f));

(9) performance on a single occasion of a dramatic literary work published at least ten years before the date of the performance, by or in the course of a transmission specifically designed for and primarily directed to blind or other handicapped persons who are unable to read normal printed material as a result of their handicap, if the performance is made without any purpose of direct or indirect commercial advantage and its transmission is made through the facilities of a radio subcarrier authorization referred to in clause (8) (iii), *Provided*, That the provisions of this clause shall not be applicable to more than one performance of the same work by the same performers or under the auspices of the same organization;

(10) notwithstanding paragraph (4), the following is not an infringement of copyright: performance of a nondramatic literary or musical work in the course of a social function which is organized and promoted by a nonprofit veterans' organization or a nonprofit fraternal organization to which the general public is not invited, but not including the invitees of the organizations, if the proceeds from the performance, after deducting the reasonable costs of producing the performance, are used exclusively for charitable purposes and not for financial gain. For purposes of this section the social functions of any college or university fraternity or sorority shall not be included unless the social function is held solely to raise funds for a specific charitable purpose; and

(11) the making imperceptible, by or at the direction of a member of a private household, of limited portions of audio or video content of a motion picture, during a performance in or transmitted to that household for private home viewing, from an authorized copy of the motion picture, or the creation or provision of a computer program or other technology that enables such making imperceptible and that is designed and marketed to be used, at the direction of a member of a private household, for such making imperceptible, if no fixed copy of the altered version of the motion picture is created by such computer program or other technology.

The exemptions provided under paragraph (5) shall not be taken into account in any administrative, judicial, or other governmental proceeding to set or adjust the royalties payable to copyright owners for the public performance or display of their works. Royalties payable to copyright owners for any public performance or display of their works other than such performances or displays as are exempted under paragraph (5) shall not be diminished in any respect as a result of such exemption.

In paragraph (2), the term “mediated instructional activities” with respect to the performance or display of a work by digital transmission under this section refers to activities that use such work as an integral part of the class experience, controlled by or under the actual supervision of the

instructor and analogous to the type of performance or display that would take place in a live classroom setting. The term does not refer to activities that use, in 1 or more class sessions of a single course, such works as textbooks, course packs, or other material in any media, copies or phonorecords of which are typically purchased or acquired by the students in higher education for their independent use and retention or are typically purchased or acquired for elementary and secondary students for their possession and independent use.

For purposes of paragraph (2), accreditation—

(A) with respect to an institution providing post-secondary education, shall be as determined by a regional or national accrediting agency recognized by the Council on Higher Education Accreditation or the United States Department of Education; and

(B) with respect to an institution providing elementary or secondary education, shall be as recognized by the applicable state certification or licensing procedures.

For purposes of paragraph (2), no governmental body or accredited nonprofit educational institution shall be liable for infringement by reason of the transient or temporary storage of material carried out through the automatic technical process of a digital transmission of the performance or display of that material as authorized under paragraph (2). No such material stored on the system or network controlled or operated by the transmitting body or institution under this paragraph shall be maintained on such system or network in a manner ordinarily accessible to anyone other than anticipated recipients. No such copy shall be maintained on the system or network in a manner ordinarily accessible to such anticipated recipients for a longer period than is reasonably necessary to facilitate the transmissions for which it was made.

For purposes of paragraph (11), the term “making imperceptible” does not include the addition of audio or video content that is performed or displayed over or in place of existing content in a motion picture.

Nothing in paragraph (11) shall be construed to imply further rights under section 106 of this title, or to have any effect on defenses or limitations on rights granted under any other section of this title or under any other paragraph of this section.

§ 118 · Scope of exclusive rights : Use of certain works in connection with noncommercial broadcasting⁵⁵

(a) The exclusive rights provided by section 106 shall, with respect to the works specified by subsection (b) and the activities specified by subsection (d), be subject to the conditions and limitations prescribed by this section.

(b) Notwithstanding any provision of the antitrust laws, any owners of copyright in published nondramatic musical works and published pictorial, graphic, and sculptural works and any public broadcasting entities, respectively, may negotiate and agree upon the terms and rates of royalty payments and the proportionate division of fees paid among various copyright owners, and may

designate common agents to negotiate, agree to, pay, or receive payments.

(1) Any owner of copyright in a work specified in this subsection or any public broadcasting entity may submit to the Copyright Royalty Judges proposed licenses covering such activities with respect to such works.

(2) License agreements voluntarily negotiated at any time between one or more copyright owners and one or more public broadcasting entities shall be given effect in lieu of any determination by the Librarian of Congress or the Copyright Royalty Judges, if copies of such agreements are filed with the Copyright Royalty Judges within 30 days of execution in accordance with regulations that the Copyright Royalty Judges shall issue.

(3) Voluntary negotiation proceedings initiated pursuant to a petition filed under section 804(a) for the purpose of determining a schedule of terms and rates of royalty payments by public broadcasting entities to owners of copyright in works specified by this subsection and the proportionate division of fees paid among various copyright owners shall cover the 5-year period beginning on January 1 of the second year following the year in which the petition is filed. The parties to each negotiation proceeding shall bear their own costs.

(4) In the absence of license agreements negotiated under paragraph (2) or (3), the Copyright Royalty Judges shall, pursuant to chapter 8, conduct a proceeding to determine and publish in the Federal Register a schedule of rates and terms which, subject to paragraph (2), shall be binding on all owners of copyright in works specified by this subsection and public broadcasting entities, regardless of whether such copyright owners have submitted proposals to the Copyright Royalty Judges. In establishing such rates and terms the Copyright Royalty Judges may consider the rates for comparable circumstances under voluntary license agreements negotiated as provided in paragraph (2) or (3). The Copyright Royalty Judges shall also establish requirements by which copyright owners may receive reasonable notice of the use of their works under this section, and under which records of such use shall be kept by public broadcasting entities.

(c) Subject to the terms of any voluntary license agreements that have been negotiated as provided by subsection (b) (2) or (3), a public broadcasting entity may, upon compliance with the provisions of this section, including the rates and terms established by the Copyright Royalty Judges under subsection (b)(4), engage in the following activities with respect to published nondramatic musical works and published pictorial, graphic, and sculptural works:

(1) performance or display of a work by or in the course of a transmission made by a noncommercial educational broadcast station referred to in subsection (f); and

(2) production of a transmission program, reproduction of copies or phonorecords of such a transmission program, and distribution of such copies or phonorecords, where such production, reproduction, or distribution is made by a nonprofit institution or organization solely for the purpose of transmissions specified in paragraph (1); and

(3) the making of reproductions by a governmental body or a nonprofit institution of a

transmission program simultaneously with its transmission as specified in paragraph (1), and the performance or display of the contents of such program under the conditions specified by paragraph (1) of section 110, but only if the reproductions are used for performances or displays for a period of no more than seven days from the date of the transmission specified in paragraph (1), and are destroyed before or at the end of such period. No person supplying, in accordance with paragraph (2), a reproduction of a transmission program to governmental bodies or nonprofit institutions under this paragraph shall have any liability as a result of failure of such body or institution to destroy such reproduction: *Provided*, That it shall have notified such body or institution of the requirement for such destruction pursuant to this paragraph: *And provided further*, That if such body or institution itself fails to destroy such reproduction it shall be deemed to have infringed.

(d) Except as expressly provided in this subsection, this section shall have no applicability to works other than those specified in subsection (b). Owners of copyright in nondramatic literary works and public broadcasting entities may, during the course of voluntary negotiations, agree among themselves, respectively, as to the terms and rates of royalty payments without liability under the antitrust laws. Any such terms and rates of royalty payments shall be effective upon filing with the Copyright Royalty Judges, in accordance with regulations that the Copyright Royalty Judges shall prescribe as provided in section 803(b)(6).

(e) Nothing in this section shall be construed to permit, beyond the limits of fair use as provided by section 107, the unauthorized dramatization of a nondramatic musical work, the production of a transmission program drawn to any substantial extent from a published compilation of pictorial, graphic, or sculptural works, or the unauthorized use of any portion of an audiovisual work.

(f) As used in this section, the term “public broadcasting entity” means a noncommercial educational broadcast station as defined in section 397 of title 47 and any nonprofit institution or organization engaged in the activities described in paragraph (2) of subsection (c).

EU CRM ディレクティブ関連法文（抜粋）

DIRECTIVE 2014/26/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market

(Text with EEA relevance)

3. Article 36 : Compliance

1. Member States shall ensure that compliance by collective management organisations established in their territory with the provisions of national law adopted pursuant to the requirements laid down in this Directive is monitored by competent authorities designated for that purpose.

2. Member States shall ensure that procedures exist enabling members of a collective management organisation, rightholders, users, collective management organisations and other interested parties to notify the competent authorities designated for that purpose of activities or circumstances which, in their opinion, constitute a breach of the provisions of national law adopted pursuant to the requirements laid down in this Directive.

3. Member States shall ensure that the competent authorities designated for that purpose have the power to impose appropriate sanctions or to take appropriate measures where the provisions of national law adopted in implementation of this Directive have not been complied with. Those sanctions and measures shall be effective, proportionate and dissuasive.

Member States shall notify the Commission of the competent authorities referred to in this Article and in Articles 37 and 38 by 10 April 2016. The Commission shall publish the information received in that regard.

4. Article 39 : Notification of collective management organisations

By 10 April 2016, Member States shall provide the Commission, on the basis of the information at their disposal, with a list of the collective management organisations established in their territories.

Member States shall notify any changes to that list to the Commission without undue delay.

The Commission shall publish that information and keep it up to date.